2021 年度 第 46 回

資生堂児童福祉 海外研修報告書

フランス（パリ、セーヌ＝サン＝ドニ）リモート研修

公益財団法人　資生堂社会福祉事業財団

第46回（2021年度）

資生堂児童福祉海外研修報告書

フランス（パリ、セーヌ＝サン＝ドニ）リモート研修

第46回 資生堂児童福祉海外研修結団式　2021年12月10日・資生堂本社汐留オフィス

尾谷　子どもの虹情報研修センター　川﨑特別講師

松本　広島市こども療育センター愛育園　西田団長

山口　厚生労働省子ども家庭局　末武社会的養護専門官

林　資生堂社会福祉事業財団　塩島理事長

松本　全国児童養護施設協議会　桑原会長

井口　全国社会福祉協議会児童福祉部　岩崎部長

坂口　資生堂社会福祉事業財団　白岩事務局長

丑久保　資生堂社会福祉事業財団

田中

CONTENTS

ごあいさつ　第46回資生堂児童福祉海外研修報告書に寄せて
全国児童養護施設協議会　会長　桑原 教修 …… 1
実施要領 …… 2
研修スケジュール …… 3
研修団紹介 …… 4
事務局報告　資生堂社会福祉事業財団　常務理事兼事務局長 白岩 哲明 …… 6

Ⅰ フランスの児童福祉

●フランスの児童福祉と児童保護制度　～「予防医学」の視点で捉える～

研修団団長　広島市こども療育センター愛育園 園長
西田 篤

1.はじめに …… 7
2.「先行の現地調査」を踏まえて …… 7
3.「予防医学」という視点 …… 8
4.フランスの児童保護を規定する法律
（1）1989年の児童虐待予防と児童保護に関する法律 …… 9
（2）2007年の児童保護の改革に関する法律 …… 9
5.「児童保護」とその周辺・近接領域の制度と対応の流れ
（1）「児童保護領域」 …… 10
①対応の流れ …… 10
②「予防医学」的な視点からの理解
1）「CRIP（憂慮情報収集室）」(本報告書p43)の位置づけ …… 10
2）「在宅支援」へのシフト …… 11
3）「周産期(母子保健領域)」の支援 …… 11
4）年長児の「自立支援」 …… 12
5)財政的な動向 …… 12
（2）「非行領域」
①現行の法制について …… 13
②「予防医学」的な視点からの理解
1)DPJJの役割 …… 13
2)パリ警察庁未成年保護部隊（BPM）の役割 …… 13
3)再犯・累犯ケースの「厳罰化」傾向 …… 14
（3）「児童保護領域」や「非行領域」の内および外にある「医療」
①CMP（医療心理センター） …… 14
②青少年の家 …… 14
③エキップ・モビール（児童虐待対応チーム） …… 14
6.成果の検証の必要性 …… 15
7.まとめ …… 15
8.おわりに …… 15
参考資料 …… 16

●フランスの児童保護のしくみ―日本との比較も念頭に

研修団特別講師　子どもの虹情報研修センター センター長
川崎 二三彦

はじめに …… 17
フランスの子どもと家族
○合計特殊出生率 …… 17
○婚姻関係―日本の場合 …… 18
○フランスにおける婚姻関係の変遷 …… 18

フランスの親子関係
○共同親権 …… 19
○体罰禁止 …… 19
○親権の制限 …… 19
○国の被後見子（国の子） …… 20
支援を要する児童への対応
○通告制度について …… 21
○ 119 と 189（電話相談の日仏比較） …… 21
○ 2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律
・虐待という用語 …… 23
・県を主体に …… 23
・CRIP 創設 …… 23
・多様な支援のための施設 …… 23
○日本との比較－「虐待」という用語にまつわって …… 23
○日本との比較－司法関与について …… 24
○憂慮情報収集室（CRIP） …… 24
○支援を担う人たち …… 24
児童社会扶助機関（service d'aide sociale a l'enfance: ASE）
○ ASE とは？ …… 25
○日本の児童相談所の業務 …… 25
○ 2003 年の ASE 視察では …… 26
○ ASE の業務 …… 26
○ ASE と児童相談所 …… 27
所感 …… 27
引用・参考文献等 …… 29

Ⅱ リモート視察報告
児童福祉に関する観測・調査研究・情報提供機関
・オダス（地域社会活動国家観測機関） …… 30
＜コラム　フランスにおける家族福祉と子ども観の展開＞ …… 33
・アフィレム（児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会） …… 35
児童保護
通告から調査
・危険な状態にある児童のための公益団体 GIPED、全国電話相談受付サービス SNATED、
全国児童保護観測機関 ONPE …… 38
・パリ市社会福祉児童保健局 児童福祉課内 憂慮情報収集室 CRIP75 …… 43
＜特別コラム　フランスの子ども支援サービス＞ …… 46
＜コラム　オンライン研修の合間の過ごし方＞ …… 51
在宅支援
・全国社会復帰支援協会 青少年教育支援部　ANRS …… 52
家庭外措置
・ルレ・アレジア（里親支援機関） …… 54
・パリ市社会福祉児童保健局 児童福祉課内 子どもの権利と養子縁組事務所 …… 58
＜コラム　匿名出産と養子縁組の歴史＞ …… 61
・アルパ - フィルドール（養親サポート団体） …… 63
・フォワイエ・メラング（チルドレンズホーム） …… 66
・フェリックス・フォール（社会的児童ホーム） …… 69
＜コラム　当事者「サブリナさん」の声」＞ …… 73

・セリーヌ・ラファエル医師、ダニエル・ルソー医師とのセッション
第１部　セッション……75
第２部　サンテック研究・PEGASE プログラム ……79
第３部　児童虐待の歴史……82
＜コラム　日本の児童虐待の歴史＞ ……84
＜コラム　オンラインのつながり＞ ……86
家庭外措置（司法省関連）
・司法省内 青少年司法保護局 DPJJ ……87
＜コラム　フランスの少年司法について＞ ……90
・非行少年入所型集団教育ユニット UEHC ……91
・セーヌ＝サン＝ドニ強化教育センター（非行少年教育施設）CER-93 ……93
＜コラム　喫煙天国＞ ……97
地域のさまざまな予防的支援サービス
・ピエール＝ジョルジョ＝フラサティ小学校（不登校支援）……98
＜コラム　フランスの学校教育制度＞ ……101
＜コラム　多様性＞ ……103
・ソレンの家（青少年の家）……104
＜コラム　CMP のソーシャルワーカー カリンさん＞……107
・ロベール・ドゥブレ大学病院内児童虐待対応チーム エキップ・モビール・エスパー ……109
・パリ警視庁 パリ地域圏司法警察局 未成年保護部隊 BPM ……112
＜コラム　研修団の心強いサポーター　安發明子さん＞ ……115
＜コラム　ここが私たちの anothersky パリ＞ ……118
参考　研修国の紹介……119
資料
・フランス（パリ）児童保護の流れ ……128
・養子縁組の歴史 ……129
研修団名簿……130
資生堂児童福祉海外研修の実績一覧……131
編集後記……135

ごあいさつ

社会福祉法人　全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
会長　桑原 教修

世界的な新型コロナ感染予防の最中にあって、海外研修そのものが実現困難な情勢の中、資生堂社会福祉事業財団様にあっては研修機会の確保に向けて多大なご尽力を賜り、第46回資生堂児童福祉海外研修として、訪問国の決定と団員募集に踏み切っていただきました。しかしながらコロナ感染状況の改善が見込まれないことからWeb方式による訪問予定国「フランス」との調整の上、自国に居ながらにして直接他国に学ぶ機会を私どもに与えて下さいました。このことは、選考された各団員の方々にとりまして通常では体験できない大変貴重な学習の機会になったことと思います。ここに厚く御礼を申し上げます。

折しも、わが国の子ども家庭福祉は、改正児童福祉法（2016）によってすべての子どもたちの最善の利益を追求するとした理念を基底に据えて以降、この間、その推進に向けて国の社会保障審議会専門委員会で、そのとりまとめに向けた協議を重ねてきております。国として子どもたちの健全で安全・安心の育ちをどうやって確保するのか、各自治体や関係機関の役割、我が国が抱える家庭養育の課題と支援策、さらに今後どのような仕組みが必要なのか等々、子ども分野の課題を掘り起こしながら検討されてきており、新たな改正に向けての協議が継続中であります。

特に今回の研修国となったフランスでは児童福祉施策の歴史は古く、資生堂社会福祉事業財団事務局の資料によると、1889年（130年前）に『虐待され、または精神的に遺棄された児童の保護に関する法律』が制定され、司法による親権はく奪も定めていたとあります。フランスの歴史や当時の背景、さらに国民性や文化等々について、私は何ら知識を持ち合わせてはいませんが、家庭養育に対する考えや子ども文化の醸成素地は、きっと参考になるものと確信しています。わが国では改正児童福祉法を実効性のあるものにするために各分野の検討が今後も継続されていくと思いますが、協議のあり方によっては子ども不在となりかねないことを危惧しています。新しい社会的養育ビジョン（2017）のような示し方ではなく、現場の知と行政の知を丁寧に生かしながら、子どもを主体者とする普遍的理念に則った子ども文化を醸成していくことが、わが国の利益に適うことであると思います。その意味でも他国に学ぶ意義は、大いにあると思うのです。

ところで、冬季オリンピック後から突如としてウクライナへの侵攻が、私どもの生活にも影を落とし、辛く悲しい報道の絶えない日々となっています。暮らしが破壊され、家族が離散し、子どもたちの悲痛な叫び声が声なき声として私どもに聞こえてきます。これまで本研修が貴重な学びを得てきたヨーロッパの各地が、深刻な状況にあることを想像するだけで胸が痛むのです。自分の命さえ守ることが叶わない戦争の悲劇が、現代において再現されると誰が想像できたでしょうか。彼の地に子どもの尊厳を諭され、多くの学びを与えられてきた私どもに、今できることは何でしょうか。あるとするならば、その答えを探し続けることが、私どもの成しうる大切なことのように思えてなりません。

事前研修に始まり、時差のある中での5回にわたるセッションの運営、さらに事後研修に至るまで、事務局のご苦労には頭が下がります。お陰様で各団員は貴重な研修を体験させていただくことができました。あらためて貴財団の皆さまに御礼と感謝を申し上げる次第でございます。

第 46 回資生堂児童福祉海外研修実施要領

1. 目的

欧米を中心とした福祉先進国の最新事情、特に社会的養護の仕組みや推進体制、児童福祉施設の形態や機能、及び児童福祉研究に関する最新事情や知識を学ぶ。児童福祉施設の中堅職員を対象に、訪問国の人々との交流を通じ、研修参加者の視野を広げ見識を深め、資質向上を図ることと併せ、職員同士の連帯感を醸成し、将来、児童福祉業界の中枢で活躍できる人材の育成を図る。

2. 主催

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

3. 後援

厚生労働省、社会福祉法人　全国社会福祉協議会

4. 協力

子どもの虹情報研修センター（企画協力、特別講師派遣）

5. 研修国

フランス

6. 研修形態

日本とフランスとをオンラインで結んだリモート研修（渡航なし）

7. 研修テーマ

フランスの子どもと家族をめぐる制度・政策とその背景、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本の次世代育成と児童家庭福祉のあり方を考えます。また前回のフランス視察研修（第 33 回 ,2007 年度）からの変化をおさえ、同国の児童福祉の方向性を探ります。

◆ポイント１◆＜次世代育成について＞

フランスは、少子化対策の成果が出た国として知られています。2020 年の出生率は 1.83（2021 年 2 月フランス国立統計経済研究所（INSEE）暫定データ）と先進国のなかでは高水準にあり、日本が提唱する「希望出生率」1.8 を上回っています。今回の研修では、子どもの安全かつ健全な育ちを社会全体で支えるべき姿を考えます。

◆ポイント２◆＜児童福祉政策について＞

フランス社会は、多様性の時代の中で、人種的、経済的、職業的、性的アイデンティティ等、多様なあり方を包摂しています。福祉施策は、さまざまなニーズに応じるために、児童社会援助局を中心に、司法、警察、医療、官民多くの支援機関が緊密に連携し、重層的なサービスを提供しています。今回の研修では、関与する団体の数が多いサービスネットワークの体系と具体的展開、要保護児童への支援の実際について学び、特に地域の予防的支援のあり方と包括的な支援提供のネットワークの中で、児童福祉施設が果たすべき役割について議論します。

◆主な研修先◆

児童福祉研究･人材育成機関、児童保護関連機関、養子縁組支援機関、司法機関、在宅家庭支援団体、里親支援団体、児童福祉施設、学校、警察、若者のメンタルヘルスの課題への対応機関

◆特別プログラム講師◆

『父の逸脱 ピアノレッスンという拷問』(2017, 新泉社) 著者セリーヌ・ラファエル氏（医師）、同書解説ダニエル・ルソー氏（児童精神科医）

8. 研修日程

・事前研修 2021 年 12 月 9 日（木）～ 10 日（金）
・リモート海外研修　2022 年 1 月 6 日（木）～ 2 月 11 日（金）の間に実施（3 ページ参照）
・事後研修　2 月 10 日 (木) ～ 12 日（土）

9. 研修団メンバー

10 名（団長：１名、団員：８名、特別講師：1 名）

10. 推薦要件

(1) 過去に他財団、団体の主催する同種の海外研修に参加していない方
(2) 職務経験年数が 5 年以上の実務者（施設長は対象外）で、2021 年 4 月 1 日現在の年齢が 43 歳以下の方
(3) 本テーマの研修について高い関心を持ち、強い意欲と責任感のある方
(4) 長期にわたって児童福祉に貢献する意欲がある方
(5) 心身ともに健康で、団体での行動に耐えられる方
(6) 研修の全日程に参加可能で、当財団が定める新型コロナウィルス感染症対策に合意し、順守できる方

11. 選考方法

全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国児童家庭支援センター協議会など関連団体の推薦にもとづき、資生堂児童福祉海外研修選考委員会の審査により決定する。（全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童家庭支援センター協議会からは推薦なし）

研修スケジュール

研修	会場	日時（日本時間）		研修内容（視察先）
第1 セッション	エコール・ ド・ハヤマ	1/6(木)	17:00	École primaire Pier Giorgio Frassati ピエール＝ジョルジョ＝フラサティ小学校
			22:00	Association Française d'Information et de Recherche sur l'Enfance Maltraitée（AFIREM） フランス・児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会
		1/7(金)	17:30	安發明子氏 （里親制度、養子縁組制度についてのレクチャー、質疑応答）
			21:30	Observatoire national de l'action sociale（ODAS） 地域社会活動の国家観測機関
第2 セッション	エコール・ ド・ハヤマ	1/13(木)	17:00	Hôpital universitaire Robert-Debré – Equipe Mobile ロベール・ドゥブレ大学病院内移動チーム
			21:00	Maison d'Enfants à Caractère Social　Félix Faure フェリックス・フォール（社会的児童ホーム）
		1/14(金)	18:00	Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes75(CRIP75) パリ市社会福祉児童保健局　児童福祉課内　憂慮情報収集室
			21:00	Relais Alésia　ルレ・アレジア　（里親支援機関）
第3 セッション	自宅・勤務先から参加の研修	1/20(木)	18:00	Brigade de protection des mineurs（BPM） パリ警視庁未成年保護部隊
		1/21(金)	17:30	ALPA – Fild'or アルパ - フィルドール（養親サポート団体）
		1/24(月)	17:30	Foyer Melingue　フォワイエ・メラング（チルドレンズホーム）
			22:15	Maison de Solenn,Maison des adolescents de Cochin ソレンの家 / 青少年の家
		1/25(火)	18:00	Ministère de la justice - Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse（DPJJ） 司法省青少年司法保護局
			20:00	通訳大町氏との QA
第4 セッション	エコール・ ド・ハヤマ ↓ 自宅・勤務先から参加の研修に変更	2/3(木)	17:30	Association Nationale de Réadaptation Sociale（ANRS） 全国社会復帰支援協会 青少年教育支援部
			21:00	・GIP Enfance en Danger（GIPED） 危険な状態にある児童のための公益団体 ・Observatoire National de la Protection de l'Enfance（ONPE） 全国児童保護観測機関 ・Service National Téléphonique de l'Enfance en Danger（SNATED） 危険な状態にある児童のための全国電話相談受付サービス
		2/4(金)	10:30	西田篤先生講義「傷ついた子どもの治療とその後の人生に向けて必要な事―事例を通して」
			13:30	川崎二三彦先生講義「日本の嬰児殺について」
			17:00	『父の逸脱』著者セリーヌ・ラファエル医師、解説者ダニエル・ルソー医師とのセッションと講義
			22:00	Espace Paris Adoption(EPA) パリ市社会福祉児童保健局　児童福祉課内 子どもの権利と養子縁組事務所
第5 セッション	エコール・ ド・ハヤマ ↓ 自宅・勤務先から参加の研修に変更	2/10(木)	午後	事後研修
			18:00	Centre Éducatif Renforcé（CER - 93）強化教育センター （非行少年教育施設）
			22:00	Unité Educative d'Hébergement Collectif（UEHC） 非行少年入所型集団教育ユニット
		2/11(金)	午前中	事後研修
			午後	事後研修
			17:30	安發明子氏　フランス研修内容についての質疑応答
			19:15	NPO STARS 太田代表メッセージ
		2/12(土)	午前中	事後研修

研修団紹介（所属は研修当時のもの）

団長
【広島】
広島市こども療育
センター愛育園
園長（児童精神科医）
西田　篤

特別講師
【神奈川】
子どもの虹情報研修
センター
センター長
川﨑　二三彦

【東京】
子供の家
児童指導員
井口　和美

【埼玉】
あゆみ学園
事務長
丑久保　行紀

【鳥取】
鳥取こども学園
主任
家庭支援専門相談員
坂口　泰司

【岡山】
新天地育児院
家庭支援専門相談員
松本　裕子

【長崎】
大村子供の家
児童指導員，副施設長
松本　幸治

【福岡】
清心乳児園
心理職
山口　柚里香

【神奈川】
横浜いずみ学園
セラピスト（心理職）
尾谷　健

【広島】
広島市こども療育
センター愛育園
心理療法士
林　佳世子

事務局
【東京】
資生堂
社会福祉事業財団
常務理事兼事務局長
白岩　哲明

事務局
【東京】
資生堂
社会福祉事業財団
田中　恵子

事務局報告

公益財団法人　資生堂社会福祉事業財団事務局
常務理事兼事務局長　白岩　哲明

資生堂児童福祉海外研修（以下、本研修）は公益財団法人　資生堂社会福祉事業財団（以下、当財団）が設立された1972年以来、約50年に亘り継続している事業です。これまでに研修修了者は700名を超え、社会的養護を始めとする子ども家庭福祉を牽引するリーダー的人材として活躍されています。

第46回となる2021年度は、本来は2020年度に実施を計画していたものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となり、ようやく2021年度に実現することができました。「次世代育成」および「児童福祉政策」を研修のテーマに掲げ、フランスを研修対象国として幅広い機関、施設の状況を見聞することで、日本の次世代育成と児童家庭福祉のあり方を学びました。

今回の研修を語る上で欠かせないのは、何といっても、初の「海外に行かない海外研修」であったことです。事務局としても「本当にそれで研修として成立するのだろうか」という大きな不安がありました。しかも、年明け以降の新型コロナウイルス感染症再拡大により、5回に分割したセッションのうち最初の2回は葉山の資生堂研修所に集合することができたものの、残りの3回は完全なリモート環境という非常に厳しい環境となりました。

しかしながら、報告書作成までが終了した現段階までで総括するならば、研修の目的は十分に達成することができたと評価しています。もちろんその国の空気感、食事、気候、文化、街の風景なども含めた五感で感じる体験の面では渡航しての研修には及びませんでしたが、ビデオカメラを駆使した臨場感あふれる施設訪問や、熱のこもった現地福祉関係者とのディスカッション、オプションの観光ツアーなど、あたかもフランスを訪問したかのようなリアルな体験を数多くすることができました。加えて、支援を受ける当事者へのインタビューのように大勢が参加するには不向きなセッションもカメラ越しだからこそストレスなく実施できたなど、オンラインならではの企画も多数ありました。そのような意味で、今回の研修は今後の研修のあり方を考える上でも非常に貴重な体験となりました。

そのような形で進められた研修ではありましたが、幸運にも最初の2回はお互いに顔を合わせる集合研修となったことが非常に大きかったと思います。これによりメンバーのチームワークを醸成することができました。

一方、団員の負荷は色々な面で非常に大きいものがありました。まずは8時間という時差のため、研修が終わるのが毎日24時前後という遅い時間になってしまったことです。更に、後半3回のセッションは完全なオンライン研修であったために、日々の業務と掛け持ちになってしまった団員も多かったように思います。それは、この報告書作成のプロセスにおいても同様でした。そのような大きな負荷がかかる状況を作ってしまったことは事務局としては反省すべきことではありますが、ハードルを乗り越え、ここに素晴らしい報告書が完成させた団員の努力には心より敬意を表します。

なお、今回の団長は、当財団理事であり、第34期（2008年度）でも団長を務めていただいた広島市こども療育センター「愛育園」園長の西田篤先生にお引き受けいただきました。また、当財団理事で子どもの虹情報研修センター センター長の川﨑二三彦先生に特別講師となっていただきました。お二人とも多忙を極める業務の合間を縫って何度も汐留や葉山に足を運んでいただき、夜遅くまで続くセッションを深みのある議論への導いていただきました。心より感謝申し上げます。また、プログラムの決定にあたり多大なるご助言を賜りました子どもの虹情報研修センター研究部長の増沢高先生にも感謝申し上げます。

フランス側においても多くの方々のご協力をいただきました。まず、今回の研修には、コーディネーター兼通訳を務めていただいた大町典子様の多大なるご貢献が欠かせませんでした。また、裏方に徹してオンラインの通信環境を整えていただいた技術担当の中川透様も本当にありがとうございました。講師をお努めいただき熱意を持ってフランスの児童福祉事情に関して生きた情報をご提供いただいただけでなく、団員とざっくばらんな情報交換をするオフ会を開いていただいた安發明子様にも御礼申し上げます。皆さまのご協力なしでは、現地情報に制約があるオンライン研修は成立しませんでした。

そして、今回の研修において、グローバルなネットワークを駆使しての訪問先の手配、および日本サイドでの研修運営支援をしていただいた東武トップツアーズ㈱様にも感謝申し上げます。通常のツアーとは全く異なるセッティングにも関わらずスムーズな研修環境を実現した盤石のサポート体制には感服いたしました。

このほかにも、ご後援をいただきました厚生労働省の皆さま、団員選考へのご協力と結団式へのご出席をいただきました全国児童養護施設協議会の桑原教修会長と全国社会福祉協議会の岩崎香子部長、団員を快く送り出し、不在をカバーして下さった各施設長と職員の方々にもこの場を借りて御礼申し上げます。

そして最後に、内輪ではありますが、この研修実現の最大の功労者である当財団海外研修事務局の田中恵子さんにお礼を言わせて下さい。あなたがいなければこの研修は成立しませんでした。本当にありがとう！

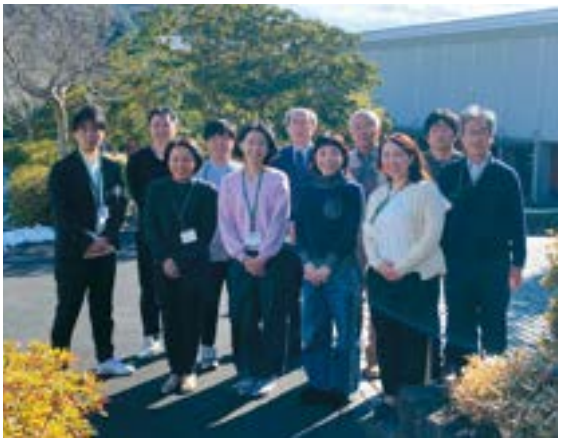

Ⅰ フランスの児童福祉

フランスの児童福祉と児童保護制度
～「予防医学」の視点で捉える～

広島市こども療育センター愛育園 園長
研修団団長　西田 篤

1. はじめに

幼い頃、私は、山間の盆地の中にある小さな田舎町で育ちました。盆地の底にある自宅から山裾の小学校まで、子どもの足では片道一時間かかり、毎日が道草登校でした。そうした閉じた暮らしの中で、小学校の図書室の本は私を山の彼方へと誘ってくれました。ある日、「ああ無情」という変わったタイトルの本を読み終え、はたと考え込んでしまいました。「なぜ、ミリエル司教は、“ジャン・ヴァルジャンが盗んだ銀の食器は自分が与えたのだ”と言って彼を釈放させてやり、その上、銀の燭台まで与えたのだろうか・・」と。

あれから半世紀近い時が流れ、今回、第46回の団長として、フランスの児童福祉を学ぶ研修に参加しました。これまで当財団の海外研修には、第20回(トロント、ケベック、ニューヨーク)は一般団員として、第34回(ニュージーランド）は団長として参加し、今回は三度目に当たります。訪問先は違っていても、それぞれ、10年あまりの時間を置いての視察であり、その間の世界的な児童虐待、あるいは児童福祉を取り巻く状況の変化を感じずにはいられません。

ところで、2019年末からのコロナウイルスによる世界的なパンデミックの中で、当財団の海外研修では初めて、現地訪問をしないオンラインでの研修となりました。現地とは8時間の時差があり、やりとりは、毎回夕方から深夜に及びました。また、フランス語という慣れない言語で、しかも現地通訳を介したので時間もかかり、情報収集の面で大きな制約がありました。しかし、このような状況下でも参加の応募をした一般団員の熱意と努力、特別講師の川﨑二三彦先生の深い見識からの助言、インターネットやAI翻訳などの最新ツールを使った工夫等により、それらの悪条件を乗り越え、中身の濃い研修を行うことができました。

本稿では、総説的に、そして医療職という私の立場から報告します。ただ、現地視察の出来ない状況下では、過去の文献等を踏まえた推論が多くなってしまいました。ですから、現在のより詳細な情報やオンライン視察での内容等については、特別講師の川﨑先生の論考や、第Ⅱ章の各論報告をじっくり読んで下さい。

2.「先行の現地調査」を踏まえて

フランスでは、本報告書の「研修国の紹介（本報告書 p119)」でも触れられているように、長い歴史の中で、人権を尊重しながら、様々な社会制度が組み立てられています。また、世界でもいち早く同性婚を認めるなど、その家族観も、わが国とは随分趣を異にしています。そして、こうしたことは児童福祉の領域にも影響が及んでいます。

ところで、フランスの児童福祉の制度については、言語的な制約もあり、これまで英語圏の国々に比べて、言及する資料も多くはありませんでした。現地調査の報告も、以下の二つ以降、目ぼしいものが少なく、この報告にあたって、まずはそれらを踏まえることにします。

(1) 平成15年度研究報告書 ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書 Ⅱフランス共和国編（子どもの虹情報研修センター）(2004)
(2) 2007年度 第33回資生堂児童福祉海外研修報告書（2008）

「(1) の報告書」では、以下のような纏めがなされています。(＊は執筆者によるコメント)

①児童保護（虐待防止）で感心した点

骨格は1989年の児童保護法（児童虐待予防と児童保護に関する法律)である。(＊当時の状況で)

体系は司法、行政、公立機関、民間機関などが緊密に連携し合う有機的な組織体である。

「こども保護」の法律がフランス全土、フランス全国民について同一の法律で維持されている。

◆「要保護児童」対策が基本政策であること。
◆「児童保護法」1989年で子ども保護の複合的体系が完成されたこと。(＊当時の状況で)
◆子ども保護・虐待防止の中核は司法の関わりであること。
◆警察の関与は大きいこと。
◆虐待の単独法はないが、通報義務と義務違反に対する罰則は刑法適用となりうること。

②行政サービスで感心した点

◆児童社会福祉扶助局（＊＝児童社会扶助機関）

（県）：ASE（＊≒日本の児童相談所）を中心としたサービスネットワークが整備されていること。
◆母子保健活動：PMI（＊≒日本の保健所）は虐待予防と発見で大きな役割を占めていること。
③福祉を支える基盤で感心した点
◆ソーシャルワーカーの専門性が担保されていること。
◆ソーシャルワーカーの量的確保がなされていること。
◆里親への支援が手厚いこと。
④保護対象児と被虐待児の情報管理と統計作成で感心した点
◆児童福祉援助局（＊＝児童社会扶助機関）：ASEの現場で用いる個票がチェック式で、記入しやすい。
◆少年判事（＊子ども裁判官）も個票チェックに参加、責任を持っている。
◆民間の社会福祉統計機関 ODAS：アソシアシオン（＊＝アソシエーション）が諸統計の集計・分析を行っている。
⑤民間活動が極めて盛んで、フランスには100万のアソシアシオンがあること。
⑥「もしもし、子ども虐待」SNATEM（＊＜1989年＞Service National d'Accueil Téléphonique pour l'Enfance Maltraitée ⇒＜2007年＞「もしもし、危険な状態にある児童」SNATED; Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger）：が全国統一119番であること。
⑦虐待（児童保護）対応の段階的施策（対応）で感心した点

児童虐待児対策が予防対策として系統化されており、各機関は以下のように位置づけられる。
◆一次予防（健全育成や啓発活動）の実施機関
◆二次予防（早期発見と早期対応）の実施機関
◆三次予防（治療と長期追跡保護）の実施機関

また、「(2) の報告書」でも「(1) の報告書」と同じように、国情や制度の総論的な紹介と訪問機関の各論的な紹介がなされています。そして、その中の特別寄稿「日本との比較で見たフランスの社会福祉」において、松村祥子氏（2008）による以下の指摘がありました。
◆子どもへの社会扶助に加えて母子保健福祉と家族政策が児童家庭福祉の主要な柱である。
◆フランスの家族政策は国際的に評価される水準と内容を誇っている。特に、年金、医療とともに家族手当が社会保険として重要な機能を果たしている。
◆特殊合計出生率が高水準を維持しているのは手厚い家族手当を始めとする総合的な家族政策の成果であるだろう。
◆フランスの社会福祉は100年以上かけて積み上げられたものである。前からあるものを全部壊して新しくするのではなく、人々の生活の中で作られた公私さまざまな相互扶助の組織や方法を組み直してきたために複雑な体系となっている。
◆寄木細工のようだと言われながらも社会福祉がフランス人に頼りにされているのは社会福祉の基盤となる社会観、生活観が人々に共有されているからであろう。
◆子どもから高齢者までさまざまなニーズを抱えたすべての人々に対する社会的最低限（ソーシャルミニマム）の生活費保障と可能な限りの住宅保障が社会福祉の基礎として位置付けられている。
◆人々の生活を一つの形に押し込めるのではなく、それぞれの生き方を尊重しながら社会的まとまりをつくっていくことをめざすフランスの社会福祉を学ぶ意義もここにある。

このような二つの先行調査の内容を踏まえ、さらに、医療職という筆者の専門性に沿った「予防医学」という視点で、複雑かつ多岐にわたるフランスの児童保護のシステムを捉えてみます。「予防医学」の視点については、前掲(1)「子どもの虹情報研修センター報告書」でも触れられています。さらに、先行調査から10数年たち、現状との比較におけるその差異は、この間の社会状況やニーズの変化と、それらに対応するための制度的な修正の結果であると思われます。

また、今回の研修で、何人かの児童福祉に関わる医師や彼らの所属する機関ともコンタクトが取れました。医療職である筆者の立場から、それらの機関の役割や活動についても考えてみます。

3.「予防医学」という視点

児童虐待が、個別的な親子や家族の関係失調の問題ではなく、「社会的な問題である」ことは、以前から認識されています。WHOは2002年に「World Health Report Injury and Health」を発表しています。そして、子どもへの暴力やネグレクトを含む虐待に対して、暴力を生み出す行動、社会、環境要因を変えることで、事後対応とされてきた暴力への対応を、予防という視点で行えるとしています。

わが国においても、虐待問題に対して、予防医学的（公衆衛生学的）なアプローチに基づき、「レベル別の対応」が考えられてきました。対応のレベルには、一次･二次･三次の予防があります。一次予防には「健康増進と特異的予防」、二次予防には「早期発見・早期治療」、三次対応には「重症化予防とリハビリテーション」が含まれます（岸ら2018）。

対応のシステム構築に関して、それが未整備な時点では、疾患や問題に直接的に対応する「二次予防」が中心であり、その後、より早期の段階や基底要因に介入する「一次予防」や、リハビリや社会復帰を中心とする「三次予防」に、対応の重点がシフトしていきます。

そして、これまで、予防の3つのレベルに沿って児童虐待を捉えたものに、医学では松井ら（2000）の厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）の報告（図1）が、司法行政では法務総合研究所の加澤ら（2001）の報告（表1）があります。近年、それらを融合した大澤ら（2021）の報告も出ています。大澤らは、そのレベル毎の対応に関して、一次予防を「すべて

家族と子どもを支援するための普遍的な予防的取り組み」、二次予防を「脆弱な家族や子どもを対象とした早期介入サービス」と「リスクのある家族や子どもを対象としたサービスやプログラム」、三次予防を「法による子どもの保護および被虐待児や虐待親への再発予防プログラム」としています。

こうした、予防医学のレベル論に基づいた状況理解や対応システムの構築は、狭義の虐待（児童保護）問題に止まらず、被虐待の二次障害である非行問題への対応システムとして、少年司法の領域にも汎化が可能であると考えます。すなわち、司法領域では、制度やその運用システムに関して、「保護分野」と「非行分野」とに大別されますが、非行問題を被虐待の二次障害として、あるいは加齢や成長軸の視点で捉えれば、一部の要保護児童のその後の転帰が非行問題であり、要保護児童対策は、とりもなおさず非行児童対策であると言えます。

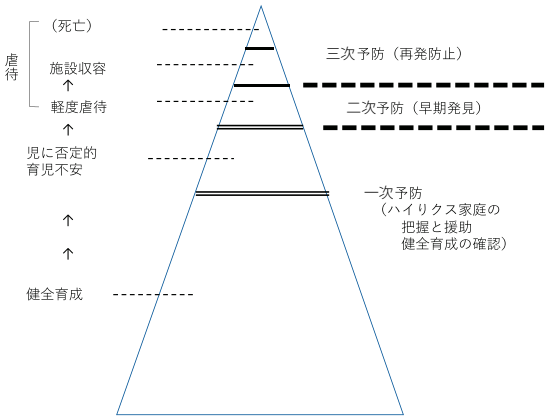

図１. 虐待の進行と予防
松井ら (2000) らの図を改変

表１. 司法行政 (法務省）からみた児童虐待の問題

段　　階	司法行政（法務省）
一次予防 発生の未然予防 prevention	a　虐待者への刑事処罰 b　法的規制の整備
二次予防 早期発見・介入による 悪影響緩和 intervention	c　被虐待児の発見とケア d　虐待者への介入 (治療的アプローチ・ 家族調整等）
三次予防 社会復帰促進による再発防止 postvention	e　施設退所後のアフターケア f　環境調整（更生保護施設等）

加澤ら (2001) の表を改変

4. フランスの児童保護を規定する法律

フランスは法治、法理の国です。本報告書のコラム「フランスにおける家族福祉と子ども観の展開」（p.33）にもあるように、フランスでの児童虐待防止の取り組みは古くから行われています。そして、その関連法についても、1889 年には「児童保護のための法律」が制定されています。その後、児童虐待（児童保護）に関して数多くの法律が制定されました。

現在のフランスでは、社会福祉・家族法典 L.112-3 条において、「児童保護は子どもが根本的に必要とするもの、すなわち子どもの身体的、感情的、知的そして社会的な成長を支援し、子どもの健康、安全、精神、教育が守られること、それらを得る権利が尊重されることの保障を目的とする」とされています。さらに、同法典 L.221-1 において、「健康、安全、精神を危険にさらされる可能性や、身体的、愛情的、知的、社会的成長を害される可能性のある困難な状況におかれた未成年と 21 歳未満の若者、本人だけでなく、その家族にも、物質的、教育的、心理的支援を行う」とされています。そして、現行のフランスの児童保護制度の根幹を規定するのは、以下の二つの法律です。

（1）1989 年の児童虐待予防と児童保護に関する法律

児童虐待に関する体系的な制度を提供するための法律であり、三輪（2015）は、以下のような指摘をしています。

①児童虐待の防止・探知、児童保護に関わる中心的存在は県であり、その長たる県議会議長の役割として、児童保護の啓発、未成年被虐待児への継続的情報収集措置の確保を定めた。
②県議会議長に司法機関・国の機関・他機関との間の調整役を付与し、関係機関等の連携協力を目指した。
③虐待に関する情報提供・相談、虐待の通報のために、全国を対象とした無料電話サービス「もしもし、子ども虐待」（＝子ども 119 番）を創設した。
④児童虐待に関する市民の啓発、虐待される未成年に関する情報収集措置についての広報推進など、市民への情報提供を進めた。
⑤医師、ソーシャルワーカー、司法官、教員、警察官等の児童虐待に関わる専門職の研修を強化した。

（2）2007 年の児童保護の改革に関する法律

児童保護の対象に関して、日本では現在も「被虐待児」という捉え方が基本にあります。一方、フランスでは、1989 年の法律で規定されていた「不適切な扱いを受けている未成年」（≒被虐待児）が、2007 年の法律において「危険にさらされている、もしくは危険にさらされるリスクのある未成年」と修正され、問題をより幅広く、そして、より早期の段階で捉えるようになっています。この 2007 年の法律は、フランスの児童福祉の大きな転換点となりました。三輪（2015）は、2007 年の法律による改革の 3 つの側面を指摘しています。

①児童対策の発生を未然に防ぐ対策を充実させること
②児童虐待の発生を警戒し、その通報制度の改善を図ること
③児童と家族に対する介入方法を多様化させること

そして、具体的な改善点として、以下の 7 つを上げています。

①虐待された児童という言葉より、危険な状態にある児童という言葉を使用するようにした。

②妊娠期・乳児期・学齢期について継続的なチェックと支援を行うこととした。
③児童虐待の対応を行う第一義の主体として、県を掲げた。重大でないケースには、初めから司法機関が対応するより、まず県の行政機関が対応するという原則がはっきりした。
④県において、児童虐待に至るおそれがある等の関連情報を一元的に管理し、虐待の察知が遅れることがないようにした。そのために「憂慮情報収集室（CRIP）」という部門が設けられた。
⑤多様な児童支援のための施設を新たに設置し、様々な方法で児童を危険から守ることとした。
⑥虐待につながる可能性のある児童と家庭に対する経済的な支援を強化した。
⑦児童虐待に関わる専門職間の情報共有を進める仕組みを整備した。専門職の守秘義務に例外を設け、関連情報の共有ができる手続きが進められた。

その後、2016年の法律において「子どもにとっての利益の最優先」を志向し、子どもの必要性により良く応える、危険に瀕した子どもを早く見つける、子ども自身が自分に纏わる決定に参加する等の施策が補足されました。

5.「児童保護」とその周辺・近接領域の制度と対応の流れ

児童保護（児童虐待防止）については、制度を規定する関係法令が多数あるだけでなく、それに基づき関与する機関・団体・領域も多数存在します。多くの機関・団体が同時並行的に動くこともあり、大変複雑なものになっています。

制度的には、全国一律の法律で規定され、国レベルではフランス・連帯保健省が管轄し、司法省の青少年司法保護局（DPJJ;本報告書p87）も関与します。しかし、実際の運用にあたっては、司法省の各支部組織や各県自治体、あるいは民間組織など、県単位・地域単位の組織やネットワークがその実務を担っています。特に、1983年の地方分権改革の流れの中で、県が児童福祉の責任主体となっており、日本の児童相談所に似た「ASE（児童社会扶助機関）」は県議会の管轄下に置かれ、県議会議長がその実施の責任を負っています。

さらに、「児童保護領域」の周辺には、近接領域としての「非行領域」「母子保健領域」「医療領域」などがあります。

今回の研修で実際に視察した各機関の詳細は第Ⅱ章の報告に譲るとして、上述の各領域について、関係する機関やサービスに触れながら述べていきます。

(1)「児童保護領域」

①対応の流れ

実際の保護の流れは、「＜児童保護の流れ＞フランスにおける子どもの措置」（本報告書p128）の図のようになります。主な保護･対応の流れとしては、「もしもし、危険な状態にある児童」（119）を運営するSNATED（本報告書p39）が受電し、その中に憂慮情報が含まれ、危険な状態であると判断した場合は、各県の「憂慮情報収集室（CRIP；本報告書p43）」に情報提供します。CRIPには、その「119」経由の外にも、（本人や家族からではなく）関係機関の職員から憂慮情報が入ります。それらの情報に対して、CRIPでは、保護リストからの抜け落ちがないように、あるいは必要な対応に遅れが生じないように、リストや時間の一元的な管理を行います。

情報受理の後、CRIPでは、その情報についての評価を行い、家族の合意を得た上で、各県のASE（児童社会扶助機関）経由での支援を行うか、司法判断を仰ぐかという“方向付け”をします。具体的には、緊急性、重大性を帯びた事案については、CRIPやASEを統括する県議会議長から共和国検事に送致されます。つまり、CRIP対応後の支援については「司法対応」と「行政対応」とに分かれます。リスクがあるものの緊急性がない場合で、親の同意が得られれば「行政対応（p128の図の上のルート）」、同意が得られなければ「司法対応（図の真ん中のルート）」になります。緊急性がある場合は、「司法対応（図の下のルート）」になります。2018年12月の時点で、児童保護措置の84％は子ども裁判官による決定です。

児童保護の具体的な介入措置は、図2のようになります。「行政対応（行政による保護）」では、生活支援、経済的な支援、教育的な支援ともに行われる（オープンな環境下での）「在宅支援」、（短期の）「子どもの受け入れ」が行われます。「司法対応（司法による保護）」には、行政対応と同じような「在宅支援」の他、司法判断による（施設入所等の）「子どもの受け入れ（措置）」があります。措置の中には、「自宅措置PAD（親族の項目に含まれる）」もあります。「在宅支援」が予防的な対応であるのに対して、「自宅措置」は保護的な対応に含まれます。

この領域の対応システムの要は、憂慮情報を一元管理する「CRIP」と（共和国検事と子ども裁判官による）「司法判断（＝高い割合の司法関与）」、そして、各種の支援策を管理する「ASE（児童社会扶助機関）」になります。

②「予防医学」的な視点からの理解

1）「CRIP（憂慮情報収集室）」（本報告書p43）の位置づけ

先にも触れたように、2007年の法律において、狭義の虐待だけでなく、より早期の、問題の裾野にある「憂慮すべき状況にある子どもや家族」の状態が、一般市民や専門家の通報すべき情報であると位置付けられました。そして、「119」経由の情報も含めて、システムの要である「CRIP」にそうした憂慮情報が集まり、一元管理されるようになりました。従来は保護関係の情報の多くが司法機関に届けられ、その判断を仰いでいましたが、2007年以降は、CRIPによる情報の仕分けや心配

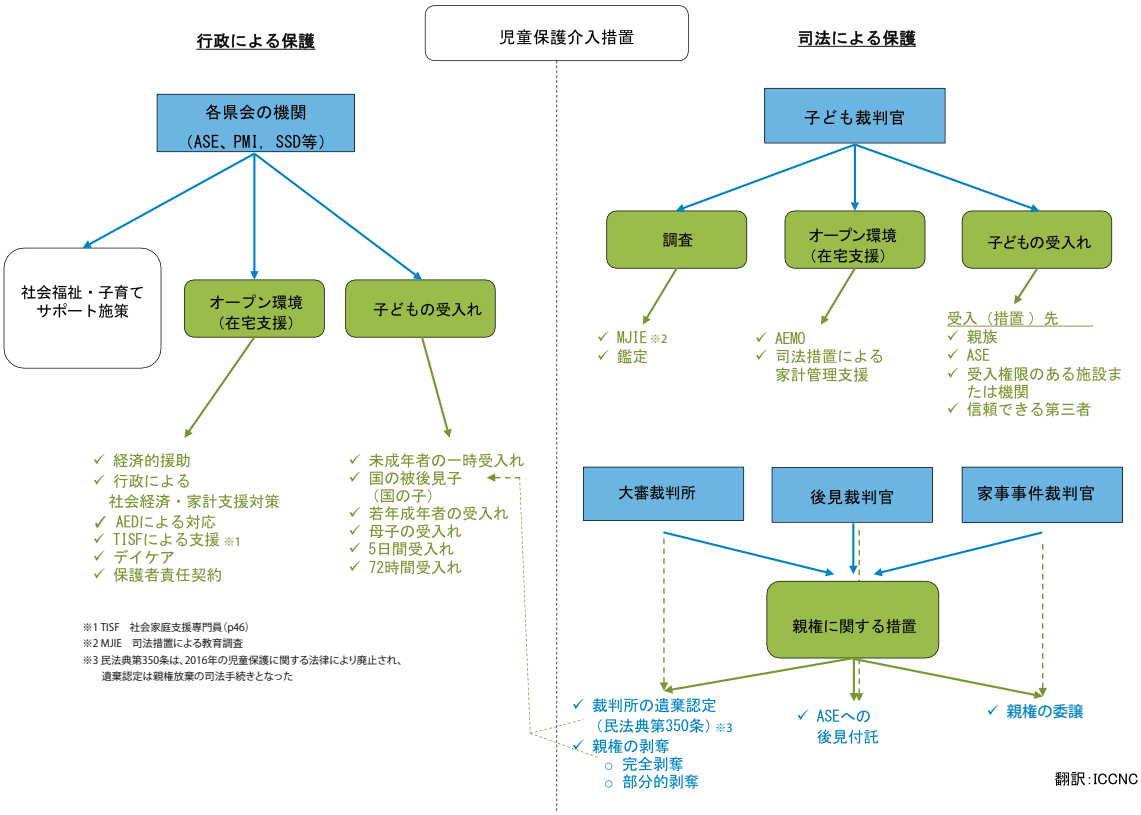

図 2. 児童保護介入措置
出典：ONPE

ケースのトリアージュが事前に行われています。送致が対処の難しいケースに絞り込まれることで、司法対応への流れがスムーズになり、「二次予防」あるいは「三次予防」としての措置が、より適切に判断されるようになっています。また、司法対応以前の軽症ケースを扱う行政対応への流れも明確になりました。

また、CRIP には、児童保護に関係する機関、役職者からの相談を受けて助言する教育機関としての役割もあり、そのことで、「一次予防」として、早期の対応機関における支援の質的向上にも寄与しています。

また、体系的、包括的な予防システムには、そこに参画・関与する機関の丁寧な連携が必要ですが、CRIP は、そのシステム連携における要の役割を果たしています。

また予防医学における一次予防から三次予防における対応の中で、対策の重点は、経時的に i「二次予防」→「一次予防」および、ii「二次予防」→「三次予防」のようにシフトします。このうち i については、周産期支援が強化され、憂慮状況の通報システムを介して、幅広く心配ケースがリストアップされています。そして、その後の保護にあっては、可能な限り、在宅でのサポートが行われるようになっています。つまり、フランスでは、2007 年の法以降、事後的な施設入所の措置から、在宅支援やより早期の養育に関わる基底状況への支援に、対応の重点がシフトしています。

2）「在宅支援」へのシフト

安發（2021）は、在宅での支援には、「予防的」な意味を持つもの（家庭における育成的活動）と、司法決定による「保護的」な措置の一形態で、親子分離をしないものがあるとしています。前者には、親の同意のもとに行われる教育支援の「AED（在宅教育支援）」や自宅から支援校等に通所する「日中通所」があります。後者には、「AMEO（施設外教育支援）」の他、エデュケーター（本報告書 p50）という育成援助職員が毎日訪問する「自宅措置（PAD）」があります。在宅での支援の強化は、「三次予防」から「二次予防」への、あるいは「二次予防」から「一次予防」のへの重点の移行を意味します。

3）「周産期（母子保健領域）」の支援

出生後早期の「親を加害者とする子どもの権利侵害」について、フランスでは予防に重点を置いた保護制度を充実させています。先にも触れた 2007 年の法律の予防重視や、2016 年の児童保護に関する法律による産前・産後のフォローの強化がそれにあたります。今回の研修では視察できませんでしたが、ASE（児童社会扶助機関）や SSP（≒福祉事務所）と並ぶ周産期支援の中核機関に、県組織の「母子保護機関（PMI）」があります。また、

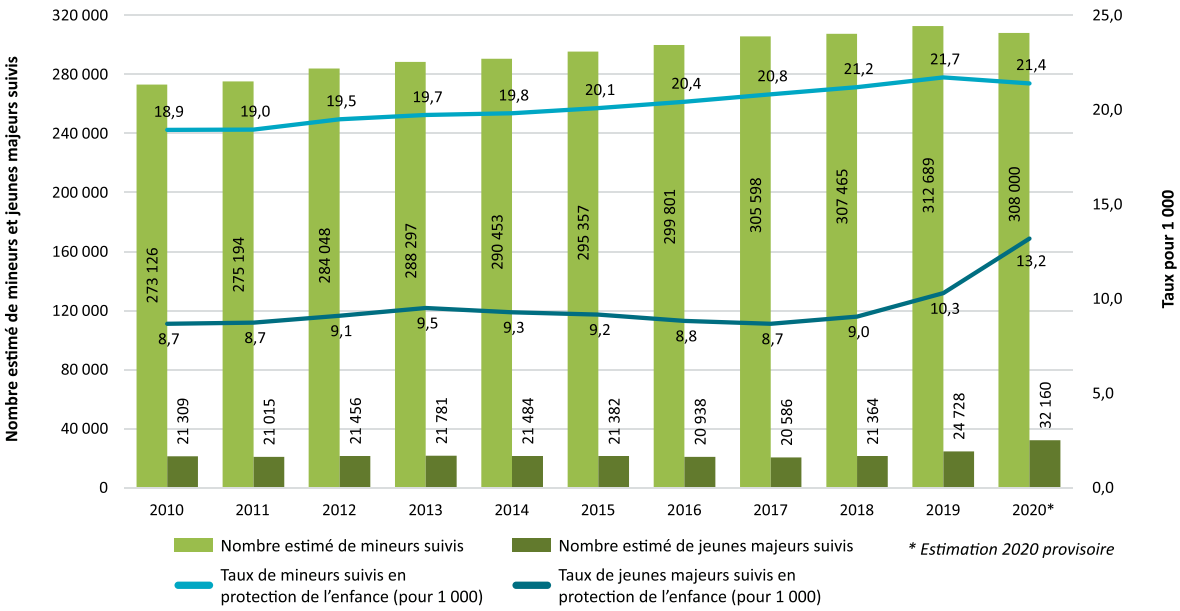

図 3. 12 月 31 日現在、何らかの児童保護サービスを受けていた未成年と若年成人の数の推移（2010 ～ 2020 年）
出典：DREES. ONPE による計算 . Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020, Fevrier2022

そのPMIの下部機関である家族計画･教育センター（CPEF）では、未来の妊婦である10代に対して、性教育や避妊情報の提供も行っています。シードプランニング（2020）の報告によれば、周産期のステージに沿った主な支援機関は、妊娠前はCREF、妊娠中はPMI、出産時は医療機関、出産後はPMIとなっています。その他産前・産後の専門的な支援には産科病院やPMIが関わり、並行してアソシエーション（民間の非営利団体）が支援に加わることもあります。

特に、この周産期の支援においては、全ての妊娠届がPMIに集まるようになっており、妊産婦のグループワークや情報提供等が行われますが、届の中に心配情報がある場合や、サポートプログラムからドロップアウトするようなケースは、フォローの枠組みに組み込まれます。また、PMIの児童保護専門医も、担当地区の保育園をまわっています（安發 2021）。

さらに、安發（2021）によれば、周産期支援に限らず、パリ市の福祉専門職用のサイトで検索すると、その家族をどの機関の誰が既にサポートしているかが分かるようになっているとのことです。児童保護の体系的な予防には、関係機関や関係者のスムーズな連携と、それぞれが提供する支援メニューやプログラムの適切な運用が必須ですが、それを可能にする基盤整備が、このような形でも行われています。

4）年長児の「自立支援」

小澤（2021）は、フランスにおいては、近年、措置延長の制度（若年成人への支援の枠組み）を積極的に活用する動きがあると述べています。2016年の法律で、家庭分離をして施設入所等をさせた子どもの退所にあたって、ASE（児童社会扶助機関）による全ての子どもとの面談が定められたのを契機に、継続的な支援の必要性が可視化され、措置延長の制度活用が行われ易くなっています。

ONPE（全国児童保護観測機関、本報告書 p40）の年次報告書（2022）にも､保護下にある未成年（0 ～ 17 歳）や若年成人（18 ～ 21 歳）の経年的な動向が記されています（図 3）。

フランス全土の未成年で、少なくとも一つの給付や措置を受けている者の数は、2020 年 12 月末の時点で 30 万 8000 人（同年代人口の 2.14％）にのぼり、2007 ～ 2019 年の間で着実に増加（全期間で +18％）しましたが、2019 ～ 2020 年では－ 1.5％となっています。

一方、若年成人では、2020 年 12 月末の時点で、給付や措置を受けている者の数は 32,160 人（同年代人口の 1.32%）であり、2017 ～ 2018 年が＋ 4％、2018 ～ 2019 年が＋ 15％、2019 ～ 2020 年が +30％と急増しています。この若年成人の要支援ケースは、就学、家族や社会資源へのアクセス、住居確保等の点で困難を抱えています。成人期での良好な社会適応のための対策を「三次予防（リハビリステージ）」と考えれば、若年成人の給付数や措置数の急増は､移行期支援としての｢三次予防｣のニーズの高まりを示唆しています。

5）財政的な動向

同じく、ONPE の報告書には、2010 ～ 2020 年の間の「児童保護に関する部門別の支出総額」の推移が載っています（図 4）。この間、総支出は 70 億ユーロ弱から 90 億ユーロ弱に増加しています。内訳として、措置等の居場所に関する支出の割合

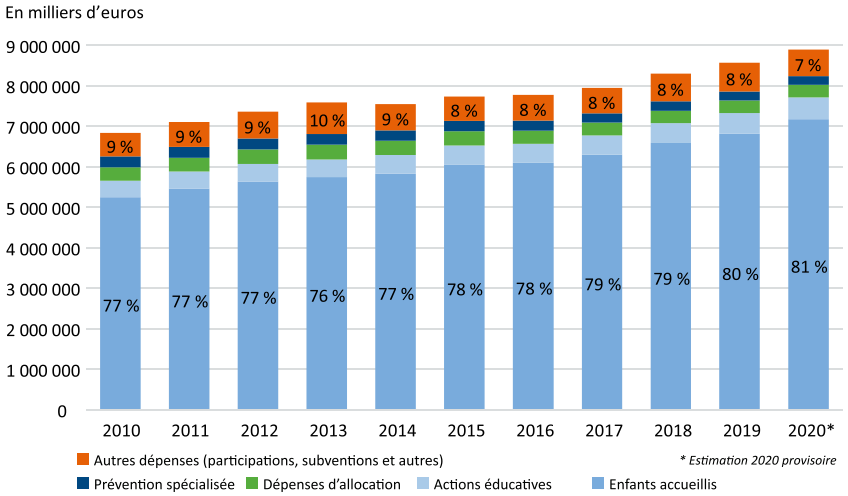

図 4. 児童保護に関する部門別の支出（総額）の推移（2010 ～ 2020 年）
出典：DREES. ONPE による計算 .
ONPE. Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 decémbre 2020, Fevrier2022

も、この間 77％から 81％に増加しています。上記の「少なくとも一つの給付や措置を受けている者の数の増加」傾向との類似性を考えると、単に保護の対象や問題が拡大しているのか、「憂慮情報」の通報システムの整備や「一次予防」の強化により、問題の閾値下レベルでの関与ケースが増えているのか、一層の質的な分析が必要だと思われます。

(2)「非行領域」

虐待と非行との深い関係については、田中（2006）、林（2006）、安部（2018）らが指摘しています。また、齊藤ら（2016）は、ADHD（注意欠如・多動症）の二次障害である DBD（破壊的行動障害）マーチの形成要因としての、「不適切な養育状況」を指摘しています。

今回の研修では、司法関係の機関として、司法省の DPJJ（青少年司法保護局；本報告書 p87）、入所施設である司法省管轄の UEHC（非行少年入所型集団教育ユニット；本報告書 p91）と民間団体運営の CER-93（非行少年教育施設；本報告書 p93）、そして、パリ警察庁未成年保護部隊（BPM；本報告書 p112）を視察しました。司法関係機関の担当領域には、「保護分野」と「非行分野」がありますが、両者には不可分なところがあり、また、先にも触れたように、保護問題（不適切な養育状況等）は、少年非行の加齢に伴う形成要因として位置づけられます。

①現行の法制について

廣瀬（2021）は、現在に至るフランスの少年法制について、以下の歴史的な総括をし、これが現行法制の基本になっているとしています。

・1810 年の刑法典；成人との分離処遇、教育的な処遇、刑の軽減の定め
・1912 年の法律；刑事責任年齢の 13 歳への引き下げ、少年裁判所、保護観察、社会調査等の本格的な少年法制の制定
・1945 年の政令（オルドナンス）；教育処分優先、子ども裁判官制度の創設、担当者の専門化、少年裁判所の手続き整備

その後、2002 年の法律で若者に対する司法政策が強化されたり、2021 年の少年刑事司法法典（CJPM）で、刑事責任年齢の固定化や、教育措置の再編等が行われたりしています。

②「予防医学」的な視点からの理解

非行領域の対応について、その全体像を語るのは著しく困難ですが、視察した DPJJ（司法省青少年司法保護局）とパリ警察庁未成年保護部隊（BPM）の講義などから、それについて考えてみます。

1）DPJJ の役割

DPJJ の役割は、その項（本報告書 p87）にもある通り、

ⅰ 危険状態にある未成年関連法の草稿作成や運用の保証、児童保護基準の策定
ⅱ 措置決定時の子ども裁判官の補佐、検察官の関与の際の調整・監督
ⅲ 司法措置未成年者の教育的・職業的フォローアップの保証、社会復帰の監督
ⅳ 収容・養育施設に対する監督
ⅴ 少年司法に関わる公的機関・民間団体の管理、調整
ⅵ 教育実践のための研究調査
ⅶ 国立司法青少年保護学校（ENPJJ）における研修方針の決定

となっています。このうち、ⅰ、ⅴ，ⅵ、ⅶは一次予防、ⅱ、ⅳは二次予防、ⅲは三次予防に関するものです。予防対応を考える際にキイになるのが、大澤ら（2021）の言う「包括性」であり、それを担保する要素の一つが DPJJ の存在とその役割であると思います。また、包括的な支援を行うには各種の統合が必要ですが、データの共有といった“機能的な統合”ともに、司法省において、例えば、裁判所の裁判官・検事と DPJJ の官僚との“人事面での統合”が図られていることも重要であると思いました。

2）パリ警察庁未成年保護部隊（BPM）の役割

機関の詳細については、その項（本報告書 p112）の通りですが、名前に未成年保護とあるように、この部隊は、未成年者が被害者となる犯罪や事件の捜査と、その未然防止に取り組んでいます。組織としては、ⅰ家庭内犯罪　ⅱ家庭外犯罪　ⅲサ

イバー犯罪　ⅳその他（移民の犯罪、人身売買、児童買春等）といった捜査対象ごとに、4つの班に分かれています。このうち非行問題と関係するのはⅱ～ⅳであり、近年、対象の件数も急増しています。現在は、現実的な対処の「二次予防」に追われています。他機関との協働作業であるとは言え、非行対応に関しては、養育指導担当の路上エデュケーターやネットエデュケーター等も関わる「一次予防」や、社会適応対策としての「三次予防」までは、なかなか手がまわり難い状況にあると思われます。

3）再犯・累犯ケースの「厳罰化」傾向

犯罪少年に対しては、成人同様の処罰よりも、教育の理念が原則として維持されていることには変わりがありません。その一方で、再犯・累犯ケースへの厳罰化傾向が進んでおり、2002年の法で、閉鎖的教育センター（CEF）や未成年刑務所（EPM）などが創設されています。

(3)「児童保護領域」や「非行領域」の内および外にある「医療」

より狭義に捉えれば、医療機関（あるいは、そこにおける医行為）は、「児童保護領域」や「非行領域」の近接領域にあるものの、その外側の存在として位置づけられます。ただ、より包括的に、これらの問題への予防対応システムを考えれば、医療機関はそのシステムの一員として組み込まれます。

また、医行為を行う医療職は、医療機関だけではなく、狭義の「児童保護」や「非行」に対応する機関でも働いています。今回の研修においても、何人かの医師やコ・メディカルスタッフの話を聞く機会がありました。

本研修で視察したAFIREM（本報告書p35）という、児童保護のための予防・判断・ケア・調査や、家族や子どもに関わる全ての専門職向けの研修会を行っている会員制の組織に所属している医師は、会員（医師）の高齢化や若手医師の多忙による関与困難について述べていました。

ところで、狭義の「児童保護」等の対応に関して、2016年の法律で、各県、各保健所に児童保護専門医（児童保護の代表医）が配置され、虐待の医療的な発見と予防に対して一定の役割を果たすようになりました。具体的には、県内の憂慮情報に関する判断の適切さの監視、さらには、医療機関やそこの医師と「憂慮情報収集室（CRIP）」との連携におけるオーガナイズなどを行っています。

また、パリ市のCRIPの視察の際にも、非常勤の小児科医が大きな役割を果たしていることと、児童精神科医がいないことによる評価面での課題が指摘されました。

ところで、大島（2008年）は、フランスの多くの大学医学部が小児精神科講座を持ち、精神科専門医研修の中に、小児・思春期施設での研修が義務付けられ、5人に1人が小児精神科医であるとしています。しかし、上記の児童保護の対応機関の医師の多くは、医療機関やクリニックに所属しながら、非常勤医師として関わっていると思われます。それでも、問題の医学的な診立てや医療機関医師とのスムーズな連携に関わり、児童保護の「一次予防」～「二次予防」の質的向上に寄与しています。

以下、視察した医療機関について触れます。

①CMP（心理医療センター）

フランスでは、戦後、人口7～8万の地域ごとに、セクター化を主軸とした精神医療改革が進められました。公的医療と多職種チームを基盤として、いくつかの機関が関わる網目状の組織を提供し、再発予防、早期のケア、入院回避等を目指す方策が行われました。そのセクター制度の診療体制の入り口となるCMP（各セクター毎に、最低1ヵ所設置）については、コラム「CMPのソーシャルワーカー　カリンさん」（p107）でも触れています。大島（2008）によれば、小児・思春期セクターは、成人より広域の、人口25万毎に設定されています（＊2008年の時点で320セクター）。

CMPは無料であり、学校やかかりつけ医からの紹介で受診になることが多いです。パリ市における新患の場合には、CMPの予約は数ヵ月待ちになります。（急ぐ場合には私立のCMPPにかかります）。また、セクター制の開放医療は、一方で、成人領域を中心に、攻撃性があるなどの“困難ケースへの対処能力の低下”をきたしているという、中谷ら（2015）の指摘もあります。

②青少年の家

「青少年の一部が、摂食障害、中毒、自殺企図、慢性疾患、性的リスク、その他の危険状況にある」という実態調査を踏まえて制定された「2004年の法律」に基づいて設置される相談・治療施設です。医療型と福祉型があり、前者の一つである「ソレンの家」（本報告書p104）を視察しました。視察報告にもある通り、予約不要という点で上記のCMP（心理医療センター）とは補完的な関係にあります。主な対象年齢は13～26歳位です。

クリニックモデルのCMPも、セクター制度の中に連携病院を持っていると思われますが、入院病床を持つ医療型の青少年の家の方が、対応可能なケースの臨床診断やその重篤度、緊急事態への即応性等の幅も広く、外来診療での間口も大きいと思われます。また、入院等の「重装備」の治療を受けることは、受ける側にも、それを継続するための動機（や覚悟）も必要で、他の立ち寄り型の外来相談よりも、治療者との間で、より確かな合意形成が必要になると思われます。

③エキップ・モビール（児童虐待対応チーム）

今回の研修では、ロベール・ドゥブレ大学病院内のチーム（本報告書p109）の視察をしました。

このチームは、大学病院内にある、小児科医中心の虐待問題に特化した「コンサルテーション・リエゾン」的なチームに当たります。児童福祉の

領域では虐待は主問題ですが、一般診療においてはまだまだ稀で、経験値が高まり難い問題です。忙しい日常診療の中で求められる知見、問題認識の方法、対応の作法とは多くの部分でギャップがあります。そうした状況であるが故に、このようなチームが必要とされ、「一次予防」としての啓発や、「二次予防」としての潜在ケースの掘り起こしとそれへの対応が求められています。ただ、地域サービス、地域連携も含めて、病院内では不採算部門であるが故に、事業の継続や拡大のためには、財政的な裏付けや支援が必要になると思われます。

6. 成果の検証の必要性

児童保護、あるいは非行への対応を行った場合、その成果がどうであったかは、常に検証される必要があります。施策としてみれば、マクロの数字の良い方向への変化が必要ですが、先にも触れたONPEのデータでも、「給付や措置を受けている者の数」や「児童保護に関する部門別の支出総額」は右肩上がりになっています。

また、今回の視察で、幼少期から保護下に置かれた子どもの中には、短期で複数の措置施設等を転々とする子どもが結構いることも分かりました。あるいは、一つのケースに同時に複数の支援メニューが提供される場合、提供者側からの有効性の論理はあるものの、受益者側にとっての意味、あるいは有効性はどうなのだろうかとも思いました。また、子ども裁判官やASE（児童社会扶助機関）によって決定された具体的な支援内容も、その判断や決定の根拠がどこにあるのか、もう少し知りたいと感じました。

今回の視察では、ルソー医師による追跡調査研究（「The Saint-Ex Study；本報告書 p79」）について学ぶことができましたが、治療臨床の中で行われている、こうした実証的な因子分析の研究を重ねていくことが、有効な「予防対応」につながると思われます。

7. まとめ

今回、コロナ禍の中で、時差のあるフランスとのオンライン研修という、制約の多い条件下で得られた知見に既刊文献の内容を加え、私自身の専門性も踏まえた報告をしました。あらためて、そのまとめをします。

(1) フランスの児童保護の仕組みは、長い歴史的な経緯もあり、非常に複雑なものとなっています。それは、一定の原則に沿って体系的に整備されたというよりも、その時々の状況や実情に沿って、修正や改正を加えたものであると言えます。

(2) 児童保護のシステムの運用にあたっては、司法領域の関与の大きさがあります。処遇内容に対して最終的な責任を負う子ども裁判官や検事による判断の重さや、各種の施策を規定する法律の重さです。そして、そうした司法領域における、職員養成、立法、処遇判断の是非チェック、処遇機関の監査等に関与するDPJJ（司法省青少年司法保護局）が、適切に運営されていることも重要でした。

(3) 児童保護や非行への対応を「予防医学」の視点で捉えてみると、課題の進行軸に沿った「一次予防」～「三次予防」の異なるレベルの対応に関して、予防重視を謳った2007年の法律の施行以降、より「一次予防」に対応の重点がシフトしています。その一方で、児童保護領域での年長児の移行期問題や、非行領域での再犯・累犯ケースの厳罰化やネット犯罪の拡大傾向等の問題が出てきており、「三次予防」強化の必要性にも迫られています。

課題対応に関して、機関同士の横の繋がりによる連携では、「一次予防」にあたる周産期の支援体制が整えられてきており、また全世代・全レベルを通じてCRIP（憂慮情報収集室）がシステムの要として機能しています。さらに司法重視の在り方が、異なるレベルの対応や、異なる機関の機能を繋げることにも寄与しています。

(4) 児童保護領域と医療の関係については、2016年の法律で、各県に児童保護専門医（児童保護の代表医）が配置されたことや、ロベール・ドゥブレ大学病院のエキップ・モビールのような虐待対応の特任チームが病院内に配置されたことなど、両者の連携をスムーズにするための動きやシステム整備も、少しずつ行われています。また、因子分析をする実証的な追跡調査研究なども、臨床の医師によって行われています。

8. おわりに

大人になり、街暮らしをするようになって、何度か「レ・ミゼラブル」の映画や舞台を見る機会に恵まれました。フランス革命の時に「人びとの生存権こそがあらゆる権利の中で最も優先されるべきである」と主張したのはロベスピエールでしたが、ユーゴーがあの小説を書いたのが、フランス革命の火照りの残る1862年であると知ったのは、作品鑑賞のために俄勉強をした時でした。

参考資料

子どもの虹情報研修センター (2004) 平成 15 年度研究報告書 ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書 Ⅱフランス共和国編
資生堂社会福祉事業財団 (2008) 2007 年度 第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書
松村祥子 (2008) 日本との比較でみたフランスの社会福祉 2007 年度第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書 p44-48
大澤絵里、越智真奈美 (2021) 市町村における児童虐待予防と対応のしくみの課題と展望―公衆衛生学アプローチと包括ケアシステムの融合― 保健医療科学 Vol.70 NO.4 p385-393
小澤裕香 (2021) フランスにおける社会的養護から巣立つ若者の支援―措置延長制度が果たす役割について－ 金沢大学経済論集 42 巻 1 号 p17-43
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング (2021) 令和 2 年度先駆的ケア策定・検証調査事業 乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書
シード・プランニング (2020) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書
安發明子 (2020) フランスのソーシャルワーク (1) ソーシャルワーカーはかかりつけ医　対人援助マガジン 第 42 号 p304-326
安發明子 (2020) フランスのソーシャルワーク (2) フランスの児童福祉の特徴・価値とその背景 対人援助マガジン第 43 号 p300-336
安發明子 (2021) フランスのソーシャルワーク (3) フランスの児童福祉の仕組み－どのように子どもの権利を守ろうとしているか 対人援助マガジン 第 44 号 p264-319
安發明子 (2021) フランスのソーシャルワーク (4) フランスの匿名出産、養子縁組と里親 対人援助マガジン第 45 号 p323 － 380
安發明子 (2021) フランスのソーシャルワーク (5) 児童福祉フランスにおける近年の法改正　対人援助マガジン 第 46 号 p282-326
安發明子 (2021) 第 46 回資生堂児童福祉海外研修事前研修資料
三輪和宏 (2015) フランスにおける児童虐待防止制度 レファレンス 平成 27 年 8 月号 p81-108
松井一郎ら (2000) 平成 11 年度厚生科学研究費補助金 (子ども家庭総合研究事業) 虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究
加澤正樹ら (2001) －児童虐待に関する研究－ (第 1 報告) その 2 －「児童虐待に関する研究会」のまとめ 法務総合研究所研究部報告 11
岸玲子ら（2018）NEW 予防医学・公衆衛生学 (改訂第 4 版) 南江堂
田中康雄 (2006) 虐待された子どもが示す非行・犯罪 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 p308-316
林隆 (2006) 非行・犯罪の背景にある虐待 子どもの虐待とネグレクト vol.8 No.3 p317-325
安部計彦 (2018) 子ども虐待と非行の関係 西南学院大学人間科学論脩 第 14 巻 第 1 号 p167-194
齊藤万比古ら (2016) 注意欠如・多動症－ ADHD －の診断・治療ガイドライン (第 4 版) じほう
廣瀬健二 (2021) 少年法 成文堂
大島一成 (2008) フランス語圏におけるレジリアンス概念 精神神経学雑誌 第 110 巻 第 9 号 p776-782
中谷陽二ら (2015) 揺れ動くフランスの司法精神医療－最近の文献から－ 精神神経学雑誌 第 117 巻 第 7 号 p505-518
ONPE(2022) Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 decémbre 2020

フランスの児童保護のしくみ
ー日本との比較も念頭に

子どもの虹情報研修センター センター長
研修団特別講師　川﨑 二三彦

はじめに

セリーヌ・ラファエル著『父の逸脱 ピアノレッスンという拷問』（新泉社）の翻訳者である林昌宏氏とは全く面識がなかったが、ある日のこと、直接訪問を受け、現在翻訳中だという本書について熱く語られたのであった。その後、上梓された本書が送られてきたが、本書を読んだときの印象を一口で表現するのは難しい。児童虐待の問題をさまざまな視点から思索することを求められ、あわせて種々の感情も呼び覚まされたからである。

本書には、ピアノレッスンという教育虐待を受けた当事者として、その詳細な事実経過だけでなく、母や妹を含む家族の様子、学校や施設、保護機関の認識や対応、それらを体験した自身の感情などを含め、児童虐待にまつわるさまざまことが冷静かつ生々しく語られていた。同時に、日本とフランスにおける共通点と相違点も意識することとなり、そのいずれもが興味深いものであり、日本においても広く読まれるべき書だとすぐさま直感した[*1]。

今回の視察は、その意味でも意義深いものがあると考え、オンライン視察が始まる前に、いくつかの文献によってフランスにおける児童保護のしくみについて調べてみた。すると、日本とフランスにおける制度上の大きな違い、対照的なアプローチなどを垣間見ることになった。ただしそれは、日本の制度を充実させ、制度改革していく上で、新たな発想を与え得る予感があった。以下では、視察先で得た情報や、後に得た情報なども交えつつ、フランスの児童保護のしくみを、日本との比較を念頭に述べることとしたい。なお、短期間での視察であり、調査も行き届いていない面が多々あること、フランス自体もさまざまな制度改革を継続していることなどから、十分な説明となっていないことをお断りしておきたい。

フランスの子どもと家族

○合計特殊出生率

フランスにおける児童保護のしくみを考える前に、フランス社会における子どもと家族の状況を見ておきたい。フランスは、欧米の中で合計特殊出生率が最も高く、注目されることが多い。図1は、内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」から引用したものだが、1990年代に1.66まで低下していた合計特殊出生率が、2015年には1.92まで回復していることにつき、次のような解説があった。

「フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち『両立支援』を強める方向で政策が進められた」

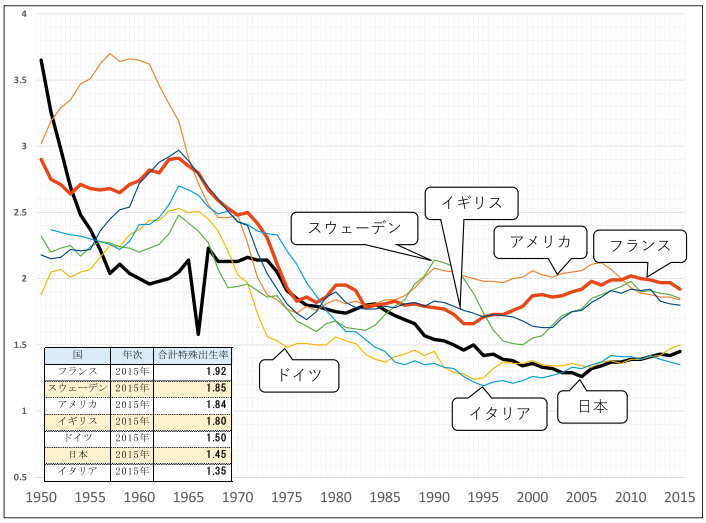

国	年次	合計特殊出生率
フランス	2015年	1.92
スウェーデン	2015年	1.85
アメリカ	2015年	1.84
イギリス	2015年	1.80
ドイツ	2015年	1.50
日本	2015年	1.45
イタリア	2015年	1.35

図1. 諸外国の合計特殊出生率の推移
出典：内閣府　平成29年版少子化社会対策白書

また、毎日新聞取材班（2022）『世界少子化考』によると、フランスの国民議会は、2021年6月、これまで異性のカップルにのみ認めていた生殖補助医療を、独身女性や女性同士のカップル[*2]にも拡大し、公的医療保険を適用する内容の法案を可決したという。同年8月に本法が公布されると、フランス全土の病院に治療希望者からの問い合わせが殺到し、フランス保健省は、9月中旬、想定を超える3,500件の希望が新たに寄せられたと発表した。

*1 その後、ラファエル氏は、本書を機縁として日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN）第27回学術集会かながわ大会で、海外招聘講師として筆者のインタビューに応じていただき、今回の視察においても、本書の解説をされたダニエル・ルソー医師とともに登場していただいた。その詳細は本文を参照されたい。
*2 フランスでは、同性結婚も2013年に法制化されている。

ただし、本制度は少子化対策ではなく、あくまでも「平等」を実現しようとする一環だという。こうした法整備を求める活動をしたブランシュさんは、本法の意義を次のように述べる。

「この社会では恋愛と結婚が価値を持っていますが、（中略）異性に出会い、絆を深め、家族を作る－という規範に当てはまらず、それが精神的なプレッシャーになる人も社会にはいる。そのことを知ってほしいのです。それがなければ、喜んで子育てしたい女性はたくさんいるでしょう。幸福を実現する権利は結婚相手の性別やパートナーの有無に関わらず、みんなが等しくあるべきだと思いませんか？」

彼女は 37 歳の時、ポルトガルの医療機関で、匿名の男性から精子バンクを通じて精子の提供を受け、体外受精に成功したというのだが、婚姻届を出している女性同士のカップルにあっては、本法によって 2 人がいずれも出産することも十分考えられる。結果として、フランスの合計特殊出生率が高まる効果を持つ可能性は否定できないように思う。

ただし、最近の報道には、「2020 年通年でのフランスの出生数は 73 万 5000 人で、第 2 次世界大戦後最低の水準に落ち込んだ」といった指摘もあり（2022 年 2 月 26 日 AFP）、状況が変化している点も踏まえておく必要があろう。

なお、内閣府の報告書は「家族関係社会支出の対 GDP 比」について、「我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている」として、その割合は、フランスが GDP 比 2.91 であるのに対して、日本 1.34 にとどまっていることを紹介している。

○婚姻関係―日本の場合

日本もフランスも、婚姻に関する制度は変遷している。日仏とも法律が現実に追いついていない状況は、決して珍しくないが、一方で法制度が改正、改革されても、従来の慣習がすぐに変わるわけではなく、その意味で法と現実が一致しないこともある。これらも日仏で共通すると言えよう。

さて、日本の婚姻制度が大きく変更された時期として画期をなすのは、1947 年（昭和 22 年）に敗戦によって旧民法が改正された時期と言ってよい。戦前は家制度があって、戸主の権限が強く、婚姻には常に戸主の同意が必要であった。妻は婚姻によって夫の家に入り、法律行為を行うには、成年であっても常に夫の同意が必要とされる無能力者の扱いを受けていた。また、財産管理も実質的には夫により行われ、貞操義務は妻だけが負わされていた。

それが戦後、憲法 24 条で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とされ、民法も改正されて、家制度も廃止された。

○フランスにおける婚姻関係の変遷

一方、フランスでも、家父長制は連綿として社会に深く根を下ろしていたことから、女性の権利も抑圧され、1789 年の大革命以来さまざまな女性運動が起こった。ところが、既婚女性が夫の許可なしに仕事をしたり、銀行口座を作ったり、自身の財産を管理する権利を得るためには 1965 年まで待たなければならず、「家長」という概念が法律上廃止されたのも、ようやく 1970 年のことだという。これでは戦後の日本が憲法の下に男女平等を謳ったことと比べても、大きく遅れていると言わざるを得まい。

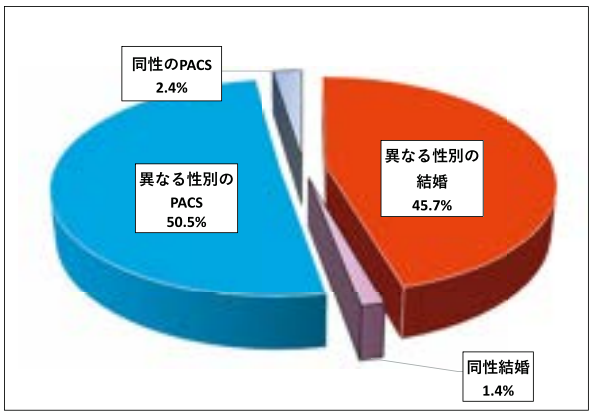

図 2. フランスの婚姻の状況（2020 年）
出典：INSEE（国立統計経済研究所）

しかし、その後のフランスの制度改革は急速に進んでいるように見える。特筆すべき制度と思われるものの一つが、PACS（Pacte Civil de Solidarité 連帯市民協約）である。PACS は、もともと法律上不可能だった同性同士の結婚を念頭に 1999 年に法制化されたものだが、「性別に関係なく、成年に達した二人の個人の間で、安定した持続的共同生活を営むために交わされる契約」（在フランス日本国大使館）とされた。つまり、同性カップルに限らず、全ての非婚カップルのための制度であり、その点で、日本でも最近多くの自治体で採用されている同性のパートナーシップ制度とは異なっている[*1]。PACS 制度ができてすでに 20 年以上を経るが、当初の趣旨と異なり、若者を中心に異性のカップルの利用が多く、2020 年の婚姻状況は、図 2 のとおり PACS が結婚を上回る結果となっている[*2]。

*1 日本のパートナーシップ制度は、2015 年、東京都渋谷区や世田谷区で始まった。本制度について、渋谷区のホームページは次のように説明している。「戸籍上の性別が同じ二者間の社会生活における関係を『パートナーシップ』と定義し、一定の条件を満たした場合にパートナーの関係であることを証明するもの」。なお同ホームページでは、2020 年 10 月 1 日現在、こうした制度を導入している自治体数が 60 を超え、新たに制度を導入を検討する自治体も増えている旨が記載されている。

*2 それでも 2020 年以前は、異性間における「結婚」が異性間の「PACS」を上回っていた。それが 2020 年になって初めて逆転し、PACS が上回った。フランスでは、今や PACS が一般的な婚姻関係になりつつあるとも考えられる。

PACS であっても、結婚と同様、子どもに対しては共同親権があり、パートナーの社会保険（医療、死亡等）による保証や税制上の利益も受けられる。一方、PACS の解消は、合意がなくとも、どちらかが申し立てれば足りる。この点に限って言えば、日本の事実婚（内縁関係）と変わらない。PACS は、いわば結婚と単なる同棲（ユニオン・リブル）の中間的な位置づけの制度と言えるかもしれない。

＊

ただし、日本には PACS のような制度がないため、事実婚が始まっても、また解消されても届けることはなく、受ける市役所等もない。次のような報告もあった。

「日本の婚外出生率は 2%程度。事実婚は増加傾向にあると指摘されることもあり、2010 年国勢調査では『親族でない異性と同居している 20 歳以上の人口』は約 60 万人に上る。とはいえ、事実婚の実態は不明」

結果として、こうした家族で生活する子どもたちの実態も不明となっているのではないだろうか。

フランスの親子関係

○共同親権

先に、フランスで家長という概念が法律上廃止されたのは 1970 年のことだと述べたが、この年、親権に関する条文も改正されている。すなわち、父権（puissance paternelle）から親権（autorité parentale）への変更である。男女の平等が謳われたこの年の改革では、当然のこととして親権についても夫婦（両親）が共同して行うことになったものと思う。なお、フランスでは日本と違い、離婚後も父母いずれもが親権を有することとなっており、それは PACS の場合も同様である。加えて言えば、認知すれば、それだけで親権が発生する。

○体罰禁止

それはさておき、まず最初に、日本で 2019 年（令和元年）に改正された児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）（2020 年 4 月施行）において、大きな改正ポイントとなった体罰禁止について、フランスでの実情を見ておこう。「平野裕二の子どもの権利･国際情報サイト」によると、フランスでも、2019 年に「親の権威は、いかなる身体的または心理的暴力も用いることなく行使される」旨の規定が民法典に追加され、「親の権威は、子の利益を最終目的とする権利および義務の総体である」旨の記載もあるという。この点は、日本の民法 820 条が「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」としている点と共通するように思う。

また、フランス民法典は、「親の権威は、子の人格を適正に尊重しながら、子をその安全、健康および道徳において保護し、その教育を確保しかつその発達を可能にする目的で、子の成年または未成年解放まで父母に委ねられる」「両親は、子の年齢および成熟度にしたがい、子に関わる決定に子を参加させる」等とも規定しているが、この点は、日本においても、法制審議会の民法（親子法制）部会が本年 2 月にまとめた要綱案に、「親権を行う者は、第 820 条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」としている点とほぼ共通しよう（下線筆者）。蛇足だが、児童虐待防止法で体罰を禁止した後、民法にその点を明記する改正が進行しているのが日本の現状であり、体罰禁止に関しては、日仏変わらず軌を一にして歩んでいるように見受けられる。

○親権の制限

日本では、児童虐待防止を主な目的として、2011 年（平成 23 年）の民法改正で、親権一時停止の制度が設けられた（施行は 2012 年 4 月）。一方、フランスにおける親権の制度は日本よりも複雑で、親権者の状態に応じてさまざまな形の親権制限がある。親権のあり方を建造物に例えれば、いわば親子関係の土台であり、親子関係の基礎をなすものだろう。したがって、フランスの児童福祉を理解する上で、親権制度を理解しておくことは不可欠と言えよう。

表 1. フランスと日本における親権制度の比較

<table>
<tr><th colspan="3">フランス</th><th colspan="2">日本</th></tr>
<tr><td colspan="2">親権者は親権そのものを失い、養子への同意権も失う。子に対する扶養義務あり（親に対する扶養義務はない）。</td><td>取上げ</td><td rowspan="2">親権喪失
（民法 834 条）</td><td rowspan="3">養子への同意権は残されている。（日仏とも親権の回復は可能）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">親権は留めつつ、権限行使を第三者に移転する。養子への同意権は保持。</td><td>例：児童虐待にかかる場合等</td><td>委譲（強制）</td></tr>
<tr><td>例：海外在住で祖母が養育する場合等</td><td>委譲（任意）</td><td>親権辞任
（民法 837 条）</td></tr>
<tr><td colspan="3">親権あり行使可能。ただし親子は分離し、第三者が日常的な行為を行う。</td><td>育成扶助（託置）</td><td>児童福祉法 28 条</td><td></td></tr>
</table>

上記は日仏とも全て司法判断による。

ここでは、日仏の制度を比較することで、フランスにおける親権制度、親権の制限に関する特徴について考えたい。表1は、法務省「児童虐待防止のための親権制度研究会」が派遣した現地調査（2009年9月11日～22日、於：フランス及びイギリス）に基づいて執筆された「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」を参考にした。

それによると、日仏とも、親権喪失（上記論文によると、フランスの場合は「取上げ」という用語となる）の制度があり、日本では「父又は母による虐待又は悪意の遺棄」（民法834条）等が例として挙げられているが、フランスでも、麻薬使用等の不行跡などが例示されているとのことで、日本の要件と共通するように感じられる。

ただ、相違点もある。その一つは、フランスの場合、取上げの例として子どもの身上に対する犯罪によって有罪となった場合、当該刑事裁判によって親権を取り上げることがある点だ[*1]。なかでも性的虐待などがあった場合は必ずなされるという。

日本と大きく違う点は、他にもある。それは、親子を分離する育成扶助（託置）が取られている場合に、親が交流、訪問、宿泊等の育成扶助中に保持する権利を2年以上継続的に行使しない、もしくは義務を果たさなければ、親権取上げの事由になる点だ。日本でも、子どもを施設に預けたまま行方不明になるなどして、児童相談所や児童福祉施設職員が連絡を取ることに苦労するような例は決して珍しくないが、だからといって、それで親権を喪失せしめたという例はあまり耳にしない。このあたりも、親の果たすべき役割、親としての義務を問うフランスの姿勢の強さを感じさせられる。

○国の被後見子（国の子）

ところで、フランスには匿名出産の制度があり[*2]、女性が匿名で出産し、出産の秘密を要求した場合、あらゆる調査を禁止すること（つまりは探されない権利）が定められている[*3]。図3は、匿名出産で生まれた子どもの人数の推移で、近年でも年間500人程度の子どもが匿名出産で生まれていることがわかる。なお、匿名出産を申し出た場合であっても、女性には2ヵ月間の考慮期間が与えられ、この期間であれば自ら名乗り出ることが認められる一方、その期間を過ぎれば、生まれた子どもは国の被後見子（国の子）とされ、わざわざ親権を取り上げるまでもなく、以後は女性の同意などなくても完全養子[*4]となることができる。

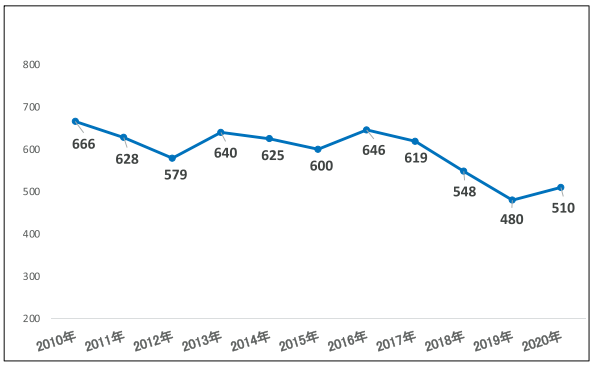

図3. 匿名出産で生まれた子どもの人数
資料：ONPEがまとめた児童保護統計資料2020版から
＊2020年は予測値

他方、日本では、子どもの存在自体を拒否・否定し、生まれてすぐ殺害される、いわゆる0日児の問題の克服が大きな課題となっているが、日本にこうした匿名出産の制度はない。

最近では、熊本の慈恵病院が、2021年12月、内密出産を希望する10代の女性が出産した赤ちゃんについて、女性の希望を踏まえて親の名前を書かずに出生届を提出し、独立戸籍も作成されて話題となった。それはともかく、同じく慈恵病院の「こうのとりのゆりかご」へ預ける例を含めて、産み落とされて捨てられる棄児などの例は絶えることがなく、通常こうした例では、「保護者のない児童」として、児童相談所が「必要に応じ新たに戸籍を作成するよう市町村に届け出」を行い、「特別養子縁組のあっせん手続を行う」ことなどが期待されている（児童相談所運営指針）。ただし、フランスのように国の後見といった位置づけではなく、必要に応じて児童相談所長などが未成年後見人となる対応がなされている。なお、日本では2020年4月から「特別養子適格の確認の審判等の手続において、この実方の父母の同意がされた場合には、次のいずれにも該当する場合[*5]には、その同意をした日から2週間を経過した後には同意を撤回することができない」こととなった。

フランスでは、匿名出産の場合だけでなく、親権の「取上げ」の場合も国の被後見子とされるが、これらの児童に対して、国としての責任を果たすべく法制度が整備されていると言えよう。

*1　なお、この「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」には、「判決に反対の定めがない限り、対象となっている子どもに未成年の兄弟姉妹があれば、それらの子と親権者との関係にも親権の取上げの効果が及ぶ」とも記載されている。

*2 その歴史は古く16世紀まで遡るようだが、法として正式に認められたのはフランス革命後の1793年と言われている。1941年以降、約50年間で5万人の子どもが匿名出産によって生まれているとのことだが、現在の制度の骨格が定まったのは1993年の民法典改正による。

*3 なお、出産した女性の知られない権利と、生まれた子どもの出自をする権利が対立することは容易に想像できる。フランスでは、担当者が女性に対して、育てる希望があればサポートが得られること、それでもなお育てられず、認知もしないことを希望する場合は匿名出産について説明し、利用することを認めた上で、女性の同意を前提として、情報を残す努力がされている。

*4 西希代子（2001）によると、「完全養子」とは実方から完全に離脱して養親の嫡出子となる養子。厚生労働省「第9回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」資料によると、2007年におけるフランスの完全養子縁組成立件数は3,964人

*5(ｱ)養子となるべき者の出生の日から2ヵ月を経過した後にされたものであること。(ｲ)次のいずれかに該当するものであること(家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出してされたものであること、及び審問の期日においてされたものであること)。

支援を要する児童への対応

○通告制度について

フランスの制度を検討する前に、日本の通告制度を概観しておきたい。児童虐待防止法は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに」児童相談所等に「通告しなければならない」と規定し（第6条）、国民全てに通告の義務を定めている。また第5条に、児童の福祉に業務上関係のある団体や職務上関係のある者に早期発見の努力義務を課し、発見・通告にかかわってより強い要請をしている。なお、この通告は、要保護児童の通告の義務を定めた児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなされるが、児童福祉法の本規定は、1947年（昭和22年）の児童福祉法制定時からあった。

では、なぜ、こうした通告の義務を課したのか。いささか古いが、1999年発刊の『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』には次のような説明がある。

「本条の規定に基づく通告は、すべての国民に課せられている。しかし、その義務違反については、罰則の定めがない。このようないわば道徳的要請ともいえる義務を国民に課したのは、（児童福祉法の）精神に照らしても、国民は、要保護児童の保護については、少なくともその保護の端緒をつくるためのささやかな義務のあることを明らかにする必要があると考えられたためである」

要するに、通告は支援のきっかけとして位置づけられているのであり、それは児童虐待防止法おける通告においても変わらない。

翻って、フランスではどのような制度となっているのか。以下では、おもに国立国会図書館の主任調査員である三輪和宏（2015）「フランスにおける児童虐待防止制度」を引用、参考にして記載する。それによると、フランスでは一般に犯罪の通報義務があり（刑法典第434-1条第1項）、司法機関又は行政機関へ通報しない者は、3年以下の禁錮及び45,000ユーロ以下の罰金に処する[*1]という。ただし、業務上守秘義務を課せられている職種についてはこの限りではないとのこと。したがって、仮に医師などが業務上で犯罪だと判断しても、原則はあくまでも守秘義務を守ることにあるので、通告しなくても刑事責任を問われることはないとのこと[*2]。

この点につき、日本の刑事訴訟法第239条第1項は「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる」とし、第2項で「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」と規定している。また、国家公務員法や地方公務員法には「職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合」の処分規定がある。つまり、日本では犯罪を見つけた場合、一般国民には通告義務を課さず（できる規定にとどまる）、守秘義務のある公務員には罰則規定もある通告の義務を課していることになる。だとすると、フランスとは考え方が逆と言えるのではないだろうか[*3]。こうした対照的なあり方については、いずれもメリットとデメリットがあると思われるので、その運用状況などもふまえつつ、是非についてさらに検討する必要があろう。

○ 119と189（電話相談の日仏比較）

日本には、「児童相談所虐待対応ダイヤル189」があるが、フランスにも「119もしもし、危険な状態にある児童（119-Allô enfance en danger）」という愛称で知られる相談・通告専用の電話がある。ここでは日仏の電話サービスの共通点と相違点をみていきたい。

いずれも無料で架けられること、24時間365日対応している点などは共通するが、相談・通告の対象は、日本の189が「児童虐待対応」、フランスの119は「危険な状態にある児童」とされて異なっている。この点については後述する。

また、電話を受ける体制にも大きな違いがある。というのは、189は市外局番によって自動的に各自治体の児童相談所につながるが、119は、海外県を含むもフランス全土からの電話を一つの窓口（SNATED）で受ける。簡単に言えば、そこで前さばきをするのである。そのためには、当然のことながらSNATEDがそれに見合う体制を整えていなければならない。

189との大きな違いは、この点であろう。SNATEDに電話が架かってくると、最初に通話するのは受付部門（pré-accueil）である。約10人のオペレーターが交代で業務を行っており、まずはここで「119番のサービ

*1 直系親族とその配偶者、兄弟とその配偶者、当人の配偶者及び同棲者にはこうした義務の免除規定があるが、15歳未満の児童に対する犯罪では、免除規定は適用されないという。つまり、身内の行為は黙っていてもいいが、15歳未満の子どもに対する犯罪の場合は、それも許されないということだろう。

*2 ただし、児童の保護の必要があると認める場合は、守秘義務が解除され、通告することが優先される。

*3 なお、アメリカは、児童虐待に関していち早く専門職に通告義務を課し、義務違反には免許剥奪を含む罰則を設けている。たとえばイリノイ州は、医師が故意に通告義務を怠った場合は、A級の軽罪となる（山口亮子「アメリカにおける児童虐待に関する法制度の概要」）。カナダでは学校の教員を含めた特定の者は、継続的に当該児童の経過を通告しなければならず、通告を怠った場合には1,000ドルの罰金が科せられる（文部科学省ホームページから）。日本は罰則こそ設けていないが、こうしたアメリカの制度に倣ったものと思われる。一方、イギリスにも「通告法」があるが、フランスと同様、専門家には通告義務を課していないという（滝川一廣・内海新佑編（2020）『子ども虐待を考えるために知っておくべきこと』）。 ということは、日本の発見・通告制度は、罰則規定の有無はともかく、アメリカ、カナダなどの制度と同様、専門職が児童虐待を発見しやすい点を重視して、一般国民よりも強く発見・通告することを期待しているが、フランスやイギリスでは、専門職の守秘義務をより重視し、通告の義務を課さず、慎重な対応を要請していると考えられよう。

スの説明と、専門相談員へ電話をつなぐべきか否かの判断がなされる」という。SNATED の内部で、さらに仕分けをし、必要な事例だけを専門相談員につなぐのである。

聴取部門（plateau d'écoute）に約 45 人いる専門相談員は、心理士、法律家、ソーシャルワーカーなど児童虐待防止・児童保護の専門家であり、交代で業務を行っている。通話の内容から「危険な状態にある児童」と考えられ、かつ身元情報を聞き出すことができた事案は、各県の「憂慮情報収集室（CRIP）」へ情報提供される（CRIP については後述）。「専門相談員は、事情をよく聞き、情報提供・助言を行い、また、相談事例に適した機関・施設・団体等を紹介する。話を聞くだけでも気持ちが落ち着き、問題が解決することもある」とのこと（三輪、2105）。つまり危険な状態にある児童と考えられる場合であっても、専門相談員の範囲内で終結することがあるということだ。これらは、「即時支援（aide immédiate: AI）」と呼ばれ、2020 年の実績でみると、半数近くは即時支援で終了していた[*1]。こうした点を、表 2 も参照しつつ 189 とも比較しながら整理してみたい。

表 2. 日仏・電話相談の比較

	フランス（119）	日本（189）
愛称（おもな対象）	もしもし、危険な状態にある児童	児童相談所虐待対応ダイヤル
受信機関	SNATED（全土を一括管理）	固定電話は各児童相談所（各自治体）、携帯電話はコールセンター（居住地情報を聴取）を通して児童相談所へ。
以下の統計にかかる対象年（度）	2020 年	2016 年（平成 28 年）度
総入電数	495,423	279,063
総入電数の前年比	10.8％増	19.3％増
正常接続数（通話数） 総入電数に対する割合	39,427 8.0%	54,556 19.5%
即時支援数（通話数に対する割合）	17,852（45.3%）	日本では存在しないしくみである。
CRIP へ送信（通話数に対する割合）	21,575（54.7％）	
電話料金	無料	有料 （2019 年 12 月から無料に。この年度は有料である）

＊フランスのデータは SNATED 資料、日本のデータは厚生労働省資料による。

日本のほぼ半数の人口（約 6,700 万人）のフランスのほうが総入電数が多い背景として、この電話サービスは、1989 年から取り組まれており（当時は SNATED の前身である SNATEM が対応。番号は同じ 119）、社会に広く認知されていることが考えられる[*2]。なお、日本では 2019 年 12 月から通話を無料化しており、こうした措置によって入電数がさらに増加している可能性があろう。日本もフランスも、総入電数に対する正常接続数（実際に通話できた件数）は低く[*3]、フランスでは、同一人物による繰り返しの電話などが問題視されている。

ここで、改めて日仏の違いを整理しておきたい。189 では、かかってきた電話を全国の各児童相談所に転送するシステムに課題があった。冒頭に流れるアナウンスが長くて途中で切れてしまったり、携帯電話の場合は郵便番号を入力してもらう必要があり、通話まで到達しにくい要因になっていたのである。一方 119 では、SNATED の窓口オペレーターが全て対応するので、自動録音を流す必要がない。日本でも、アナウンスを短縮したり、コールセンターを新設して対応する取り組みも行っているが、虐待を疑い、意を決して電話する国民の側からすると、おそらくはフランスのしくみの方が通話しやすいのではないだろうか。

また、電話を受ける側にしても、日本の場合、各児童相談所での努力は共通するとしても、自治体によるシステムの違い、対応の違いなどは否定できない。一方、SNATED の専門相談員は、90 時間の研修を受けており、窓口が一つである点もあって、組織として一定のレベルが保障されよう。SNATED のような窓口があれば、多忙な児童相談所が無言電話やいたずら電話などに悩まされることもなく、本来対応すべき事例に集中して取り組むことも可能となろう。

加えて SNATED では、昨今の SNS 活発化の状況もふまえ、WEB による相談も受けている。この点でも社会の変化に柔軟かつ即応的に対応する姿がうかがわれた。日本でも、こうした取り組みをしている児童相談所があるかもしれないが、多数の相談事例を抱えて東奔西走している児童相談所職員が、電話対応に加えてメー

*1 なお、極めて緊急性が高い（première urgence ）と考えられる事案については、移送（transmission）という形で、警察・検察組織へ通報が行われるが、通常は CRIP にも複写が送られる。

*2 加藤佳子（2003）「フランスにおける児童虐待への取り組み－実態と課題」によれば、「119 は子どもを対象とするすべての場所にかならず表示されることが法律で義務付けられており」と述べており、それが大きな要因かもしれない。日本ではこの年の年度当初、入電した電話に対する冒頭の音声ガイダンスを短縮し、正常持続数の割合を高める努力をしている。

*3 受話する前に切れてしまう、受話したが無言で切れてしまう、などがある。

ル相談に応じることは簡単なことではない。

こうして見てくると、フランスの取り組みは、日本における通告対応のあり方を検討する上で、貴重な示唆を与えてくれるのではないだろうか。

○ 2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律

さて、ここで改めて、児童虐待をめぐるフランスの制度改革について、やはり三輪（2015）を参考にしてあらましを見ておきたい。フランスでは、19 世紀まで遡る 1889 年に、早くも児童保護のための法が制定され、親権の剥奪にかかる規定などもあったという。そして、この法律制定からちょうど百年後に当たる 1989 年、新たな児童保護法が制定された。内容的には、虐待防止の中心的存在として県を掲げ、虐待通報を受けるために無料の電話サービス SNATEM（現在の SNATED）を創設している。

それをさらに改革したのが 2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律である。本法でもさまざまな改革がなされているが、ここではいくつかを抜粋して紹介したい。

・虐待という用語

その一つは、用語の変更である。「虐待された（maltraité）児童」ではなく、「危険な状態にある（en danger）児童」へ転換したのである。「危険な状態」というと、虐待のなかでも重篤な印象を受けるかもしれないが、三輪（2015）によると、日本の「要保護児童」に近い概念で、「危険な状態にある児童」の方が「要保護児童」よりも広い概念だという。つまり、虐待に限らず、子どものさまざまな問題について、より広く支援を行おうとしたものと考えられる。

表 3. 児童の支援における行政措置と司法措置の割合

	入所等	在宅支援	合計
行政措置	14,116	35,918	50,034
司法措置	114,708	112,271	226,979
合計	128,824	148,189	277,013

2006 年 12 月 31 日現在（ONED 年次報告書、2008 年による）

・県を主体に

次に、こうした児童への対応について、第一義的主体を県とした。日本でも 2004 年の児童福祉法改正において、児童相談所ではなく市町村が第一義的に対応することとしたが、その意味合いは異なる。というのは、日本では同じ児童福祉部門内での役割分担だが、フランスの改革は、司法への送致に対する抑制的な意味が込められていたからである。ちなみに、2006 年のデータによると、表 3 のとおり、入所措置の 89%、在宅支援の 76%、トータルで 82%の児童が司法措置による支援となっていた。こうした割合を見ると、改正の方向も納得できよう。なお、改正の具体的内容として、事案を司法機関（具体的には共和国検事）へ送致する（aviser）のは、県の対応によって改善が見られない事例、児童社会扶助機関（service d'aide sociale à l' enfance:ASE）の介入が家族の拒否により不可能である事例等に限定されたとのこと。

・CRIP創設

また、「危険な状態にある児童」にかかる関連情報を、県において一元的に管理するため、憂慮情報収集室（cellule de recueil des informations préoccupantes:CRIP）を県に設けることとした。

・多様な支援のための施設

さらに、デイケア施設、ショートステイ施設、特別施設、緊急施設といった多様な児童支援のための施設を新たに設置し、様々な対応方法で児童を危険から守ることにしたという。

○日本との比較－「虐待」という用語にまつわって

まずは用語の変更について検討したい。日本では、児童虐待が社会的な問題となるなか、1999 年（平成 11 年）の国会で、児童福祉法に児童虐待の定義がない点が議員から厳しく指摘され、結果として、翌年（2000 年）に議員立法による児童虐待防止法が制定されて定義も明確化された。もともとあった要保護児童への対応から、児童虐待に特化する形で立法化されたものと言えよう。つまり、要保護児童のなかでも、特に深刻な児童虐待への対応に力点を置く方向に舵を切ったのであり、以後も、深刻な虐待死事件などを背景に、子どもの安全の確保のための立入調査や、躊躇なく一時保護することなどが求められてきた。

一方、フランスは逆で、「虐待された（maltraité）児童」から「危険な状態にある（en danger）児童」へ転換している。日本とフランスでは、対照的な改正方向と考えられよう。

この点につき、児童虐待防止法が制定されて 20 年以上となり、日本の中でも今後のあり方についてさまざまな意見が出されるようになった。たとえば、滝川一廣（2020）は、「そもそも日本語の『虐待』という呼称はどうか」と問題提起し、日本は「（子育てによる）失調を、『虐待』と名づけて養育者の自己責任による『加害』として極めて否定的に扱う社会になった」と述べ、「後追い型・摘発型」ではなく、「予防型・支援型」の対策へ舵を回すことを提唱している。その上で、「虐待防止法施行前の日本の児童福祉は基本的に『予防型・支援型』でやっていたのだから」、それは「必ずしも難しいことではない」と主張している。誤解をおそれず言えば、20 年の経験を経て、あらためてフランス型への転換が求められているという認識ではないだろうか。また、鷲山拓男（2022）も、母子保健への提起として「指導ではなく支援」を強調する。日本における虐待対応の歴史に積極的な面が多々あったことを否定する必要はないが、フランスの対応の変遷も参考にし、あらためて児童虐待の問題、また要保護児童の問題について今後のあり方を考えることも、意味があるのではないだろうか。

○日本との比較−司法関与について

フランスにおける児童福祉、児童保護のしくみを調べていて、彼我の違いを感じさせられたことの一つが、司法関与の問題である。日本では本年6月、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入を含む児童福祉法改正案が全会一致で可決・成立し、司法の関与が一歩進められた。一方、フランスでは逆に、司法よりも行政の関与を優先させる方向の改正が行われた。日本における児童虐待対応では、司法の関与がまだ足りないのではないかと感じることも多々あるが、一方で、弁護士が児童相談所に勤務するようになって依存傾向が強まり、ソーシャルワークの主体性が後退していると感じる場面もないとは言えず、フランスの制度の変遷は、今後の日本のあり方を考える上でも参考になると考えられる。

ところで、今回の視察の事前学習の一環として、団員一同、映画「太陽のめざめ」(2016年日本公開）を鑑賞した。主役の子ども裁判官を演じたのはカトリーヌ･ドヌーヴ。複雑な家庭背景を持つ非行少年に、裁判官は「児童教育支援」を受けさせる。次々に問題を起こす少年は、そのたびに裁判官の執務室に呼ばれるのだが、カトリーヌ・ドヌーヴ扮する子ども裁判官による少年との面談の様子は、まるで児童相談所の児童福祉司や児童心理司の面接のようにも見えた。筆者は業務の関係で、日本の少年審判に何度も立ち会った経験があり、少年法の「審判は、懇切を旨として、和やかに行う（22条)」という精神のとおり審理を進める裁判官を見てきた。フランス視察では、実際に子ども裁判官を経験された方のお話もうかがったが、日仏いずれの裁判官も、担当する子どものことを真剣に考えている点は共通していた。ただし、そのしくみにおいては大きな違いがある。

日本では、裁判官は、少年事件において児童自立支援施設送致を決定したり、児童福祉法28条に基づく施設入所や里親委託の承認をするが、その後の実務に司法が関与することは殆どなく、決定内容の執行はもとより、当該措置の解除等も児童相談所が独自に行い、それについて裁判官が意見を述べることは、まず考えられない。司法の側は、28条申立てがあった場合に、保護者に対する指導措置を採るよう、児童相談所に対して勧告する程度である。

ところがフランスでは、在宅支援や入所等の措置いずれであっても、子ども裁判官がそれらを決定した場合、その後の状況等については定期的に報告を受け、当該措置を継続するのか、それとも終結するのかなどは子ども裁判官が決定する。自ら決めた措置の状況を確認し、いわば決定に最後まで責任を負うとも言えよう。カトリーヌ・ドヌーヴが演じた子ども裁判官は、こうしたしくみの中で、少年により深くかかわっていたのだろうと推測した。

日本とフランスでは、司法関与のあり方一つとっても大きな違いがあった。とはいえ、フランスの制度を見るにつけ、今般の児童福祉法改正をふまえても、司法関与にかかる改革はまだ途上と言わざるを得ず、今後も引き続き検討していく必要があると感じた次第である。

○憂慮情報収集室（CRIP）

「2007年3月5日の児童保護の改革に関する法律」で各県に設置が義務づけられたのが、憂慮情報収集室（CRIP）である。設置の趣旨は、すでに述べたように、「危険な状態にある児童」に対して県が第一義的に対応することとの関連で、関連情報を一元的に管理する必要があったからだ。なお、本法では、守秘義務の対象となる情報の共有を可能とする体制整備も合わせて行われており、CRIPは、こうした改正も生かしながら、その役割を果たしている。

さて、電話相談に対応するSNATEDについて触れた際、「『危険な状態にある児童』と判断され、かつ身元情報を聞き出すことができた事案は、県の憂慮情報収集室（CRIP）へ情報提供される」と指摘したが、SNATED等から憂慮情報を寄せられた場合、CRIPは全件について綿密な調査と評価を行い、情報を受けてから3ヵ月以内に評価することが義務づけられている。評価は3つに分けられる。すなわち、行政保護(protection administrative)、司法保護（protection judiciaire)、具体的な対応が必要ないもの（sans suite）の3つだ。このうち、行政保護は、危険やその可能性の程度が小さく親に児童の状況を改善する能力があり、援助を受け入れる姿勢がある場合に選択され、県会議長[*1]に送致されてASEなどが対応する。司法保護は、緊急性、重大性を帯びた事案であったり、当該家庭が行政側の介入を拒否し、行政上の対応では児童を危険から守ることができないと思われるもの等で、司法機関（具体的には共和国検事）へ事案を送致することになる。

日本にはCRIPに類似した機関はない。加えてSNATEDもないから、電話による通告や相談も、いきなり児童相談所へつながり、児童相談所の多忙さに拍車をかけている。フランスにおいては、ASEや司法機関が具体的な援助に入る前に、いわばSNATEDとCRIP、2つの機関が前さばきをすることで、各機関が本来の業務に専念できる体制とも言えよう。

○支援を担う人たち

今回の視察先の一つ、フォワイエ・メラング（Foyer Melingue チルドレンズホーム）では、施設長のマリオンさんに応対していただいたが、自己紹介で、「皆さんは、私が若くて施設長をしていることに驚いたのではないでしょうか」と発言された。彼女は、施設長になるための施設（学校）で学び、早くも27歳で、ある施設の施設長に就任し、フォワイエ・メラングの施設長は6年目だという。この学校に入学するのに年齢制限

*1 県議会議長（Président du Conseil général）は、県議会（立法機関）の長であると同時に、県行政（執行機関）の長でもある。

はないが、修士課程修了が条件となっており、口頭４題、記述４題の入学試験があって厳しい選抜があるとのこと。

今回の視察では、マリオンさんに限らず、さまざまな資格を持っている人からお話をうかがったが、フランスには、子どもと家族への支援を行う多種多様な国家資格があった。たとえば、社会家庭支援専門員（Technicien de Intervention Sociale et Familiale；TISF）だとか、家庭経済ソーシャルワーカー（Conseiller en Economique Sociale Familiale；CESF）等々であり、里親（Famille d'Accueil）さえ家庭アシスタント（Assistant Familial）という国家資格のある職業里親が担っていた。

また、多くの施設に配置されているのが、国家資格のエデュケーター（éducateur、エジュカトウール）である。日本には類似の専門職が見当たらないが、もともとは「1945 年オルドナンスによる非行少年処遇を実現するために創設された」とのこと。エデュケーターの資格を得るには、養成学校で 3 年間学ぶ必要があり、1 年目は児童保護、2 年目は障害、3 年目は身体的、精神的、社会的困難を抱えた成人の自立支援について学ぶこととされている。また、学びの方法として、講義などを聴くだけでなく、実習先を確保して、座学と実習を交互に繰り返すという。今では「司法機関をはじめとして、各種の児童福祉機関やアソシアシオン等、様々な場で活躍」している（水留正流、2012）。

フランスでは、多様な国家資格があり、各機関、施設において、それぞれの専門性を生かした支援が行われている。また、里親を含めて彼らには研修が保障されており、研修受講は、専門職の義務であると同時に権利となっている。

児童社会扶助機関（service d'aide sociale a l'enfance: ASE）

今回の視察先のいくつかで、というより多くの視察先で関係機関として挙げられていたのが児童社会扶助機関（service d'aide sociale à l'enfance: ASE）である。フランスにおける児童福祉、児童保護について考える上では、避けて通れない重要な機関と言えよう。ただし、今回は視察先のリストになかったことから、直接実情を聴き、質疑応答することができなかった。とはいえ、本報告において触れないわけにはいかないので、過去の資料等をふまえながら、ASE について、わかる範囲で紹介したい。

○ ASE とは?

そもそも ASE とはどのような機関なのか､フランスを視察先に選んだ 2007 年度資生堂児童福祉海外研修（第 33 回）の報告書では、以下のように説明されている。

「1983 年の地方分権化の法律に基づき、社会福祉一般に関する国の権限が県に移行し、任務と援助が規定された機関である。県議会 (Conceil general) の管轄下にあり、運営費は県より出資されている。その活動内容は幅が広く、被虐待児のケース受託、児童虐待予防対策、里親受付窓口などの役割があり、緊急援助を含めた児童保護対策を行っている。いわば、日本の児童相談所のような役割をしているといえる」

また､安發明子（2021）「フランスの児童福祉の仕組み－どのように子どもの権利を守ろうとしているか」（『対人援助学マガジン』第 42 号）では、ASE を次のように解説している。

「日本の児童相談所に相当する機関。専門的エデュケーターまたはソーシャルワーカー資格。『予防』として子どもと親への在宅教育支援 (AED、AEMO) をおこなう場合､『保護』として施設措置や里親委託をする場合、それぞれ民間団体に支援業務を委託している (施設と里親のみ市でも機関を持っていて一部は市で引き受ける)。ASE によるフォローが親の合意もしくは裁判官命令で決まった場合、ASE は子と親に面談を実施し、子どもに合った委託先を探す。委託中は適宜監督業務を実施している」

いずれも、日本の児童相談所に類似する機関である旨を述べているが、具体的な活動はどのようなものだろうか。

○日本の児童相談所の業務

本稿は、フランスの児童保護のしくみを日本との比較で検討するというコンセプトなので、ASE について考える前に、日本の児童相談所がどのような業務を担っているのかを、簡単に確認しておきたい。

まずは、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、それに基づき必要な指導を行うなどの相談業務がある。また、児童の一時保護も実施する。さらに、里親に関する普及啓発、里親からの相談、里親への研修、里親と児童との間の調整など、里親に関する業務があり、養子縁組に関しても、父母及び当該養子となる児童の養親等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行うことも業務とされている。

加えて、都道府県の役割とされている児童福祉法第 27 条の措置（行政処分としての指導や児童福祉施設への入所措置､里親への委託措置など）も実質的には児童相談所の業務となっている。なお､本条（第 1 項第 2 号）による指導措置は、児童家庭支援センターや市町村、民生児童委員へ委託することも可能だが、ほとんどは児童福祉司指導であり、実質的には児童相談所が直接行っていると考えていい。児童相談所は、非常に多くの業務を担っているのである。

表 4. 児童相談所における法第 27 条第 1 項第 2 号措置の内訳（2020 年度分）

児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託
8,025	1	279	126
95.2%	0.0%	3.3%	1.5%

○ 2003 年の ASE 視察では

ところで、第 33 回資生堂児童福祉海外研修の 4 年前にあたる 2003 年、児童虐待問題に焦点を当てた子どもの虹情報研修センターの海外視察が、フランスを対象に行われ、その際、セーヌ＝サン＝ドニ県オルネー市の ASE を訪問していた。以下、報告書から抜粋して ASE の具体的な活動内容を紹介したい。以下のような内容だ。

＊

種々の機関から虐待通告を受けるが、大半は SNATEM（注:現在の SNATED）電話相談からのものである。昨年度は年間 16 件の虐待通告を受理した。

通告を受理すると、まず保護者宛に来所連絡の手紙を出す。面接を拒否する親は殆どいない。もし、親の来所がなければ、ASE は家庭訪問し、来所するように説得するが、それでも拒否する場合は、児童司法保護局 PJJ に申し立てを行う。ただ、PJJ に申立を行っても、多くのケースは PJJ を通じて育成扶助措置により再度 ASE に送付されるわけである。その時の良好な関係を考慮すると、ASE としては、可能な限り司法手続きを避け、親の同意のもとに援助をしたいと考えている。ASE で対応した最近の 16 事例では、全員が来所した。

ただし、性的虐待や犯罪性の強いケースは、直ちに少年検事に告発を行う（少年検事は告発される虐待事例への対応に忙殺されている）。

親が来所し面接が可能となれば、親の同意（契約）のもとに必要な援助が行われ、継続される事になる。

援助が困難なケースについては、週に 1 回、母子保護局（PMI）、PJJ、民間団体等の関係職員が集まって開催されるケース会議においてアセスメントがなされ、これを踏まえて援助プログラムが策定される。なお、民間団体には守秘義務がないため、ケース会議には法律で守秘義務が担保されているソーシャルワーカーだけが民間団体から出席する。

＊

本報告書を見ると、通告を受けての初期対応や関係機関が集まっての協議（アセスメント）など、確かに児童相談所との共通点が感じられる。ただし、通告の「大半は SNATEM 電話相談から」と述べている点などは、フランスの制度改革によって現在は CRIP に連絡するしくみとなっていて、事情が異なるように思われる。

○ ASE の業務

では、現在の ASE の業務はどのようなものか。以下は、「2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律」制定後に調査した三輪（2015）を引用、参考にして、ASE の業務の概略を述べる。

それによると、ASE も、危険な状態にある児童やその家族に対して物質的、教育的及び心理的な支援を行うこととされており、親子分離ではなく当事者となる家族を維持することを原則とし、複数の専門家の協力体制で運営されているという。細かな点はさておき、広く言えば児童相談所と同様の役割を担っていると考えられる。

ただし、ASE の働き掛けに対して親から協力が得られない場合、あるいは ASE の対応では問題が解決できない場合などには、共和国検事に事案が送致され、司法上の対応（司法保護）による在宅支援が行われることから、この点は日本の実務と異なっている。確かに日本でも、児童虐待等によって著しく当該児童の福祉を害するにもかかわらず保護者が施設入所や里親委託に反対する場合は、児童福祉法第 28 条による家庭裁判所への申立てによって入所等の措置を行う制度がある。しかし、在宅支援に関して司法に委ねる制度はない。そのため、児童相談所は、著しい福祉侵害が認められない限り、拒否的な保護者にどのように支援を受け入れてもらうかの試行錯誤を続けている。司法の関与による在宅支援という選択肢があるところは、やはり日本とは大きく異なる点であろう。

さて、三輪（2015）は、家庭状況改善のために、ASE による代表的な提案（対応策）として 4 つを挙げている。

一つは、「家庭における育成的活動（aide éducative à domicile: AED）」である。児童と家庭が分離しない形態、つまりは在宅支援であり、支援の期間は、通例、6ヵ月から 2 ～ 3 年とのこと。なお、先にも述べたように、あくまで親の同意と協力の下に行われる対応であり、親の要請により開始されることも多いという。

日本の場合、児童相談所が行う児童福祉司指導等は行政処分であり、不服申し立ての権利がある。ただし、仮に不服があったとしても敢えて申立てを行う者は少なく、同意の意思は、必ずしも明確ではない。同じ在宅指導と言っても、AED とはニュアンスの違いがあろう。なお、児童相談所が行う援助の種類には、行政処分ではなく、保護者と担当者が事実上支援関係を続ける「継続指導」があるが、もしかしたら、フランスの AED は、これに近いのかもしれない。

第二は、「社会家庭支援専門員による支援」である。日々の生活状況を改善するといった目的で、社会家庭支援専門員（technicien de l'intervention sociale et familiale: TISF）という国家資格を持つ専門家により行われるとのこと。

第三は、育成養育扶助（action éducative en milieu ouvert: AEMO）。AEMO は、実施について司法的手続を踏んでいる点で AED と異なる。なお、子ども裁判官も、AEMO の措置を決める過程で家族の同意を得るよう努めるが、同意がなくても強制的措置として決定することができる。AED として支援していた家族が支援を拒否した場合、延々と説得したり親子分離するのではなく、司法に移し、AEMO として在宅支援を続けることができる。

AEMO は ASE の業務ではないが、それを紹介した理由について、三輪（2015）は、「ASE の提案として（AEMO が）出されることも多く、また、行政上の対応の延長線上のものとして説明されることも多いため[*1]」と述べている。

第四は、「経済的支援」。支援する家庭が経済的に困窮し、養育・教育環境が劣悪になった場合には、県からの経済的支援（aides financières）を受けるよう勧めることがあるとのこと。冒頭でも紹介したように、フランスでは、家族手当をはじめとして経済的な支援が充実しているが、ASE は、こうした点にも注意を向けて家族を支援するのであろう。

○ ASE と児童相談所

ところで、三輪（2015）によると、ASE は未成年者に対する緊急的保護も行う。ただし、「未成年者の置かれた状況への対応に緊急性があり、かつ、親の同意が得られる場合」という条件があるという。では、性的虐待を受けているとか、身体に外傷等の危害が加えられているなど、保護者の意に反しても緊急に保護する必要がある場合はどうするのか。保護者の同意が前提となる ASE の保護措置では対応できないことから、こうした例では共和国検事による一時入所命令（ordonnance de placement provisoire: OPP）によって行うこととされ、警察が実力をもって住居の中に立ち入り、強制的に児童の身柄確保を行うこともできるとのこと。

この点、日本では、児童相談所長が必要と認めれば職権で保護できる。特に児童虐待では、「リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施する」（児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策）ことが求められ、児童相談所と保護者の対立が激化することも珍しくない。しかし、保護者の同意を前提として行う ASE の緊急的保護は、対応できる事例が限定される一方、対立関係が生じることは考えにくい。同じ一時保護といっても、日仏では実務において大きな違いがあることが理解できよう。

また、今回の視察先の一つ、在宅支援サービスを提供する「全国社会復帰支援協会 青少年教育支援部（ANRS）」では、AED と AEMO の両方の支援を行っているとのことであった。つまり ASE は、保護者の同意を得て行われる AED を決定しても、自らその指導措置を行うのではなく、安發（2021）が述べるように、それぞれ民間団体等に支援業務を委託し、委託中は適宜監督業務を行うことが中心のように思われる。この点でも、指導措置を決定した場合、その殆どを児童相談所の児童福祉司が担う日本の実情とは異なっていると言えよう。

すでに見てきたように、電話相談でも、フランスでは SNATED が窓口となって事前に内容を聴取した上、CRIP を経由し、事例に即して司法や ASE へ振り分けられる。なおかつ CRIP は、全件についてアセスメントを行った上で、ASE が対応すべきと考える事例だけを ASE に送る。一方日本では、189 に架かってきた全ての電話について、原則として最初から各地の児童相談所が引き受け、一からあらゆる調査を始めて適切なアセスメントを行い、支援するよう求められる。

さらに言えば、今回の視察では、里親支援機関であるルレ・アレジア（Relais Alésia）や、パリ市児童福祉課内にある子どもの権利と養子縁組事務所エスパス・パリ・アドプション（Espace Paris Adoption：EPA）、会社組織でもある養親サポート団体アルパーフィルドール（ALPA-Fild'or）などとコンタクトを持ったが、これらも ASE とは別組織であり、ASE と連携はしながらも独立して活動していた。

こうして見てくると、ASE と児童相談所は、子どもの権利を擁護し、子どもと家族を支援するという目的については共通していても、具体的な実務はかなり相違しているように感じられる。

所感

1990 年代、筆者は児童福祉司として児童相談所の業務に従事していた。担当する人口約 10 万人の地域からは、乳幼児の発達相談や不登校相談、性格行動に関する相談があり、非行問題にかかる通告を受け、当時はまだ少なかったものの、深刻な児童虐待にもかかわった。また、生活苦での養育困難や望まぬ妊娠などから子どもを預かって欲しいという相談に応じ、重症心身障害児を育てる家族の訴えに耳を傾けた。各種の児童福祉施設を訪問して担当職員や子どもと面接し、人員体制の関係から一時保護の当直も行った。なお、相談を受ければ、基本的に受理から終結までを担当する。こうした多様な相談業務を行うには知識不足を痛感せざるを得ず、子どもや家族の要望に応えるべく、相談を受ける度に一つ一つ調べ、学び、四苦八苦しながら努力したものである。一口に児童相談所業務と言ってもその範囲はあまりにも幅広いのであった。

*1 なお、この点は県によっても事情の違いがあると思われる。

事実、非行相談一つとっても、児童相談所運営指針の前身となる『児童相談所執務必携』（1957）は次のように述べて、児童相談所の守備範囲の広さに言及していた。

「14 歳以上の犯罪少年、非行少年については、家庭裁判所少年審判部、少年鑑別所、保護観察所の三機関がそれぞれ分担して行っている業務を、14 歳未満の児童に関する限り、実質上すべて児童相談所一本で処理することになっている。いゝかえれば、刑罰法令に触れる行為のあった 14 歳未満の児童に対しては、児童相談所は、上記三機関の果している機能を所内の三部門の総合機能によってまかなうことが要求されているのである」

こうした性格は、現在でも基本的には変わるまい。とはいえ、一人の担当者がこれら全てを担うのは困難であり、児童相談所によっては、相談種別ごとに担当者を分けるシステムを導入したり、児童虐待の通告が増大するにしたがい、初期対応班を組織して担当者を分けるようになった。さらに現在は、児童虐待を行った保護者への指導について、立入調査や一時保護を行った児童福祉司以外の者に行わせるよう、児童虐待防止法が改正されている。

一方、フランスでは、ある意味では、こうした取り組みの遙か先を歩んでいると言えるかもしれない。ここまで見てきたように、通告、相談、支援のさまざまな局面ごとに、それらを専門的に担う施設、機関を置き、いずれにも国家資格を有する専門家を配置して業務を担わせているからである。

なお、こうした施設や機関が、全て古くから存在していたわけではない。冒頭で述べたように、フランスで「家長」という概念が法律上廃止されたのは、ようやく 1970 年のことだったが、その後 PACS 制度ができ、同性婚も認められ、最近も、女性同士のカップルによる生殖補助医療に公的医療保険を適用する法案が成立するなど家族制度は急速に変化している。こうした制度改革は、1889 年に児童保護のための法律を制定した歴史を持つ児童福祉、児童保護の分野でも同じだろう。たとえば 1993 年の匿名出産にかかる制度改正では、多数の修正案が出され、司法大臣の反対を押し切って可決するなど活発な議論が行われていたし（西希代子（2001））、「2007 年 3 月 5 日の児童保護の改革に関する法律」では、「虐待された（maltraité）児童」から「危険な状態にある（en danger）児童」へ用語を転換し、その後のソーシャルワークの実務に大きな影響を与えている。制度改革を恐れず変革を続ける姿勢も、フランスの特徴と言えるかもしれない。

加えて興味深かったのは、日本とは対照的な改革の方向が散見されたことである。上記で述べた用語の変更や、司法から行政に重点を移そうとする 2007 年の改正などがそれに当たる。児童福祉に関して日仏が辿った歴史を反映しているのだろうが、改めて児童虐待とは何かを考えたり、支援のあり方を原点に立ち返って振り返る上で、今回の視察は貴重な機会となり、フランスの状況から大きな刺激を受けたのであった。

*

本稿執筆に際しては、フランス在住の安發明子氏、現地でコーディネーター及び通訳の任に当たってくれた東武トップツアーズ大町典子氏にさまざまな示唆をいただいた。理解不足や不十分な点は、すべて、筆者の責任であることは言うまでもないが、お二人には、伏して感謝申し上げたい。

引用・参考文献等

安發明子（2021）「フランスの児童福祉の仕組み－どのように子どもの権利を守ろうとしているか」（『対人援助学マガジン』第 42 号）
AFP・BBNews（2022 年 2 月 26 日付け、発信地：パリ / フランス）平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト
加賀山茂（2004）「日本の家族と民法（家族法講義第 2 回）」
加藤佳子（2003）「フランスにおける児童虐待への取り組み－実態と課題」（法政論叢）厚生省児童局（1957）『児童相談所執務必携』
厚生労働省（2017）「平成 29 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」
厚生労働省（2022）「児童相談所運営指針」
阪井裕一郎（2021）「日本社会における事実婚の実態」（内閣府男女共同参画局「人生 100 年時代の結婚と家族に関する研究会」（2021 年 11 月 30 日）提出資料 3
財団法人資生堂社会福祉事業財団（2008）『2007 年度第 33 回資生堂児童福祉海外研修報告書』
在フランス日本国大使館ホームページ
児童福祉法規研究会編（1999）『最新児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・母子保健法の解説』（時事通信社）
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（2018 年）「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」
児童虐待防止のための親権制度研究会（2010）「海外制度調査報告書（イギリス及びフランス）」
澁谷区ホームページ
滝川一廣（2020）「＜虐待死＞をどう考えるか」（滝川一廣・内海新佑編『子ども虐待を考えるために知っておくべきこと』日本評論社）
内閣府「平成 29 年版少子化社会対策白書」
西希代子（2001）「母子関係成立に関する一考察：フランスにおける匿名出産を手がかりとして」（本郷法政紀要）
法制審議会民法（親子法制）部会（2022）「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」
プラド夏樹（2021）「フランス 多様なカップルの在り方が少子化に終止符」（栗田路子他『夫婦別姓－家族と多様性の各国事情』ちくま新書）
ロランス・ド・ペルサン著 / 齊藤笑美子訳（2004）『パックス 新しいパートナーシップの形』（緑風出版）
毎日新聞取材班（2022）『世界少子化考一子どもが増えれば幸せなのか』（毎日新聞出版）
松井一郎・才村純（2004）『平成 15 年度研究報告書 ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書 Ⅱ フランス共和国』（子どもの虹情報研修センター）
水留正流（2012）「フランスにおける児童虐待防止システム」（町野朔・岩瀬徹・柑本美和『児童虐待と児童保護－国際的視点で考える』SUP 上智大学出版）
三輪和宏（2015）「フランスにおける児童虐待防止制度」（レファレンス平成 27 年 8 月号）
山口亮子（2002）「アメリカにおける児童虐待に関する法制度の概要」（『平成 13 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究』から）
セリーヌ・ラファエル（2017）『父の逸脱 ピアノレッスンという拷問』（新泉社）
鷲山拓男（2022）『虐待予防は母子保健から－指導ではなく支援』（東京法規出版）

Ⅱ リモート視察報告

オダス（地域社会活動国家観測機関）
ODAS（Observatoire national de l'action sociale）

講義日時：2022 年 1 月 7 日（金）
21:30-23:30（日本）・13:30-15:30（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：250 bis, boulevard Saint-Germain 75007 Paris
講　　師：Mr Didier LESUEUR（所長）
Ms Marie-Agnes FERET（調査員、研究員）★
Ms Doris CHOLET（調査員、研究員）
Mr Thomas JANVRIN（調査員、研究員）
★オンライン参加

左からルシュウー所長、ジャンブリン氏、ショレット氏、フレット氏

ODAS は、地域社会活動の調査研究を行う機関である。地方自治体や公的機関の社会活動の分析・評価を行い、児童や高齢者や障害者といった社会的弱者を助ける社会活動の発展に貢献している。今回はその中の児童福祉に関する部分について話を伺った。
今回の視察は、方位磁針をモチーフにしたと思われるロゴが部屋の奥に立てかけられた講義室で行われた。ルシュウー所長が、主に話をしてくださった。

1．概要

（1）創設の背景

1980 年代から地方分権化改革※によって福祉や教育などの権限が国から県に委譲された。ODAS は、1990 年、国会・各県議会・公共団体からの要請により、公共政策や自治など社会的包摂が必要な分野について地方自治体の行動を分析するために創設された。

（2）目的・役割

目的は、2 つある。1 つ目は、社会活動領域の従事者にアドバイスをすること、2 つ目は、ODAS が得た知識やノウハウを、国や地方公共団体の政策策定者及び実践者と共有することである。

ODAS は、あらゆる機関や団体から独立した形で活動しているアソシエーション（71 ページ）である。中立的な立場から、国や地方自治体政府や社会全般に対して、提言する役割も担っている。

（3）活動

活動の柱は、調査と研究である。社会活動に資金がどれだけ、どのように使われているかについて、各地域で実務を担っている人たちと協力して調査・分析を行っている。また県や国と協力して、時には数年かけて、研究活動をしている。

【調査研究で重視していること】
・イノベーション：国内で起きているイノベーションを調査し、それが社会発展にどう貢献しているかを評価する。素晴らしいプロジェクトは ODAS のサイトで紹介している。
・シチズンシップと友愛のあり方：子どもを守る手段や方法だけではなく、子どもがおかれている社会や環境に着目することが必要だと考えている。例えば、子どもたちが主役となる環境、あるいは子どもにとって良い環境となる学校の活動について、といった教育のエコシステムへの提言などを行っている。
・地域性や地域の特徴：違いを大切にすることが

※地方分権化改革「フランスは，非常に強い中央集権の伝統を持つ国である。（中略）地方分権は，国の権限を地方団体に移行するものである。民主国家であるので，直接選挙で選ばれた議員の議会によって議決されるシステムを持っている。コミューン，県，地域圏の 3 つのレベルへの分権によって，権限がそれぞれ 3 つのレベルの地方団体に移行された。法律によって地方団体の権限が定められ，その分野において地方団体が権限を持つことになった。」（農林水産省 HP より）

ODAS の DNA である。自由と平等を保障するため、地域の違いやその背景に配慮し、地域の特性によって質問の仕方を変えたり、得られた回答を解釈したりするようにしている。

(4) 予算

年間予算は 100.3 万ユーロである。資金源は、国や ODAS 会員（地方自治体、企業、アソシエーションなど）からの会費、委託された調査や統計のまとめ作業による収入や活動報酬など、資金源は数多くあり、偏りがないことで活動の独立性を保っている。

(5) スタッフ

ODAS 本部職員は 11 人おり、うち 10 人がフルタイム、1 人がパートタイムである。地方にはボランティアを含め情報提供者が 18 人いる。その他、フランス全土に人的なネットワークがあり、約 3,000 人のパートナー（調査協力者など）がいる。

2. 児童保護分野に対する ODAS の観察

(1) フランスの児童保護の特徴

地方分権化によって児童保護が各県で行われるようになり、仕組みが複雑になった。児童福祉の方針は国が決めるが、運用は県単位で行われる。一方で非行少年に関しては国が方針を決め、かつ保護も実施している。各県で行われる児童福祉には行政と司法がかかわり、県によって活動内容も予算規模も異なる。

(2) ODAS の役割

ODAS は広い視野から複雑な児童保護システムの調査、監視、分析、提言をする役割を担っている。

県によっては市町村との協力関係がないところもあるので、県・市町村・子どもの保護に関わる団体や施設などの間の対話や協力関係を促す。

(3) ODAS の観察の具体例

施設の規則や決まりがどんどん厳しくなっている。例えば、子どもがキッチンに入ることができない、掃除をしてはいけない、などである。これらは子どもの成長を妨げる課題となる。その他、里親に預けられている子どもが、もとの生活と同じような生活ができないことや、週末に里親が出かける時に預け先が見つからない、といったことがある。

あるいは、親子関係のあり方の問題点。親が子どもを所有物のように扱うことがある。フランスの子どもの福祉は、民法典 (Code Civil)※のもとで守られるべきと捉えている。

(※民法第一編「人」では、婚姻、離婚、子、養子、親権、未成年、PACS、ユニオン・リブル、DV 被害者保護などを規定する)。

3. 実施している調査について

毎年いくつもの調査を行っている。その具体例を報告する。

(1) 2007 年リスクのある児童の通報に関する調査

ひとり親か両親が揃っているか、親の就労状況はどうか、収入はどうかも含め、親の状態を調査し、ネグレクトやマルトリートメント等の虐待の理由を探った。

その結果、一人親家庭や親が就労していない家庭において虐待が多いということが見えてきた。子どもと家庭に関する調査は 2007 年から毎年行っている。

(2) 2020 年地方分権化と児童福祉に関する調査

101 ある県全てに対して、児童福祉分野におけるイノベーションについてなどの 60 項目からなるアンケートを行った。結果として、虐待について、親がそうする理由をみることが重要であることがわかった。親は子どもをどう養育すべきかわかっていなかったからだ。親に対する教育とサポートは、今後、取り組むべき課題である。

(3) コロナ下における子育てに関する AFIREM（35 ページ）との共同調査

ロワール県において、家族がロックダウンをどう過ごしたのかについての調査を行った。20％の親が子どもの教育において孤独を感じていた。最終的なレポートを作成中だが、調査結果をどう国内に提示するかを検討している。

4. 所感

調査研究機関だが、視察の前は、統計を扱う機関だと思っていた。実際には、実践に関わるインタビュー調査を行う機関で、大変興味深かった。

調査研究については、ODAS のように独立した立場で支援活動を調査・評価・紹介する機関が存在することが重要であると思う。さまざまな施設が優れた実践をしているが、さまざまな要因から、それらを共有することは難しい場合が多い。このような機関があることによって、知の共有や蓄積がなされるのは、実践面でも、児童福祉全体の発展においても、非常に有用であると思った。今後、支援の中身ややり方がますます多様化していくことを考えると、なおさらである。

また、その際に地域性など社会的コンテクストを重視していく方法は参考になる部分が多いと思われる。現場で実践している支援者にとっても、自分たちの支援を客観視できることに加え、支援の中で何が生じているかを説明する言葉が豊かになるのではないだろうか。

また、現在の制度とその効果について、支出の流れを踏まえながら検討し、独立した立場から、よりよい制度について提案することも必要な作業だと思われる。

（尾谷健）

参考資料
ODAS　https://odas.net/（2022 年 3 月 11 日閲覧）
農林水産省「Ⅱ. フランスにおける国と自治体の契約による政策・事業の推進」https://www.maff.go.jp/primaff/about/center/hokoku/attach/pdf/200701_hk123_02.pdf（2022 年 3 月 11 日閲覧）

最近の ODAS の出版物

ODAS のホームページで公開されていた調査研究報告書の一部をここで紹介する。出版物からは、「社会活動」を広く捉え、社会のあり方を過去や現在から紐解いて理解し、よりよい将来の可能性を探ろうとする姿勢が感じられる。

○児童保護：ロックダウンにより、改善の余地があることが明らかになった

2020 年夏、フランス全土の「子どもと家族の専門家」1,000 人を対象に、コロナ禍が児童保護に与えた影響について調査を実施した。機関間の協力や専門的実践、家族や子どもとの関係、そして児童福祉施設の入所児童の幸福などへの影響について、専門家が、経験や思いを回答した。現場では、個人用の防護服が不十分で、電話やノートパソコンの支給状況は県によってバラつきがあり、対応が大きく制限された地域もあった。しかしそうした状況に上手く適応して業務に集中し、自らの活動の意味を問い直す時間を持った専門家もいた。ロックダウンによって、児童福祉分野の弱点と改善を要する点が明らかになり、最初のロックダウンの教訓が、2 回目のロックダウンに活かされた。しかし、子どものニーズや生活リズムをよりよくするためには、長期的に教訓から学ぶことが求められる。

○ 2019 年の児童保護に関する年次調査

複雑化する社会の中で、私たちは、これまで以上に、アイデンティティ、感情、法律、教育に関する基ベンチマークを必要としている。回答者の資格や職業、実践の場によって答えは異なるが、寄せられた回答からは、共通のフレームワークの必要性が見えてきた。

○社会的つながりの発展に関する見解

社会的つながりの発展に関するフランス人の見解について、世論研究所に調査を依頼した。フランス人の 64％が、この 20 年間で住民間の関係が悪化したと回答した。55％が、若者と高齢者の関係が悪化したと考え、コロナ禍が両者の不信と緊張を高めたと回答した。住民間の関係が悪化したと回答した者の多くは、社会的なつながりを再構築するためのアクションを望んでいる。また、フランス人の 61％が、市民生活の質を維持する上で、市長の役割が重要であると認識している。これはまったく新しい見解であった。

○高齢者施設と自立性を失った高齢者への支援

高齢者施設の財政状況と自立性を失った高齢者に対する支援の現状に関する研究を行った。この研究報告書は 2 つのパートから構成されている。1 つ目のパートでは、高齢者の人口、居住地、自立性の喪失の重み、および支援システムについての詳細な分析がなされている。2 つ目のパートでは、2019 年～2021 年のコロナ禍における、高齢者施設の財政的状況が扱われている。結論として、社会的つながりを維持し、市民権を最大限に発揮できるようにする支援が優先されるべきであること、高齢者に対する見方を変え、人々の社会的有用性を奨励する必要性が指摘されてている。

○ ODAS 年次調査：県の社会支出および医療的社会支出

社会活動の支出と負担は、2020 年に急激に増加したことが指摘されている。パンデミックが経済や社会に及ぼす影響は今後数年間続き、支出と負担は 2022 年と 2023 年も増加すると思われる。RSA（連帯手当。日本で言う生活保護）を受ける人の数だけでなく、保護される子どもの数も増えるであろう。心配なのは、こういった社会的支援のニーズの急激な高まりに対応する準備が各県でできていない可能性があることである。そのため、社会活動に関して、次の 2 つが必要となる。1 つは、より多くの資金を、予防的対応に向けること。また社会的苦痛を和らげるには、児童保護だけではなく、依存関係にも着目すること。もう 1 つは、すべての関係者の協力についての新たな定義づけである。これによって、関係者との関係を改善し、社会的行動の地方分権化の信頼性を強化できる可能性がある。

コラム
Colonne

フランスにおける家族福祉と子ども観の展開

事前研修で、フランス児童福祉の歴史を調べる機会があった。それ以降、研修を通して学んだ情報を紹介する。

フランスでは、19 世紀末頃から先進的な家庭福祉を展開している。子どもに関する政策や女性の福祉は、家族政策としてひとつになって展開していく。児童保護に関しては、個別の問題に対して、その都度法律が制定されている（岡部，2017）。

<中世　「小さな大人」>

歴史学者アリエスによると、中世においては、「子ども」という概念がなく、7 ～ 8 歳になると「小さな大人」として扱われていたようである。

< 18 世紀　「子ども」の発見>

18 世紀になると、子どもは大人と異なる存在であると認識されるようになり、学校教育の普及とともにその認識が少しずつ広がっていった。

18 世紀末にフランス革命が起き、国民議会で「人間と市民の権利の宣言」が採択された。しかし、それは人間の普遍的な自由や平等などの自然権についてだけであった。児童福祉において、保護すべき対象と考えられたのは、捨て子や貧しい孤児だけであった。

< 19 世紀　子ども観が社会全体に広がる>

1810 年に定められたナポレオン刑法典において、7 歳未満の少年への刑罰不可が決定され、絶対的責任無能力や是非弁別力テストの導入が制度化された。

19 世紀後半の普仏戦争の敗戦以降、子どもの教育や保護に関する社会的関心が高まり、愛情関係に基づく夫婦が自身の子どもを養育するという近代家族の形成、学校教育の規律化、児童保護に向けた様々な政策が整備された。近代家族の形成に関しては、乳幼児保護法や後の乳幼児健診へと形を変えていく家庭訪問、家族手当が創設された。学校教育に関しては、無償化・義務化・世俗化等を原則とする初等教育制度が整備された。児童保護に関しては、1889 年に児童保護法が制定された。これにより、虐待等の問題行為のある両親に対して、親権の剥奪を言い渡すことが可能になった。これらの動きによって、「子ども」という観念が、社会全体に行き渡った。

< 20 世紀初頭　戦争の影響>

その後、2 度の世界大戦やそれによる不況は、出生率の低下をもたらした。それらの影響や、家族手当制度の問題点を改善するため、1938 年には家族手当拡充の集大成として、家族法典が制定された。

<第二次世界大戦後　伝統的な家族観と児童保護の対象の拡大>

第二次世界大戦後、フランスは、「栄光の 30 年」と呼ばれる復興と工業化の道を歩んでいった。労働力の不足は移民の「出稼ぎ」によって補われた。この時期、男性の稼ぎ手と専業主婦からなる伝統的な家族モデルに基づいて福祉国家の仕組みが整えられた。児童福祉においては、戦後の混乱の中で増大する非行問題に対応するため、1945 年に「少年非行に関する政令（オルドナンス）」が制定され、処遇においては罰よりも教育的援助を優先することが明記された。1958 年には、非行の形成要因ともなり得る要保護状態に対応するため、1958 年オルドナンスが制定された。これにより、非行少年も危険にさらされていれば、虐待を受けている子どもと同様に、要保護少年手続きの対象とされるようになった。この時期、それまでの保護の中心だった里親から大規模な入所施設へと措置先の転換が図られた。

< 1970 年代以降　多様な家族観と多様な支援>

女性の労働市場への参入や、婚姻や扶養のあり方の変化に伴い、家族のあり方も多様化していった。1970 年代に入ると経済成長が停滞し、失業率が高まった。伝統的な家族モデルを前提にした福祉制度では十分に対応できないため、その仕組みも変化していった。家族手当は、出産奨励策としての役割だけでなく、仕事と家

庭の選択あるいは両立など、多様なライフスタイルの選択を支える基盤となった。社会福祉においては、脱施設化の流れの中で、小規模化と在宅教育支援に舵が切られた。精神医療においても、入院治療から地域医療への転換が図られた。

さらに子どもの権利条約の締結に向けて、1986 年には児童保護を担う ASE（児童社会扶助機関、25 ページ）の任務が法律に明文化され、1989 年には児童虐待予防と児童保護に関する法律が制定された。

＜2007 年　保護範囲の拡大と予防的支援の強化＞

その後、児童福祉は 2007 年に大きな転換点を迎えた。2005 年にフランス国内で虐待事件が相次いで報道されたことをきっかけに、専門家 100 人が政府に要望書を提出した。それに応えて、2007 年に児童保護改革の重要な法が制定された。予防に関しては、それまでの仕組みでは十分に対応できていなかったため、リスクをより広く捉えるべく、「虐待」が「危険な状態」に置き換えられ、これが児童保護のための介入の新たな基準となった。それに伴い、各県に CRIP（43 ページ）という専門部署が設置された。さらに、自宅への措置や在宅支援が強化された。この法改正によって、子どもが危険な状態にあるかどうかよりも、いかにして家庭の状況を改善させるかが重視されるようになった。その一方で、この 2007 年には、増加する非行少年に対応するために制定された 2002 年の法律に基づき、未成年刑務所が創設された。これに関しては、教育的援助を重視すべきであるという意見と、厳罰化を求める社会の声との間で、今も議論が続いている。

＜2016 年以降　当事者の参画と早期支援＞

2016 年の児童保護に関する法律では、「子どもにとっての利益」が最優先とされることが明記された。これにより、家庭に戻すことが必ずしも優先されるわけではなくなるとともに、子どもに関する決定には本人の意思を確認することが求められるようになった。また、児童保護委員会（Conceil National de la Protection de l'Enfance: CNPE）が設置され、当事者や元当事者の意見が政策決定に反映されやすくなった。ASE に預けられた子どもの状況を調査したり検討したりする委員会も設置されることになり、親権喪失に関する裁判も簡略化されるようになった。

2019 年には、マクロン大統領のもと、児童保護国家戦略が策定され、100 億円の予算が児童保護分野に追加され、全体で 1 兆円となった。義務教育の開始が、6 歳から 3 歳に引き下げられた（101 ページ）。児童保護を担当する連帯保健大臣によって「子どものための協定 Pacte pour l'Enfance」が結ばれた。これによって、妊産婦や胎児期からの親子への予防と支援、子どもに対するすべての暴力の防止と対応、保護された子どもの権利の尊重と彼らの基本的ニーズへのよりよい対応などがさらに重視されるようになった。

<最近の動向>

2016 年から未成年の単身移民が増加している。彼らの受け入れ先が足りないためホテル措置が行われていたが、2019 年に子ども同士の事件が起こったことでこの措置への批判が高まり、2022 年 1 月に禁止となった。

非行関係では、少年刑事司法法典（Code de la justice pénale des mineurs：CJPM）が成立し、2021 年 9 月に施行された。司法的政策が重視され、少年の最善の利益という観点が軽視されているのではないかという批判が起こっている。

コロナ禍のロックダウンの下、深刻化する DV に対する 防止対策や、オンラインゲームや SNS を通して予防的支援を行うネットエデュケーターによるオンラインの支援などが拡充された。

2021 年、著名人の家族による近親姦の告白本が出版された。これをきっかけに、近親姦についての社会的な関心が高まっている。

2022 年には、里親の処遇改善のため、報酬の増額等が議論されている。

<さいごに>

18 世紀の「子どもの発見」以来、フランスの児童福祉には、子どもの独自の体験を尊重し、子ども時代の保障に重きをおくスタンスがあるようである。近年、政策作りにおいて当事者の声を取り入れるようになったことで、その姿勢がさらに明確になっているように思われる。また家族支援においては、家族の多様なあり方を前提に、様々な支援を行っている。長年、少子化問題に取り組んできた中で、子ども時代を大切にする姿勢や、子育ては社会全体で取り組むべきものであるという考えが形作られてきたのではないだろうか。フランスの高い出生率を下支えする子育てしやすい社会の背景には、こうした歴史的な蓄積があるのではないかと思う。

（尾谷健）

参考資料
縄田康光　2009　少子化を克服したフランス―フランスの人口動態と家族政策―　立法と調査，297，63-83.
(https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf/20091001063.pdf　2022 年 3 月 29 日閲覧)
岡部造史　2017　フランス第三共和政期の子どもと社会―統治権力としての児童保護―　昭和堂
大貝葵　2022　フランス少年刑事司法法典　金沢法学　64(2) 299-322
千田航　2018 フランスにおける雇用と子育ての「自由選択」　ミネルヴァ書房

アフィレム（児童虐待問題に関する情報提供および調査研究協会）AFIREM（Association Française d'Information et de Recherche sur l'Enfance Maltraitée）

訪問日時：2022 年 1 月 6 日（木）
22:00-24:00（日本）・14:00-16:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：149 Rue de Service,75015 Paris
講　　師：Dr Dominique GIRODET（小児科医）
Ms Francoise SARNY（ソーシャルワーカー）
Ms Marie-Claude PLOTTU（エデュケーター）
Ms Martine de MAXIMY（子ども裁判官）

左からサルニー氏、ジロデ医師、プロッテュ氏、マクシミー氏

初日の研修だったこともあり、期待、不安、興奮の入り混じった何とも形容しがたい雰囲気であった。その緊張感の中にあった私たちを温かく迎えてくださった講師の方々の佇まいは、マダムという言葉がぴったりの素敵なものであった。話が尽きないほど様々な側面から話してくださり、そのことを通じて自身の緊張が解けていくのを感じた。

1. 概要

講師の 1 人であるジロデ医師の発表した児童虐待に関する論文をきっかけに、1979 年に創設されたアソシエーション（71 ページ）である。児童保護の予防と対応に関する調査研究や、家族と子どもに接する専門職に対する研修を行う。設立には 1901 年 7 月 1 日のアソシエーション契約に関する法律が根拠となっている。本部はパリにあり、フランス国内に支部が数ヵ所ある。保健・連帯省からの援助金、会員からの会費、研修による収入で運営される。

（1）目的

研修や情報の提供を通して児童福祉のプロを育てることを目的として活動している。以下の項目の実現を目指している。

①専門家と子どもや家族とのよりよい関係性の構築
②危険な状態（虐待）やリスクの迅速かつ適切な特定と判断
③異なる利害関係者間の連携の促進と強化
④児童保護制度における学際的協働関係の構築
⑤実践評価の改善へのサポートと実践経験に基づく知識の共有
⑥医療的・心理的・社会的予防による早期発見の促進、及び親支援による一次予防的な支援の強化

（2）メンバー

会員数は約 200 名。小児科医、子ども裁判官（87 ページ）、エデュケーター（50 ページ）、ソーシャルワーカーなどの国家資格を持つ専門家の集団で、メンバーはすべてボランティアで活動を行う。会費は年間 40 ユーロである。現在、フランスは医者不足で、医療現場は厳しい状況にあると言われている。専門家が研究や児童保護に費やす時間がないため、若いメンバーが増えず会員が高齢化していることが課題である。

2. 主な活動

（1）研修

不定期に研修会を実施している。ウェビナーでの開催などコロナ禍に対応している。最近の研修テーマは「近親姦」や「性暴力」にフォーカスを当てたものになっている。

また、児童保護専門医に対する特別セミナーを年 1 回行っている。2016 年の法律で児童保護専門医が各県、各保健所に配置され、虐待の医療分野での発見と予防の側面で役割を果たすようになった。2022 年は、4 日間にわたり、児童保護専門医が児童保護の各機関との連携のあり方や、専門医の役割と課題解決のための取り組みについて学ぶ研修を計画している。

（2）出版物

ここ数年の主な出版物のタイトルには、以下のようなものがある。

・子どものケア～ケアの倫理～実践から概念へ
・青少年の性生活、性暴力　～混乱と紛糾
・戦争や社会的対立に巻き込まれた子どもたち
・ロックダウンの先にある虐待の防止
・育児放棄、遺棄、養子縁組：隠れた苦しみ

3. フランスの児童福祉について

児童虐待対応に専門家として携わり、AFIREMの研究調査や研修を行う立場にある講師陣に近年のフランス児童福祉の変遷や現状、特徴などを聞いた。

3-1. 近年制定された重要な法律

(1) 1989年7月10日の児童虐待予防と児童保護に関する法律により、虐待の早期発見のための基盤ができた。また、虐待通報を受けるための無料の電話サービスSNATEM(後のSNATED。39ページ)が開設され、通告できる仕組みができた※1。

(2) 2007年3月5日の児童保護の改革に関する法律では、虐待と狭く限定せず、さまざまな子どもの問題に対して広く支援を行うことで、予防の強化と通告制度の改善が図られ、より多くの子どもを保護する体制がとられた。親への支援を行う流れもできた。

(3) 2016年3月14日の児童保護に関する法律は、子どもの権利を尊重することを重視し、子どもが生きていくため、成長するために最低限必要なもの、健康と安全、道徳、教育を保障した。子どもを危険な状態から遠ざけるだけでなく、何を必要としているのかを考慮し、彼らが安心、安全に暮らせるための支援を提供すること、つまり、在宅支援や家庭復帰以外に関する保護の選択肢が増えた。

2007年の法律策定に際しては、AFIREM、子ども裁判官などがそれぞれの立場から政府に提言をした。AFIREM以外でも児童虐待を研究する機関、被虐待経験者による活動なども活発で、政策に影響を与えている。

3-2. 児童保護の現状

日本と比べるとフランスでは児童保護の割合が高く、6,700万人の人口に対して32万人が保護を受けている。0～18歳未満の未成年の保護は家庭支援や施設措置がある。若年成人に対する主な援助は社会生活を送るための援助である。未成年人口における児童保護の割合、家庭支援や施設措置の数、成人に対する援助の金額にこの20年間大きな変化はなかったが、最近はコロナ禍の影響で変動がみられる。また未成年の単身移民の保護が増加している。

AFIREMが創設された1970年代は、虐待が否認される時代だったが、近年は警察を始めとした関連機関の対応体制が整い、通告しやすくなっている。身体的・精神的暴力は周囲が気づいて通告をするが、性的暴力は子ども自身による通告が多い。

※1. 児童虐待に対する専門家と国民全体の責任を明確化し、児童保護の体系ができた（第33回資生堂児童福祉海外研修報告書より）

3-3. 児童保護の3ステップにおける強みと課題

(1) 予防

さまざまな機関が予防に関わっている。妊娠期からの予防的支援については、各県が運営するPMI（母子保護機関）が大きな役割を果たす。妊娠しているときから母親が無料で相談を受け、育児看護師が育児などのサポートを行う。貧困家庭に対しては、県が習い事・レジャーなどの金銭的な援助をする。

青少年には、路上エデュケーターが社会生活を円滑に行えるように働きかけをしている。

(2) 早期発見、調査と評価

市民は危険な状態にあることが疑われる子どもがいればSNATED（119　もしもし、危険な状態にある児童）を通して通告しなければならない。誰でも匿名で通告ができ、その情報は各県のCRIP（43ページ）に送られて、処理される。この仕組みができたことで早期発見の促進につながった。

通告された子どもの調査は、地域のソーシャルサービスのエデュケーターと保健師、あるいは心理士とソーシャルワーカーといった二つの職種の専門家が異なる視点で行い、その危険度を判断する。専門家が介入し、少なくとも1回は家庭訪問をする。通常、1～3ヵ月の調査で評価するが、子どもが危険な状態にある場合はすぐに司法に繋ぐこともある。

調査の結果、AEDやAEMO（46ページ）などの在宅教育支援を子どもに提供する。親に支援が必要な場合は、親に向けたTISF（社会家庭支援専門員　46ページ)の支援を提供することもある。それでも十分でなければ、家庭外措置の選択肢もある。家庭外措置の場合、親も参加した上でPPE(子ども支援計画70ページ）を作成しなければならないが、親の協力を得るのが難しいという課題がある。親が支援に納得せず合意しなければ、行政措置が行えず司法が関与することになる。

4. 所感

日本における日本子ども虐待防止学会（JaSPCAN)ような存在に思えた。研修初期の視察であり、フランスの児童福祉の現状を掴むきっかけとなった。また、最近では「近親姦」の被害への対応と予防にフォーカスされているようだが、性的虐待との違いを意図しているように感じた。性的虐待・近親姦に関心が払われている。セレブリティも性的被害を公にするなど、欧米では注目を浴びることで、法律整備も進むなど、日本と比べると意識の高さがうかがえた。性的虐待はタブー視されることもあるが、オープンに被害を話せるような取り組みや、重層的ケア

を行いながら被害者サポートを行っていることが印象的であった。性的虐待について伺ってみたところ、フランスでは大きな問題として認識されており、2021年4月20日に、近親姦の概念を拡大し、罰則と接近制限期間を拡大する法律が可決された。さらに、一部の学校では、「性的同意」の問題に対する意識を高める教育も行っていた（パリ市の学校では、すべての学校で「同意」に関する授業をしているという）。

AFIREMが虐待を研究し、防止する取組みを政府と連携し行っていることは評価するものの、次代を担う人材確保の難しさを抱えていることに既視感を覚えた。

日本でも現場の人材確保・育成の難しさが課題となっており、私自身も自施設でその難しさに直面している。国や形態は違えど、同じ問題を共有することができたと思う。そのような中で、児童福祉のプロフェッショナルを作り上げるベテランの方々の職人芸を垣間見たような視察であった。（丑久保行紀）

参考資料
AFIREM　https://www.afirem.fr/　（2022年1月6日閲覧）
子どもの虹情報研修センター　平成15年度研究報告書　ドイツ・フランスの児童虐待防止制度の視察報告書
安撥明子氏　提供資料

危険な状態にある児童のための公益団体(GIPED)
危険な状態にある児童のための全国電話相談受付サービス(SNATED)
全国児童保護観測機関(ONPE)

講義日時：2022 年 2 月 3 日（木）
21:00-23:45（日本）・13:00-15:45（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：BP 30302 - 75823 Paris Cedex 17
講　　師：Ms.Violaine BLAIN（GIPED 責任者）
Mr.Pascal VIGNERON（SNATED 責任者）
Ms.Marion CERISUELA
（ONPE プロジェクトマネージャー）
Mr.Jerome VICENTE（GIPED
経理・事務責任者）

左から、ブラン氏、セリズエラ氏、ヴィニュロン氏、ヴィンセンテ氏

研修も半分が終わり、研修内容の事前調べも厚みを増してきたころに、この GIPED を視察した。担当した 4 名は自宅でのオンライン研修にも慣れてきて、研修のインターバルの時期にもそれぞれがオンラインで調べたことを持ち寄って事前学習を行った。幸い、GIPED 関連の資料は多くあり、事前学習が大いに盛り上がった。視察前の研修団内のプレゼンテーションでも多くの情報提供ができた。

1. 3つの組織の概略（組織図 40 ページ）

(1) GIPED（Groupement d'Intérêt Public Enfance en Danger）

社会福祉・家族法典（Code de l' Action Sociale et des Familles, CASF）L226-6 条を根拠にして、SNATED と ONPE を運営する公共団体である。

(2) SNATED（Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger）

危険な状態にある児童のための通告や相談を、24 時間受け付ける電話サービスなどを行っている。

(3) ONPE（Observatoire National de la Protection l'Enfance）

危険な状態にある児童に関する情報収集と分析を行い、児童保護に関する知識や情報を広めることを任務としている。

2. GIPED（SNATED と ONPE の運営母体）

(1) 運営

執行部は 15 の県の代表者、5 つの民間組織の代表者で編成される。国と県より半額ずつ、年約 500 万ユーロの資金提供を受けて運営される。スタッフは約 80 名。

(2) フランスの児童福祉について

全国レベルで通告・相談を受ける電話サービスと、児童保護の観測機関を擁する GIPED スタッフに、フランスの児童福祉の現状を聞いた。

- 2016 年の児童保護に関する法律（36 ページ）の制定により、子どもの権利を中心にした児童保護の実践が志向されるようになった。当事者の参加を重視し、当事者の意見を支援に活かそうとする動きが強くなっている。
- 児童福祉は県の予算で運用がなされるため、支援の内容に地域差が出る。児童福祉の施策を国に一本化するという議論も出てきている。
- 在宅支援を増やそうという動きもある。施設入所には予算がかかるため、国の予算削減の対象として取り上げられているが、子どもにとって本当に必要な支援を無視しているのではないかと危惧している。
- 児童福祉に従事しようという専門職が減ってきている。子どもの支援の実践よりも、手続きやコンプライアンスが優先され、専門家としての本来の仕事がやりにくくなっている。
- 措置が決まった時点で、子どもも親も支援に乗り気ではないことが多い。その要因や支援のあり方を検討する必要がある。

(3) 今後の展開

2023 年に向けて、GIPED の中に国際養子縁組機関、匿名出産の出自に関する機関、全国児童福祉協議会を増設する計画がある。

3. SNATED（119　全国電話サービス）

（1）沿革

1989 年：1989 年児童虐待予防と児童保護に関する法律を根拠に、国と県、民間機関が協力して「虐待を受けた児童のための全国電話相談受付サービス」SNATEM(Service National d'Accueil Téléphonique pour l'Enfance Maltraitée) を発足させた。

1990 年：虐待を受けた子どもたちのための全国電話受付サービスの運用を開始した。

1997 年：番号を「119」と簡素化し、フランス全土からの相談が可能になった。

2003 年：緊急電話の扱いとし、通話料を無料にした。

2007 年：2007 年児童保護改革の法律により「危険な状態にある児童のための全国電話相談受付サービス」SNATED(Service National d'Accueil Téléphonique de l'Enfance en Danger）に名称が変わった。

（2）サービス内容

「119　もしもし、危険な状態にある児童」という愛称で知られる 24 時間 365 日対応の相談電話サービスである。警察や消防と同じ緊急電話扱いで、電話の発信地を探知できる。

通告者、相談者から状況を聴取した上で、情報提供したり助言を行う。また危険な状態にある子どもの情報を、「憂慮情報」として、それを評価する CRIP（43 ページ）に提供する。

欧州各国の同種の電話相談サービス機関（チャイルドヘルプラインなど）と交流し、情報交換したり、新しいアイディアを得たりしている。

（3）電話対応スタッフ

週 2 回、1 回 4 ～ 6 時間程度勤務するパートタイムが多い。

・受付部門：約 10 名のオペレーターが 8 時から 23 時まで交代で勤務する。それ以外の時間は専門相談員が電話受付にあたる。

・聴取部門：約 45 名の専門相談員が 24 時間 365 日を交代で勤務をする。心理士、司法の専門家、ソーシャルワーカーが 90 時間の研修を受けて専門相談員になる。

（4）相談の流れ

まず、受付部門が最初に応答し、情報の聴取をして危険度をランク付けする。内容によっては、相談者にかけ直しを依頼する。119 がつながらない時にはインターネットフォームで相談を受け付ける。

聴取部門が受付部門から送られてくる相談をすべて受ける。1 つの相談に平均 1 時間かけ、話を聞きながら相談内容を記録する。

相談の多くは即時支援と憂慮情報に分けられる。即時支援の場合は、聴取部門の対応のみで終結する。憂慮情報の場合はコーディネーターに相談した後、各県の CRIP に情報を送る。送られた情報については SNATED に報告としてフィードバックされる。また、緊急性が高いと判断された時は、ただちに警察、消防などの出動要請をする（1 日 1 件くらいある）。児童福祉の専門職の相談にも対応する。

このように相談員がひとりで判断するのではなくチームとして動いている。

（5）電話相談の状況

1989 年の開設から約 90 万件の電話を受けた。そのうち憂慮情報として扱われ、援助の対象になったのは 50 万件である。2020 年、電話による相談の通話数は約 39,427 件（1 日あたり 108 件）あった。相談で危険な状態にあるとされた子どもは 56,206 人、電話の発信者は 41,652 人（複数人が通話に関わることがあるため）であった。電話の発信者の 35％は子どもの親族（うち 25％は両親）で、子ども自身は 18％、その他は隣人、学校の先生、インストラクターなどであった（図 1）。

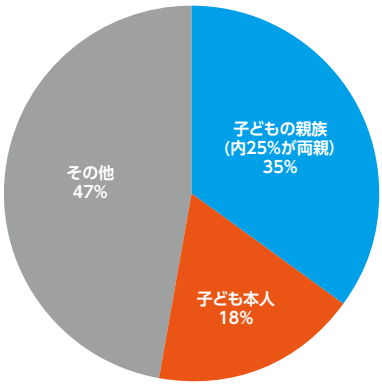

図1.相談発信者

出典：GIPED 2021 Étude statistique de l'activité du 119 Année 2020

相談の対象となるのは心理的、精神的に危険な状態にあること、ネグレクト、身体的に危険な状態にあること、家庭教育上の問題、夫婦間のＤＶに巻き込まれていること、性暴力を受けていること、子どものみの単独移民の状態などである。表 1 に電話相談で言及された危険の種類とその件数を示す。1 人の子どもが経験している危険の種類とその数をすべてカウントしている。3 分の 1 の子どもが 2 種類の危険にさらされていた。

表 1. 電話で言及された危険の種類と件数（2020 年）

危険の種類	即時支援	憂慮情報	合計
心理的暴力	5,345	18,477	23,822（30.4％）
ネグレクト	2,163	14,201	16,364（20.9％）
身体的暴力	3,813	11,856	15,669（20.0％）
家庭教育上の問題	2,115	5,601	7,716（9.9％）
家庭内暴力	1,166	5,605	6,771（8.6％）
自分自身を危険にさらす行動	1,177	3,583	4,760（6.1％）
性的暴力	1,036	1,747	2,783（3.6％）
単身移民を含む親の保護を失われた子ども	161	251	412（0.5％）
合計	16,976	61,321	78,297（100％）

出典：GIPED 2021 Étude statistique de l'activité du 119 Année 2020

（※ 119 の電話サービスについては、第 I 章（21 ～ 23 ページ）も参照されたい。）

4. ONPE（全国児童保護観測機関）

（1）開設の背景

1990 年から 2000 年にかけて、危険な状態にある児童たちとその家族についての情報が乏しいことが指摘され、児童保護の状況把握と政策の評価の必要性の認識が高まった。2004 年の法律を根拠に、危険な状態にある児童の発生を予防し、より良いケアを行うため、GIPED の 2 つ目の部門として当該分野の情報を分析し、その知識を広めることを任務としてとして開設された。当初の名称は、「危険な状態にある児童の全国観測機関（Observatoire National de l'Enfance en Danger）」であった。

（2）活動の概要と特徴

児童福祉に関する数量的情報（統計）と質的情報を集め（調査）、分析してその結果を開示する。

調査研究は、ONPE 独自でテーマを決めて行うものと、県や DREES（調査・研究・評価・統計局）、DPJJ（青少年司法保護局、87 ページ）、アソシエーション、ODAS（地域社会活動国家観測機関、30 ページ）等、他機関から依頼を受けて調査を行うものがある。上記機関は情報源でもあり、国全体に知識を広めるチャンネルにもなっている。

県単位の児童保護観測機関 ODPE（L'Observatoire Départemental de la Protection de l'Enfance）とも強いつながりを持ち、情報のやりとりのため、全国の ODPE がアクセスできるインターネットサイトの開設を行った。1 年に 1 回 ONPE 主催で総会を開き、機関間の情報交換を促進する。

（3）スタッフ体制（図 2 参照）

青少年司法保護局、教育省からの派遣職員や、心理士、統計専門家など 17 人の専門職で構成されている。その他、報告書を作成する編集者、全ての情報をまとめ管理する文献管理者、事務方、管理責任者がいる。

調査研究、分析を行うリサーチチームがあり、欧州各国の研究者や国際児童虐待防止組織の代表者を含む約 20 人が研究メンバーとなっている。

（4）具体的な活動内容

①調査

児童福祉の現場活動を調査する。ONPE のスタッフが全国各地に足を運び、活動を記録し、分析を加える。

②統計

児童福祉に関する統計データをまとめ、発表する。例えば匿名出産で生まれた子どもに関しては国が統計をとっていないため、ONPE が各県のデータを収集、整理して、国全体の数字を出している。

③国内の児童福祉研究サポート

年 2 回コンクールを行い、支援をする研究プロジェクトを選ぶ。これまで支援した研究には、18 ～ 21 歳になるまでの養育者の支援や里親への措置についての調査研究などがある。その他、研究者向けのセミナー等も行っている。

④出版物の発行

ニュースレター、政府への報告書を定期的に発

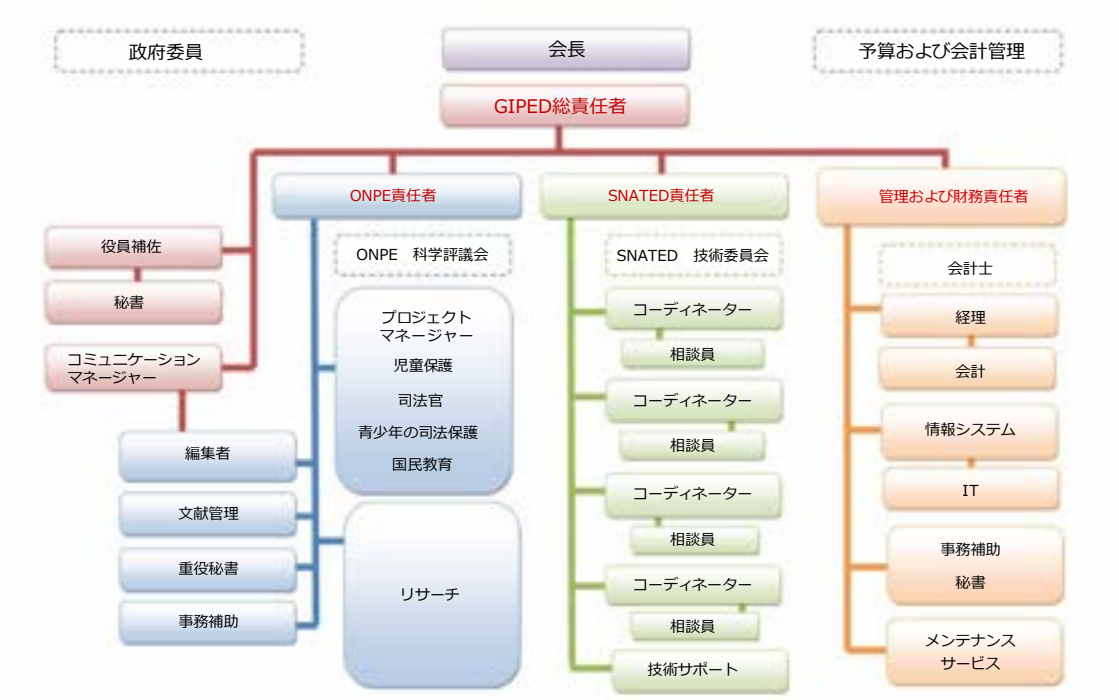

図2.GIPED/SNATED/ONPE組織図（2022年1月）

行している。その他に、「未成年の単身移民たち」、「子どもや青少年を売春から守る」、「児童福祉に関する文学雑誌」等テーマを絞った調査報告書や統計報告も発行している。

(5) 現状と課題

フランスの児童保護の現状と課題は以下の通りである。

・2016年の児童保護に関する法律で述べられている子どもの権利を守るということをどう現場で実践するか。
・危険な状態にある子どもたちをできるだけ早期に発見・介入するために、システムをどのように改善していけばいいのか。
・介入を受けた子どもたちに継続的なケアを保障するためにどうすればいいのか。
・子どもの言っていることにどれだけ耳を傾け、県単位でどのように対応していくのか。

また、児童福祉全体に関していえば、コロナ禍で様々な問題が浮き彫りになった。地域差はあるが、解決に向けて活発な動きが出てきている。

5. 所感

様々な機関の人たちが関わって調査研究を行い、児童福祉に関する情報や知識を広めるために設立された機関であり、国としてだけでなく、各県にもあるということで、国全体として児童福祉に関する情報や知識をより広めていきたいという姿勢が伺えた。その中でもまだまだ改善すべき点があるとし、子どもにとってより良い環境を作るためにできることは何かを常に考えており、そのために取り組んでいこうとする姿に刺激をもらった。特に、課題として挙げられた4点は、日本でも考えなければならない課題であると感じ、国は違っても課題は同じなのだと実感した。（山口柚里香）

日本の児童相談所虐待対応ダイヤル「189」もほぼすべての児童相談所につながるが、フランスでは「119」の1ヵ所ですべての相談を受けたうえで必要に応じて各県のCRIP（憂慮情報収集室）につなぐようになっている。さらに「189」は相談内容を問わず直接、児童相談所に電話がつながる。「119」のように各部門の対応スタッフを通して相談内容が精査され、危険な状態にある子どもの憂慮情報のみが児童相談所や警察にいくシステムは日本も参考にするべきである。また、2019年にチャットやインターネットフォームに相談を受けることに関する議論が始まり、翌年の2020年には運用開始するようなフランスでの動きの早さも学ぶべきである。一方で、なかなか電話がつながらずかけ直すことが多い現状と現場のスタッフの負担、人材不足という課題もあった。（坂口泰司）

参考資料
GIPED　https://www.giped.gouv.fr/
119　https://www.allo119.gouv.fr/
ONPE　https://www.onpe.gouv.fr/
パリ市　https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80/
（すべて2022年2月3日閲覧）
三輪和宏　2015「フランスにおける児童虐待防止制度」国立国会図書館調査及び立法考察局
GIPED 2021 Étude statistique de l’activité du 119 Année 2020（「119」活動統計2020）

SNATED
119 のウェブサイトより
（ウェブサイト翻訳機能で和訳をしています）。

Google と連携し、「enfant en danger(危険な状態にある子ども)」と検索すると SNATED の情報が示されるようにもなっている。
相談方法説明ページ
電話（アプリを選べる）、チャット、インターネットフォーム、聴覚障害者への相談方法の案内への入口となっている。
電話しやすくするため、携帯電話専用のアプリケーションを開発中である。

チャットは 21 歳までの若者を対象とし、専門相談員が対応する。

2020 年 4 月、インターネットでの相談フォームをオープンした。コロナ禍の 2020 年 4 ～ 12 月の 9 ヵ月間で 7,168 件（うち未成年からは 853 件）の相談フォームを受け取った。うち、対応処理ができるレベルの情報が記されたものは 3,125 件で、2,982 件が憂慮情報、143 件が即時支援として分類された。

パリ市社会福祉児童保健局　児童福祉課内 憂慮情報収集室 CRIP 75 (Cellule de Recueil des Informations Préoccupantes)

受講日時：2022 年 1 月 14 日（金）
18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：4 bis/6, boulevard Diderot, 75012 Paris
講　　師：Mr Louis MERLIN（憂慮情報収集室室長）

室長のメルラン氏

視察が始まるまでの待機時間には、研修運営に協力してくださっている東武トップツアーズの井上さんが作成した紹介スライドが表示されていることが多いのだが、CRIP 75 のときには、メルラン室長が作成したスライドが表示されていた。スライドの背景には、セーヌ川の写真が用いられていた。日没時のセーヌ川に川沿いの建物が映りこんでおり、とても素敵だった。CRIP 75 のオフィスは、セーヌ川から少し歩いたところにある建物の 8 階にあるが、実際にはセーヌ川は見えないとのことであった。

1. 概要

パリ市児童福祉課内の一部署で、子どもの憂慮情報に対する一次アセスメントを行い、行政機関への報告と司法機関への通告を行う。75 は、パリの県番号である。

(1) 設立の背景

2007 年の児童保護の改革に関する法律（2007-293）によって、「虐待」という言葉に代わり「危険な状態」という言葉が用いられるようになった。これにより、、危険な状態にある可能性のある子どもを広く早期に発見し、支援することができるようになった。また、児童保護を目的とする場合、専門家間の情報共有において、個人情報保護の制約が解除されることが再確認され、とくにそれまで共有されにくかった医療現場の専門家からの通告もされやすくなった。

CRIP は、SNATED（39 ページ）から、あるいは教育機関、保育機関、保健機関、医療機関、警察、その他福祉機関等から集まった通告内容を分類し、「憂慮情報」（危険な状態にある、またはその可能性がある児童に関する情報）を最初に処理する窓口として、各県に設置された。

(2) スタッフ

パリ市では 15 人のスタッフがいる。5 人のソーシャルワーカー（専門エデュケーター 2 人、ソーシャルアシスタント 3 人）、6 人の管理マネージャー、社会教育アドバイザー、マネージャー（行政職員）、非常勤の小児科医からなる。スタッフには、児童保護に関する法的な知識に精通していることが求められる。

小児科医は身体面でのアセスメントを行うが、より専門的なアセスメントのためには、心理職と児童精神科医の配置が望ましいと考えている。

2. 活動内容

2-1. アセスメント（分析・評価）と司法機関への報告

(1) 憂慮情報の分類

CRIP で収集された危険な状態にある、またはその可能性のある児童の情報は、次の 3 つに分類される。

①心配がなく対応する必要がない（憂慮情報ではなかった）
②憂慮情報と判断し、詳しく調べて分析・評価を行う
③緊急性や深刻度が高いと判断し、司法機関に通告する

司法機関への通告について

憂慮情報が司法機関への通告となるのは、以下の 4 つの場合である。

①在宅教育支援（AED）が行われたが改善しない場合
②親の協力が得られない場合
③緊急性が高く、子どもが危険な状態にある場合
④状況調査が不可能な場合

CRIP が情報のスクリーニング、分析、選別等を行った上で司法機関に情報を伝える仕組みになったことで、司法機関の負担軽減を図ることができた。

(2) 評価の具体的手続き

情報が送られてから 3 ヵ月以内に、CRIP に任命された地域のソーシャルワーカーが調査し、その結果を CRIP に報告する。CRIP はそれらの調査結果を評価する。

パリでは、地域の社会福祉事務所（Service Social de Proximité: SSP）と公立学校に通っている場合は学校のソーシャルサービス（Service Sociale Scholaire: SSS）、あるいは子どもが 3 歳までなら PMI（母子保護機関 50 ページ）などの機関

の専門職が調査を行う。調査を行う専門職は、家族と子どもたちに直接会って状況を調査し、必要に応じて、保護者に対して福祉支援策を提案する。そしてその報告書を CRIP に送る。

(3) アセスメント報告書

アセスメント報告書の構成は下の通りである。子どものニーズがどれほど損なわれているか、保護者が改善することができるかどうかの 2 つの観点を重視して、情報が記載される。

1．家族の民法上の状況（名字、名前など）、両親が離別している場合は子どもの監護について家事事件裁判官（JAF, Juge aux Affaires Familiales）の判断があるかどうか
2．憂慮情報の理由
3．評価
①子どもの生活環境、社会的･経済的･文化的状況：経済状況、家族の歴史、子どもの生活の現在の状況、同居家族の変遷、住居と子どものためのスペース、家族をとりまく状況、近隣や親族の支えの有無など
②健康と子どもの成長：
健康、身体的成長、子どもの健康維持成長の状況（包括的、継続的な成長の具合）
③親であることと親機能の実践：
両親の個人的状況、両親のパートナーとしての状況（進行中の法手続きなど）、両親が子どものニーズを把握し応えることができるか、きょうだいの関係性、家庭環境、子どもが誰とアタッチメント関係を築いているか、子どもへの教育的な関わり、親子関係
④外部からのサポートに、親がどれくらい参加することができるか：
憂慮情報の内容と現状についての理解、解決方法を探し、外部のサポートを受け参加することができるか
⑤状況の特定と目的の決定：
危険と保護の必要性の特定、子どもの希望、親の希望
（子どもの成長への影響、子どものニーズに親が応えることができるかなど）
⑥結論と予防的支援もしくは保護措置の提案：
子どもの希望、親の希望、専門職による評価、支援する場合の目的、または措置の提案

さらに詳細な情報は以下へ。
フランス高等保健機構（HAS）
https://www.has-sante.fr/jcms/p_3120418/fr/evaluation-globale-de-la-situation-des-enfants-en-danger-ou-risque-de-danger-cadre-national-de-reference

(4) 評価後の対応

評価後、継続的支援の必要がないと判断されれば終結とし、必要があると判断すれば行政による支援措置への提案に対する保護者の同意の有無によって、報告書の送付先を振り分ける。同意すれば行政機関（ASE）に送付し、同意が得られなければ司法機関に通告する。

(5) 2019 年の活動実績

CRIP に寄せられた情報は 4,069 件で、そのうち 3,607 件が憂慮情報に分類された。通告の対象児童数は 5,171 人で、2,292 件の憂慮情報が CRIP のアセスメント評価の対象となった。

CRIP から司法機関への通告は 1,855 件（対象児童数は 2,609 人）であった。そのうち一時保護命令が出たのは 297 件、子ども裁判官への書類送付は 896 件、BPM（112 ページ）など警察組織への連絡は 509 件であった。

行政による対応があったのが 1,069 件で、介入が不要だったのは 707 件であった。

(6) 2020 年：コロナによる影響

2020 年のロックダウンの時(3 月 17 日～5 月 11 日）には、2019 年の同時期に比べて、憂慮情報が 350 件減少した。ロックダウン解除後は、元に戻った。

2020 年末には、家族や子どもに生じた心理的困難についての憂慮情報が増えた。これは、ロックダウン時の在宅要請等に起因する心理的な苦痛と関連しているとみられている。DV 関連状況が悪化し、家庭内暴力や心理的暴力が増加した。

(7) アセスメント部門としての役割

CRIP が一元化して情報の評価を行うことで、重複や、評価のばらつきを避けられる。その分、正確なアセスメントを実施する責任は大きいと考えている。

2-2. 憂慮情報評価についての研修・広報活動

パリ市の児童福祉に携わる専門家を対象に、2 ～ 3 日間の研修を行っている。ソーシャルワーカー､エデュケーター（50 ページ）、子ども看護師、PMI(母子保護機関）、社会教育アドバイザー、心理職等が受講している。内容は、子どもを観察する際のポイントを中心に、法律や心理学、アタッチメント、DV についての情報も伝えている。憂慮情報の評価基準を共有することで、児童保護に携わる人たちと共通認識ができるようになる。

学校にも、パンフレットを配布したり、訪問して CRIP の目的や活動について説明したりしている。これまで私立学校からの情報提供が少なかった。この背景には、個人情報を外部に伝えてトラブルが起こることや評判が落ちることへの懸念や、介入されるとすぐに施設に入れられてしまうというような先入観があった。広報活動により CRIP の活動が正しく理解され、通報が増えた。

3. 所感

研修全体を通して、フランスの仕事は専門分野に分かれ、業務を焦点化して取り組んでいる印象が多々あったが、個人的にはこの CRIP はその最たるものであると感じた。しかも、日本にはまだ存在しない専門的な部署である。そのため、非常に興味を持って臨んだ。また、後日、質問にも丁寧に答えていただいた。

通告される情報の整理やアセスメントの専任部署があること自体が、非常に魅力的だと感じた。言うまでもなく、効率的かつ効果的だからだ。

誰がどの役割を担っているかがはっきりしていることは、対応のスピード化をもたらし、いち早く子どもの安全を確保することにもつながる。また、限定された業務に専念できることは、技術を洗練させることや、メンタルな負担を抑えることも可能にすると考える。

この度の研修で、フランスは、このようなシステムを構築し、活用することに長けていると感じることが度々あったが、CRIP の視察でその端的な例が示されたように感じた。

（林佳世子）

背景写真は日没時のセーヌ川。写真右上はリモート視察で進行を務められた東武トップツアーズの四十栄さん

※文中の「行政機関」は ASE（児童社会扶助機関　25 ページ）、「司法機関」は共和国検事を指す CRIP については第 I 章 24 ページも参照されたい。。

参考資料
CRIP
https://www.paris.fr/pages/prevention-et-protection-de-l-enfance-80
（2022 年 3 月 21 日閲覧）

フランスの子ども支援サービス

研修では、パリ県（市）とパリ近郊のセーヌ＝サン＝ドニ県にある児童福祉関連団体、施設、学校、医療福祉施設などを視察した。研修で得た情報をもとに、視察先やその支援サービスの位置づけを、①在宅支援、②家庭外措置、③その他の地域サービスに分類してまとめた。児童福祉・保護に関する法律は国が定めているが、その運用は各県で異なる。また、フランスの児童福祉のしくみは重層的で、全容を明らかにすることは困難だが、今回の視察先に加えて、主だった子ども支援のサービスと関連施設も紹介する。

※図のなかで★印がついているのは、今回、オンライン視察ができたサービス機関や施設

Ⅰ 児童保護サービス

フランスの児童保護サービスの多くは各県の ASE（Aide Sociale à l'Enfance 児童社会扶助機関　25 ページ）による行政措置と、子ども裁判官による司法措置のもとで行われ、形態は在宅支援と親子分離が中心となる家庭外措置（里親や入所施設などへの委託）に分けられる。在宅支援と家庭外措置には、ASE が管轄する支援サービス及び施設と、法務省青少年司法保護局（DPJJ）が管轄する教育支援サービスと教育措置施設がある。ONPE がまとめた児童保護に関する統計によれば、2020 年 12 月末現在、フランス全土で 308,000 人の未成年（18 歳未満人口の 2.4%）が、少なくとも 1 つ以上の児童保護サービスや措置を受けていたと推定される。

1. 在宅支援

フランスでは在宅支援による予防に力を入れており、それには多様な支援のサービスメニューがある

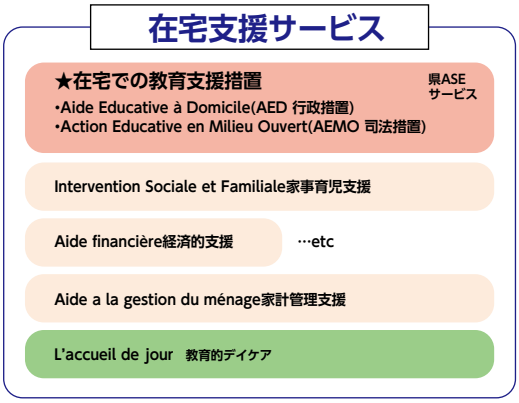

(1) 行政措置と司法措置による在宅での教育支援（AED:Aide Educative à Domicile、AEMO：Action Educative en Milieu Ouvert）

主に民間機関が委託を受け、国家資格であるエデュケーター（49 ページ）や心理士を子どもの家庭に派遣し、教育支援を行う。親の同意が得られた場合は行政措置である AED（在宅教育支援）となり、親の同意が得られない場合は司法措置である AEMO（施設外教育支援）となる（ANRS 52 ページ）。行政措置でも司法措置でも、県が委託費を負担する。表 1 に 2020 年の教育支援措置数を示す。

表 1．年間の教育支援措置数（2020 年）（件）

AED	52,427
AEMO	118,243
合計	170,670

欧州フランス全土（Mayotte 除く）

出典：DREES, enquête Aide sociale.　Les bénéficiaires de l'aide sociale départementale（personnes âgées, personnes handicapées, aide sociale à l'enfance）2002-2020

(2) 社会家庭支援（Intervention Sociale et Familiale）

ソーシャルワーカーの一職種である社会家庭支援専門員（Technicien de Intervention Sociale et Familiale：TISF）が家庭に派遣され、家庭・家事支援、ソーシャルワークが行われる。

(3) 経済的支援（Aide financière）

支援が必要と判断された家庭に対し、県からの給付金や臨時支援金（セラピー費用、私立校の学費、スポーツ用品など）が支給される。

(4) 家計管理支援（Aide a la gestion du ménage）

家庭経済ソーシャルワーカー（Conseiller en Economique Sociale Familiale：CESF）による家計管理支援が行われる。

(5) 教育的デイケア（L'accueil du jour）

日常的に対象家庭にかかわる必要性があると判断された場合には、放課後や週末にその家族の子どもを受入れる。スタッフが宿題やアクティビティを一緒に行い、子どもを家庭に送り届ける際に、親と話す機会を持つ。不登校の子どもを日中受け入れる機関もある。

※在宅支援は複合的に利用され、(2) ～ (4) は (1) のサービスとして提供されることもある。

2. 家庭外措置

家庭外措置の施設には、行政措置と司法措置の両方の児童を対象にした県が運営または認可する児童福祉関連施設と、主に司法措置の児童を対象とした司法省管轄の更生教育施設がある。施設が複数の形態のサービスを運営していることも珍しくない。例えばチルドレンズホームが乳児院や母子受入れの機能を持っていたり、自宅措置（PAD）となった子どもへの支援を行っている。あるいは、MECS が施設外のアパートで自立への移行支援を行っていたり、UEHD で里親を雇用しているなどである。

2.1. 県が運営または認可する児童福祉施設・サービス

親から分離されて保護下に入ったばかりの子どもは、緊急保護児童を受け入れるチルドレンズホームに保護され、通常 14 日以内に裁判で保護の決定が下される。緊急保護児童を受け入れているフォワイエ・メラングによれば、緊急保護をされた子どもは、3 ～ 6 ヵ月をかけてアセスメントされ、その間子どもは、ニーズに応じて学校療育、障害者支援、児童精神科診療、非行対応などの支援を受けるとのことだった。

ONPE がまとめた児童保護に関する統計報告によれば、2020 年、全国の児童福祉施設に入所した子どもと若者は 183,915 人にのぼり、そのうち行政措置による子どもが 43,711 人で、司法措置による子どもが 140,204 人だった。

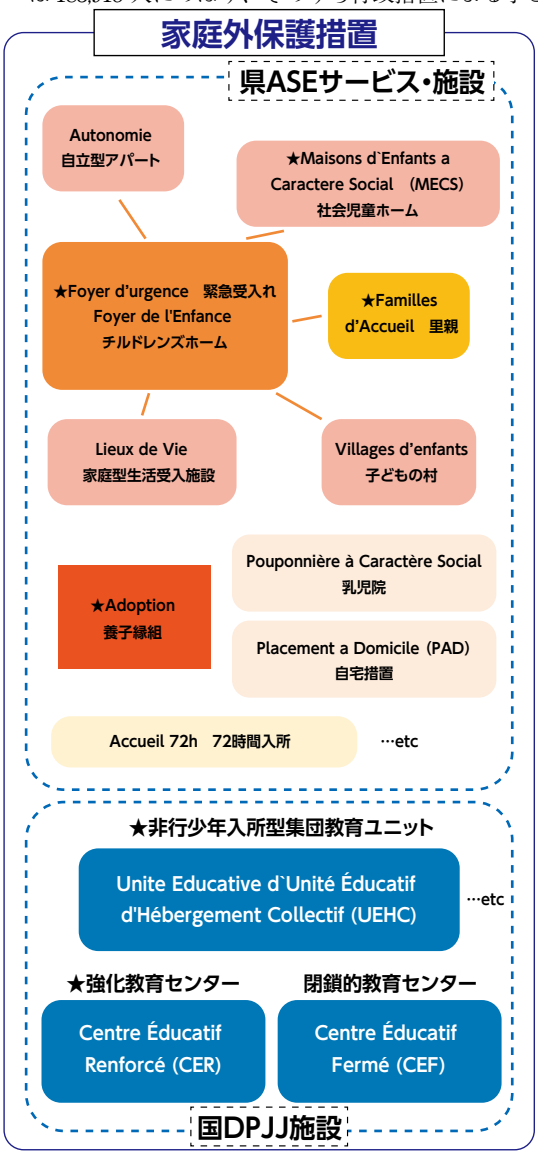

※県運営 / 認可の児童福祉施設の種別は Foyer Melingue 講義資料をもとに作成した。文中の 1 日あたりの費用は Foyer Melingue 資料からの情報を記載した。

(1) チルドレンズホーム（Foyer de l'Enfance）
県の直接運営として、又は公的施設（établissement public）として運営される県立施設である。元来は緊急一時保護施設（その後の対応を検討するため子どもの観察を行う意味合いが強い）であったが、現在は教育的な関わりを行う長期の受け入れも行う。緊急受入れケースの 1 日あたりの費用は 300 ユーロ。Foyer は、フランス語で、家、家族、宿泊施設、寮などの意味がある。（Foyer Melingue66 ページ）

(2) 社会的児童ホーム
（MECS：Maison d'Enfants à Caractère Social ）
主に民間のアソシエーションが運営する施設で、一時的に、または長期的に子どもを預かる。子ども 1 人 1 日当たりの費用は 200 ユーロ。（Felix Faure69 ページ）

(3) 子どもの村（Village d'Enfants）
1 つの「村」に数軒の家屋があり、それぞれの家に家庭エデュケーター（éducateur familial）が配置され 1 ～ 2 家族のきょうだいが一緒に暮らす。「子どもの村」1 箇所あたりの受け入れ人数は 40 ～ 60 人である（2008 年）。子ども 1 人 1 日あたりの費用は 200 ユーロ。

(4) 家庭型生活受入施設（Lieu de Vie et d'Accueil）
3 ～ 7 人の若者や若年成人がエデュケーター（permanent éducatif）と暮らす小規模な家庭型施設である。児童保護、精神障害や身体障害または適応障害、社会的排除などの課題がある者が、同じ課題を持つ者とともに暮らす。子ども 1 人 1 日あたりの費用は 50 ～ 500 ユーロ。

(5) 自立型アパートメント
（Apartment semi Autonomie）
17 ～ 20 歳の若者が 1 ～ 3 人で暮らすアパートメントである。エデュケーターや心理士などが定期的に訪問したり、本人が定期的に支援機関に来所したりする形で、社会面、心理面の包括的教育ケアが行われる。保護児童は 16 歳になると、この自立型アパートメントでの生活を選択できる。若者 1 日あたり 50 ユーロ。

（6）里親（Famille d'Accueil）
フランスの里親は、家庭アシスタント（Assistant Familial）という国家資格を所持する職業里親で、定年（67 歳）がある。県の認可を受けて公的または民間の里親支援機関に就職し、300 時間の研修を受ける。自宅で 0 ～ 21 歳の子どもと若者を 1～3人受け入れる。（Relais Alésia54 ページ）。子ども 1 日あたりの費用は 50 ユーロ。DREES 報告によれば、2020 年 12 月末現在、里親に委託されていた子どもは 71,514 人だった。

（7）乳児院（Pouponnière à Caractère Social）
医療的なケアの必要のない 0～3歳児を 24 時間体制で受け入れる。平均入所期間は 8 ヵ月（2017 年）。チルドレンズホームなどに併設されていることが多い。

（8）自宅措置（Placement a Domicile：PAD ）
親がいる家に子どもが措置され、そのモニタリングと支援のために PAD を行う機関のエデュケーターやソーシャルワーカーがほぼ毎日、家庭訪問をする。危険性が低く子どもが望む場合、または家庭外への措置より望ましい場合に使われる。心配な状況が改善されると AED や AEMO による在宅支援（ANRS 52 ページ）に移行するが、危険がある場合は施設に戻される。

（9）養子縁組（Adoption）
フランスの養子縁組の上限年齢は、現在の日本と同様に 15 歳未満（2022 年 3 月時点）である。親や家族とのつながりを失った「国の子」と呼ばれる国の被後見子（Pupille de l'État）（親が親権を放棄した、あるいは出生時に父母ともに認知しなかった場合や匿名出産の場合など）が養子縁組の対象となる。また匿名出産後に乳児院や里親から養子縁組されるケースがある。さらに親と死別したり、親の親権が剥奪されたりした 15 歳未満の児童も、本人の希望を聞いたうえで養子縁組される場合がある（パリ市養子縁組事務所 58 ページ、ALPA-Fild'or 63 ページ、コラム 61 ページ）

（10）72 時間入所（Accueil 72h）
家庭崩壊の状況にある場合、または親子喧嘩など家庭内の不調和がある場合に、未成年である本人の希望によって、最大 72 時間の緊急保護がなされる。一時保護手続きの負担軽減や親子仲裁に活用されている。親と子ども裁判官にすぐに連絡される。

図 1. 委託先・居住先タイプ別 ASE に預けられた児童と若者の数 (1996 ～ 2018 年 12 月 31 日）
出典：DREES. L'aide et l'action sociales en France, édition 2020, Les mineurs et les jeunes majeurs, 27 accueillis à l'aide sociale à l'enfance
マヨットを除くフランス全土

2.2. 司法省管轄の更生教育施設

子ども裁判官（87 ページ）の判断で、非行児や犯罪を犯した子どもが入所して、教育を受ける施設である。青少年司法保護局（DPJJ）が管轄している。

（1）非行少年入所型集団教育ユニット (Unité Éducatif d'Hébergement Collectif：UEHC)
裁判所の決定により司法監視に付された 13～17 歳の少年少女を受入れて教育を行う施設である。(UEHC 91 ページ)

（2）強化教育センター（Centre Éducatif Renforcé：CER)
14 ～ 17 歳の犯罪少年を受入れ、社会復帰を目的にして矯正教育を行う施設である。(CER93 93 ページ)

（3）閉鎖教育センター（Centre Éducatif Fermé：CEF）
13 ～ 17 歳の常習的な犯罪少年を受け入れる閉鎖的な教育センターである。

2017 年 12 月末日現在の児童保護施設（児童福祉施設・更生教育施設）の数と定員、施設で生活していた子どもと若者（0 ～ 20 歳）の数を表 2 に示す。

表 2. 児童保護施設の数、定員、入所者数及び年間の退所者数（2017 年）

児童保護施設とサービス	施設数	定員	12/31 児童と若者の数	年間退所者数
MECS	1,233	47,779	45,659	31,790
チルドレンズホーム	243	11,825	11,008	21,297
乳児院	33	833	79	1,090
子どもの村	28	1,530	1,449	268
家庭･社会教育措置センター（里親センター）	121	7,266	6,746	2,271
家庭型生活受入れ施設（EPEI)	426	2,743	2,492	1,309
CEF	51	617	541	1,149
CER	51	341	293	777
教育措置施設　（UEHC、UEHD）	70	1,180	977	1,747
教育・統合措置施設	36	421	285	422
PJJ 認可機関（SAH）	28	274	218	427
合計	2,320	74,810	70,459	62,549

出典：DREES, Enquête ES-PE 2017　Les établissements et services de la protection de l'enfance : activité, personnel en fonction, profil des enfants et jeunes adultes accueillis, fin 2017, Activité des établissements au 15 décembre 2017

Ⅱ　地域のさまざまな予防的支援サービス

官民のさまざまな団体や機関が、地域で多様な支援を行い、子どもと家族の多様なニーズにこたえることで、早期支援と早期発見に貢献している。

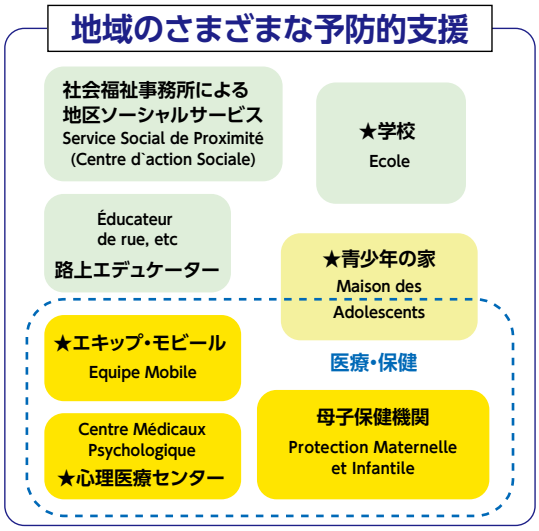

（1）社会福祉事務所 (Centre d`action Sociale) の地区ソーシャルサービス（Service Social de Proximité）
市役所や区役所等に設置されており、そこでソーシャルワーカー（assistant social de Proximité）が、市民からの様々な相談に応じ、情報提供、関係機関への照会、サポートなどを行う。RSA(連帯手当、日本で言う生活保護) を担当したり､住環境改善サービスも行っている。

（2）学校（Ecole）
フランスではソーシャルワーカーや教育相談員、心理士が配置されている学校が多く、彼らは子どもの悩みを聞き、必要に応じて関連機関に繋げる役目を担っている。
今回の研修では、不登校支援の小学校の視察をした（フラサティ小学校 98 ページ）。

（3）青少年の家（Maison des Adolescents：MDA）
主に 11 ～ 25 歳の青少年の精神的なケアを行う施設である。病院併設の医療治療型と、アソシエーションが運営し地域のコミュニティーサロンとして機能する社会福祉型がある。医療治療型は短期間の入院も可能である。親の同意は不要であり、子どもは無料で支援を受けることができる。そして親も支援を受けられる。（ソレンの家 104 ページ）

（4）心理医療センター（Centre Médicaux Psychologique：CMP）
全国に設置されており、通所で予防活動、診断、ケアを受けられる公立の医療センターである。在宅訪問も行っている。子どもだけでなく、成人の精神的な治療も行っている。（コラム 107 ページ）。

（5）母子保護機関（Protection Maternelle et Infantile：PMI）
日本の「保健所」に相当する。周産期の女性と 6 歳までの子どもを対象とし、検診と予防活動を行う。児童保護専門医がいる。パリでは、各区に 1 ヵ所以上ある。（関連情報第Ⅰ章 12 ページ）。

（6）エキップ・モビール（Equipe Mobile）
病院内の救急、入院、外来において、児童虐待などの危険な状況にあることが疑われる子どもがいたに連絡を受け、子どもの初期評価と必要な対応をする。（エキップ・モビール・エスパー 109 ページ）

（7）エデュケーター（Éducateur）
フランスの児童福祉分野では、”エデュケーター”と呼ばれる「専門エデュケーター」（国家資格）を持つワーカーが至るところで働いている。地域には、街の子どもたちに声をかける路上エデュケーター、SNS で相談できるネットエデュケーターなどがいて、悩みを抱えた子どもや、心配な子どもたちに寄り添って信頼関係を築き、教育的な立場から、子どもが社会の一員になれるように手助けしている。　（松本幸治）

＜エデュケーターとは＞
身体的または精神的な困難、行動障害、または社会的包摂に困難を抱える若者や大人など、特別な介入を必要とする社会的に弱い立場にある人たちを支援するソーシャルワーカーである。主に、障害、児童保護、社会的統合などの分野で活動をしている。児童保護関連機関で最も多い職種である。1945 年ごろ、エデュケーターの仕組みが生まれ、さまざまな役割のエデュケーターが登場した。
現在は、バカロレア取得後に 3 年間のトレーニングを受ければ、国の「専門エデュケーター」の卒業証書資格（Diplôme d'Étatd 'Éducateur Spécialisé : DEES）を取得できる。
専門エデュケーターは、活動する場所によって、路上エデュケーター、施設エデュケーター、ネットエデュケーターなどと呼ばれる。施設エデュケーターは、リハビリテーション施設やＭＥＣＳ、病院などで働いている。また、路上エデュケーターは、住宅団地、近隣、青少年センターなどで働いている。最近では、SNS やオンラインゲームを通して支援のきっかけを作るネットエデュケーターも活躍している。また子ども裁判官に命じられた非行少年の社会調査や保護・処遇を担う PJJ エデュケーターもいる。　（尾谷健）

参考資料
・Foyer Melingue 講義資料
・乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書（2021 年 3 月）
https://www.mhlw.go.jp/content/000798550.pdf（2022 年 2 月 1 日閲覧）
・DASES, 2021, Schéma Parisien.
・Département de Paris, 2013(最新), Le guide de l'aide sociale à l'enfance.
・Foyer Melingue 説明資料 , La protection de l'enfance en France (2022 年 1 月 24 日)
・DREES, 2020, L'aide et l'action sociales en France Perte d'autonomie, handicap, protection de l'enfance et insertion.
・フランス司法省ホームページ
http://www.justice.gouv.fr/justice-des-mineurs-10042/la-dir-de-la-protection-judiciaire-de-la-jeunesse-10269/les-etablissements-et-services-de-la-dpjj-18682.html　(2022 年 2 月 1 日閲覧)
・安發明子　フランスのソーシャルワーク第一回～第五回　「対人援助学マガジン」第 42 号～ 44 号（安發明子）
・安發明子氏提供資料
・DREES, enquête Aide sociale　Les bénéficiaires de l'aide sociale départementale (personnes âgées, personnes handicapées, aide sociale à l'enfance(1996-2020), Les Les mesures d'aide sociale départementale
・Action Sociale https://annuaire.action-sociale.org/etablissements/protection-de-l-enfance/pouponniere-a-caractere-social-172.html　(2022 年 4 月 13 日閲覧)
・ONPE 2022　Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020

コラム
Colonne

オンライン研修の合間の過ごし方

エコール・ド・ハヤマの窓から見える水平線

今回の海外研修は、コロナ禍の影響で渡仏できず、初のオンラインでの視察となった。オンラインでの視察は、現地視察とは異なった体験をもたらしたのではないかと思う。視察以外の時間の過ごし方も、これまでの研修とは異なったものだったのではないだろうか。研修のセッションとセッションの間には、事前調べをしたり、団員間で情報共有をしたりした。ここでは、そういった合間の時間の過ごし方について紹介する。

12 月に、東京の資生堂本社で事前研修が行われた。その研修で、フランスの子どもを取り巻く状況を知るために、「教育制度」と「児童福祉の歴史」についてまとめるという事前課題が提示された。2 つのグループに分かれて、第 1 セッションでの発表に向けて、それぞれ準備を進めることになった。

事前研修が終わった後は、それぞれの職場で通常業務に携わりながら、課題に取り組んだ。インターネットを駆使して情報を集め、SNS を使ってグループ内で情報共有した。私の所属した「歴史グループ」では、児童福祉制度の背景やフランス文化への関心が高まり、”フランスとはそもそもどういう国なのか？”ということについても調べるようになった。おもしろい記事を見つけると、LINE を使って、グループ内でやりとりを行った。調べた内容は、国のことや政治のこと、宗教のことに始まり、サッカー、柔道や剣道、ラップ、性教育、さらには移民問題まで、多岐にわたった。周辺諸国や EU の動向の影響、旧植民地との関係について調べることもあった。Google 翻訳や DeepL などの翻訳サービスも駆使し、海外のサイトも調べた。

年が明け、研修が始まった。視察は、毎週木金土の 2 泊 3 日の研修セッションが全部で 5 回設定されていた。前半は神奈川県三浦半島にある資生堂の研修施設エコール・ド・ハヤマで集合研修の形で行われた。

日本とフランスの時差が 8 時間あるため、視察は基本的に日本時間 17 時（フランスでは 9 時）から開始された。午前中は前回や前日の振り返りをし、午後はその日の視察先の事前調べで得られた情報を共有した。合間の時間は、研修室で次の視察先の打ち合わせをしたり、部屋から出て、ロビーで飲み物を飲みながらオンライン研修の感想を言い合った。団員それぞれの施設の話をしたりもした。そして、17 時から前半の視察をして、夕食後、22 時（フランス時間 13 時）頃から後半の視察をした。その日の視察が終了し、簡単な振り返りを終えると、24 時前後（フランス時間 16 時）になっていた。普通は就寝時間になると思うが、フランス時間の視察をして、感覚的にフランス時間のリズムになっていたこともあり、アフターファイブの気分で歓談タイムを過ごした（数時間後には、エコール・ド・ハヤマの大きな窓から見える太平洋の水平線に太陽が現れ、日本にいる現実を知らされた）。

3 日間の研修が終わると、自宅に戻り、次回のセッションまでの間、それぞれの施設で勤務した。通常業務をこなしながら、業務や勤務の合間に、次の視察先についての情報収集をした。視察先の情報については、教育制度や歴史とは異なり、日本語で書かれたものがほとんどなく、フランス語で書かれたサイトを渉猟した。前提となっている制度や文化がわからず、さらに調べなくてはいけないことが多々あった。非行少年の処遇施設について調べていて、「サーカス」（「CER-93」93 ページ）という言葉が出てきた時には、翻訳アプリの誤訳ではないかと不安になった。

第 3 セッションは自宅からのオンライン参加であった。第 4 セッションから再び集合研修の予定だったが、感染力の強いコロナのオミクロン株によって感染が拡大した第 6 波の影響により、各自の自宅や勤務先からの参加となった。私は夕方までは勤務先から参加し、前半と後半の視察の合間に自宅に帰り、夜は自宅から参加した。勤務先から参加していたため、研修の合間に、担当の子どもと会ったり、電話を一本入れたりすることもあった。日本での日常の業務とフランスの研修が混じりあう体験をした。

通常の研修ならば、一旦日本から離れて、フランスにどっぷりと浸る、というものになるのではないかと思う。今回は、日本の現場の空気に包まれながらフランスの現場の空気に触れる、という研修になった。日常業務の感覚を残したまま、フランスの施設について、事前調べから想像されることを団員同士で話し合い、その後日常業務に戻って日本の福祉現場の課題に直面し、最後にフランスの施設の視察をして、これからの児童福祉について考える、といった体験を繰り返した。これは、日本の現場の空気とフランスの現場の空気を自分の中でミックスし、日本の施設現場の課題とフランスの児童福祉の理念や実際との間を行ったり来たりしながら、比較し続けるという作業だったのではないかと思う。それによって、日頃の業務を新たな視点から振り返り、また視察先への問いを明確にすることができたように思う。研修や海外の文化にどっぷりと浸りながら学び考える機会は大変貴重なものであるが、業務に携わりながら、いくつかのセッションに分けて参加する今回のような研修も、特別な学びの機会であり、大変貴重な経験となった。

（尾谷健）

全国社会復帰支援協会 青少年教育支援部 Association Nationale de Réadaptation Sociale (ANRS)- Service Éducatif Adolescents

受講日時：2022 年 2 月 3 日（木）
17:30-20:00（日本）・9:30-12:00（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：18, avenue Victoria 75001 Paris
講　　師：Ms Valérie CATTIN（責任者）
Ms Claire JOUANNEAU（サービス管理責任者）
Mr Adrien SANTELMANN（エデュケーター）
Ms Charline TYRE（エデュケーター）
Mr Jean-François PIOTROVSKY（エデュケーター）
Ms Emilie BRIAND（心理士）★
★オンライン参加

主にカッタン氏（写真左の左から 3 番目）とブリアン氏（写真右）にお話しいただいた。

だんだんと慣れてきたリモート視察。非行少年や保護者への支援についてお互いに熱のこもった質疑応答が交わされた。具体的に語られる支援や苦労に画面のこちらと向こうで頷き合っていたので、国や文化が違っていても、どこも同じなんだという感慨を抱いた。

1. ANRS 概要

ANRS（Association Nationale de Réadaptation Sociale）は、1961 年に健康人口省によって設立されたアソシエーションである。売春をする児童の社会復帰のために活動していたが、児童保護などの活動にまで裾野を広げた。1975 年に公益事業として認定された。

1980 年代から地方分権化が進み、児童福祉の実施責任も各地方に移譲されることになった。ANRS も社会情勢の変化に応じて再編成を行ったが、設立からの理念である“危険や困難な状況にある子どもと青年を受入れ、社会に復帰するために寄り添い支援すること”は引き継がれた。

その後も、当初の倫理的・職業的価値観に依拠しつつ、社会の変化、若者のニーズ、規制や法的枠組みの進化に対応している。

2. 青少年教育支部について

若者支援を幅広く行うアソシエーションにおいて、14 ～ 21 歳の青少年を対象とした在宅支援サービスを提供する部門である。行政措置である在宅教育支援（AED）と、司法措置による施設外教育支援（AEMO）を行う。年間で 300 件のケースを受け入れている。部門の予算は 108.6 万ユーロ（大半はスタッフの給与）。

(1) スタッフ

ソーシャルワーカー 12 名（専門エデュケーターや有資格ソーシャルワーカー）、心理士 1 名、教育心理士 1 名。その他部門長や事務スタッフなど。

職員のメンタルヘルスへの配慮としては、担当が孤立して抱え込んでしまわないように、チーム体制を整えて支援を行っている。また、責任者、エデュケーター、外部の心理士によるカンファレンスを 2 週間に 1 回実施している。

在宅教育支援とは?

家庭での生活を維持したまま、支援が実施される形態の支援で、予防措置と呼ばれる。保護者にも支援への参加や措置への同意が求められ、同意の有無によって、司法措置か行政措置かに振り分けられる。行政措置の場合は、AED：Aide Educative à Domicile（在宅教育支援）、司法措置の場合は、AEMO：Action Educative en Milieu Ouvert（施設外教育支援）と呼び分けられている。

両者で具体的な支援内容が大きく異なるわけではないが、司法措置である AEMO の場合は、子ども裁判官が支援の目的、内容、期間を決定する。この場合も、原則として家族の同意を求めるが、同意を得られない場合には、子ども裁判官が強制的措置として決定を行うことができる。なお、AED（行政措置）として開始したケースでも、途中から保護者の協力が得られなくなり、AEMO（司法措置）に移行するパターンも多い。また、AEMO の場合は、措置の経過が子ども裁判官に報告され、当該措置を継続するか終了させるかは子ども裁判官の判断で決められる。措置の期間は 6 ヵ月～ 2 年まで幅がある。判決による措置期間は長くて 1 年までだが、18 歳までは更新・延長をすることができるためだ。子ども 1 人に対して最低でも 1 ヵ月に 5 時間の支援を行うこととされている。

(2) 支援対象

①年齢層

14 ～ 17 歳の思春期、18 ～ 20 歳の青少年である。現在フランスの成人年齢は 18 歳だが、かつては 21 歳を成人としたため、現在でも対象年齢が 21 歳になるまでとなっている。

②子どもたちの課題

不登校、大人への過度な反抗、自傷他害、薬物・アルコール・ネット依存、性暴力被害、売春行為など。

③家庭の状況

親が精神的な問題を抱える家庭、ひとり親家庭、DV、養子縁組家庭などが多い。しかし、貧しい家庭も裕福な家庭もあり、経済面での差はない。

(3) 支援の流れ

① ANRS が子どもと家族と PPE（子ども支援計画 70 ページ）を作成し、ASE に提出する。

②サービス管理責任者が、担当エデュケーターを決める。責任者は、エデュケーターの担当状況を把握し、難しいケースが偏らないように配慮している。エデュケーター 1 人あたり、16 ～ 17 ケースを担当している。

③家族に面談日程を通知する。面談は 2 段階に分けて行われる。まず責任者が支援内容を説明し、その後、担当心理士も加わって面談を行う。心理士は面談でアセスメントも行う。

④担当エデュケーターによる教育支援が開始される。子どもの同意状況や希望により、学校や屋外などで対面し、支援をする。

(4) 支援内容

心理士（1 名）と教育心理士（1 名）が役割分担し、家庭訪問による週 1 回の定期的な心理面接（カウンセリング）を行う。心理士が保護者の心理面接を担当し、教育心理士は子どもの心理面接を担当する。

①子どもへの支援

学習の遅れや行動問題などがある子どもたちに対して自己肯定感を高めたり、学習や行動問題への支援を行ったりしている。

そもそも子どもたちは、これらの支援を望んでいるとは限らず、担当エデュケーターは、子どもとの信頼関係を構築することを最初の目標としている。大人への不信感の強い子どもも多く、時間がかかる。

②保護者への支援

保護者も子どもの問題についてスタッフと一緒に考えることを大事にする。まず子どもの養育面の問題について心理士が説明し、理解の共有を図る。親子関係の問題を抱えていることも多く、そのアセスメントも心理士が担う。

③支援を行う上での留意点

「偏見や先入観を持たない」「丁寧なアセスメントをして信頼関係を築く」「信頼関係をベースにして理解の共有を図る」「これらを意識して取り組む」などの姿勢が問題改善に貢献すると考えている。

在宅支援では家庭訪問による支援が基本だが、家族のプライベートな領域に介入することは、非常にデリケートで、難しさを感じるとのことだった。

(5) 連携先

主な連携先は下の 3 つである。

・義務教育を離れた 16 ～ 25 歳の青少年への自立支援を行うセンター
・CMP（心理医療センター。107 ページ）
・非行少年への対応に長けている司法分野のエデュケーター

いずれもサービスの利用は無料だが、CMP では待機期間が半年～ 8 ヵ月程にも及ぶ。思春期における半年は決して短くはないため、課題視している。

18 歳以降の子どもには、必要に応じて、住居探しのサポートや社会福祉機関への支援協力なども行っている。

3. 所感

保護施設等への入所でない形態の支援ということで、ケースによって多様な利点や逆に課題が存在するのだろうと想像する。特に、視察先の話にもあったが、家族のプライベートな領域に介入することは、支援者側にも負担が伴い、きめ細やかな配慮が求められると思う。一方で、家族から分離させることなく支援を実施できることや、呼び出すのではなく支援者側が出向くことにより、“寄り添う”形での支援となっているのではないかとも感じた。

日本では、在宅支援も児童相談所が行うなど、多様な支援のほとんどを児童相談所職員が行っている。一方、フランスでは、専門機関の専門職が引き受けている。このことで、支援の質が保障されるだけでなく、支援側のメンタル面での負担減も大いに期待できることだろう。（林佳世子）

参考資料
ANRS ホームページ　https://anrs.asso.fr/
（2022 年 3 月 21 日閲覧）

ルレ・アレジア（里親支援機関）
Relais Alésia

講義日時：2022 年 1 月 14 日（金）
21:00-23:00（日本）・13:00-15:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：19 Rue de la Véga, 75012 Paris
講　　師：Ms Sandrine TEXEIRA（施設長）
Ms Sandrine PEPIT（ルレ・アレジアのクオリティーマネージャー、および〈財団法人メキニョン・子どもの権利（ルレ・アレジアの運営母体）〉の失踪児童相談所所長、および国際社会事業団フランス支部支部長）
Mr Jimmy MESSINEO〈財団法人メキニョン・子どもの権利〉のクオリティマネージャー、国際社会事業団フランス支部支部コーディネーター
Ms Rose PERUEZ（里親）
Ms Amandine DIZIEN-OZEN（里親宅で生活する 18 歳の大学生）

左から、テセラ氏、メシネオ氏、ペピ氏。

ルレ・アレジアは本研修に対してとても好意的であった。当初の視察スケジュールの予定にはなかった里親と里親家庭で暮らす若者のインタビューを設定したり、視察後の追加質問の対応もしてもらい、追加資料もいただいた。また、機関ホームページにも本研修団の紹介記事が掲載され、オンラインではあったが研修後も含めて有意義な交流が行われた。

1. 概要

里親のアセスメントからマッチング、里親委託中の養育支援等を行う施設である。

(1) 沿革

1974 年設立。当初は障害者の親の支援をするために作られた。2012 年から、パリの児童福祉施設としての認可を受け、里親と里親委託児童の支援を行うことになった。本部は財団法人メキニョン・子どもの権利である。児童福祉に関わるさまざまな施設を運営している。主な根拠法は 2002 年 1 月 2 日の社会福祉法である。

(2) 支援の対象

行政措置または司法措置によって ASE（児童社会扶助機関 25 ページ）を通してやってくる 0 ～ 20 歳の子どもと若年成人 35 名を受け入れ、里親に委託している。18 歳からは成人として必要な手続きをしたうえで受け入れる。

(3) スタッフ体制

里親（家庭アシスタント）20 名、エデュケーター 4 名、経理、事務、施設長秘書各 1 名、心理士 2 名。

(4) 運営費

年間予算は 200 万ユーロ。人件費（里親の給料含む）、施設維持費、家賃などに充てられる。子ど

里親制度について

里親は、「家庭アシスタント（assistante familiale）」という資格を持った専門職が自らの家庭で子どものケアを行う。

里親になるには、まず PMI（母子保護機関 50 ページ）に承認される必要がある。その後、里親支援機関に雇用され、まず 60 時間の研修を受ける。委託のない期間も月 6 万円ほどの固定給を受け取るが、4 ヵ月月間委託がないと契約解除になるため、別の自治体や団体に転職しなければならない。最初の子どもを受け入れてからさらに 240 時間の研修開始となる。2 年間で国家資格（家庭アシスタント国家資格）を受験することができる。その後は 2 年に 1 回、1 週間の研修受講が義務化されている。国家資格を取得しなくても研修を全て受ければ、契約している里親支援機関の職員、すなわち里親として仕事を続けることができるが、5 年毎に研修を受け、更新する手続きが必要となる。

家庭アシスタントの主な根拠法は、1977 年 5 月 17 日のアシスタント・マテルネル＝フランスの里親・保育アシスタントの職業上の身分を定める諸規定、2006 年の家族アシスタントの国家資格に関する法律、2014 年の里親の承認に関する法律等がある。

も1人1日220ユーロが措置費としてASEより支払われている。

(5) 関連機関

ASE、学校関係、CMP（心理医療センター107ページ）、入院病棟のある精神科、他の児童福祉の機関。

2. ルレ・アレジアの支援

(1) 子ども

子どもが住んでいる場所、年齢、性別、それまでの生活の歴史、希望等に配慮し、子どもにとっての最善を最優先事項とし里親を見つけるように心がけている。

(2) 里親

スタッフと頻繁にミーティングを行うため、集まりやすい場所に住んでいることが、雇用の第一条件となる。

(3) マッチング

ASEの担当者とともに、委託児に必要なことを考慮しながらマッチングを行う。多くは長期の措置となるため、同じ里親宅で長く生活できるように、里親と委託児の信頼関係を重要視している。また子どもと実親との関係も維持できるように配慮もしている。

(4) 委託後の支援

ルレ・アレジアでは、里親の研修やサロン、現況報告会、委託児と里親が参加できるアート活動や遠足などのアクティビティを開催して、頻繁に里親に来所を促し、養育支援につなげる工夫をしている。

また、心理士が里親と委託児の定期的な面談を行う。必要に応じて里親の精神的なケアも行う。実親の面談を行うこともある。日頃からスタッフ間での連携を密に行い、質の高いサービスの維持に努めている。

3. 課題

フランス全体で、0～3歳児を預けられる里親や施設が不足している。ルレ･アレジアでも広報活動を行っているが、里親が足りていない。「家庭アシスタント」という職業の認知不足が課題である。孤独感を感じている里親もいる。また、里親は国家資格をもった専門職であるにも関わらず、委託児に費やす時間に比して給料が低いことも原因として考えられる。

4. 当事者へのインタビュー

(1) 里親家庭で暮らすディズィアン - オゼンさん（18歳）

Q. 今の生活で楽しいこと、興味があることは。

A. 学校生活が楽しい。絵を描いたり、友達と遊んだり、美術館に行ったりといった日常生活が楽しい。

Q. 里親の家に初めて来たときの気持ちを教えてください。

A. 13年前のことなので、あまり覚えていない。恥ずかしがり屋で内向的な性格だったが、里親の家で過ごすなかで、少しずつ自分の意見を言えるようになった。

Q . 実親への思いは。

A. 実親とは日常的に週2回電話で話をしているので、伝えたい思いは特別ない。

Q. 将来の夢は。

A. 大学1年なので、大学を3年間で卒業したい。在学中にいろいろなところに旅行で行きたいと思っている。将来はクリエーターとして仕事をしたい。

（施設長テセラ氏より：ディズィアン - オゼンさんのように大学に進むケースはあまりない。彼女は奨学金を受けている。また、将来のためにアルバイトもして貯金をしている。とても優秀な学生である。）

(2) 里親をしているペリュエーズさん

家族構成：夫、子どもは3人いるが全員成人している。孫もいる。居住地はパリ。以前はプジョーの工場に勤務していたが、初めての妊娠時に退職した。

里親を始めたときは、まだ家庭アシスタントという国家資格がなかった。現在も資格をもっていないが、里親の要件は満たしている。

パリ市里親支援機関

2021年パリ市内の措置児童4,800人のうち43%が里親宅で暮らす。パリ市で里親支援機関は公立が8ヵ所（委託児1,400人）、民間（アソシエーション）が7ヵ所（委託児700人）あり、それぞれの事務所に里親が所属している。里親支援機関のスタッフは、ASEの担当ワーカーとともにマッチング、委託中の支援を行う。民間の方が公立より給料がいい。ASEは里親支援機関への措置費の支払い、報告書のチェック等を行う。

Q. 里親になる経緯を教えてください。
A. きっかけは幼少期に住んでいた家の隣人が子どもを受け入れていて、そのようになりたいと思ったこと。その後自分の子どもが大きくなった時に、隣人が里親として子どもを迎え入れていた。その様子を見て、里親をしたいという思いが強まった。もともとは養子をもらう手続きをしていたが、里親制度のことを知り、1999 年に里親になった。これまで長期に預かった子どもが 2 人いる。緊急の一時的な受け入れもしていたので預かった子どもの数を数えるのは難しい。初めて受け入れたのは 4 歳の男の子。当時、一番下の息子は 13 歳で、弟のように受け入れていた。上の二人の娘は、きょうだいというよりも、母親のように里親に近い感覚で受け入れていた。その子とは今でも関わりがある。
Q . 実親の支援はしているか。
A. 数年前に 16 歳の女の子を受け入れていた。その子は重篤な病気を抱えていて亡くなってしまった。実親がショックを受けたこともあり、密に連絡をとり心理的なフォローを行ったことがある。実親には子どもの家庭環境が安心・安全な場所であるように伝えることが重要だと思う。今でも、その実親と連絡をとることもある。これは里親としてではなく、一人の人間として行ったことである。
Q . 施設と里親との違いや里親の強みは。
A. 子どもがその環境に満足するかしないかだと思う。子どもが決めることなので、自分からは強みは言えない。
Q . 里親をするときに周囲の理解はあったか。
A. 里親をしていることを友だちや親せきには話している。共感してくれる人もいれば、そうでない人もいる。多くの友だちは、素晴らしいと共感してくれる。もちろん、親しい人だからといって預かっている子どものことすべてを話しているわけではない。
Q . 里親にやりがいを感じているか。
A. ルレ・アレジアは専門職同士の交流、チームプレイを大切にしており、里親のケアを分析したり、評価したりしてくれる。きちんと評価されていることがやりがいにつながっている。様々な年齢、境遇の違う子どもたちと出会い、彼らと一緒に歴史を歩むことは素敵なことだと日々感じている。
（施設長テセラ氏より：里親と里子の関係は法律で定められているものであるが、それ以上のものが生活の中で育まれている。また、里親のなかには措置が終わった後も里子と関係を保ち、つながり続けている里親もいる）。

5. 所感

ペリュエーズさんは職業としての関わりではなく、一人の人間として里子を大切に育ててこられたこと、ディズィアン - オゼンさんは里親のもとにいることが特別なことではなく、一般の家の子と変わりがないことを話された。二人に共通しているのは里親・里子だから特別だということではなく、人として営まれていく生活があり、里親と里子は生活する中でしか感じ取れない絆でつながっているように感じた。

また、日本でもいえることだが、里親を希望する人が少ない中、里親支援機関は里親、児童福祉機関と連携し、里親が養育のプロとして質の高い養育を提供することができ、家庭によってばらつきが出ないように、ある程度の水準を明確にする必要性がある。里親支援機関は里子の声を聴くことのできる機関の一つであり、子どもと里親の双方の思いを聞き、中立的な立場で意見を言い、子どもにとってのより良い生活環境を提供してもらいたいと感じた。

最後にはなるが、安發明子氏には、里親に関する資料提供と研修団に学びの時間を設けていただいたことに感謝をしたい。

（坂口泰司）

参考資料
Relais Alésia
https://www.droitdenfance.org/75-relais-alesia/
（2022 年 1 月 14 日閲覧）
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング　2021
乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書
安發明子氏　提供資料

施設見学

施設の環境

パリでも人気の住宅地の 12 区に位置する。周辺は住宅に囲まれているが、緑も多い。外観はアパートメントのようで、その 1 階に施設がある。

施設内は各スタッフのオフィス以外に、カウンセリングルーム、待合室、プレイルーム、キッチン、多目的ホールがある。部屋や廊下には子どもたちがアート活動で制作したものが飾ってある。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

①⑧壁面を利用して作った子どもたちのアート作品
②③里親、委託児童、センター職員が話をしたり、ともに活動をするスペースルーム
④エディターの部屋
⑤小さな子どものプレイルーム
⑥フリースペース（会議やアクティビティにも利用する）
⑦施設長テセラ氏のオフィス
⑨心理士の部屋

パリ市社会福祉児童保健局　児童福祉課内 子どもの権利と養子縁組事務所　エスパス・パリ・アドプション (Espace Paris Adoption:EPA)

講義日時：2022 年 2 月 4 日
22:00-00:27（日本）・14:00-16:27（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：54 avenue Philippe Auguste 75011 Paris
講　　師：Ms Marie BERDELLOU（責任者）
Ms Evelyne ROCHE
（副責任者、社会教育アドバイザー）
Ms Marion JOLY（心理士）
Ms Julie SEVRAIN（教育ソーシャルワーカー）
Ms Emmanuelle RICHARD（教育ソーシャルワーカー）
Ms Katia POIRIER（教育ソーシャルワーカー）
Ms Michelle El GHARBI（養親資格認定手続き部門責任者）
Ms Karine Le FLOCH（事務職員、受付事務）
MS Claire MESSE（パリ市役所国際関係担当代表）

主にベルデルー氏（写真左上）とロッシュ氏（写真右二段目）にお話しいただいた。

オンラインということで、予定よりも多くの方々が参加してくださった。フランスの児童福祉に携わる方々の意識の高さに刺激を受けた。私もいつまでも学ぶ姿勢を持っていようと背筋が伸びる気持ちになった視察だった。

養子縁組制度について

（1）完全養子縁組（日本でいう特別養子縁組）

親族関係が完全に消滅する。対象となる子どもは 15 歳未満で、養親となる者の家庭で 6 ヵ月以上、養育なされていなければならない。例外として、15 歳に達する前に養親となる者の家庭に受け入れられていた場合や単純養子縁組の対象であった場合には、18 歳に達した後も 2 年間はこの縁組の申立てができる。

（2）単純養子縁組（日本でいう普通養子縁組）

実親との関係は継続する。子どもの年齢は問わない。

（1）（2）とも養子となる子どもが 13 歳以上の場合、本人の同意が必要となる。関連法は、民法典、社会福祉・家族法典、公衆衛生法など。

（3）国際養子縁組

養子縁組の要件は、養親が住む国の法律に準ずる。フランスはハーグ条約（1993 年に成立した「国際養子縁組に関する子の 保護及び国際協力に関する条約」）を 1998 年に批准している。（日本は批准していない）。

引用文献
栗林佳代　2015 「フランスの養子縁組制度―養子法の概要と現地調査による実務の実態―」（佐賀大学経済論集第 47 巻第 6 号）

1．概要

（1）組織

子どもの権利と養子縁組事務所は、パリ市の社会福祉児童保健局の児童福祉課内にある一部署である。市の児童保護施策の一つとして、親がいない子どもや養子縁組になる子どもの保護を目的に活動している。（パリは市であり、県である。フランスでは児童福祉サービスの運用は県の責任となっている）。

（2）サービス内容

①養子縁組係のサービス
・ 養子縁組のあっせん：パリ市在住の養親希望者の資格審査と承認をする。
・ 国の子どものケア：国の被後見子（以下「国の子」）の保護とそれぞれの子どもの人生計画の構築、それに沿った養子縁組の推進をする。
・ 養子縁組成立後のソーシャルワークや心理士による子どもや養親のフォロー：国内養子縁組のフォローは 6 ヵ月間、行われるが、国際養子縁組は国によってその期間が異なる。
・養子に対する法的援助：ASE（児童社会扶助機関 25 ページ）に委託された子ども全ての出自を知る権利を保障するための援助をする。
・養親のケア。パリ市内の親のケアをソーシャルワーカーや心理士が行う。難しいケースについては、他の機関への紹介も行う。
②子どもの権利係のサービス
・パリ市 ASE に委託された子どもの法的手続きを行う。
・「子どもの立場委員会」において、法的身分を保

障し、身分を変える場合は手続きを行う。親が責任を十分に果たせていない場合は、子どもの受入れ機関に親権を一部委任する。状況によっては、親権剥奪のための法的手続きや、親権の放棄の宣言をするための法的手続きも裁判所とともに行う。

(3) スタッフ

全体で35人いる。ソーシャルワーカー(教育ソーシャルワーカー、エデュケーター、幼児エデュケーターなど）は9人で、全員女性である。その他に、心理士3人、事務担当などがいる。

ソーシャルワーカーは、ソーシャルサービスアシスタント、専門エデュケーター、幼児エデュケーターなどの国家資格を取得した者を採用している。採用の要件は、児童保護分野での何らかの専門的な経験を持っていることである。

心理職には資格と経験を求める。経験のない新卒を採用することはない。

2. 国の子について

親権者が不在で、国が後見的役割を担っている子どもは、「国の子」と呼ばれる。養子縁組が成立するまではASEに委託される。2019年12月末日現在、国の子は約3,248人いた※1。具体的には以下の場合がある。

- 匿名出産で生まれた子ども。生後3～4ヵ月で養子になる。パリ市では毎年15人ほどの子どもが匿名出産で生まれ、国の子になる。2019年、匿名出産で生まれた子どもはフランス国内で480人であった※2。
- 家庭の事情により、親の同意のもとで国の子になる。稀なことだが、2021年は該当者がいなかった。
- 親が亡くなり孤児となった子ども。親戚などを調べたものの、近親者の中で後見人が見つからない時、司法手続きを経て国の子になる。
- 親やその養育に問題があり、子どもが危険な状態にある時に、親権剥奪の司法手続きを踏んで国の子になる。

最近の傾向として、匿名出産で生まれた子どもの養子縁組ケースが減っている。一方で、親や養育方法に問題があるために国の子になるケースが増えている。このことは、2016年の児童保護に関する法律によって、司法手続き（親権喪失）が容易になったことが背景にある。ただし認定に時間を要するために、子どもの年齢が高くなり、養子縁組が難しくなっている。(※国の子については第Ⅰ章20ページも参照されたい)。

3. 養親について

(1) 条件

既婚、未婚に関わらず、民法典で28歳以上と決まっている。事実婚のカップルが養子を迎える場合、現行では親権を行使できるのは1人であるが、こうしたカップルが2人とも親権を行使できるようになる法案が、国会で審議されている。なお、フランスでは2013年から同性婚が認められており、同性婚カップルも養子を迎えることができる。

(2) 養親になるための手続き

〈ソーシャルワーカーによる面談〉

養親資格認定の手続きには最低9ヵ月かかる。その間ソーシャルワーカーが、3回面談を行う。うち1回は養親候補の家で行われる。3回の面談において、①養親候補が養育できる状態にあるか、②物理的な条件が揃っているか、③家族（親族含む）の情報聴取、④どれくらいの子どもを迎えるキャパシティーがあるか、⑤健康な子どもを迎える条件が揃っているか、⑥障害のある子どもを迎える条件が揃っているか、⑦家族の歴史、⑧適切な養育ができる状況にあるのかなどが確認される。その他にも養親候補夫婦のプライベートな部分まで質問される。それから、どういう子どもがやってくるのか、子どもがどのような問題を抱えているのかなどが説明される。

〈養親縁組について学ぶ〉

この間に、並行して、養子と養親たちの団体で、養子を迎えるとはどういうことなのか、実際にどういう子がくるのかなどについて、ビデオを見て準備をしてもらう。

〈精神科医による面談〉

また、養子縁組専門の精神科医による面談で、心理的な準備ができているかが確認され、できていなければどのような準備が必要か資格委員会に報告される。

〈審査〉

面談終了後、担当ソーシャルワーカーが報告書を作成する。報告書は、養親資格委員会に提出され、審査される。

〈資格取得後〉

養親資格は5年間有効で、養親の認定を受けてから18ヵ月後に面談を受ける。その間に養子を迎える親の思いや、家族についての考え、希望する子どもの年齢などが変わるかもしれないので、その確認を行うためである。また養子を迎えたい親が、どれだけ成長したか、知識を増やせたかなどもみる。

面談では、子どもの抱える傷や生みの親が抱える問題（アルコールや薬物など）の影響が後々、子どもに現れる可能性があることも伝える。

4. 年間の縁組成立数

2021年、パリ市では28人の養子縁組が成立した。そのうち、国の子（国内養子縁組）は18人、国際養子縁組は10人であった。一方、養親資格保持者はパリ市に450人いる。養親資格を持っていても、必ずしも養子縁組できるとは限らない。

※ 1.2. ONPE 2022 Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2020

5. 出自についての取り組み

2002年に制定された匿名出産に関する法律は、現在まで変わってない。

匿名出産をした母親は、自分の個人情報を明かさなくてもよいという権利を持っている。途中でその考えが変わった場合は、養子縁組係に書面で開示の許可を伝える。

誕生日などの基本情報は、子どもが知りたい場合に開示されるが、母親が同意しなければ母親の情報は守られ、子どもはずっと知ることができない。

匿名出産をした女性の個人情報は、①子どもが出自を知りたければ知らせてよい情報を保管する「開いたファイル」と、②母親が隠してほしいとする情報を保管する「閉じたファイル」(封は閉じられる)の2つのファイルがある。

子どもが、②のファイル内容を知りたい場合や、母親に会いたい場合は、個人の出自の開示のための全国評議会で手続きをし、養子縁組係に照会する。母親が見つかると、養子縁組係の心理士が連絡をとり、母親の意向を尋ねる(つまり、母親に決定権がある)。

母親が出自を秘匿する権利は守られてはいるが、養子縁組係としては、早期に子どもに出自を伝えられるように努める。また養親にも、養子の歴史や、知る権利を尊重し、出自について養子と話せるよう働きかける。

6. 養子縁組あっせんの難しさと課題

養子縁組を進めるうえでの難しさとして、養子と養親間の関係づくりと、国の子の心の問題への対応が挙げられる。心の問題については、3歳以上の子どもに対して、心理士とソーシャルワーカーがペアになり、何週間もかけ子どもと面談を行う。子どものケアに関わっている大人にも話を聞いて診断をしている。子どもには、養子になるにあたっての適性検査も行う。

また、パリ市で認定された養親のほとんどは、0～3歳までの健康な子どもを迎える適性はあるが、年長の子どもの受け入れは難しい。3歳以上の子どもを受け入れられる養親は少ない。子どもたちも、その多くは長く施設や里親で過ごしてきており、自分の歴史がすでにできている。今後、どう対応していくかが課題になる。

7. 養子縁組後の問題への対応

養子縁組後、主にはソーシャルワーカーが、国内養子縁組については最低6ヵ月間、国際養子縁組については最低1年間サポートする。養親と養子の間に問題が生じた場合、心理士が家族の相談を担当する。

子どもと養親との絆が形成されない、子どもが思春期になって養子縁組前の経緯などに疑問を抱くこともある。縁組後に表出した困難に対しては、専門のサポート機関を紹介する。海外から養子を迎えた家庭に対して、パリには、数ヵ月前から予防的な行政措置支援の枠組みで、家庭での教育支援を行うアソシエーションもできた。

8. 所感

認定を受けるまでの間、民間団体の研修を受けるだけでなく、養子縁組係のソーシャルワーカーや外部の精神科医などと面談を重ね、養子のこと、養親自身のこと、養親の家族のことなどについて長い時間かけて理解を深めようするのはフランスの養子縁組における特徴だと思った。

また、匿名出産制度、国の子の制度、出自に関する子どもの権利と母親の権利を守るための機関があることなど、それらに関する法整備が進んでいると感じるが、それでも課題はあるとのことであった。今後わが国でも法整備が必要になってくることがあると思うので、これからの日本に必要な制度としてフランスから取り入れられるものがあると研修を通して思った。 (山口柚里香)

参考資料
パリ市 https://www.paris.fr/equipements/espace-paris-adoption-18131 (2022年1月21日閲覧)
安發明子 2021 「フランスのソーシャルワーク(4)フランスの匿名出産、養子縁組、里親」『対人援助学マガジン』第45号 P334-361
安發明子氏提供資料

コラム Colonne

匿名出産と養子縁組の歴史

視察を経て、フランスでは匿名出産や養子縁組、出自情報を扱う機関等、さまざまなことが法整備されていると感じた。そしてそれらについて知りたいと思うと同時に、ここ最近、日本では、内密出産が話題になり、今後法整備がどのように進むのかについてもとても興味を持っていた。そうした折にエスパス・パリ・アドプションより多くの資料を提供された。今回はその資料から匿名出産と養子縁組の歴史について紹介したい。

匿名出産制度とは…

女性が子どもの子育てを望まない場合、フランスすべての公立私立の病院にて匿名、無料で出産し子どもを養子縁組に出すことができる制度である。女性には、避妊する権利、中絶する権利、育てない権利がある。

匿名出産を希望する女性は、各県に2人ずつ任命されているCNAOPの担当者が医療機関に駆け付け、以下の情報提供を受ける。

- 親権を放棄した場合に起こることについての説明
- 閉じたファイルの中に、自身の情報または、自身が特定されない情報を残す選択をすることができる（自身と実父の健康に関する情報、子どもの出身地に関する情報、妊婦に至る経過に関する情報）。閉じたファイルはCNAOPによって保管され、子どもが18歳になり、閲覧を希望した際も母の同意を得ないと開くことはできない
- 子どもを養育する場合に受けられる経済的、社会的支援（CNAOPの担当者は、この説明を第一にすることが義務とされている）
- 国の子の後見人制度
- 2ヵ月の猶予があるということ
- 子どもがASEに託されると調書が作成される。養子縁組への同意と親の希望の場合、家族の健康に関する情報、子どもの出身、ASEに託された理由と状況について書かれる。調書ができた時点で親子関係は喪失する。子どもは国の子候補として2ヵ月登録される。県知事による後見人が与えられる。養子までの期間、乳児院や里親家庭で過ごす
- 母親が2ヵ月の猶予期間のうちに子どもの引き取りを決断した場合、子どもの身体的精神的成長と愛情関係の安定を保障するため、3年間親子の支援を行う
- 未成年は養親とともに養子縁組事務所の付き添いを得て、開示請求することができ、成人は自ら出自に関する情報の開示を求めることができる

（安發明子　2021「フランスのソーシャルワーク（4）フランスの匿名出産、養子縁組、里親」『対人援助額マガジン』第45号　P 334から引用）

開いたファイルと閉じたファイルの内容は、CNAOPの担当者が女性と一緒に記載するか、女性の同意を得た内容について記載する。この手続きに当たっては、身分証明書の提示が求められたり、身元を調査されたりすることは一切ないことが法律で定められている（社会福祉・家族法典）。女性の発言どおりの内容が記載され、虚偽や誤りを含む情報であっても、そのまま記載されることになる。

CNAOPの担当者とは、CNAOPの職員ではなく、各県の養子縁組事務所のエデュケーターなどで、CNAOPに任命され、CNAOPの研修を受けた人のことである。

CNAOP（Conseil National pour l'Accés aux Origines Personnelles；個人情報へのアクセスに関する国家諮問委員会）について

2002年の養子縁組及び国家後被見子（国の子）の出自へのアクセスに関する法律により、匿名出産制度を利用する女性に対し、できる限り身元の分かる情報を残すよう促し、子どもが成人後にCNAOPという国の機関を通じて、当該情報にアクセスできる仕組みが作られた。

CNAOPは、父母の身元情報について秘匿されている子ども（匿名出産で出生した人、あるいは、養子に出すためにASEないし民間の養子縁組あっせん機関に子どもを委託した際に、親が身元の秘匿を求めた人）について、

その出自に関する情報公開を所管する機関である。

子どもからアクセスの請求を受けると、以下の２つのステップを経て、母親の身元を特定し、子どもの情報開示の是非を確認する。

ステップ１：CNAOP は個人情報と行政記録へのアクセスに関する例外的な権限が与えられており、あらゆる記録にアクセスが可能である。そのため、母親の氏名と生年月日が判明していれば、この権限を行使することにより、約３分の２のケースで、母親の居場所が特定できる。
ステップ２：母親の居場所を特定すると、アクセス請求者である子どもの意向を改めて確認したうえで、母親の生活を尊重したやり方でコンタクトを取る。コンタクトを受けた母親のうち、半数は秘密の解除を拒否するが、半数は解除に同意する。

CNAOP のスタッフは、特別任務担当（chargé de mission）４人、申請書類の選別などの担当３人、事務局長の計７名である。特別任務担当は、実際に母親探しにあたる。全国約 100 県のうち 25 県ずつ担当している。

養子縁組の歴史（129ページに翻訳版を掲載）

養子縁組の歴史を見ていくと、これまで遺棄された子どもは公的機関が引き取っており、その始まりは 1534 年と、思った以上に昔から行われていることに驚いた。その当時から密かに生むことができる場所や子どもを受け入れる場所の法整備が少しずつ行われ、1941 年の法律で、匿名出産を希望する妊婦を無料で受け入れ、必要なケアを行うように義務付けるなど、現在の形へとなったようである。歴史的に見て、その都度必要な支援を法律から変えていく柔軟性はフランスの特徴であり、現在も引き継がれている、と研修を通して強く感じた。

なお、匿名出産や CNAOP について、安發明子氏の資料や厚生労働省の調査により詳細な情報が載っているので、ぜひ読んでいただければと思う。

（山口柚里香）

参考資料
パリ市提供資料
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング　2019 年３月「平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　妊娠を他者に知らせたくない女性に対する海外の法・制度に関する調査研究報告書」
安發明子氏提供資料
CNAOP　https://www.cnaop.gouv.fr/le-cnaop.html　（2022 年６月 20 日閲覧）
シード・プランニング　2020 年３月　「令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業　妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書」

アルパ -フィルドール（養親サポート団体）ALPA-Fild'or

講義日時：2022 年 1 月 21 日（金）
17:30-19:58（日本）・9:30-11:58（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：31 Rue Robert de Flers,75015 Paris
講　　師：Dr Fanny COHEN-HERLEM（児童精神科医）
Mr Patrick LEFRANÇOIS（社長）

左からルフランソワ氏、コーエン医師

当初の予定では、講師はコーエン医師のみだったが、当日になって急遽、ルフランソワ氏も参加して頂けることになった。視察の直前に自宅でパソコンを開いて、準備をしていた私は、養親サポート団体ということでアソシエーションだろうと思い込んでいたため、「なぜ社長がいるのだろう」と不思議に思った。

1. 概要

これから養親になる人やすでに養親になった人等を対象に、複数の児童精神科医や心理士による研修会や、法律的および、医学的な情報の提供を行う。また、養子が自分の出自を調べるにあたって心のケアやその家族への心のケアも行う。

(1) 会社設立の背景

編集者をしていたルフランソワ氏が、精神科に関連の書物の出版を通してコーエン医師と知り合い、それをきっかけに、会社組織としてのアルパ - フィルドールを設立した。アソシエーションにしなかった理由は、制度的な枠組みに縛られずに養子縁組の当事者や、それに関わる専門家と仕事をしたかったこと、さらにはアソシエーション契約に関する法律は、児童福祉分野の専門的な慣行に馴染みがないルフランソワ氏のような新規参入を困難にしている面があったからである。行政からの補助や委託費がないため、会社の発展と新規事業の開発は、企業努力と能力によるという厳しい面がある。

(2) 運営費

事業収入に応じて変わる。収入は年間平均 10 ～ 15 万ユーロで、そのうち 20％を運営費に充てている。

(3) スタッフ

児童精神科医 3 名、小児科医 1 名、臨床心理士 4 名

2. 研修・講座（ワークショップ）について

2-1. 概要

養親になるための準備講座やテーマ別の研修を、年間約 9 回行っている。以前は対面で行っていたが、コロナ禍により、現在はオンラインで行っている。

テーマ別研修は、「養子縁組した場合の日常、養子を迎えるにあたっての話」、「思春期とその悩み」、「養子を迎えた時に起こる困難（怒り･不満･コミュニケーションの問題）」、「養子を迎える前の養親の健康」、「小児期から青年期までのアタッチメント関係の構築」、「養子縁組を待つまでの期間」、「養子が実の親を求めること」、「養子の学習に関する問題」などがある。

養親になるための準備講座の受講は必須ではない（国会で審議中）が、民間団体が率先して行っている。国際養子縁組の場合も研修の義務はないが、多くの国から受講を推奨され、必要とされている。

(1) 講座への参加費用

養親になるための準備講座は、1 回 4 時間で 3 セット。一人で申し込んだ場合 1 回 125 ユーロ、夫婦の場合 200 ユーロである。

(2) 参加者・人数

すでに養親になっている人、養親として承認されているがまだ縁組が成立していない人、養子縁組を希望する人、単身者、既婚者（同性婚も含む）、研修のリピーター等が参加する。年齢幅も広い。最近の傾向として、6 歳以上の年齢の高い子どもを養子に迎える人が多い。

受講定員は、対面の場合、12 ～ 16 人、オンラインの場合、最大 25 人。

(3) 申し込みの経路

自分で調べて直接申し込んでくる人の他、県などの公的な養子縁組あっせん機関や民間の団体からの紹介でくる人もいる。

2-2. 養親になるための準備講座

(1) 講座の内容

①幼児の発育、②養親との関係の構築、③養子を迎えた生活、といった３つのテーマに沿って行われ、講師２人で１回３～４時間、３回のワークショップが行われる。①～③の講座内容は次の通りである。

①幼児の発育

生物学的、遺伝的要素に加え、子どもの発達における感情的、物質的、環境的な生活環境、ひいてはエピジェネティックな子どもの発達に与える重要性を理解する。

②養親との関係の構築

アタッチメント理論に基づいて、アタッチメントがうまく形成できない問題やどういう時にその問題が起きるのか、どう立ち向かうのか、どういう風に親子の関係を築くのかについて学ぶ。

③養子を迎えた生活

このステップでは、養子のこれまでの歴史を理解する必要があることをまず理解してもらう。養子に迎えられる前にどういった困難があったのか、実親やきょうだいとの別れ、子どもの迷いも受け入れる。また乳児院や里親などからくる子どももいるので、すべてを含めた歴史を理解する。その次に、子どもとの出会いというところに入り、過去の歴史と未来をどう繋いでいくかについて、そしてどういう風に構築していくかについて、養親と子どもだけでなく、祖父母やいとこといった家族全体で学ぶ。

(2) 講座（ワークショップ）の進め方

参加者との対話を重視しており、一方的に説明するのではなく、参加者が自ら方法を見つける手助けをする。養親になる心構えとして、養親自身が自分の心や子どもの心に耳を傾けることができるか、自分の子ども時代をどう捉えていたのか振り返る必要があることを話す。

講座の中で、まず参加者にどのような不安があるのか等を自由に話してもらう。その中で、発展させるテーマを講師が決め演劇（ロールプレイ）をさせて、それに、講師が介入しながら進める。演技者と観る人がいて、一通り終わった後に討論の時間を設ける。男女を分けたり、単身者を分けたり、単身者同士のカップルを作ったりして、自分の現状と違う状況のシミュレーションをする。

2−3. その他研修の内容

次のようなシュミレーションの研修も行う。

(1) 怒りのシミュレーション

養子から怒りをぶつけられることがあるか聞き、自身が子どもの頃怒りやすい子だったか、それに対する両親の反応はどうだったかといった質問をしてから劇に入る。子ども役１人､親役２人で､怒っている子どもに対して実際に（親役の人に）対処してもらい、その後、専門家がどういう風に対処したら良いかを説明し、養子の過去が怒りに繋がっていることを理解してもらう。

(2) 反抗のシミュレーション

養子が学校に行きたくないと言っているが、親は２人とも働いているのでどうするのかという場面を設定する。講師が祖父母役になって子どもを預かる。なぜ学校に行きたくないのか、子どもは親との別れ等過去に何かしらの別れを経験しており、学校に行くことでその別れを思い出し、過去のことが養親との別れに繋がってしまうことを理解してもらう。また、養親になる人は、養子に対して失敗をしたくないので、ものをどんどん与えてしまう場合もあり、それは必ずしも良い方に繋がらないので、リミットを設ける必要性も学んでもらう。

(3) 嘘のシミュレーション

世界中のどんな子どもでも嘘をつく。なぜ嘘をつくのか考えてもらい、嘘とはそもそも何なのか、養子が嘘をついた時にどういう状況がつらいかを問いかける。また子どもの頃、嘘をついたことがあるかを尋ね､「はい」と答えたら、周りの大人はどんな反応をしたかを聞くところから、演劇方式でのワークショップが進められる。

(4) 養子に迎えられるシミュレーション

参加者に養子役になってもらい、どういう風に感じるか、どういう疑問が生じるか、周りの子はどう感じるかについて考えてもらう。養子役の反応は様々で、これに養親がどのように対応するかを考えることがこの劇の面白いところである。また、養子役は自分の子ども時代のことを思い出し、感情的に演じてしまうことが多い。観察者はどうだったかを客観的にみて、どうしたらよかったかを一緒に考える。

その他に、養子縁組に関するビデオや映画を一緒に見て、討論を行ったりもしている。

3. 今後の課題

現在、フランスの国会で新しい法律が審議されており、可決されれば国の子（59ページ）の養子縁組は公的機関がすべて担うことになる。これは、社会的養護出身の国の子はすべて公的機関が委託を受け、児童福祉を強化するという国の方針によるものである。民間機関が関与しないため関連費用が無料となり、養親の負担軽減になると考えられている。また、国が設けた一定の基準のもとで養親候補が選ばれるようになり、不平等が生じなくなることも期待している。

4. 所感

アルパ - フィルドールは養親向けにワークショップを行い、トレーニングをしている団体である。子どもを迎える前にどれだけ多くの準備をしたかが養親としてのスキルをアピールすることに繋がり、結果としてそれが養子縁組に繋がるということであった。養親自身のスキルアップになる研修だが、養子を迎える前に必要なことを知っておくことで不安が安心に変わる。また講師や他の養親と繋がることができ、養子を迎えてからの相談先にもなるのではと感じた。今後日本で取り入れていけることの１つではないかと思う。（山口柚里香）

参考資料
栗林佳代　2015「フランスの養子縁組制度―養子法の概要と現地調査による実務の実態―」佐賀大学経済論集　第 47 巻第 6 号
ALPA - Fil'dor 提供資料
https://www.alpa-lefildor.fr/
（2022 年 1 月 20 日閲覧）

フォワイエ・メラング（チルドレンズホーム）
Foyer　Melingue

講義日時：2022 年 1 月 24 日（月）
　　17:30-19:40（日本）・9:30-11:40（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：22 Rue Levert 75020 Paris
講　　師：Ms Marion LE=TEXIER（施設長）

ル - テクシエさんは 6 年前からフォワイエ・メラングで施設長をしている。別の施設で施設長として働き始めたのは 27 歳のときだった。フランスでは、EHESP という病院、高齢者施設、児童福祉施設等の施設長を養成する大学院がある。入学するには修士課程を修了し厳しい試験を受ける。公立施設では「しかるべき教育を受け、資格を取得すれば、経験が無くても役職に就ける」（ル - テクシエさん）という。

自宅での研修を余儀なくされ、オンライン研修ならではの合間の時間に打合せやチャットをしたが、視察先に関する情報共有と時間の有効活用が難しいと感じていた。

1. 概要

パリ市が運営するチルドレンズホームである。

(1) 支援対象

パリ市 ASE（25 ページ）による行政措置、または子ども裁判官（87 ページ）による司法措置となった 0 ～ 20 歳の子どもと若者。定員は 68 人で、年齢別の内訳は以下の通りである。

・0 ～ 3 歳：25 人　　・3 ～ 13 歳：16 人
・13 ～ 16 歳：12 人　・16 ～ 20 歳：15 人

男女混合であるが、性的問題が起きないように、入所前に児童のパーソナリティなどを確認している。

このほか、24 時間体制で緊急一時保護を受け入れており、そのために 5 人分のベッドを確保している。

(2) 年齢別のケア

施設内には 0 ～ 16 歳が生活し、16 ～ 20 歳は施設外にある自立を支援するシェアハウスのようなアパートメントで暮らす。施設では年齢別に分けられている。0 ～ 3 歳は 1 部屋あたり 5 台ベッドがあり、3 ～ 13 歳は 2 ～ 4 台、13 ～ 16 歳は 1 ～ 2 台となっている。1 部屋あたりのベッド数を減らしたいがパリは家賃が高くて、難しい。施設外で暮らす 16 ～ 20 歳用のアパートは個室となる。

チルドレンズホーム
Foyer de l'Enfance について

県が直接運営する、又は公的施設（établissement public）として運営される県立施設である。本来は緊急一時保護の受け入れ施設であったが、現在は長期の受け入れも行う。乳児院や母子受入れ施設など多様な機能を持っていることが多い。

(3) スタッフ構成とその勤務形態

施設長、ソーシャルワーカー、医師、心理士、運動療法の心理士、小児看護師、エデュケーター（50 ページ）、清掃スタッフ、施設整備管理スタッフ、調理師、事務員等、約 100 人が勤務している

児童の担当エデュケーターは、ほぼ毎日、ASE 担当者と連絡をとり、情報の共有を図っている。

施設は 365 日 24 時間体制であり、幅広い年齢層の子どもたちにきめ細かなケアを提供すべく、週末担当・祝日担当、夜間スタッフ、全日スタッフなど 26 パターンの勤務形態が組まれている。また、年間有給休暇は 65 日あり、勤務外の出勤をすれば、違う日に休みを取ることができる。休暇はたくさんあるが、勤務形態は変則的である。施設長は、スタッフの有給休暇の管理や計算に苦労している。

2. 乳幼児の保護

0 ～ 3 歳の子どもを受入れる乳児院の機能を有している。定員 25 人に対して、スタッフが 35 人いる。5 名単位のグループケアを実施し、各グループに担当スタッフがつく。

フォワイエ・メラングでは、主に匿名出産で生まれた国の子（59 ページ）を、家庭的な環境で過ごせるように配慮しながら最長で 3 ヵ月ほど預かる。子どもに養親や里親が見つからない場合や重い疾患を抱えている場合などには長期的に受け入れることもある。

フランスの乳幼児のための保護施設は、一時的な受入れ施設であることが多い。

3. 緊急一時保護

緊急一時保護の 95％はここのような公的施設が受け入れている。そのなかで ASE と直接提携している施設が半分ほどだが、今後、すべての一時保護施設

を予算も運営も県の管理下に置くという案が審議されている。一時保護施設の施設長は、独立した立場で、専門性をもって施設を管理しているが、施設長が県公務員になってしまった場合には自律性が失われかねないことを危惧する施設長もいる。

また、施設の状況や定員を問わずに一時保護の依頼が続くと、子どもの安全、質の高い支援、十分なケアスペースの保障ができなくなる。一時保護のあり方を抜本的に見直すべきだと指摘していた。

4. 児童福祉の課題

・子どもと親が様々な援助を受けられるようになっているものの、システムがあまりに複雑で、必要な人に必要なサービスを提供できているとは言い難い。
・家庭外措置が決まったとしても、自宅近くの施設に入れるとは限らない。特にパリでは住宅事情が悪く、子どもが、郊外の施設に措置されると、親との交流がし辛くなる。
・児童保護のニーズは右肩上がりである。主な要因の一つは、アフリカ系移民の子が増えていることである。家庭外措置の決定が下されても受け皿がなく、子どもがホテルに措置され適切な支援を受けられていないことが取り沙汰され、ホテルへの一時保護措置を禁止する法律ができた。受け入れ先が足りないことは解決すべき問題である。

5. COVID -19 への対応

ロックダウンにより、子どもは制限のある生活を余儀なくされたが、施設には広い庭もあり、彼らは比較的落ち着いていた。しかし、70 人規模の集団生活であるがゆえ、子どもやスタッフに感染者や濃厚接触者が増えた時の対応は大変だった。公衆衛生的な対応と子どもの権利のバランスをどうとるか、大変苦慮している。隔離などで人員が足りず、他から応援で来てもらい、慣れない仕事にあたるなど、チームで協力しながら対応にあたっている。

6. 所感

まず、有給の多さに羨ましさを覚えた。バカンスを取れる仕組みも素晴らしい。是非、自分の施設に取り入れたいと強く思ったものである。スタッフのモチベーションを維持し、長く働いて子どもたちに寄り添ってもらうことは、運営側の者にとって永遠の課題であり、フランスの取り組みを少しでも参考にできればいいなと感じた。

一方で、幅広い支援を行ってはいるが、やはり受け皿の問題はあるようである。特に移民に関する問題は根深いと感じた。日本でも外国籍の子どもの入所が増加しており、決して他人事ではないような気もする。

フランスでは在宅支援 (家庭養育) が優先的に考えられており、子どもが危険な状態であると判断されると家庭外措置 (里親・施設) となる。また、6 歳未満では、長期的に養護が必要と判断されれば里親が優先されるが、それ以外ではあくまでも子どもに合った選択肢を検討している。一概に、在宅支援を優先するものではなく、それぞれのニーズに則した対応策を実践し、家庭養育に繋げていた。子どものニーズを尊重し、在宅支援 (家庭養育) の可能性を探るという点では、子どもの意見を細かく聞き、支援に結びつけているフランスの取り組みは非常に興味深いものであった。

また、研修では、オンラインでの施設見学の時間を設けていただいた。海外の建築構造や質感、建物の佇まいやその存在感や空気感、匂いなどを直に感じることができたらなと、少し残念な気持ちもあった。しかし、オンラインならではの特殊な画面を凝視し、何か目を惹くものはないかと、といった視点を持ち、集中して頭を働かせることができたのは、このスタイルの視察ならではのことであったと思う。

（丑久保行紀）

施設見学

施設の敷地面積は 2,500㎡と広大で、建物内に 30 もの部屋と寝室がある。

スタイリッシュな外観。最近、公的資金による改築を行った。

素敵な中庭（子ども達の遊び声が聞こえてきそう！）

児童居室の一室。室内は整理整頓され、清潔感に溢れている。

乳児のベッドルーム

参考資料
フォワイエ・メラング提供資料
乳幼児の里親委託推進等に関する調査研究報告書
（令和３年３月　三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング）
https://annuaire.action-sociale.org/?p=foyer-de-l-enfance-melingue-750037996&details=caracteristiques
https://atelierroberta.com/projets/foyer-melingue

フェリックス・フォール　社会的児童ホーム MECS（Maisons d'Enfants à Caractère Social）Félix Faure

講義日時：2022 年 1 月 13 日（木）
21:00-23:30（日本）・13:00-15:30（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：79, rue de l'Eglise, 75015 Paris
講　　師：Mr. Marc CHARMAIN（施設長）
Mr. Sylvain RAMON（心理士）

左から、ラモン氏、シャーマン氏、大町氏（通訳）

施設周辺の雰囲気を知ってほしいという先方の計らいにより、戸外の映像からオンライン研修がスタートした。寒空の下、シャーマン氏とラモン氏が、パリ 15 区近郊のエリアの説明をしてくださった後に、施設内を見学した。その後面談室で講義をしてくださった。お二人とも気さくで、一つ一つのことを丁寧に説明してくださり、時には熱が入り過ぎて、話が長くなることもあったが、話から子どもやその親への真摯な思いが伝わってきた。

1. 概要

Groupe SOS というフランスでも有名な巨大アソシエーションの運営する施設で 12 ～ 17 歳の男児が生活している。定員は 24 人。場所は離れているが、パリ 19 区に 18 ～ 21 歳までの青年男女の自立を目的とする自立型アパートメント 32 室があり、シャーマン氏は両方の施設長を兼務している。

施設名はフランス第 7 代大統領の名前にちなんでいる。

（1）職員体制

施設長 1 人、エデュケーター 10 人、サービス管理責任者 1 人、心理士 1 人、事務員 1 人、夜間対応職員 4 人、リネン係 2 人、調理師 2 人、掃除担当 1 人、メンテナンスワーカー 1 人、会計 1 人

（2）運営費

県から拠出されており、年間予算は 166.2 万ユーロである。

（3）対象

12 ～ 17 歳の男児が生活している。入所児の多くはパリ市内から入所してくるが、隣接県からの入所もある。入所の 3 分の 2 が親の同意が得られない司法措置で、3 分の 1 が親の同意が得られた行政措置である。

社会的児童ホーム MECS（Maisons d'Enfants à Caractère Social）について

社会福祉・家族法典 221-1 条を主な根拠法とし、県から認可を受け、子どもための社会面、心理面、学業面、文化面の包括教育ケアを提供する施設である。フランス全土に約 1,200 ヵ所ある。

（4）子どもの状況

子どもたちは家庭内暴力やネグレクト、親の精神疾患、親との死別などを経験しており、大部分はネグレクト状態にあった。入所時点で心的外傷を抱えており、学習の遅れ、学習障害、社会的ルールが守れないこと、不登校、その他の身体的な問題（必要なワクチンを受けていない、眼科や歯科の治療が行われていない）などの課題や問題を抱えている。

（5）受け入れの基準

長期入所を要するケースが多いため（平均入所期間は 4 年～ 4 年半）、年齢が高い児童ではなく 12 ～ 14 歳を中心に受け入れている。18 歳以降は、手続きを行えば、21 歳まで自立型アパートに入所することができる。

入所前に面談を行い、施設の仕組みや規則などを説明し、親と子どもがそれに納得すれば入所できる。現在は、子どもが入りたいと言っても、親が反対するケースが多い。

親の心理的ケアも重視しているので、親が精神的な問題を抱えている子どもを受け入れている。

2. 支援

（1）日課、日常生活

日常生活では食事、勉強、スポーツなどの時間割が決められている。バカンス中も例外にはならない。入所児童は外部の学校（大学、一般高校、職業訓練校、小学校、中学校、特別支援校など）に通いながら生活している。心理士による親子面接も定期的に行われている。

(2) PPE（子ども支援計画）に基づいた支援と心理面のケア

子ども一人ひとりに担当エデュケーターがついている。また、子どもへの支援は、法律で義務付けられているPPEに基づいて行われる。PPEは、子ども、子どもの家族、そして彼らに関わる第三者と一緒に、誰が何をするかを決めたもので、全員が署名し、半年に一度、見直しを行う。見直しの際には、ASE（児童社会扶助機関、25ページ）の担当職員や子ども裁判官（87ページ）が同席することもある。

PPEでは、①子どもと家族の関係（家族との面会の調整、自立する年齢など）、②施設での生活（宿題を一人でこなすこと、心理士との面接の設定、携帯電話の使用時間など）、③学校生活（数学の評価の上昇、フランス語に関する目標など）、④健康維持（食生活の改善、医療に関わるものなど）に関する目標が立てられている。

心理面でのケアは、心理士がエデュケーターと協働しながら、子どもの状態に応じて総合的なアプローチをとっている。エデュケーターがより効果的に教育的支援ができるように考え、心理面でのケアを行う。D.W.WinnicottやPhilippe Jeammetの理論を参考にしている。

(3) 親子支援

家族との交流の是非やその頻度は、子どもが育った環境に配慮し、入所前に子ども裁判官やASEが決める。子どもが希望し、交流が可能である場合は、最低でも月に1回は交流の機会を持つ。

子ども、親、エデュケーター、心理士が同席し、面接を行う。親の心理的なケアを重視し、子どもの行動に、親の困難が反映されているように思われることから、親も子どもも同一の心理士が見るやり方をとっている。

親も子どもに会う権利があり、無視できないので、面接を通じて、子どもが置かれている状況や、親の義務・役割について親に話すが、そのことも大切である。親の中には自分を責めるほか、周囲からの批判に曝されているとか、世間から見放されていると感じている人もいる。そのような親に寄り添いながら、最終的には子どもが親元へ戻れるように支援を行っている。しかし、施設を出た後に親元に帰れるケースは少ない。そうした中でも1年以上かけて親子面接を進めていくと、双方の関係が改善され、交流頻度が増えるため、効果があるとスタッフは感じている。

3. スタッフの人材育成

スタッフ全体とその中の専門家一人ひとりの育成のための年間計画を立案することが法律で定められている。研修費用は人件費として予算の中に組み込まれており、専門家のスタッフには研修を受ける権利と義務がある。

スタッフ個々の研修は、実務者研修専門機関が実施する専門家研修のリストから選んで行われる。多くの場合、スタッフ自身が受講を希望する研修を施設長に申し入れ、施設長が必要性や費用を勘案して決める。

全体研修は、通常6～8人のグループで3～4日間かけて行われる。2022年は、「精神疾患の理解」、「ゲーム依存」などのテーマについての研修が行われる予定である。

そのほか、例えばメンテナンスワーカーには「金属加工」、調理師には「衛生ルール」、エデュケーターには管理職資格をとるための養成学校での研修が計画されている。

4. 現状と課題

(1) デジタル機器依存症の子どもたち

携帯電話やゲームなどデジタル機器に依存する子どもが増えており、対応に苦慮している。例えば、ネグレクトの子どもはゲームへの依存が大きい。それぞれの子どもに使用時間を設定しているが、守らせるのが難しい。夜通し携帯電話を使う子どももいるので、夜は回収している。携帯電話なしではどうしたらよいか分からず、暴力的な行動に出る子どももいるが、根気強く説明する。デジタル機器に依存する子どもは時間感覚が乏しく、食事時間に来ない子どももいる。子どもの部屋まで迎えに行き、一緒に食堂まで寄り添ったり、ルールを設けたりすることで対応している。

(2) 医療的なケアが必要な子どもへの対応

医療的なケア、特に精神医療のケアが必要な子どもが多い。しかし治療費の負担が少ない公立病院は予約がとりにくく、受診まで数ヵ月待たなければならない。急ぎの診察が必要な場合は民間病院にかかるが、金銭的に重い負担で、施設と長年の付き合いがある医師を頼り、できるだけ早めの治療につながる努力をしている。

(3) コロナ禍における対応

インタビューではあまり触れられなかったが、コロナ禍の対応について、同施設の事業報告書に記載があった。2020年4～6月までパリ市がロックダウンによる学校閉鎖をしたため、施設は独自にスクーリングを行った。また、ロックダウンの初めの3週間は物資供給が滞り、食料の確保に必死で、疲弊した調理員1人が退職するなど、コロナ禍による影響が大きい時期があった。

5. 所感

フェリックス・フォール視察を通じて児童養護施設職員である私がまず感じたことは「親近感」である。子どもの生活の様子や、職員の関わり、PPE(子ども支援計画）の作成などに関する話を聞きながら、日本の施設と共通する部分が非常に多いという印象を受けた。特に、携帯電話依存の子どもへの対応や、

コロナ禍における緊急対応など、現在の我々が日々対応に追われていることが、遠いフランスでも起きていることを知り、ある種の驚きと共感を覚えた。違いがあるとすれば、親の支援に重きを置いている点である。「業務上の困難な点は何か」という私の問いに対して、先方から真っ先に返ってきたのが「親の協力が常には得られないこと。親の中には精神疾患や被害妄想があり、その中でも子どもには親への愛着があるため、その辺の対応が非常に困難」という返答であった。

フェリックス・フォールの職員が普段から親にも寄り添い、真摯に向き合おうと努力している姿が伺えた。また、医療的ケアについては、公立医療機関があるものの、順番待ちですぐにアクセスすることが難しいなど、フランス独自の困難があることも学ぶことができた。（松本幸治）

参考資料
MECS Felix Faure ホームページ
https://www.groupe-sos.org/structure/mecs-felix-faure/
（2022 年 1 月 10 日閲覧）
MECs Felix Faure2020 年事業報告書
（Rapport d'activité 2020MECS Félix FAURE）

アソシエーション

今回の研修で視察した民間機関は、そのほとんどが「アソシエーション」（association）という非営利団体であった。1901 年 7 月 1 日のアソシエーション契約に関する法律は、アソシエーションを「2 名以上の者が、利益の分配目的以外の目的のために、自分たちの知識や活動を恒常的に共有するために結ぶ合意」と規定している（労働政策研究・研修機構 , 2004）。アソシエーションには、無届のもの、届出をしたもの、審査を経て公益性を承認されたものと、大きく 3 つに分類される。活動の財源は、公的補助金、会費、企業メセナー、寄付、事業の収益などである。

INSEE によれば、2018 年、フランスには 127 万ものアソシエーションがあった。そのうち 110 万のアソシエーションはボランティア 2,100 万人によって運営されていた。残りの 17 万のアソシエーションは 220 万人の職員 (フルタイム換算（FTE）にすると 150 万人の職員に相当する) を雇用して事業を行っていた。

職員を雇用しているアソシエーションは、主に、障害、医療、社会的活動 / 人道的・慈善活動、教育・研究（私立学校・大学など）の 4 分野において、巨大な組織を擁して専門的活動を展開している。とくに、社会的な支援を提供する宿泊施設（児童福祉施設など）や医学的・社会的宿泊施設（高齢者や障害者向けの施設など）、宿泊を伴わない社会的活動、人道的・慈善活動を行うアソシエーションの予算規模は 510 億ユーロにのぼり、81.1 万人（FTE）が雇用されている。宿泊を伴わない社会的活動、人道的・慈善活動のアソシエーションは 21,000 ほどあり（赤十字やフードバンクなど）、1 団体あたりの予算規模は平均 80 万ユーロと大きくないが、在宅支援を行うアソシエーションは、17.3 万人（FTE）もの雇用の受け皿になっていた。（田中）

参考資料
労働政策研究・研修機構 2004 NPO と雇用：フランス　フランスの NPO
https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_8/france_01.html#link_02
INSEE 1,3 million d'associations : des hôpitaux et Ehpad aux associations de parents d'élèves et aux clubs de gym - Insee Première - 1857
(2022 年 6 月 10 日閲覧)

施設見学

（1）施設環境

15 区の住宅街にひっそりと佇む施設。地下鉄の駅や、セーヌ川にも比較的近い位置にある。ストリートに面する狭く地味な入口からは想像できないほど中が広く、多目的ホールだけでも 100 平米近くある。家賃の高いパリで、これだけ広い建物は珍しいという。

子どもたちの絵画作品が飾られており、温かみのある落ち着いた雰囲気の施設である。もともとこの施設は 1945 年から若年労働者のための宿舎として使用されていた。1960 年から現在の施設となり、1980 年代に建物が改修され、今に至る。

（2）間取り・雰囲気

地下から 4 階まである建物で、中庭もある。1 階にはスタッフルームや多目的ホールがあり、2 階から 4 階が子どもたちの居室スペースである。子ども部屋（個室）の広さそれぞれ 8 平米ほどであり、その他に共有部屋もある。

日本のアニメのポスター（ワンピース、僕のヒーローアカデミア）が貼ってある部屋もあり、フランスでも日本アニメが人気とのこと。居室階には洗濯室があり、地下には食堂もある。また、お洒落なベッドやソファー、照明器具、壁掛けのアート作品なども設置されている。

教会通りから施設へ向かう

ストリートに面した施設入り口

広い中庭

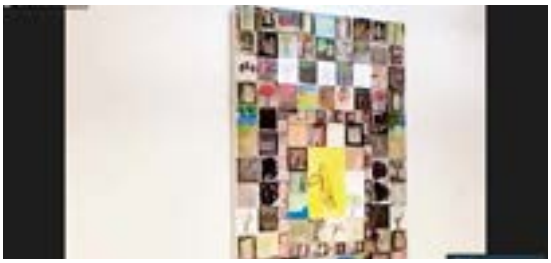
壁に飾られた子どもたちの作品

待合室　奥には法律で掲示が義務付けられている「119」のポスターがある。

食堂

本やパソコンなどがある多目的ホール

子どもの居室に貼ってある日本アニメポスター

コラム
Colonne

当事者「サブリナさん」の声

幼い頃から、社会的児童ホーム(MECS)(以下、施設)や里親宅での生活を経験し、現在は自立型アパートメントで生活しているサブリナさん(22歳 女性)に、リモートでお話を伺う機会があった。フランスの児童保護措置は20歳までだが、サブリナさんは自立のために、その後も継続して成人向けの保護を受けている。

私は、アルジェリア出身の両親のもとに生まれた。母は、身分証明書すら持っておらず、病気がちで一家の生活も不安定だった。私が3歳の時、幼稚園を休みがちで、身の回りが衛生的でないという理由から、心配な子どもとされ、司法措置で保護された。以来、自宅といくつかの施設と里親宅での生活を経験することになった。弟がいるが、離れ離れで一緒に暮らした時間は短い。実父は誰だかわからない。11歳まで一緒に暮らした継父がいた。継父はアルコール依存症で、母の調子の悪さの原因にもなっていたが、私たち母子への支援はあっても、その継父へのケアや支援はなかったと思う。当時、私は母と話せる関係性ではなく、母より継父のほうに繋がりを感じていた。そんな継父が、ある日突然、この世を去った。継父の死によって、私は鬱になった。今もそれを引きずっていて、継父に対する気持ちの整理がつかず、曖昧なままである。

サブリナさんが旅行先で撮った写真(次ページの写真も)

母は私に否定的で、良い関係とは言えなかったが、施設に入ることで家族と引き離されて、悲しい気持ちになった。初めは施設の中で自分の立ち位置を見つけるのが難しく、子どもらしさを出せないまま、甘えることのできない日々が続いた。しかし話を聞いてくれる人、助けてくれる人がいることで、失われた子ども時代をやり直すことができ、気持ちを吐き出すこともできるようになった。心の中で沸騰し、爆発するような怒りがあったとき、その根源にたどりつくまでエデュケーターが付き合ってくれた。怒りを言葉にして理解するのを助けてくれた。

施設に入る前は在宅教育支援のエデュケーターが母子関係を築くのを手助けしてくれた。施設入所後、母との面会交流がうまくいかない時期に心理士がレストランやショッピングセンターで面会を提案してくれた。外出すると親子のとげとげしさがなくなった。心理士は何が問題なのかをいつも一緒に探してくれて、施設に入ったのは自分のせいじゃないと気づかせてくれた。親からはけなされてばかりだったが、「あなたにはこれができる。あれもできる」と可能性を認めてもらえたのはうれしかった。

施設では3歳から18歳の子どもが20人ほど生活していて、慣れてしまうと、大家族のような、同じ船に乗っているような感覚になり、施設にいるということを忘れさせてくれるくらい、一緒に何かをする時間がたくさんあった。自分の叔父や叔母だと思えるようなエデュケーターもいた。ただ、エデュケーターとしての訓練が不足している人もいた。友だちのいじわるなどから守られるはずの場所で、守られないのはなぜと思うこともあった。

Loin de vous j'ai grandi,
Loin de vous j'ai appris,
Loin de vous j'ai pris le temps d'enfin vivre
Mais loin de vous j'ai vu la pluie,
celle qui tombent sur les joue d'une petite fille
Loin de vous j'ai cru en lui
Celui qui m'a fait revivre
Mais loin de vous j'ai ressentit le crie
Celui qu'on garde dans la poitrine
Loin de vous j'ai mûri, j'ai pris le temps d'observer ma vie
Mais loin de vous j'ai compris, qu'on a tous besoin d'une famille

サブリナさんが自ら作成した詩
（上　オリジナル、右　安發明子氏訳）

あなたの遠くで私は育った
あなたの遠くで私は学んだ
あなたの遠くで、やっと私は生きるための時間をとることができた
けれど、
あなたの遠くで私は雨が降るのを見た
小さな女の子の頬をつたう涙
あなたの遠くで私は人を信じた
私が再び生きることができるようにしてくれた人
けれど、
あなたの遠くで私は叫び声を感じていた
胸の中にしまったままの叫び
あなたの遠くで私は成熟し
私は自分の人生を眺めるための時間をとった
けれど、
あなたの遠くで私は理解した
誰もが皆家族を求めていることを

15歳から通った日中措置の不登校の支援学校でアート活動が好きになり、先生から褒められたことが自信になって、詩を書くようになった。詩で表現することを通して、自分のなかの情熱や可能性に気づいた。施設のエデュケーターが連れていってくれた旅行も、自分を知るきっかけになった。

16歳の頃、慕っていたエデュケーターとの別れを経験し、またしばらく学校に行けなくなった。環境を変えよう、と里親宅での生活を提案された。施設長は「施設に残っていいんだよ」と言ってくれたが､里親に会うと良さそうな人で、里親宅に移ることになった。しかし自分が選んでそこに行ったという感覚はなかった。自分が施設を離れる時に、エデュケーターが涙を流してくれたことは今でも心に残っている。里親宅では、実子と比較されたり、1人だけ食事が違っていたりと、実子との待遇の差を感じることもあった。それまで生活の場所が変わって泣いたことはなかったが、移動後、しばらくして泣いた。様々な場所を転々として、人と別れる経験をしてきたので、人と強い関係を築くのは難しいと思う。

里親から離れ、18歳から現在まで、自立型アパートメントで生活している。大人になり、母は私に過去のことを謝ってくれた。でも、彼女は周囲から助けられたことは認めていない。

振り返ると幼少期から子ども裁判官と私たちは年に1～2回面会してきた。子ども裁判官が、母に対して強い口調で厳しいこと言うのは辛かった。でも後々考えると、よかったと思う。できていないことを指摘されて母は泣いていたが、その後は努力していた。母親が不安定だと、子どもは母を守らなければいけないと思ってしまう。母親が子どもを守れるようになるには、母親へのケアはとても重要だ。

話せるようになるまで時間はかかったが、母とは関係を築けている。将来、自分が家族を持つというイメージはまだ抱けないが、新しい環境に身を置き、新たなことに挑戦したい。最近、社会家庭支援専門員の資格に合格した。これからも人との出会いを通じ、新しい自分を発見していきたい。

インタビュー実施日 2022年1月20日　安發明子氏紹介・通訳
松本幸治まとめ

セリーヌ・ラファエル医師、ダニエル・ルソー医師とのセッション　Dr.Céline RAPHAËL & Dr.Daniel ROUSSEAU

講義日時：2022 年 2 月 4 日（金）
17:00-20:10（日本）・9:00-12:10（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先

『父の逸脱～ピアノレッスンという拷問』セリーヌ・ラファエル著　林昌宏訳　ダニエル・ルソー／村本邦子解説　新泉社 2017 年

父からの厳格な教育による虐待や保護の経験が綴られた『父の逸脱』。研修では、この本の著者であるラファエル氏と解説者のルソー氏を講師に迎え、以下の内容でセッションを行った。

①セッション：本を読んだ団員が、その内容や両講師の現在の活動、フランスの児童保護の現状と課題などについて質問した。
②ルソー医師講義：Saint-Ex 研究
乳幼児期に虐待を受けて保護された子どもの追跡調査研究の内容と結果、そして、その知見をベースに試行されている PEGASE プログラムの内容と成果
③ルソー医師講義：フランスの嬰児殺、児童虐待の歴史

ここでは、①～③をそれぞれ第 1 部、第 2 部、第 3 部として報告する。
なお、講師の招聘には『父の逸脱』翻訳者である林昌宏氏にご協力をいただいた。この場をお借りして御礼を申し上げる。

<第 1 部>
ラファエル医師とルソー医師とのセッション

私たち団員は、ラファエル医師の教育虐待の経験を綴ったこの本を、事前に課題図書として読んでから研修に参加した。生々しい虐待の記録であり、読み進めるのに苦しいことも多かった。セッションにおいても、どこまで家族の問題に踏み込んで良いのか迷い、何度も議論を重ねながら質問を考えた。

Q1. 日本では虐待の加害者が母である場合が多いです。フランスではどうでしょうか。虐待が起きる背景には、どんなことが影響していると思いますか。

ラファエル医師（以下敬称略）：性的虐待や暴力的な傾向はもしかしたら父親の方が強いかもしれず、精神的な暴力はもしかしたら母親の方が多いかもしれない。
しかし違う見方をすれば、自分の虐待経験を話すことができるようになってきた今日において、父親からの性的虐待は話せても、母親からの性的虐待はまだタブーで話せない可能性がある。
診察をしていて、父親の暴力は「身体的虐待」や「性的虐待」など分類して言葉で説明できるが、子どもたちが感じる「苦痛」、例えば母親からの精神的なプレッシャー、学校からのプレッシャーによる苦痛などについては、まだネーミングや分類がされておらず、それらを表現する術がない、と感じることがある。また精神的な暴力は目に見えないので、認知されることも、被害が明らかになって加害者が処罰されることも、まだ難しいように思う。
子どもを守るためには、家族を支えたり指導したりするだけではなく、精神的暴力が子どもの成長に有害であると親に認識させるように努めることも必要だ。また、精神的な暴力を受けた子どもが自信を取り戻せるように心理的なサポートもしなければならない。

ルソー医師（以下敬称略）：歴史的には、乳児の殺害は母の手によることが多かったが、子どもが大きくなるにつれて、父親からの暴力が増える傾向にある。1 人が暴力を振るい、もう 1 人はそれを知っていても、子どもを守ることができないということも起きる。
また不適切な関わりと認識されていない虐待もある。例えば「揺さぶられっ子症候群」は、30 年前はほとんど知られていなかった。これからも言葉で説明され、虐待の中に分類されるものが出てくるだろう。

Q2. 虐待を受けている子どもに「あなたは悪くない」と伝えたとき、子どもはその言葉の裏に「親が悪い」という含みがあると受け取ってしまう場合もあります。子ども自身も家族を守りたいと葛藤しているとき、支援者はどのような伝え方をしたら良いと思いますか。

ラファエル：現在でも私は、誰かが私の両親のことを批判するのは非常に耐え難く、受け入れ難い。私の両親を批判する権利を持つのは、その子どもである私だけである。
子どもに対しては、親にも助けが必要かもしれないこと、子ども自身がケアを受けることが親のケアに繋がることを説明し、誰も悪者にしないこと

が大事だ。
私が診察をしている摂食障害の子どもは、母親から精神的な暴力を受けている。彼女は母親が望んでいない時に生まれた子どもだが、彼女の母親も望まれずに生まれ、愛情を受けずにいた。彼女には、「あなたは悪くない。お母さん自身も傷ついていて、あなたをどう愛したらよいのかわからないのだ。あなたに責任はないし、お母さんに傷があることが、あなたが暴力を受ける理由にもならない」と伝えている。

ルソー：本来は親が子どもを守るべきなのに、子どもが親を守ろうとする。その関係性から脱却するのは非常に難しく、時間もかかる。しかし子どもは、成長段階で他の大人との関わりを通し、いろいろな考え方があることを知り、親との関係について考え、それを、理解できるようにもなる。
子どもは親に対して、尊敬や批判など複雑な思いを抱える。どう思うかは子どもの自由で、親は強制できない。自分の両親に会ったことがない子どもたちは、自分がなぜ捨てられなければならなかったのかという問いへの答えを探し続ける。時には、人生の最後まで、なぜ捨てられたのかという、苦しい思いをすることもある。

Q3: 自己決定権を持つことや、裁判で自分の意見を表明することは、子どもに重い精神的負担がかかると思います。どのように寄り添ったらよいでしょうか。

ラファエル：私が小さかった頃、父は私をピアニストにしたいと思っていた。私はそうは思っていなかったが、それを主張したら殺されると思っていたので言えなかった。家にいる限りは支配されたままで、意思を持つことのない物のようだった。意思を持ち、表明できるようになったのは、施設に入って、それが「怖くない」と感じられてからだ。子どもが「怖くない」と思うようになるには、学校教育の役割が大きい。「その状況は普通ではない」と教え、子どもが話すのを支えてくれればと思う。

ルソー：不適切な関わりを受けて育った子どもたちが、自分の受けたことがどういうことかを知り、理解し、表現できるようになるには長い時間がかかる。社会には、子どもたちはいずれ親の面倒をみるもの、親への敬意を抱くのは当然という考え方が根強くある。そうした「人類的な義務」から離れるのは難しい。親以外の人と愛情面や精神面で関係を築くことを受け容れなくてはいけない。

Q4：教育は大事な権利だと思います。現在のフランスでは保護期間中の学習支援はどうなっていますか。また、どのような配慮が必要だと考えますか。

ラファエル：子どもを保護し、措置してしまえば問題が解決したと考えられがちである。
しかし社会的養護の子どもたちの中学卒業試験の合格率は15%で、高校の普通科卒業率は3%である。大きな施設ではエデュケーターも少なく、学習のための静かな場所の確保が難しい。それに裁判や家族との面会に時間を割かれ、勉強時間が少なくなっている。社会面だけではなく、子どもの健康面と学習面も保障されるべきであるという考えを、まずは、児童保護分野の職員が十分に認識することが必要だ。

講師紹介

● Céline RAPHAËL（セリーヌ・ラファエル）氏
1984年フランス生まれ。医師。2012年に、自らの体験を綴った『父の逸脱～ピアノレッスンという拷問』をフランスで出版し、国内で大きな反響を呼んだ。同年、児童精神科医ダニエル・ルソーらとともに児童虐待対策の提案書を大統領に提出した。以降、国会での児童保護法案についての意見陳述や政府の児童虐待撲滅計画の原案作成に参加している。現在はネッカー小児病院で緩和ケアを担当しながら、被虐待の当事者として、児童虐待に関する提言・啓発活動を精力的に行っている。ラファエル医師らの提言をきっかけに始められた取り組みには、以下のようなものがある。
① PACTES（パクト）：ラファエル医師自らがコーディネートしている、虐待を受けた子どもたちの身元確認と健康状態を改善するプロジェクト「PArcours Coordonné Territorial pour les Enfants et leur Santé（乳幼児とその健康のための地域連携）」。現在はマクロン大統領夫人が会長を務める「Fondation des Hôpitaux」から資金援助を受けており、今後はフランス保健省からの資金援助を得ることを目指している。
② Equipe Mobile（エキップ・モビール：PACTESの活動の1つとして2021年4月に発足した、病院内にある児童虐待の対応チームである。現在フランス国内の7病院（パリ市内に3病院、パリ郊外に4病院）に設置され、小児科医、看護師、ソーシャルワーカーで構成されている。院内で児童虐待が疑われる児童が発見された際に、迅速かつ適切な対応が可能となった。今回の視察ではパリ市内の病院のチームを視察した（109ページ）。

● Daniel ROUSSEAU（ダニエル・ルソー）氏
児童精神科医。20年以上にわたり児童福祉施設に措置された子どもの治療と支援を行っている。児童保護の研究、幼少期からの虐待によるインケア児の予後に関する研究（Saint-Ex Study）を実施し、児童保護に関する複数の政府委員会において専門家としての意見陳述や、様々な研修での講演活動を行っている。現在PEGASEプログラム2019-2024（施設に保護された幼い子どもたちの長期的な後遺症を予防するための、標準的な健康管理のモニタリングと治療の試験プログラム）のコーディネーターも務めている。

また、これまでは18歳での自立が当然と思われていたので、高校では職業科を勧められ、18歳で就職していた。今では18歳になったら自分でASEと契約し、21歳まで学業を継続する選択肢を持てるようになったので、そのためのサポートも必要だと思われ始めている。また文化的活動も重要である。

ルソー：重要なことは、子どもたちが自由な精神を身に着けることだ。世の中に出て広い視野で物事をとらえられるようになることや、子どもたちが、自分のことや、自分のために考えられる余裕を作ってあげることが重要である。私が働いている乳児院では、文化に触れる教育が必要だという考えのもとにケアが行われている。音楽や文化的な活動、良い食べ物を食べたり、自然に触れることも大切にしている。例えば市場に行ってチーズを食べてみること等である。

Q5: ラファエル医師も保護者の都合で転校や転居を余儀なくされましたが、日本でも保護された場合、出身地から遠く離れた場所で生活したり、学校を転校しなければならないことがよくあります。怖い思いをした相手から離れられることで安心する子どももいますが、何度も環境を変えることは、子どもへの負担も大きく、簡単なことではありません。これについてはどう思われますか。

ラファエル：確かに、少なくとも学校に友だちがいると環境を変えるのはとても大変である。誰とどう生活したいのか、子どもの思いや希望を汲み取る必要がある。家庭内暴力の被害に遭った子どもは、ひどい不安感、見捨てられ感、そして感情の欠如に苦しむことになる。友人や環境を奪うことは第二のトラウマとして避けなければならない。

Q6: 孤立やストレスなど様々な影響で若者の摂食障害が増加傾向にありますが、その危険性についてはあまり知られていません。必要な教育や環境、そばにいる大人が注意していくべき点などを教えてください。

ラファエル：日本への訪問時、拒食症は確かによくあることだが、まだ非常にタブー視されていることに気がついた。医師は、思春期からそれを見抜き、治療するための訓練を絶対に受けなければならない。フランスでは、摂食障害を専門に治療する「青少年の家」が設立されている（ソレンの家、104ページ）。子どもや青年は入院し、身体的・精神的な治療を受けるほか、作業療法、音楽療法、精神療法など、身体と心のケアを受け、回復を目指す。また、摂食障害の重大なリスクについて、子どもや青年への啓発を行うことも必要だ。さらに親には、子どもの心のケアを否定せず、受け容れる必要があることを認識させなければならない。

Q7：日本では虐待を把握したら速やかに通告する義務があります。ラファエル医師の場合は、保健師が気づいてくれ、気持ちが定まるまで様子を見守り、通告を待ってくれました。当事者としては通告を待ってほしいのか、速やかに行ってほしいのか、どのように考えますか。

ラファエル：現在は、医師としてすぐに通告する。待っている間に死ぬかもしれず、リスクが大き過ぎる。当時の私は、通告されるとその後どうなるか知らなかったので、待って欲しかった。今はすぐに通告はするが、その後どうなるかを説明するようにしている。長年暴力を受けている子どもたちは、暴力も含めた日常が当たり前になっており、それが変化することに大きな不安を抱くため、しっかりと説明する。

ルソー：同じく、すぐに通告することを推奨する。そのためには、子どもたちにその先に起こる出来事や変化について説明して不安を取り除くこと、そして、素早く駆けつけて保護することが必要である。

Q8：国や行政に働きかけるため、政策提言を出すまでの支援者集めや道のりについてお聞かせください。

ラファエル：2010年、マリーナ事件※が大きく取り上げられたことの影響が大きい。マリーナちゃんが行方不明になったと父から通報があったが、実際は家でコンクリート漬けにされていた事件で、メディアでも大きく取り上げられた。転校が多く、虐待状況に気づくための目が途切れてしまっていたことが原因だった。その事件により、虐待について知られるようになった。また、周囲の目や機関があっても、見落とされ、救えなかった命があることも問題である。
私の場合は本を書いたことでメディアに取り上げられ、注目されるようになった。声を聴いてもらえる機会ができ、大臣と話したり、法案作成の会議に呼ばれたりと、私の声が政策として国に取り上げられるようになった。エキップ・モビール（109ページ）の病院への配置は、たまたまマクロン大統領夫人と話す機会があって実現できたが、国の施策となって予算が付いたわけではない。

ルソー：まずはメディアに取り上げられること、一般に広く知られること、チャリティーなどで活動が続くこと、そして法律の枠組みが作られることが大切である。制度として取り上げられなければ忘れられていくことは、歴史を見ても明らかである。だが、法律や制度をが整えられても、予算が付かなければそれはすぐに頓挫する。せっかくできた仕組みも壊れ、プロとしての意識を維持できなくなる。私たちは、仕組みを作るだけでなく、それが継続されるように闘わなければならない。

Q9: ラファエル医師やルソー医師の活動が、2019年の教育暴力の禁止に関する法律（教育虐待や家庭での体罰禁止）の法制化に大きく影響したと考えています。この法制化をどう評価していますか。

ラファエル：法律が可決され、広く一般に理解されることも重要だが、実際に運用されていくことが重要である。なお教育虐待については、「私も親には叩かれたけど平気だった。死んでいない」と他の人に言われたこともある。まだまだ十分に理解されているとはいえない。

ルソー：どの社会においても、人々の頭の中には「慣習上の法律」と、「実際に書かれた法律」の二つがある。「慣習上の法律」が変化していくには何世代、何十年という長い時間がかかる。2016年の児童保護に関する法律で、保護された子どもたちの心理状態や健康状態を定期的にチェックするように定められた。しかし5年経った今でも十分に適用されているとは言えない。ただ、これが実際に成文化された法律になっていることが重要だ。予算がつくことで、状況の是正を図ることが可能だからである。

Q10: フランスでは虐待に関する公式統計が無いことは問題ではないでしょうか。

ラファエル：例えば子どもが亡くなった時、病院は病院で、警察は警察で記録しているが、情報が分断されているため曖昧な統計しかない。そのため、予防のための政策が作れない。法律が作られたとしても、その効果について適切な評価ができていないことが問題である。子どもに関する統計がないのは、政治的な事情によるだろう。子どもは参政権を持っていないので、この件に関して、意見が取り上げられることはない。統計的な数値が出れば、その結果に対してコストをかけてでも動かざるを得ないが、数値がなければ黙殺でき、政治にとっては都合がよいということがあるのではないか。DVを受けている女性には参政権があるが、子どもたちには無いことが原因として考えられる。

ルソー：私たちの調査結果では、虐待を受けた子どもにかかるコストは、要介護の高齢者に対するコストの2倍である。高齢になることは、誰にでも平等に訪れるが、虐待はそうではないので、子どもたちがどう育つかに高い関心が払われているわけではないということだろう。しかし、子どもたちを適切にケアすることは将来的なコスト削減につながるのに、そのことは無視されている。

Q11: 児童福祉に携わる職員の役割、また価値観として何を期待しますか?子どもの日常生活で一番身近な大人として、その人たちに期待することがあれば教えてほしいです。

ラファエル：児童福祉に携わる職員は、安心感や愛情、健康管理、学校教育などを必要とする子どもを、全体として捉えなければならない。職員が子どもたちのレジリエンスを支える柱となるべくあらゆることを行う必要がある。彼らが頼れる大人は、ただ「子守り」をする人ではなく、彼らが立ち直り、人生を成功させるための手助けをする存在なのだから。

■所感

子どもへの不適切な扱いや嬰児殺の歴史を学び、子どもの命がいかに粗末に扱われてきたかを改めて知った。また、ラファエル医師の体験や活動を知り、社会的地位のある当事者が声を上げられる状況になることや、当事者活動への支援の重要性を感じた。子どもたちの安全を守り、彼らが自分の意思を持てるようになるためには、学校での支えと教育が大きな役割を果たすという言葉も印象的だ。虐待はどの社会階層でも起こり得ることとして、貧困層だけに目を向けるのではなく、社会の認識を変え、予防対策を広げていかなくてはならないと感じた。

保護された子どもの追跡調査の結果も、より多くの人に知られ、児童福祉施策に活かされていくべきである。そのためには児童福祉に関する正確な統計を提示し、根拠を示して予算を確保することが重要だ。また、適切な制度の運用と維持のために、子どもの成長に関する社会の関心を集め続けることが私たちの役割であり、責任であると感じた。

（井口和美）

※マリーナ事件 (affaire Marina)

2009年8月にサルト県でマリーナという名の少女が両親からの暴力によって8歳で亡くなった事件を指す。危険にさらされた子どもは大人に気づかれることを望まず、問題を見えなくするということが広く認識される機会となった。裁判で、亡くなる前年の警察による聞き取りのビデオが流されたが、マリーナは笑いながら返事をし、幸せそうにふるまい、児童保護専門医に対して全ての傷の説明をしている。裁判は両親だけでなく、一連のソーシャルワークのどこに問題があったか責任を問うものになった。フランスにおける子どもの人権条約実現状況の監視を担う機関である「権利擁護機関 (Défenseur des Droits)」はこの事件に関し2014年6月に93ページに亘る報告書を公開した。その後児童保護分野のいくつかのアソシエーションは欧州人権裁判所にマリーナ事件に関してフランスの制度の機能不全を訴える裁判を起こし、その結果2020年に欧州人権裁判所はフランス国家に対し「行政上の重い欠陥によりマリーナを死に至らせた責任」があると発表した。

Défenseur des Droits, 2014, COMPTE RENDU de la mission confiée par le Défenseur des droits et son adjointe, la Défenseure des enfants, à M. Alain Grevot, Délégué thématique, sur L'HISTOIRE DE MARINA - 30 juin 2014 -

（安發明子氏まとめ）

<第2部>ルソー医師講義
The Saint-Ex Study【乳幼児期に虐待を経験し、4歳までに保護された子ども129人の追跡調査】
The PEGASE Program【保護された0〜7歳を対象にした長期的予後の改善を目指したプログラム】

ダニエル・ルソー医師らが10年間取り組んできた「The Saint-Ex Study（サンテックス研究）」と、その知見をもとに行われている「PEGASE Program」について、話を聞いた。

1.「サンテックス研究」について

フランスの児童保護の特徴は、家庭外措置となった子どもが養子縁組されることがほとんどなく、多くは里親や施設にとどまって子ども時代を過ごすこと、とされている。サンテックス研究は、乳幼児期に虐待やネグレクトを受けて長期的に家庭外措置とされた子どもたちについて、サンテグジュペリ児童保護研究協会が行った追跡調査研究である。

（1）目的

乳幼児期に虐待やネグレクトを受け、保護された子どもたちの長期的な予後に関連するファクターを明らかにすることを目的としている。

（2）調査対象

1994 ～ 2001年の間に、4歳の誕生日前に保護されケアを受けた129人。21歳になるまで（場合によっては29歳まで）追跡調査した。

（3）調査内容

子どもたちについての社会的・公的な書類や記録から、280以上の変数について、データが収集された。主な項目は次の通りである。

・母親の妊娠と出産、保護前、保護された時、保護された後の措置経験
・社会・教育・医療・行政・司法面、学校教育、特別支援教育、経済面、時に犯罪との関与について
・専門医療と社会教育および刑事司法制度、入院および精神科医療の経験
・時間の経過に伴う、親子関係及び施設や里親との関係の質の変化
・医療費や経済的なコスト

（4）調査結果の概要

①母親の妊娠期から子どもが保護されるまでの状況

a）保護された時

親のメンタルヘルスの問題や家族の課題は福祉事務所などで既に把握されており、81％の子どもはきょうだいも保護されていた。保護された時、子どもの身体的・精神的健康に問題があった。全員が保護によって安全な状況に身を置くことができ、措置によって命が救われたケースもあった。

b）母親による妊娠の否認

注目すべきは、19％のケースで母親が、妊娠を知っていても否認していたことである。赤ちゃんを望んでいなかったり、中毒になるものを摂取し続けていたり、暴力に曝されたりしていた。

赤ちゃんは人との関係をスタートさせることの困難さを抱え、5分の4の子どもが精神障害の国際診断基準（CIM10/ICD-10）で精神的な課題があるとされ、思春期になると3分の1が精神科に入院することになっていた。今はそうした子どもたちに対して、特別なケアプログラムが提供されている。

c）出生時

子どもたちのきょうだいの死亡率は0.25％で、一般人口比で6倍であった。

早産（未熟児）の割合は16％で一般人口比の2.5倍であった。ただ、未熟児は出生時からすぐに手厚いケアを受ける。そのため、リスクがあったにもかかわらず、その後は一般の赤ちゃんよりも良好な成長が認められた。

早い段階で介入し保護することは、長期的にも良い結果をもたらすことがわかった。

②保護された子どもたちの経過

子どもの8割が成人期まで児童福祉のケアを受けていた。再統合後、3人に2人は再び家庭外措置を必要とした。その背景として親が、健康状態の劣悪さから早逝していることがわかった。

ルソー医師講義資料

1人の人間が0歳から21歳になるまでの社会的記録は8,000ページにも及ぶ。29歳まで追跡したケースもあり、129人のデータはのべ3000年分の歴史になった。
（写真は1人分のファイル。講義資料より）。

成人するまでに親を亡くした子どもは、一般の5倍に達している。ケア終了時点で、生物学的な親と満足のいく関係を持てていたのはわずか10％で、社会的なトラブルを起こしやすいことも同時に報告されている。

③介入の時期と予後の関連

子どもたちの転帰は3つのグループに分けられる。

・1つ目のグループ（127人中29人）（ポジティブな経過）

未熟児で生まれたが、早期に介入がなされて十分なケアを受けられたグループである。介入開始から平均9.71ヵ月で保護されている。保護時点での精神的・身体的な課題は少なく、措置変更もほとんどない。里親と安全なアタッチメント形成ができ、満足いく学校教育を受けられていた。子どもたちはよく成長し、そのうち約4割が大人になってからもトラブルなく過ごしていた。

・2つ目のグループ（127人中71人）（微妙な経過）

1つ目のグループに比べると、保護時点で精神的・身体的な困難を抱えていた。措置変更の回数が増え、幸福感の欠如（学習困難、友だちの少なさ、不安、自己評価の低さ、自信の乏しさ）がみられた。成長した後、精神面での問題を抱えてはいるが、仕事をして通常の社会生活ができており、成人期に社会福祉への依存はみられない。

・3つ目のグループ（127人中27人）（悪化をたどる経過）

家庭内暴力に曝され、身体的暴力を受けていた子どもたちで、成長過程で多くの困難を抱え、特別なニーズに対応する学校に通うグループである。最初の介入から措置されるまでに約16.21ヵ月経過しており、保護時点またはその後に、重篤な身体的・精神的な障害を抱えていた。これらの子どもは看護や治療が困難であり、養育者に対して攻撃的になることで、措置先が頻回に変更されていた。成人期には、心理的及び/または精神医学的障害と社会的な不適応を伴う衰弱性の状態に苦しんでおり、社会福祉への依存度が高かった。この中で大人になって普通の生活を送れている人はおらず、社会的コスト（医療費や経済的費用）を比較すると、1つ目のグループの2.2倍かかっている。

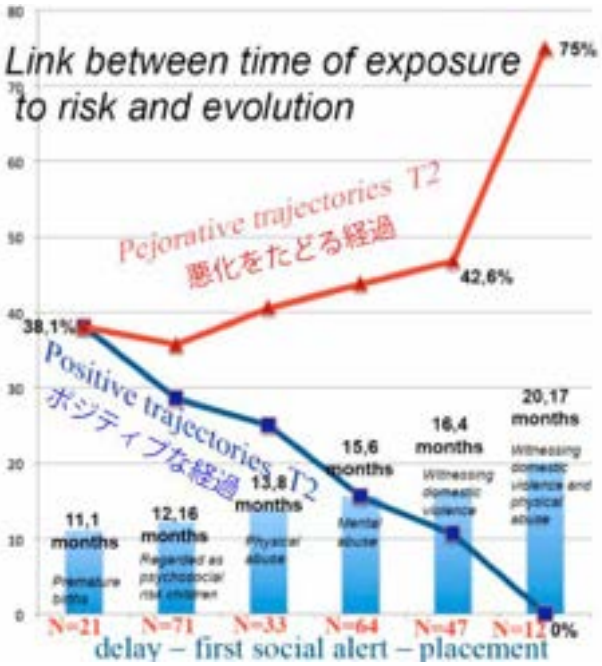

リスクに曝された時間と予後との関連
ルソー医師講義資料より

(5) 結論

予後を決定づける重要なファクターは2つある。1つは最初の介入から措置までの期間で、もう1つは親子関係の問題の深刻さである。前者はリスクに曝された時間の長さ、後者は曝されたリスクの重大さと見なすことができる。

保護までに時間がかかることによって、子どもは、将来、自立し安定した生活を送る機会を奪われることになるのである。そしてネグレクトや虐待は、子どものアタッチメント形成の可能性を壊し、発達、対人関係の構築、精神面の健康維持等を脅かす時限爆弾のようになる。これらのリスクがある場合、妊娠中からの見守り、早期発見、早期介入が必要である。同様に、きょうだいのことも忘れてはならない。

強調したいことは、早期介入による支援と治療が、良好な予後と社会的コスト削減のために必要であるということである。

2.「PEGASE プログラム」について

サンテックス研究の結果をベースに、ルソー医師がコーディネートしている公衆衛生プログラムである。児童福祉施策（施設、里親、在宅支援）の場における幼児のケア全般を改善することで、保護された子どもの児童虐待による「長期的な後遺症」を予防する。

ルソー医師講義資料

現在、2019年～2024年までの5年間で、児童福祉施設に措置中の0～7歳の幼児2,500人を対象とする試行プログラムが進行している。標準化された健康管理モニタリングと治療計画、心理的および精神運動能力治療のためのプログラム、集団のモニタリングを行う。費用は国民健康保険で賄われ、健康保健省から850万ユーロの資金が提供されている。子ども1人あたりの年間費用は1,300ユーロである。

またこのプログラムでは、子どもの健康面だけで

なく、支援のモニタリングも行っている。例えば親が予定されていたケアや診察を子どもに受けさせなかったら、そのことが報告される。児童保護分野ではケアの分断が起きがちだが、子どもたちを見失わず、継続的ケアを可能にすることを目指した。

子どもに関するデータは、国が120年間保管する。施設ではなく、子ども本人に結びつけた状態での保管となる。

PEGASE プログラム＜事例＞

母は薬物中毒。妊娠中の定期受診なし。生後2週間、新生児病棟で薬物治療のケアを受けた。4ヵ月の時、母親が薬物の過剰摂取のせいでか意識不明となり、子どもは乳児院に保護された。措置時点で、ネグレクト、身体的虐待、夫婦間のDV、母の精神的問題などの課題があった。また子どもは重度のうつ状態で、動けなかったために頭が変形していた。
集中的に治療されたが成長はゆっくりで、運動面で平均に追いつくまで2年を要した。2回、死の危機があったが、生き延びた。重度のうつ、頭の変形、運動機能については数ヵ月で回復した。精神的な成長を遂げるには2年半かかった。いまでも不安になりやすいという状態があり心理面でのケアは必要だが、きらきらした表情でよく話す子どもに育った。
虐待そのものが注目されがちだが、その悪影響についても知ることが必要である。

3. 所感

保護される時点では、身体的･精神的に困難を抱え、同じようなリスクがあった赤ちゃんでも、早期の介入や保護で手厚いケアを受けられた場合は、症状も回復し、養育者とのアタッチメント関係が構築できてより良い成長を遂げられた結果、大人になってからもトラブルが少なかった。一方で、家庭内暴力にさらされ保護までに長期間かかった子どもは、保護された後も施設変更を繰り返すことが多く、愛着関係を築くことが難しい。思春期には精神的な病気になって入院したり、大人に対して攻撃的な振る舞いをする。その後、大人になってからもトラブルが絶えなかったり、就労も難しく、自分の子どもができた時に虐待をしてしまう確率も上がっていた。医療費や生活保護など社会保障費の面でも多額のコストがかかってしまっている。不適切な養育状況からの保護に時間がかかればかかるほど、子どもの将来における普通の生活を奪っているという言葉が強く印象に残った。

また、誰もが経験するわけではない児童虐待に関することや、参政権を持たない子どもの声は社会に届きにくい。しかし、統計データとして数値を示すと国は無視できなくなるという指摘もあった。私たちが求められていることは、明確な根拠を示して児童福祉関連の政策や予算に私たちの意見を反映させられるように声を上げていくことだと考える。

（井口和美）

https://www.programmepegase.fr/pegase-program-english-presentation

＜『父の逸脱』翻訳者　林昌宏氏からのメッセージ＞

われわれは、「介入が早ければ早いほど社会的なコストが減る」というメカニズムが作動することを社会に広く啓発する必要がある。無関心や見ないふりは、社会に「時限爆弾」を仕掛けるようなもの。爆発してからの社会的コストは甚大である。これは昨今の痛ましい事件を見ても実感できる。問題は、福祉に関する費用は、いわゆる「費用対効果」を直感的に把握しにくいことだ。エッセンシャル・ワーカーをはじめとする福祉従事者の役割を再評価することが第一歩ではないだろうか。これはわれわれが現在のコロナ禍で痛感したことでもある。とくに、未来を担う子どもを保護することは、短期的な費用対効果だけでなく、長期的な視点がきわめて重要だと再認識した。社会全体が「虐待は躾ではない」「虐待は自分の子どもだけでなく社会を壊す」ということを「普通の暮らし」という概念を共有しながら、児童虐待を撲滅していくべきだろう。私は、こうした役割を担っている今回の研修参加者の皆さんに大きな敬意を抱いている。

左から、ラファエル医師と安發氏（通訳）、ルソー医師、林氏

<第3部>ルソー医師講義
【児童虐待の歴史】

古代から語り継がれてきた神々の物語。その中にも児童虐待と保護の概念が存在する。そんな切り口でルソー医師の講義は始まった。長い間、人々が看過してきた児童虐待や遺棄の現実を考える。

1. 神話の時代からある児童虐待

児童虐待は今に始まったものではなく、人類の歴史の中で常に存在してきた。問題として取り上げる人はいたが、その都度、忘れられてきた。

紀元前753年から西暦395年まで約1000年以上も続き、ヨーロッパの礎を築いたローマ帝国は、親に捨てられて狼に育てられた双子の赤ちゃん（ロムルスとレムス）によって建国されたという神話がある（ビジュアル①）。これは捨てられた赤ちゃんには素晴らしい運命があるという意味合いで使われる。また、ドメスティックバイオレンスの最初の犠牲者と言われているのが、神話に登場するヘパイストスである。全知全能の神ゼウスと神々の女王ヘラの間に生まれたが、両足が曲がって生まれた奇形児（ビジュアル②）で、容姿も醜く、母から愛されることはなかった。あるいは、父親ゼウスの怒りを買い、神々の住むオリンポス山の上から捨てられ、落ちた衝撃で足に障害を負ったという説もある。その他、神話の中で赤ちゃんを逆さ吊りにして殺そうとする父親や、晩餐会のために自分の子どもを調理し、神々に振舞おうとする親も登場する。一方でこの子どもたちを蘇生させる良い神々も描かれており、当時から児童保護の概念があったのかもしれない。

①ロムルスとレムスが狼に育てられているのを羊飼いが発見した様子（講義資料より）

②足の曲がったヘパイストス（中央）(www.theoi.com)（講義資料より）

ギリシャ人・ローマ人たちは、2500年も前から、子どもの遺棄や嬰児殺があること、虐待によって子どもが死ぬことや障害を持つことがあり得ること、虐待はどの社会階層でも起こり、父親も母親も加害者となり得ること、親の麻薬の使用や精神疾患が要因になり得ること、そして自分の出自について知らされないと近親姦が起こり得ることも知っていた。しかしそれを神秘化するために物語を作ったのだろう。

2. 赤ちゃんの遺棄が多かった近世

17世紀頃には都市化が進んで口減らしが頻繁に行われるようになり、赤ちゃんの遺棄が横行した。（ビジュアル③）。状況を見かねたヴァンサン・ド・ポール司教が王妃を説得し、1642年、遺棄された赤ちゃんを収容する施設がノートルダム寺院の近くに建設された。これが国の責任としての児童保護の始まりである。その後施設はすぐに満員となり、周辺に受け皿を増やしていくこととなる。それでも19世紀中頃まで、ヨーロッパでは30%もの赤ちゃんが命を落とし、フランスでは年間約3万人もの赤ちゃんが殺されていた。

③教会前に赤ちゃんが遺棄されている様子（メーヌ・エ・ロワール県公文書館）（講義資料より）

3. 児童虐待の影響に警鐘を鳴らした近代の医師たち

19世紀後半に、医学部教授のAmbroise Tardieu（ビジュアル④）が、赤ちゃんの遺棄だけでなく、虐待による子どもへの負の影響についての論文を発表した。トラウマやネグレクト、性的虐待の影響を伝えたが、当時はあまり着目されずに、忘れ去られ、その価値が再発見されるまでに約1世紀を要した。

④Dr Ambroise Tardieu（講義資料より）

第二次世界大戦によってヨーロッパでは2,000万人もの人が亡くなり、多くの子どもが施設に入所することになった。その頃にJenny Aubry医師が、保護された子どもの身体的・精神的成長について研究を行い、虐待や遺棄が身体的・精神的成長に負の影響を及ぼすことを明らかにしたが、これもまた忘れ去られた。

その後70年という時を経て、保護された子どもたちの身体的、精神的成長について配慮すべきという法律が作られた。そして最近になり、やっと子どもの成長のために危険な状態から保護することの有効性が理解され始めている。子どもが権利の主体として認識されたのも、歴史的にごく最近のことである。しかし、児童保護には、法律だけではなく経済的な裏付けが必要であり、深刻な気候変動、地政学的、政治的問題が発生した場合に、再び子どもへの配慮が社会的に後退することは、ありえないことではない。しかも、集団心理からすると、児童虐待は常に他人事、つまり他所の子どもの問題とされてしまう。個人に及ぼす影響の大きい高齢化と同様に、不適切な関わりを受けてきた他人の子どもたちを社会が保護するということは、実に心許ないものである。児童虐待は、私たちの脳が忘れたがっている、人類史上の暗い現実である。

4. 所感

これらの歴史からの教訓、「人類が児童虐待を繰り返してきた」という事実を理解し、それに警鐘を鳴らした先人の知恵を、現代に生きる我々は決して「忘れてはいけない」ということではなかろうか。人類の新たな進化が、今試されているような気がする。

（松本幸治）

参考資料
ダニエル・ルソー氏　提供資料
國學院大學古事記学センター
http://kojiki.kokugakuin.ac.jp/kojiki/
セリーヌ・ラファエル著　林昌宏訳　ダニエル・ルソー /
村本邦子解説 2017「父の逸脱
～ピアノレッスンという拷問」新泉社

日本の児童虐待の歴史

ルソー医師はローマやギリシャ神話を例に挙げていたが、日本神話においても障害のある子どもの遺棄が確認できる。イザナキとイザナミによる国生み神話の中で、最初に生まれたヒルコ、次子のアハシマも体に不具があったため海に流され、二神の子どもの数にすら含まれていない。フランスや日本だけでなく、世界中の様々な伝承の中に児童虐待を連想させる描写があり、どの国にもこういった歴史があると考えられる。

小林永濯『天之瓊矛を以て滄海を探るの図』私の美術館 https://mai-arts.com/eitaku_tenchikaibyaku/

研修中、私たちは、特別講師である川﨑二三彦先生から日本の嬰児殺についての講義を受けた。その講義内容から、1550 年代以降、1 万キロ離れた日本とフランスにおいて深刻さが増していた堕胎・嬰児殺し・子捨てに対して、どのような対応がなされていたのか、抜粋して紹介する。

・・・・・・

川﨑先生講義資料より

1550 年代、日本でもフランスでも堕胎･嬰児殺し･子捨てが急増していた。日本では 1556 年にポルトガル人の青年医師ルイス・デ・アルメイダによって府内（大分市）に貧困不遇の幼児のための救済院が設置された。キリシタンの乳母と、孤児たちが栄養失調で死亡しないように 2 頭の雌牛を用意したが、当時は牛乳を飲む習慣が無かったため「人間を畜生にする悪魔の仕わざ」などの噂が立ち約 1 年で廃止されてしまう。

同じく 1556 年、フランスではアンリ 2 世によって妊娠・分娩の届出義務の勅令が発布されるが堕胎や嬰児殺しの増加は止まらず、修道院等の外壁に子どもを保護する回転籠が設置され始めた。1811 年には各養育院に回転籠の設置が義務付けられ 1904 年まで続けられた。回転籠廃止後は、各地区の産院に回転籠に代わる受け入れ事務所（常設遺棄事務所）が設置された。(129 ページ)。

子どもを預ける籠の設置は、日本でも 1831 年に津山藩主松平斉民によって構想されたが実現していない。1871 年の太政官布達「棄児養育米給与方」では、15 歳未満の棄児を対象に毎年米 7 斗が支給されていた。子どもの遺棄とそれを保護しようとする人々の活動がここにもあったことがわかる。日本において児童虐待や遺棄、殺害事件に関する全国調査が初めて行われたのは 1974 年になってからである。

同じ年、フランスでは、匿名出産をする女性の身元証明を不要とすることが法制化された。翌 1975 年には人口妊娠中絶が合法化され、匿名出産数は年間 2,000 人から約 600 ～ 700 人に減少した。匿名出産については、1993 年、民法典で匿名出産が制度として定められた。これは虐待を防ぐための制度である。しかし、子どもの出自を知る権利、女性の自分の体への自由と自己決定権という相克は存在している。

・・・・・

このように児童虐待は近年出現して急増した問題ではない。児童虐待防止法制定によって「虐待」という言葉が広く認知されるようになったが、実際は日本でも古くから嬰児殺や子殺し、折檻、体罰、しつけなどの言葉で数多く存在していた。

明治時代以降、諸外国との戦争で多くの命が失われたが、第二次世界大戦後は戦災孤児などの増加により、児童の保護や治安対策が重大な社会問題となった。1947 年の児童福祉法制定と児童相談所設置で乳児院や養護施設などが増えたのもこの時期である。その後、高度経済成長期を迎えると、社会構造や生活のあり方の変化が子育てをする母親の負担増と孤立を促し、子どもの遺棄や嬰児殺事件の報道が増

加した。1990 年代には児童虐待は国家的問題となる。1994 年、国連子どもの権利条約を批准すると、「子どもの権利擁護」に関する意識が広がり、2000 年、児童虐待防止法が制定された。2019 年の児童虐待防止法および児童福祉法の改正では、親権者などによる体罰の禁止が明確化され、虐待予防に関する法律の整備が近年進んできているが、課題は少なくない。

私たちがフランス視察をしていた 2022 年 1 月、日本では国内初となる内密出産が報告され、5 月には 2 例目も報告された。同病院の赤ちゃん保護のための「こうのとりのゆりかご」は今年で設置から 15 年になるが、いまだ日本には内密出産に関する法律や制度は無い。生まれた子の戸籍の登録や保護する際の出自の調査等の問題がある一方で、母親の秘密を守るという保証がなければ母子ともに命を落とす危険性もある。

日本では母親と子ども、それぞれの権利をどう考えていくべきか。フランスでは命と児童虐待・育児放棄の予防を優先し、様々な相談先があり匿名出産が認められている。一例として、家族計画センター（CPEF：Les centres de planification et d'education familiale）という 13 歳～ 49 歳を対象に性教育や匿名無料での診察、避妊、カウンセリング、中絶、暴力被害のケアが受けられる機関がある。性教育は専門の資格を持った職員が行う。学校に講師を派遣して行う場合もあるが、通常は、中学生が 10 人単位でこの専門機関に出向いて性教育を受けるプログラムとなっている。行ったことがあり知っている場所であれば、必要になったときに相談に行きやすいためである。

一方で日本は、学校の中では性教育を限定的にしか扱えず、家庭に任されている部分が大きい。性に関する正しい知識や理解が不足しているだけでなく、家庭による教育の差も出てしまう。こういった性や子育て問題を考え意思表明し選択する、そしてその選択を保障していくための土壌がまだまだ不十分だと感じる。どのように生まれ、これからどう生きていくべきか、自分自身に向き合うためにも、多様性を認め合いそれぞれの命や権利を守るためにも性教育は重要だと考える。　（井口和美）

※安發氏より、匿名出産に関連する情報として、以下の上院ホームページの情報を提供いただいた。匿名出産の背景にある理念を理解するうえでの好資料として紹介する。また、匿名出産についての歴史的展開については、巻末の資料「養子縁組の歴史」（129 ページ）にも関連情報が載っているため、ご参照願いたい。

1793 年、フランス革命後に共和国協定 (Convention　républiquaine) ができて「秘密の産院」（Maternité secrete）ができました。そのときから病院が匿名出産を担うことになりました。共和国協定というだけあって、宗教性のない公の権利という性質のものになりました。公が主導権を持って扱うものになったのです。そのときから全国全ての公立私立の産科は女性がお金がなくても子どもを育てなくても産科は受け入れなければならないということになりました。
「1793 年から出自を聞かない、お金の支払いを求めない」。
そのときから、女性の健康を守るために、必要なだけ入院していて良いということも定められていました。子どもについても健康が第一で必要な治療は全て受けられました。
宗教と切り離して人々を助けるという概念に全て置き換えられ、国が政教分離したことによって匿名出産も政教分離します。国民を守るのは国の任務になったのです。
上院ホームページより　https://www.senat.fr/rap/r01-065/r01-0650.html　（2022 年 6 月 20 日）　（田中）

参考資料
川崎二三彦氏提供資料
安發明子氏提供資料
ＮＨＫオンライン　ＮＥＷＳ　ＷＥＢ
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220204/k10013466181000.html?msclkid=3e099e05cf4f11ec9756e56bfc1b40e0
川崎二三彦・増沢高編著　2014 日本の児童虐待重大事件 2000-2010　福村出版
浅井春夫　2000　セクシャル・ライツ入門　子どもの性的人権と性教育のための 20 章　　十月舎
林知然・永野真希・林菜穂子編著　2021　児童養護施設から考える子どもの性と生～性教育実践報告　東京家庭学校性教育委員会　かもがわ出版
セリーヌ・ラファエル著　林昌宏訳　ダニエル・ルソー / 村本邦子 解説　2017 父の逸脱～ピアノレッスンという拷問 新泉社

コラム Colonne

オンラインのつながり

今回、資生堂児童福祉海外研修で 46 回目にして初めて渡航しない海外研修になったことで、これを題材にしたコラムが必要であろうと思い、書き残すことにした。団員募集の時点でオンライン研修と分かっていながら、研修参加の希望者が集まったのは、資生堂児童福祉研修のこれまでの実績と研修に参加した過去団員のその後の活躍があってのことだと感じる。私自身も施設長の推薦で研修に参加し、フランスの児童福祉から多くを学ぶこと、全国から選ばれたメンバーとの交流を期待していた。

12 月上旬に 1 泊 2 日で資生堂本社で行われた事前研修を終えてから、研修の第 1 セッションが行われる 1 月 6 日までの間に事前課題が出され、団員はグループでその課題に取り組むこととなった。通常業務の後、20:00 からの ZOOM ミーティングでグループで課題に取り組んだり、時には親睦を深めるために、団員みんなで情報交換の会を開いたりした。ZOOM に慣れていなかった団員も、本研修に入る前にオンラインへの免疫はついていった。

オンライン研修の全行程の 2/3 は集合研修で、残り 1/3 が自宅からの完全オンライン研修の予定であった。しかし、2022 年 1 月から、オミクロン株が急速に流行し、集合研修は最初の 2 回のみになり、残りの 3 回は自宅での受講となった。団員が実際に顔を合わせた時間より、画面越しで話をして交流する時間の方が長くなってしまった。完全オンライン研修と決まった時には、従来の海外研修なら 14 日くらい一緒に旅をする中で学びと親交が深まったであろう・・・、オンライン研修でも実際に集まって会うことができればコミュニケーションも深まっていただろう、と残念な気持ちしかなかった。コロナの状況下で様々な規制がある中、団員のコミュニケーションを深めていくことは難しく、それをするには努力と工夫が必要であった。オンラインであることを逆手にとって、完全オフ日に団員の休日をオンライン上で紹介し楽しんだ（船上で趣味の釣りをリポートする団員、自分が使っている資生堂の化粧品を紹介する団員。葉山で見るはずだった富士山を見せてくれる団員。ただただ愛犬との散歩風景をリポートする団員など）。休日の楽しいひと時を共有できたのはオンラインならではだろう。

担当者と協同しての事前調べ、LINEWORKS（※資生堂財団が用意した情報共有ツール）を利用しての情報共有、翻訳ツールの利用は新鮮なやり取りと体験であった。担当者同士で ZOOM を使って視察先についての情報を共有し、考察するのだが、ホームページでしか情報が得られないもの、文献があるもの、と視察先によって様々であった。実際の視察では、調べたこととは全く違う情報が得られたり、ほとんど事前調べと同じだったりと、答え合わせをするようであった。視察時間はそのような楽しみ方もあった。

研修中のハウリングや Wi-Fi の電波が届かないための映像トラブルもおこったが、これもオンラインだから起こるトラブルとして当たり前と思えるようになり、それを楽しめるようにもなっていた。

今までの研修に参加した団員とは違い、制約がある中の 2 ヵ月間という長い時間を共有した同志が、これから先どのように交流をし、これからの日本の児童福祉の場において、活躍を見せていくのかは未知数だが、今回の研修で、オンラインという手軽に繋がることのできるツールを手にした私たちは、これからもオンライン上で交流が続いていくだろう。

（坂口泰司）

愛犬との平和で幸せな日常生活が伝わるレポートだった。

大漁の魚に団員は誇らしそうだった。

資生堂の限定品が次々と紹介された。

司法省内　青少年司法保護局 DPJJ

Ministère de la justice – Direction de la Protection Judiciaire de la Jeunesse

講義日時：2022 年 1 月 25 日（火）
18:00-20:23（日本）・10:00-12:23（フランス）
講義場所：各講師自宅
受講場所：各自自宅または勤務先
所 在 地：35 rue de la Gare, 75019 Paris
講　　師：Ms Anissa　JABBRI（司法官）
Ms Julie　RAVENNE（司法官）

左から、ジャブリ氏、ラベンヌ氏

DPJJ（青少年司法保護局）の視察が行われた 2022 年 1 月 25 日、フランスは新型コロナウィルスのオミクロン株が猛威を振るい、1 日の感染者数が 50 万人を超える、過去最多を更新していた。そのため、現地のスタッフも司法省を訪問することが叶わず、講師も通訳の大町氏も、それぞれの自宅から参加の完全リモート研修となった。

1．概要

DPJJ（青少年司法保護局）は、罪を犯した未成年を保護して教育し、さらに社会復帰をさせて再犯を防止するための政策を考える機関である。また子ども裁判官による司法判断の実施や、保護後の教育的援助の状況確認に責任を負う。

(1) 沿革

DPJJ は、フランス司法省内にある 5 つの部署のうちの 1 つである。活動費用は国から出されている。前身は 1945 年に作られた未成年保護機関の「監督教育局」である。当時は法を犯した子どもを罰するために、管理、矯正、施設収容をしていたが、1958 年の法律により、罪を犯した子どもを罰するだけでなく、保護し教育する役割が追加された。罪を犯した子どもに関する研究調査や民間の教育施設の認可等も行っている。1990 年、現在の「青少年司法保護局（DPJJ）」に名称変更した。パリ 19 区にある本部のほか、フランス全土をいくつかの管轄区域に分け、地方 DPJJ を配置している。定期的に全体会議を開き、情報の共有と連携を図っている。

DPJJ は少年司法に関するすべての事項と、関係機関との協議に責任を持つ。少年司法とは、危険にさらされている未成年者（民事司法）と、罪を犯した未成年者（刑事司法）を対象とするものであり、いずれの分野でも、子ども裁判官が司法判断を下す。

子ども裁判官（Juge des Enfants）について

子ども裁判官は、0 ～ 18 歳未満の子どもに対して、①危険な状態にある子どもを保護し、援助する、②罪を犯した子どもを保護し、処遇（※ほとんどは教育的措置）を与えるという 2 つの役割を担っている。

検事から通告があった場合に介入する。一時保護された子どもについては、保護後 2 週間以内に裁判を行う。子どもに危険はないが心配がある場合は、3 ヵ月以内に支援の提案と調査を行う。子ども自身や親、子どもの周りにいる人は、子ども裁判官に連絡をとること、裁判のやり直しを依頼することができる。裁判官は子どもが措置されている施設に年に 1 回、訪問する。フランス全体で子ども裁判官は 501 人（2022 年 5 月現在）いる。

フランスでは、裁判官と検察官のことを総称して司法官という。司法省管轄の ENM（École Nationale de la Magistrature：国立司法学院）が司法官の養成を行っている。ENM における研修には、一般研修と専門研修の二段階がある。一般研修を修了した段階で順位試験（examen de classement）が行われ、この試験の成績順に希望ポストが選択でき、当該ポストへの就任に向けた専門研修に移行する。研修修了後、正式な審理で決められた配属先の裁判所で宣誓を行う。その際、10 年間国に仕えるという誓約書にサインをする。そのため、1 つの裁判所に同じ役職で 10 年以上所属することはできないが、子ども裁判官から予審判事など役職を変更すれば同じ裁判所に所属することはできる。

(2) 職員体制

パリの DPJJ の職員は約 200 名。ソーシャルワーカーやエデュケーター、サービス責任者やエデュケーターの責任者、心理士、看護師、事務員などの専門職が働いている。

(3) 未成年の非行

未成年の非行には、行動上の問題、薬物やアルコール依存症、ギャングとの関与、不安定な生活環境や日常の環境の影響、思春期特有の危険な行動の結果などの状況が含まれる。フランスの全人口における 18 歳未満の未成年者の割合は 20%であるのに対し、2020 年、全刑事事件のうち未成年者の関与があったのは 10.7%だったことが報告されており、一般的に考えられているよりも法律に抵触する未成年は少数である。

(4) 関連法

フランス国内の 1945 年法、少年刑法、2007 年児童保護改革法、2016 年児童保護に関する法律、2021 年少年刑事司法法典（CJPM）などがある。その他に、1989 年子どもの権利条約、EU 人権条約などもある。

(5) 関連機関

①所管施設とサービス

DPJJ が所管している主な施設として、入所型集団教育ユニット（UEHC）、多機能的入所型教育ユニット（UEHD）、強化ユニット強化教育センター（UE-CER）、教育日中活動ユニット（UEAJ）、閉鎖的教育センター（CEF）などがある。その他にも在宅教育支援や里親などの措置も含まれる。フランスでは 13 歳未満に刑事罰は科されず、施設保護や教育的措置が取られる。子ども裁判官の判断によって措置先が決まる。

DPJJ が直接管轄する公的保護施設は 226 ヵ所、認可した民間施設は 1,061 ヵ所ある。未成年を保護する際は、日本の一時保護所のような専用の場所があるわけではなく、児童保護施設や里親、医療機関、教育機関などが子どもを受け入れている。

全国の DPJJ の職員数は 9,600 人余りで、その半数がエデュケーターである。また、青少年司法分野の職員を養成する ENPJJ（国立司法青少年保護学校）では、専門性を高めるために継続的に研修を受けることができる。

②提携機関

子ども裁判所、教育・青年・スポーツ省、地方局、医療機関、警察や憲兵隊（BPF）、地方自治体やボランティア団体など。近年は子どもがかかわるサイバー犯罪を取り扱う民間団体、国際的な犯罪被害児童に対応する機関などとも提携を始めている。今回の視察先の ANRS（全国社会復帰支援協会）や GIPED（危険な状態にある児童のための公益団体）ともよく連携している。

2. 児童保護における DPJJ の位置づけ

(1) DPJJ 内の部署

①法制・法務・教育部門

未成年保護に関する法務決定、司法措置児童に対する教育方針の決定、民間・公的機関との連携の指揮、未成年の単身移民への対応を行う。

②健康保健部門

保健省と連携し、未成年の健康保険に関する業務を行う。

③事務部門

予算編成や管理、人事などを行う。

(2) 具体的役割

DPJJ の役割は発足時より拡大しており、児童福祉に関する国の方針決定に関与している。具体的には次の通りである。

- 危険に曝されている未成年に関する法律の草稿を作成し適切な運用を保証する。さらに、児童保護基準を策定する。
- 司法措置となった未成年者の人格や家庭環境の評価や危険性の程度のアセスメントをし、措置決定において子ども裁判官の補佐を行う。
- 子どもの保護に検察官が携わる場合、法律に則って実施されているかの調整、監督を行う。
- 司法措置となった未成年者の教育的・職業的フォローアップを保証し、社会復帰のための援助が適切に行われているかの監督を行う。
- 司法措置となった未成年者を養育する施設に対して、実施状況の監督を行う。
- 少年司法に関わる複数の公的機関・民間団体の管理、調整を行う。
- 教育実践のための研究調査を行う。
- 青少年司法の専門家の養成を行う ENPJJ（国立司法青少年保護学校）において実施される研修の方針を決定する。
- ヨーロッパ諸国や海外との国際的な協力関係を構築し、ヨーロッパにおける移民の受け入れを主導する。

3. 現状と課題

(1) 司法保護の多さ

児童福祉とは、子どもが成長するために必要な健康と安全を保障するものであり、社会的･教育的･感情的な発育に必要な環境を用意することであると考えられている。

2007 年の法律によって、未成年の保護は行政保護と司法保護の 2 つに分かれた。しかし、いまだに正確に機能し運用されているとは言い難く、行政が 2 割、司法が 8 割となって司法保護が多くなっている。司法が関与するのは、地域の学校や医療機関、ソーシャルワーカーやエデュケーターなどによる見守り、行政による介入や支援がなされたものの状況が改善しない場合、家族から支援への協力が得られない場合、親が子どもの置かれた状況を理解できず、改善に向けた動きがみられない

場合などである。また、未成年の単身移民への対応はすべて司法判断となるため、司法保護の多さの要因ともなっている。※

（2）裁判期間の長さ

フランスではこれまで、罪を犯した未成年に対する措置が決まるまでに２～３年を要していた。その間に被害者感情が置き去りにされること、加害者である未成年の罪の意識が薄れてしまうこと、時間の経過により当時の状況を忘れてしまうことなどの問題があった。また、路上エデュケーターなどの専門職の介入で非行傾向が改善され始めたり、学校卒業直前に裁判が開かれ逮捕されたりするということもあり、支援者からも状況改善を望む声が大きく上がっていた。そこで、少年刑事司法法典によって、司法判断の際の手順と期間が定められた。しかし、まだまだ状況が整っているとは言い難い。

4. 今後の展望

・児童福祉の統計ソフトを改善し、統計の精度を上げる。
・検察官が扱うケースと、子ども裁判官が扱うケースの情報共有と分析を行う。
・児童福祉に関する新しい法案について、県議会議長と DPJJ との連携を行う。
・ヨーロッパにおける移民の受け入れや、子どもの権利保障の重要性についての認識を高める。
・保護した児童の記録を県ごとにまとめて保管する。
・暴力の予防、児童買春の予防に関するワーキングチームを結成し、法案を作成する。

5. 所感

DPJJ はフランスの重要な青少年保護機関である。罪を犯した子どもたちに対して、罰則強化の視点だけでなく、安心で安全な生活環境の整備と教育の保障を重視している点も学ぶべきであると感じた。学校への専門職の配置や学校での警察による予防活動、また路上エデュケーターやネットエデュケーターなど、子どもたちが利用する身近な場所に気軽に相談できる専門職がいて予防支援が行われていた。

未成年の単身移民への司法対応の多さもフランスの抱える課題であり、日本だけでなく、世界中の子どもの置かれている現状に目を向け、学んでいく必要がある。

青少年保護には迅速な介入と、粘り強く時間をかけて丁寧に寄り添っていく姿勢の両面が大切だと思った。子どもの権利と児童福祉の重要性について、あるいは今後の施策や法案作成方針などをもっと聞けたらよかったと思う。　（井口和美）

参考資料
司法省ホームページ
http://www.justice.gouv.fr/justice-des-mineurs-10042/la-dir-de-la-protection-judiciaire-de-la-jeunesse-10269/
（2022 年 3 月 28 日閲覧）
安發明子提供資料
DPJJ 提供資料
La protection judiciaire de la jeunesse
GUIDE DE LA JUSTICE DES MINEURS
Listen – Act – ChangeCouncil of Europe Handbook on children's participationFor professionals working for and with children
国立司法学院ホームページ HYPERLINK "http://www.enm.justice.fr/" École nationale de la magistrature | (justice.fr)　（2022 年 5 月 9 日閲覧）
国立司法学院教育プログラム（PROGRAMMW PEDAGOGIQUE）
上石奈緒　2011　フランスの法曹養成制度　法曹養成対策室報　No.5　P35 ～ 37

※ DPJJ の MNA（mineur non accompagné：未成年の単身移民）に関する活動報告書 2020 によれば、2020 年 1 年間で 9,524 件の MNA と宣言された未成年移民に関する措置命令と司法判決が出された。

コラム Colonne

フランスの少年司法について

フランスの少年司法制度の基本原則は、1945 年に制定された「少年非行に関する政令（オルドナンス）」によって、確立された。その原則は、①少年司法の専門化、②教育的処分の優越性、③未成年者に対する宥恕に基づく刑罰の減軽、④処分の個別化である。これら原則に基づき、子ども裁判官制度の創設、少年担当者の専門化（エデュケーター）、青少年司法保護局（87 ページ）の創設、少年裁判所における手続き整備が行われた。審判の対象は、非行事実だけでなく、要保護性についてでもあり、子ども裁判官は、援助と保護の提供者として機能している。処分には、保護、援助、監視、教育処分がある。これらの処分は、地域の青少年司法保護に従事するエデュケーターが担う。

危険にさらされていると判断されれば、非行少年であっても、要保護少年手続きの対象となることが、1958 年オルドナンスによって定められた。保護が必要とされる危険な状態とは、健康や安全上の危険、道徳的危険、教育的状況や身体的・情緒的・知的・社会的発達状況上の危険にさらされている状態である。緊急保護や調査のために、一時的な教育的援助措置が行われることがある。本決定は、大きく 2 つに分けられる。①現在の環境で行われる支援、②委託を伴う措置である。原則的には、家族のもとに措置されることが望ましいと考えられている。現在の環境で行われる支援（①）の際には、特別な義務が付加されることがある。委託を伴う措置（②）においては、エデュケーター（50 ページ）と時間を共有し活動することが重視される。施設内外の活動を通して、信頼関係を醸成し、少年の社会化を促すことが目指されている。このように、保護を目的としているため、同意が必須ではないが努力義務とされ、また非行の予防は追及されない。少年を引き受ける個人や施設としては、親、親以外の家族、信頼できる第三者、ASE（児童社会扶助機関）、日中に少年を受け入れるための機関や施設、その他の少年を引き受けるための機関や施設、医療的な機関や施設、普通教育あるいは特別教育のための機関や施設等がある。

処遇については大きく分けると、在宅での地域教育支援、教育機関での支援、閉鎖的な機関での支援、刑務所に大別される。今回の視察先である、CER や UEHC は教育機関での支援にあたる。社会における厳罰化の声の高まりを受けて、2002 年の法律によって、閉鎖的な機関での支援や未成年刑務所ができた。未成年刑務所で自殺事件があったというような経緯もあることから、批判や閉鎖を呼び掛ける声が強まっている。

2021 年には、少年刑事司法法典（Code de la justice pénale des mineurs：CJPM）が成立し、2021 年 9 月から施行された。1945 年オルドナンスが度重なる厳罰化改正によって複雑化し、一貫性が失われてきたという批判が高まり、処罰に対する教育優先の原則に基づいた一貫性のある法体系が求められていた。それに加えて、刑事手続きの単純化、判決手続きの迅速化、少年に対するケアの強化、被害者への一層の配慮を目的に、少年刑事司法法典が制定された。しかしながら、司法的政策の点が重視され、少年の最善の利益という観点が軽視されているのではないかという批判などがおきている。「少年」という存在への配慮にした法典にすることを目指して議論がなされている。フランスの少年司法制度は、大きな岐路に立たされているようである。

（尾谷健）

参考資料
大貝葵　非行少年への多様かつ重畳的な保護の構築の必要性 (一)：少年保護の法制度における日仏の二元構造比較による考察　大阪市立大学法学雑誌 58(1) 35-143
大貝葵　2022　フランス少年刑事司法法典　金沢法学　64(2) 299-322
司法省 http://www.justice.gouv.fr/　（2022 年 4 月 11 日閲覧）
吉中信人　1996　フランス少年司法の比較法的考察―英米法国の視点―　一橋論叢　116（1）　142-159
フランス少年司法についてのフランスの Wikipedia　https://fr.wikipedia.org/wiki/Justice_des_mineurs_en_France#Les_Centres_%C3%A9ducatifs_ferm%C3%A9s_(CEF)　（2022 年 4 月 11 日閲覧）

非行少年入所型集団教育ユニット UEHC(Unité Educative d'Hébergement Collectif)

講義日時：2022 年 2 月 10 日
22:00-0:30（日本）・14:00-16:30（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：Vallee de Seine 5 Boulevard de la Plage
78410 Aubergenville
講　　師：Mr Thibaut MANGOTAUD （施設長）

マンゴト氏（中央左）と。

この研修で最後の視察先であった。施設内を案内してくださり、副施設長やエデュケーターの姿もみえた。明るい雰囲気であった。施設の出入口だけでなく、すべての部屋の施錠がされるところから、非行少年少女を教育するための施設であると感じた。

1. 概要

視察した UEHC には、16 ～ 17 歳の少年少女 12 名が暮らしている。入所者が円滑に社会復帰できるように個々のニーズに応じた指導が行われている。

(1) 沿革

1990 年前後につくられた。視察先はパリ市内で唯一の DPJJ 管轄施設である。マンゴト氏が施設長になってから、多機能型教育ユニット UEHD の機能も加えて、定員も 6 人増えた。

※ UEHC の「C」は集団、UEHD の「D」は多様性を意味する。

(2) 対象

UEHC の対象年齢は、原則的には 13 ～ 17 歳であるが、ここでは 15 ～ 20 歳の少年少女を受け入れている。現在の男女比は、2:1 である。平均入所期間は 5.5 ヵ月である。定員は 12 名で、年間入所者数は約 50 名である。

(3) 施設環境、設備

パリの中心に位置し、目の前には公園がある。建物は DPJJ の所有物で、外見も造りも、パリの一アパートメントのようである。

3 階が少年の居住スペースで 7 部屋あり、1 階が少女の居住スペースで 5 部屋ある。どの部屋も同じ造りで、ベッド、勉強机、洗面台が設置されている。

その他にも、医務室、食堂、リビング、トレーニングジムがあり、すべての部屋に鍵がついている。玄関の施錠の開閉はエデュケーターが行う。

2、3 年ごとに壁の補修や改装を行っている。

部屋の窓から見える公園

少女の個室

(4) 職員体制

施設長 1 名､副施設長 1 名､エデュケーター 16 名、心理士 1 名、事務員 1 名、調理師 2 名、家事担当 1 名、計 23 名のスタッフがいる。

(5) 予算

年間予算は 12 万ユーロである（人件費は含まれていない）。財源は国の予算である。

それとは別に、特別なプロジェクトを企画し、それを県が承認すれば県から予算がおりる。年に 1 ～ 2 回程度のプロジェクトを行っている。

非行少年入所型集団教育ユニット UEHC について

UEHC は、国内に 75 ヵ所ある、DPJJ(青少年司法保護局）が管轄する施設である。裁判所の決定によって司法監視に付された 13 ～ 17 歳の少年少女を受入れ、教育を行う。緊急の受け入れも可能である。国の施設であるため、フランス全土から非行少年少女が措置されてくる。定員は 10 ～ 12 名。

2. 支援について

(1) 入所経緯

入所経緯としては、主に次の２つの場合がある。

・在宅支援を受けていたケースが司法判断でここに措置変更となったり、刑期を終える前の社会復帰前訓練機関として刑務所から措置変更してきたりする。
・裁判所での判決が下りたその日に緊急措置で入所する。

それぞれ半々の割合である。

(2) 支援の目的

①措置された少年少女の家族や周囲との、社会関係の再構築を行う。
②それぞれの事情や背景に配慮しながら寄り添い、各個人向けのプロジェクトを設定する。健康面でのケアを行う。
③社会復帰、学校への復学を目指す。最も重要な目的である。措置が決まってから２週間以内に進路を決めなければならない。

(3) 入所前から始めるアセスメント

健康面の確認のため、措置が決まった段階で外部の医療機関で健康診断を実施する。その後司法省の看護師が施設内の医療室で健康チェックを行い、必要に応じて専門医への受診と治療を開始する。歯科の治療や薬物中毒の治療が必要なケースが少なくない。

緊急措置以外のケースにおいては、入所までの１ヵ月の準備期間中に面談を行う。また心理士の立ち合いのもと、家族との関係性、家族の課題、仲間との関係を詳しく調査する。

入所後は、平均で 45 日に１回、施設のエデュケーターを中心としたスタッフや支援機関担当者等、すべての支援者を集めてミーティングを行う。入所後の変化、成長、進歩、その時々の状況などの情報を確認したり共有し、報告書にまとめて子ども裁判官に提出する。

(4) 日課において重視していること

①目的を持たせる

入所者は、学校に通学したり、社会復帰トレーニングへ参加したりするが、活動の目的を明らかにして本人に目的意識を持たせるようにしている。例えば、朝起きる時も「自分は何のために起きるのか」と考えさせる。

②さまざまな文化的活動

週末は、厨房で料理教室を開いたり、映画館や美術館に行くなどの文化的活動を積極的に行う。パリ市には美術館などが多数あり、文化的な活動は充実している。バカンス中も、施設内や施設外の連携先で、退所後に役立つ活動を毎日行い、さまざまな経験をさせる。外部の活動に参加する場合は必ずエデュケーターが付き添う。

③食事

食事は日常生活の基本であり、体に良いものをバランスよく食べること、子どももエデュケーターもみんな揃って食堂で食事をすることが重要であると考えている。居室で食べることや、外のものを持ち込んで食べることは禁止されているが、子どもが隠れて食べていることもある。

(5) 外出について

学校に行ったり、友達に会ったりすることはできる。事前に申請をして許可が出れば、エデュケーターの付き添いなしで外出をすることもできる。夕食の時間である 19 時までに子どもが戻らなければ、警察に通報する。また外出中、警察から保護されたり、補導されたりした場合には、すぐに子ども裁判官に連絡する。子ども裁判官から、より自由度の低い施設に移る提案をされることもある。

(6) 支援において困難を感じている点

入所してくる子どもは金銭感覚がふつうと全く違う場合がある。薬物売買や売春で１日 200 ユーロを稼げていたとしても、社会に出て行ったときに同じ金額を稼ぐことは容易ではない。まずお金の価値を学ばせ、仕事に就いてコツコツと働くことが、長い目でみれば収入も安定し、今より稼げるようになることを教えるが、簡単ではない。

また、薬物依存のケースでは、本人が回復したいという意志がなければ治療は難しく、時間もかかる。施設外の心理士などの専門家と連携し、ケアを行う。

売春に関わっていた女の子を売春ネットワークから抜け出させることにも非常に苦心している。

3. 所感

施設内を案内していただいたが、建物、設備がとても綺麗であることが印象的であった。困難を抱えた少年少女が生活する施設なので、乱暴な行動がみられる。壁に穴が開くこともあるだろう。しかし、定期的に修繕されるので、穴がそのまま放置されることはない。環境を整えることは、少年少女の気持ちを整えることにつながる大切なことであると感じた。

また、パリ市には美術館などが多数あり、芸術、文化に触れる機会も多くあるようだ。「特別なプロジェクトを立ち上げる」と言われていたが、2022 年は男女平等をテーマにした写真展覧会を立ち上げている。自分の興味関心があるものを披露し、認めてもらえる場を持てることはを感じることや自身の強み、自己肯定感にも繋がり、今後の生きる力にもつながっていくと思う。

（松本裕子）

参考資料
Action-Sociale
https://annuaire.action-sociale.org/?p=centre-d-action-educative-840011084&details=caracteristiques
Le ministère de la Justice　司法省
http://www.justice.gouv.fr/justice-des-mineurs-10042/la-dir-de-la-protection-judiciaire-de-la-jeunesse-10269/les-etablissements-de-placement-18684.html

セーヌ=サン=ドニ強化教育センター（非行少年教育施設）CER（Centre Éducatif Renforcé）– 93

講義日時：2022 年 2 月 10 日（木）
18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：101 avenue de la République ,93300, Aubervillers
講　　師：Mr Youcef HABBEDDINE（施設長）★
Mr Badr HOUABRIM（副施設長）
Ms Céline RICHARD　（事務職員）
★オンライン参加

左からウアブラン氏、アブデーヌ氏

CER-93 は非行少年の処遇を行う入所施設である。
視察は、オンラインにて行われた。最初に施設見学をし、その後、食堂兼ミーティングルームで講義を受けた。
（施設のオンラインツアー報告は 96 ページ）

1. 概要

罪を犯した少年の社会復帰を目的として年 2 回、20 週間の矯正教育プログラムを行う。ここに入所してプログラムを受けるには、本人が願書を出して面接を受け、選抜される必要がある。

< CER-93 のあるセーヌ = サン=ドニ県>

CER-93 の番号 <93> は、この施設が位置するセーヌ = サン = ドニ県の番号である。セーヌ = サン = ドニ県は、パリのすぐ北に位置する。家賃が安いため、大企業が移転してきており、オフィスがたくさんある。25 歳未満の人や移民が多い。失業率は 10%で、月々の収入が 1,204 ユーロ以下で生活する貧困層が多い（貧困率はフランス全土の 2.7 倍）。

CER-93 は、その中のオーベルビリエ市にある。

（1）運営

CER-93 は、Groupe SOS という巨大アソシエーションが 2004 年に設立した施設である。GroupeSOS は、MECS（社会的児童ホーム）フェリックス・フォールや自立型アパートメントなども運営している。

強化教育センター CER について

強化教育センター CER は、罪を犯した 14 歳から 17 歳の少年に対して、矯正教育を行う施設である。

1990 年代にパリ郊外で犯罪行為が増えてきたことを背景に、1996 年に法務省の通達によって CER が創設された。2010 年以降、次々と新しい CER が作られ、一時期は 64 施設まで増えたが、そのうちの一部は閉鎖教育センター CEF になった。現在全国に約 60 の CER がある。多くは、市街地から離れた場所に設置され、木工や景観設計など、自然の中でのさまざまな活動を行うプログラムが組まれている。

（2）予算

年間 100 万から 150 万ユーロ。主に人件費や施設維持費、家賃などで占められている。1 人あたりの措置費は 1 日 500 ～ 560 ユーロである。県が運営・認可する施設に比べると大きな数字である。資金源は国費である。

（3）スタッフ

エデュケーター 8 人、夜勤スタッフ、寮長（家事も行う）、事務員、サービス管理者、心理士、施設長、副施設長がそれぞれ 1 人いる。

（4）提携先

その年のプロジェクトによるが、サーカス学校、乗馬教室、ボクシングジム、スポーツジムなどがある。オーベルビリエ市役所とも連携している。医療を利用する場合は、この施設から医療機関を受診している。

2. 入所

（1）入所児の特徴

罪を犯した少年や再犯少年が入所している。多くが、家庭内や社会の中で問題があったり、心身の問題を抱えている。

少年が犯した犯罪の種類は、窃盗、集団強盗、武器を使った強盗、性暴力、薬物売買（一番多いのが大麻、その他ヘロインやコカイン）、殺人（過失致死）である。

（2）入所定員

定員は 8 人で、男子のみである。面接後、選抜をして入所者を決める。

入所時期は 2 月と 8 月の年 2 回で、年間 16 人が

入所する。視察時には5人しか入所していなかった。3人の欠員の内、1人は子ども裁判官が刑務所の方がふさわしいと判断して、変更となり、2人は行方不明とのことだった。8人を2グループに分けて活動をするプログラムが実施されているため、補充する3人の面接が予定されていた。

(3) 入所期間（プログラム期間）

期間は20週間である。設立当初は、14週間のプログラムが、年3回実施されていた。しかし、十分に教育できない、社会復帰の準備ができないなど結果がよくなかったため、現在の形に変えられた。20週間のプログラムを年2回実施する形にしたことで、職員がプログラムとプログラムの間に長期の休みを取れたり、次回入所面接の準備が十分にできたりといったメリットがある。

(4) 入所の条件

まず施設長やエデュケーターと面接を行う。その際に、犯罪の種類、家族状況、薬物の使用歴について聴取する。その後、ここの施設の紹介を行い、入所中のルールを説明する。その後、選考する。

この選考の際、子ども同士の組み合わせがとても重要である。住んでいる地区がライバル関係にないか、性暴力を犯した少年と被害を受けた少年を一緒にしていないかなどを確認する。その他、地方へ行くと泳ぐことがあるので、泳げるかどうかの確認もしている。

子どもはいくつもの施設に願書を書いているので、選考されなかった場合は、入所先が決まるまで他のところの面接に行く。

(5) 入所になるまで

入所までの間、子どもたちは自宅にいるわけではない。県の施設や、他のCER、CEF（閉鎖的教育センター）などにいる。また刑務所で刑期が終わりそうな子どもがCERで刑期を終えることもあるので、入所前に刑務所にいるような場合もある。

(6) 入所における子どもの同意

同意している子どももいれば、同意していない子どももいる。原則的に子ども裁判官（87ページ）の決定による入所のため、同意は求めず、やる気になっているかどうかも問題としない。

3. 入所中の生活（プログラム内容）

(1) 入所後の1か月の生活

入所後1ヵ月間はCER-93ではなく、郊外で過ごす。日常生活から離れ、エデュケーターと様々な活動をする。活動内容は山登り、クライミング、岩肌を降りるスポーツ、大自然の中でのサイクリング、夏だとウォータースポーツ、カヌーなどで子どもにとっては、「夢のような1ヵ月」とのこと。

(2) 1週間の活動

郊外での1ヵ月を終えたらCER-93に戻り、3ヵ月間を過ごす。CER-93では2つのグループにわかれて活動を行う。活動内容は曜日によって決まっている（以下、表1を参照）。

表1．1週間の活動

	午前	午後	17時～
月	乗馬	授業	
火	乗馬	授業	
水	サーカス学校	自由時間	
木	シチズンシップ教育	社会復帰のトレーニング	ボクシング
金	フットサル	アクティビティ	
土	アクティビティ		
日	アクティビティ		

水曜午後の自由時間には、エデュケーターとの面談や病院受診、あるいは美容室や日用品の買い物に行ったりする。木曜午前のシチズンシップ教育は、インターネットの危険性や交通ルールなど、日常生活を送るうえで大切なことを外部の講師を交えて取り扱う。午後の社会復帰のためのトレーニングは、CER-93退所後に関する希望や目的に応じて行うものである。金曜日の午後から土日は、遠出をして（200キロ圏内）アクティビティを行う。金曜日の午前までにやるべきことをやった人だけが参加できる。やらなかった人は、一緒に移動はするが、移動先で2つのアクティビティの内1つしかできないことがある。

3ヵ月後、将来の希望に基づいた10日間のインターンシップに参加する。外部の団体や個人の協力を得て社会復帰のトレーニングを受ける。

(3) 1日の流れ

ここに来るまで不規則な生活をしていた子どもが多いので、基本的な生活リズムを身につけてもらう。時間割を組み、何もすることがなくて困る時間を作らない。7時に起床し、まずシャワーを浴びる。朝食を摂り、身支度した後、午前の日課を行う。12時に戻ってきて、昼食を摂る。13時から午後の活動が始まり、19時にはすべての活動を終える。夕食後は、リビングルームに行ったり、エデュケーターや他の子どもと話をしたりする。22時30分に消灯し、23時には就寝する。

(4) 生活の約束事など

外出時は、エデュケーターが必ず1人付き添う。携帯電話や携帯音楽プレーヤーを持つことは禁止されている。所持金はスタッフが金庫で保管し、必要があれば許可を得て持ち出すことになっている。アルコールは禁止されているが、煙草は1日5本まで吸うことが許されている。週末に家族の元に帰ることはできない。

携帯電話禁止の約束は2004年に作られたが、現在はインターンシップ中の所持が認められている。

4. 家族交流

入所中は、家族との関わりを継続できる。入所後1ヵ月間は手紙でのやりとりができるが、メールは利用できない。施設内で生活している間、毎週火曜日は、子どもから家族に、毎週木曜日は家族から子どもに電話をかけることができる。家に戻ることはできないが、退所1ヵ月前は、2回家族の元に戻ることができる。CERでは家族支援は行ってないが、別の機関が行っている。

5. 退所後

退所後すぐに仕事に就き、社会復帰できる子どもは、フランス全体で約30%である。

CERからすぐに社会に出る子どももいるが、自立のために他の施設に行く子どももいる。

またここではエデュケーターが24時間いるが、社会に出るとそのような存在がいなくなってしまう。子どもたちが社会復帰を果たすまでの移行期間を支える施設があったほうが望ましいと考えている。

6. 所感

まず驚きであったのは、本当にサーカス実習を活動に取り入れていることであった。事前にホームページを見ると、実習としてサーカスが挙げられているのを見つけた。しかし、本当にそうなのかと信じがたい思いがあった。視察をして、本当にやっていることがわかった。

この違和感は、CERの方針全体に共通するものであった。「夢のような」入所後の1ヵ月、土日のアクティビティなどの活動、また入所期間が4ヵ月であること、そもそも願書を出して入所をすること、喫煙できること（コラム「喫煙天国」97ページ）など、支援の意図が理解しづらかった。それは、私が、日本の非行少年の処遇が当たり前だと思っていたからであった。

フランスでは、非行少年は、1958年に制定された法律から、保護が必要な存在とみなされており、支援では罰ではなく教育に重きがおかれる。そのため、様々な活動を一緒にすることを通して、大人に対する信頼を醸成することをねらっているようである。

CER-93で行われていたサーカスの実習は、そのような点から考えると、様々な種目があるため自分にあったものを選びやすいこと、上達が感じられやすいこと、エデュケーターや他の少年と一緒に取り組む中で達成感を得やすい、といったメリットがあるかもしれない。

近年は厳罰化の傾向が強くなっているようである。CEFのような閉鎖的な施設や未成年刑務所が作られている。フランスの非行少年に対する処遇の伝統が岐路に立たされている。今後どのような議論が展開するか、注目していきたい。　（尾谷健）

参考資料
CER-93
https://www.groupe-sos.org/structure/cer-93/
（2022年3月28日　閲覧）

施設見学

事務職員のセリーヌさんが案内してくださった。1階には、食堂兼ミーティングルームやリビングルームの他、キッチン、洗濯室、オフィスがある。

食堂兼ミーティングルームは、10㎡ぐらいの広さで、ベージュやブラウン系の落ち着いた色合いの家具が置いてある。リビングルームにも同じく落ち着いた色合いのソファーとテレビが置いてある。リビングルームの奥に洗濯室がある。

キッチンはきれいに整えられており、壁には赤いタイルが貼られている。

庭に出ると、卓球台がある。時々、バーベキューもする。壁にはサーカスのような壁画が描かれている。

窓から見える庭と壁画

螺旋階段を上がり、2階に行くと、シャワー室、居室、心理士の面接室、エデュケーターの部屋がある。

シャワー室には、3つのシャワーがある。

居室は、共同で個室はない。3人部屋が2つ、2人部屋が1つある。3人部屋は､20㎡ほどの広さである。カラフルなリネンで整えられたベッドが3台置いてある。施設長によると、理想は2人部屋だが、スペースの関係で3人部屋になっている。

居室　入所1ヵ月目のため誰もいない

3F　本格的なトレーニングマシンがたくさん並ぶ

3F　余暇のための玩具　他の施設にもあった

エデュケーターの部屋には、2段ベッドがある。しかし、夜間は1人のエデュケーターだけで見守りをしている。

さらに階段を上がって3階に行くと、屋根裏部屋のような部屋がある。くつろぐための部屋とのことで、ゲームやトレーニング器具が設置されている。パソコンが置かれた勉強部屋もある。1週間に1回、外部から学習指導の先生が来る。

コラム Colonne

喫煙天国

パッケージ上部のフランス語は「喫煙は胎児を死に至らせる」と書かれている。フランス語教室 Douse France ホームページ https://dfr.tokyo/ より

「この施設では、タバコは一日 5 本まで許可しています」。視察先の CER-93 でこのような言葉を耳にした時は衝撃を受けた。非行少年教育施設で喫煙が許可されているのか！？未成年だろう？一体なぜ！？と純粋に興味を持った。そこで、フランスの喫煙事情を調べてみることにした。

フランスにおけるタバコ規制立法は 1942 年に始まり、現在では公共施設・企業・病院・学校・レストラン等多くの場所が禁煙となっている。また、禁煙推進方策として、タバコのパッケージを統一し、タバコの影響による疾患の患部等の写真と警告文が掲載されている。

さて、未成年とタバコの関係に移る。フランスでは、18 歳未満にタバコを「売ること」を禁じている。しかし、喫煙年齢については法的に定まっておらず、校門の前で生徒が喫煙する姿もみられるとのこと。確かに、私が海外（フランスではないが欧州の国）に行った際にも校門の前で喫煙していた学生がいたなと回顧した。先生は怒らないのか？日本だったら停学、いや退学ものだ。めちゃめちゃルーズなのか？と多数のクエスチョンマークが頭に浮かんだものである。欧州の他のいくつかの国でも、喫煙年齢が定まっていないところがあるらしい。実際のところ、フランスでは 18 歳からタバコを買うことができるが、売る側も年齢確認をしないことがよくあるらしく、警察の目の行き届かないところで中高生はタバコを買い、吸っているのである。

左のグラフは、17 歳の喫煙の状況について調査したものである。
緑→ 17 歳でタバコを吸ったことがある　68.4％
赤→毎日ではないが 1 カ月に 1 本以上吸っている　11.3％
黄→毎日 1 本～ 10 本吸っている　32.4％
青→ 1 日に 11 本以上を毎日吸っているﾍﾋﾞｰｽﾓｰｶｰ　7.7％

【日仏国際カップルがおくる海外・旅・社会情報ブログより】

タバコを吸ったことがある高校生は 7 割近くになり、その半数以上が常習的にタバコを吸っているということである。また、15 歳の 26.3％は毎日タバコを吸っているという数字もあり、中学生の時点で初めてタバコを吸ってみるという子どもが多いようである。タバコは大人への階段、なんとなく吸ってみた、不良っぽくて憧れる、というような興味本位で喫煙してみるのだろうか。フランス映画でも、少年たちの喫煙シーンはあたりまえのように描かれていた。

それにしても、フランスでは未成年の喫煙に関して緩い印象を持つ。法的な定めがないため、周囲の大人も寛容なのか。なぜ、非行少年教育施設でも喫煙可能となっているのだろうか。喫煙の制限よりも入所の原因の改善を最優先とし、喫煙くらいは許し、新たな生活の一歩を重視しているようにさえ感じた。日本では、タバコ 1 本で学生の人生が変わってしまうこともある。もちろん身体に深刻な影響があるのは承知しているが、それにしても、日本は厳しいと思う。タバコを吸っている先生が、「タバコを吸うな！」と指導しても説得力が無いな、と学生時代に思ったこともある。

フランス国内でポイ捨てされる吸い殻の総量は年間 300 億本に上るという。また、フランスでは 2018 年からタバコを吸う人を減らすための目標や政策がたてられ、2014 年以降に生まれた子どもたちの喫煙率を 5％以下にするという目標を立てている。主に若者に教育をすることで、これからの世代の喫煙率を下げることをキーポイントとしているそうだ。それよりも、喫煙年齢の明確な定めが必要だと思うのだが。

こうした取り組みの一方で、フランスは「喫煙者にとって最後の楽園だ」という人もいる。お洒落な街並みのパリでも、歩けばそこら中にポイ捨てされた吸い殻が落ちているという。それだけ、喫煙者がおり、皆こぞって緩い気持ちでいるのだ。大人が緩ければ、当然のように少年たちも緩くなる。本腰をいれて、喫煙対策を推進しているようだが、未だに煙と同じで掴みどころのない課題なのかもしれない。　（丑久保行紀）

ピエール=ジョルジョ=フラサティ小学校(不登校支援)

École primaire privée Pier Giorgio Frassati

講義日時：2022 年 1 月 6 日（木）
17:00-19:00（日本）・ 9 :00-11:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：57 Av. de Lorraine, 78110 Le Vésinet
講　　師：Mr Maxime MICHEL（校長）

ミシェル校長はもともと施設職員である。12 年前の着任当時、学校の生徒は、主に、母体法人が運営する MECS（69 ページ）の子どもたちであった。その後、学校生活や学習に問題を抱える子どものために特別な教育を行う方針に転換した。学校名も MECS の施設と同じだったが、施設の付設校でないことをアピールするために変更したという。

校長のミシェル氏

今回のリモート研修では、初日の初回の視察先だった。緊張しながら時間を迎えたが、校長先生が協力的に受け入れてくださり、よいスタートが切れた。視察の始まりはオンラインでの学校内外の見学。小学校の近隣から映像が始まった。静かな郊外らしき住宅地の中にある。周囲の住宅地に馴染む広い一軒家のような外観は、小学校のイメージよりもアットホームな雰囲気がある。「通う」というより「帰る」という言葉が似合いそうで、気負わずに登校できそうな印象を受けた。

1. 概要

不登校支援を専門とした私立小学校。公立学校での授業について行けなかったり、不登校状態になったりした子どもが通う。学力に応じてクラスを編成し、子どもが自信と学ぶ喜びを持って元の学校に戻れるようにサポートしている。国民教育省から認可を受け、フランス公教育要綱の枠組みの中で、独自の教育プログラムを実施している。

(1) 運営

この小学校の運営母体は、アプランティ・ドトィユ（Apprentis d'Auteuil）という公益財団法人である。本財団法人は、他にも児童福祉施設や保護者支援、未成年単身移民支援、職業サポートなどを行う児童福祉に関連した支援団体を持っている。国民教育省からも運営資金が出ている。

(2) スタッフ

ミシェル校長は 12 年前に教員として着任し、3 年前に校長に就任した。

スタッフは 15 人。教員以外の様々な専門家（アートセラピスト、サッカーコーチ、エデュケーターなど）も子どもたちを支援している。また、ボランティアスタッフもいる。

(3) 通学してくる生徒

生徒数は 70 人。毎年 35 ～ 40 人が元の学校に戻っている。約 20 人の生徒が ASE（児童社会扶助機関。25 ページ）から紹介され、通学している。

2. 目的

子どもたちのゴールは “1 日でも早く元の学校に戻ること ” である。在学期間が長引くほど、復帰に苦労するため、2 ～ 3 年以内での復帰を目指している。

3. 教育理念

この学校の教育理念は、個々の問題に寄り添うことである。フェルナン・ウリの教育論「制度による教育学」を基に、子ども主体の学校運営を行っている。毎週の学級会で学校生活について議論するが、普通の学校とは逆で、進行は子どもたちが行い、大人はフォロー役に徹する。

特徴は子どもと大人の関係性にある。子どもたちは大人との関係性で難しさを感じてきた。ここでは、大人は上からではなく、子どものサポーター、パートナーとしての関係になる。

4. 教育活動

公立小学校で授業について行くことができなかった子どもや不登校状態になった子どもに、自信を持たせ、様々なスキルアップをさせることを目的としている。特に配慮している点は次の 3 つである。

(1) 学習以外の活動

不登校になった子どもたちは、学習に対する意欲や自信を失っていることが多い。そのため、すぐには学習を始めず、自分が興味を持っていたり関心のある活動を選択し、参加する。音楽やスポーツ（サッカー）、料理、アート、演劇などの活動が用意されている。好きなことを楽しいと感じ、成

功体験を積み重ねて、意欲や自信を回復していく。それから学習に取り組み始める。

(2) 学習

年齢ではなく、フランス語のレベルに応じたクラス編成である。1～5レベルにクラスを分けている。1クラス10～16人で、目標レベルに達すると、いつでも次のレベルのクラスに移行できる。また、5つのクラスに加えて、個別に学習支援を行う特別クラスもある。

授業の選択や時間割は個別にプランニングされるため、子どもたちはそれぞれ個別に教室を移動し、授業や活動に参加している。

(3) 保護者支援

様々な背景にある家族や保護者を支えることが子どもの支援を抱えるという考えのもと、保護者支援も重視している。学校と親、親同士の関係が重要なので、保護者会、ピクニックなどの親子行事、茶話会などを通して繋がりを持っている。また、必要に応じて保護者面談も行っている。

5. 子どもと親の実験室

伝統的なフランスの学校システムから抜け出したのがこの学校であり私立だから自由度の幅が広い。子ども1人ひとりのために、教育方針・学校活動などについて議論し、試しながら実践できる。ミシェル校長は学校を「子どもと親の実験室」と呼び、教員にはイノベーションをやってほしいと考えている。

6. マティス君（10歳）へのインタビュー

ミシェル校長が、在校生へのインタビューを設定してくれた。マティス君は恥ずかしそうにしながらも、質問にしっかりと答えてくれた。

本人について

マティス君は、学校や家庭で問題行動があり、4年前に通い始めた。入学当初は半日だけ通学していたが、現在は丸1日通学している。これは大きな成長である。もともとの問題は多動、感情のコントロール困難だが、現在は服薬で抑えている。

Q. なぜ、この学校に来ることになったの？
A. 普通の学校にいたが、自分の態度が原因で先生が対応できなくなってきた。元の学校に戻ることを目標にしている。
Q. この学校で何を学んでいる？
A. 前は料理を中心に行うクラスだった。そこで集中することを学んだ。クラスによって特色があるので、それぞれのクラスで様々な学びがある。

オンライン見学の写真。クラスは和やかな雰囲気だった。

Q. どんなことが好き？
A. 学校ではサッカーをするのが好き。家では宿題をするのが好きで、ゲームをするのも好き。一番好きなのは、友だちとかくれんぼをしたり、新しい遊びを創って遊ぶこと。
Q. どんな宿題が好き？
A. 数学が好きなので、宿題も数学が好き。中学生のお姉ちゃんの宿題も、好きで手伝ったりする。でも、フランス語の宿題はあまり好きじゃない。
Q. 将来なりたいものはある？
A. いろいろと考えていて、今は軍人になりたいと思っている。でも後で変わるかもしれない。いろいろ考えている。
Q. この学校に来てよかったと思うことは？
A. この学校の大人たちと出会えたことがよかった。学校の大人たちが好き。困ったらすぐにサポートしてくれるところがいいと思う。

7. 所感

「小学校」という枠組みにおいて、不登校支援を銘打っていることが非常に印象深かった。少人数制で、学業だけでなく、ライフスキルやソーシャルスキルの習得も重視しているところは、日本でいう特別支援学校と似通う部分と感じる。

これはフランス研修の全体を通して感じたことだが、フランスでは役割分担が明確で、専門領域のことは狭く高い印象である。数多くのアソシエーションがあるなど、手数が多く存在する分、細分化された専門性に専念できる体制があるように思う。

今回の視察先は、「不登校支援」に焦点化して支援を行っているとのことだった。日本で働いている感覚だと、ついつい関連のあることに支援の幅を広げがちに感じるが、この小学校ではかえって「不登校支援」という狭い枠組みを明確にすることでスタッフが専門性の高さに自負を持って働いているという印象を受けた。また、焦点化されたことにより、「元の学校に」「できるだけ早く戻す」という目標や目的が、支援側にとっても子どもたちにとってもわかりやすく共有され、曖昧になりにくいという利点があると感じた。

また、学校がその役割、専門性を担っているという安心感、頼もしさもあると思う。義務教育の低年齢化について調べた際にも、必要な支援が立ち上がるフットワークの軽さのようなものを感じたが、学校が不登校支援を専門に掲げるというのも合理的で、柔軟性があるところがフランス流なのかもしれないと思った。（林佳世子）

参考資料
Frassati 小学校ホームページ
https://www.apprentis-auteuil.org/etablissements/fiche-etablissement/ecole-primaire-pier-giorgio-frassati-33.html
（2022 年 3 月 11 日閲覧）

コラム Colonne

フランスの学校教育制度

事前研修でフランスの学校教育制度を調べる課題が出された。担当の団員がインターネットで情報を集め、それをまとめたものをここで記す。

日本とは大きく違うフランスの学校教育だが、まず、公立学校は高校まで無償である。大学で年３万円程度の負担である。新年度の開始は９ 月で、入学式、運動会、授業参観などの日本の学校行事のようなものはない。小学校の間は保護者の送迎で登校する。学校の休みとして、長期休みが年間５ 回（カトリック諸聖人の休暇、クリスマス、冬休み、イースター、夏休み）ある。親は、子どもの長期休暇に合わせて有給休暇を取り、バカンスに行く習慣がある。

余談ではあるが、フランスでは年間５週間程度 (25 ～ 30 日) の有給休暇が法律で保障されている。日本でも年間 20 日が保障されているが、すべて使い切る人は多くない。一方で、フランスでは有給休暇消化率も 100％であたりまえの権利として社会全体に浸透している。

フランスの義務教育は３歳から始まる。2019 年に義務教育の年齢が６歳から３歳に引き下げられた背景には、教育の開始時におけるフランス語の習熟度の差が高校進学にまで影響を及ぼす、という研究結果があり、教育格差によって社会的な不平等が生じることへの対策である。また、飛び級と留年の制度がある。日本で留年というとややネガティブなイメージがあるが、義務教育終了時点で、一定水準習得できているという平等性を重んじている。ただし、専門学校や高校も無料であるため、何度もやり直しをして学費が嵩むことや、就職できず社会保障費がかかる社会的コストは発生すると考えられている。

初等教育から高等教育までのしくみを簡単に紹介する。下にまとめた＜フランスの学校制度＞とあわせて読んでいただきたい。

＜フランスの学校制度＞

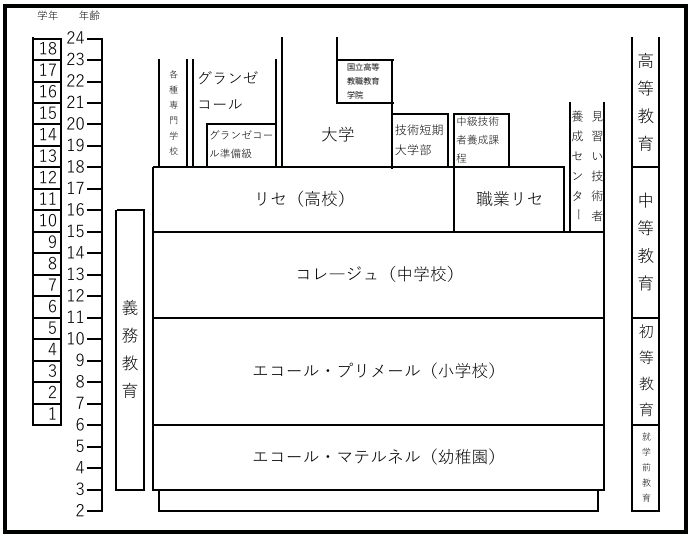

○幼稚園（École maternelle　エコール・マテルネル）

入園までにおむつがとれていることが必須条件である。遊びのなかでフランス語や数え方、英語などを学ぶ。幼稚園であっても、発音などにつまずきが見られると、すぐにでも発音矯正のプロによる指導を勧められる。

○小学校（École primaire　エコール・プリメール）

○中学校（Collège コレージュ）

小１は教育課程の準備期間としてフランス語と簡単な算数が中心になり、他の教科の学習は小２より開始される。働く職員は専門分業制をとり、教員は教科担当のみで、ソーシャルワーカーや教育相談員、心理士、看護師などが家庭とのやり取りや他機関連携をする。（中学校になるとさらに細かく専門分野が分かれる）。日本のような高校受験はなく、高校進学は進路志望の決定後に、学校の会議で決定する。公立と私立によって特色がある。

○高校（Lycée　リセ）

高校には普通高校、技術高校、職業高校があり、それぞれでバカロレア（baccalauréat）を取得することができる。

○高等教育機関

国立大学、グランゼコール（高等専門大学校）、私立学校などがある。

バカロレアとは
中等教育修了と高等教育進学を併せて認定する国家資格である。高等教育機関に入学するためにはバカロレア取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。大学入試はないが、バカロレアの準備のため、高校１年から学業は非常に大変である。
＊ 2021 年以降バカロレアは変わる。筆記試験の比重を下げ、高校の成績が評価の対象に入る。

フランスの学校教育制度を調べていて、3 歳から義務教育を受けると知ったとき、幼い頃から小さなつまずきに対するサポートを受けられる環境があることに驚いた。一方で、今回の視察の際に、義務教育の低年齢化に対し、批判的な意見もあると知った。このことを自分なりに考えてみると、やや窮屈な面もあるのではないかと思った。3 歳と言えば、発達段階でまだまだ個人差が多い年齢と言える。ところが、その頃から教育を義務付けられても、当然規定の学習内容に追いつかない子どもも一定数いて、場合によっては、その子たちは早期から自分の遅れに気づいてしまう。ただ、その時点での個人差で、後々追いつくものだとしても、このことを子どもたちはどう体験するのだろうか？

子どもの成長過程には、「心配はあったけど見守っていた」「そのうち自分で何とかし始めた」というエピソードがいくらかあるのではないだろうか。「成長の力がちゃんと備わっていて、それを発芽させる力もある。だから見守っていれば大丈夫」という態度は、大人には安心して子どもを信頼することであり、子どもには自分を信じてやっていく感覚を養うものだと思う。

フランスの細やかで素早い対応は素晴らしいが、少しくらいこのような余地が許されてもいいのではないかと思った。

（林佳世子）

参考資料
文部科学省ホームページフランスの学校系統図
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/015/siryo/attach/1374964.htm
国民教育・青年・スポーツ省（Ministère de l'Education Nationale de la Jeunesse et des Sports）一般、技術、プロのバカロレア :2021 年の試験に合格する方法
https://www.education.gouv.fr/baccalaureat-general-technologique-et-professionnel-modalites-de-passage-des-examens-en-2021-323144
フランス政府留学局（Campus France）高等教育の種類
https://www.japon.campusfrance.org/ja/les-differents-types-d-etablissements
ソクラテスのたまご　フランスの教育制度とは？ 3 歳から始まる義務教育や日本との違いを紹介【世界の教育シリーズ①】
https://soctama.jp/column/63357
フランス、パリを中心とした情報サイトパリ・エ・トワ（PARIS&TOI）フランスの教育と学校制度
https://www.parisettoi.fr/topics/11/
2022 年 5 月 15 日閲覧

多様性

私がフランスの多様性を知ることになったのは、1998年フランスワールドカップ観戦がきっかけである。フランス代表には、移民系の選手が多く、自ら道を切り開いた逸材が集まっていた。そのため、フランスの優勝は「多様性の勝利」と呼ばれた。当時の私は、「移民とかよく分からないけど、サッカーが上手ければいいんでしょ」程度にしか考えてなかった。人々を熱くさせるサッカーを通じて、人は、その人種や宗教などは関係なく平等であると信じていた。

フランスは多様性の国であると思う。男女間においてもその多様性の考え方は発揮されている。家庭の中核となるカップルの一つのあり方に大きな役割を果たしているのが、1999年に制定された民事連帯契約制度「PACS（Pacte Civil de Solidarité）」（以下PACS）である。PACSは、元々は、法律婚が認められていない同性カップルのための身分保障制度であった。（今でこそフランスは同性婚が認められているが、1980年代までは同性愛に関する刑事規則が存在し、異性愛と同性愛には法的な区別が残っていた）。PACSで、社会保障をはじめ、税金、財産、出産や育児に関する手当などが保障され、法律婚と同等の存在になっている。PACSの大幅な増加にはフランス人のさまざまな家族観との合致が考えられる。子どもの誕生や持ち家の取得などを契機として結婚に移行するPACSカップルもいるなど、これまでの家族形成の起点であった結婚に、PACSを経るといった流れもでき、家族像が多様化している。また、PACSは、パートナーとの関係が悪化した場合、法律婚と比較して手軽に解消できるという特徴もある。これはカップル間に子どもがいた場合も同様である。親権は両親が行使するものであり、離婚や離別があっても、原則として共同親権のままである。関係解消後も、片方の親のみが育児負担を抱えることはなく、両方の親が子どもの面倒を見るのが一般的である。子どもにとっても両親の離別に伴う心理的な負担を軽減できるとのことである。これらのPACS等における子どもの位置付けは、結婚という形をとらなくても、子どもを持つことを社会的に許容し、さまざまな家族の形を可能にしている。その結果として、子どもを持つことにつながっているようにも思われる。フランスがEU諸国中でもトップクラスの少子化対策先進国となっている理由の一つは、そこにもあるのではないだろうか。

子どもに対する施策に関しても、多様性を感じるものがある。性についての教育である。フランスの性教育の特徴は「生徒参加型の早期教育」である。羞恥心や罪悪感の除去、タブーなし、隠し事なしだそうだ。私生活の領域である性や愛情生活にまで学校が踏み込んでいる。日本では保健体育で性に関する授業が展開されるが、私の経験では、羞恥心が勝り、参加しているだけ、話を聞くだけで、時間が過ぎるのを待つ一コマでしかなかった。一方のフランスでは学校が家庭に先行して性教育を行っているようだが、教員が授業をしているのではない。学外の団体（PMI下部機関）から講師が派遣され、生徒に、生殖の仕組みや避妊、性病予防といったことだけではなくて、愛情表現としてのセクシャリティ、性的同意についても教えるそうだ。生徒と教員の間に流れる気まずい空気感がなくなり、生徒たちもより参加意欲が生まれるという。参加意欲が高まれば、より効果的に性教育を行えるのではないかと思う。固定的ではなく、流動的にニーズに合わせた対応ができるフランスの取り組みは非常に面白い。

より多角的な視点で様々なことを捉え、生き方や在り方について言及してくれるシステムが構築されているのは非常に魅力的だなと感じた。日本人の感覚で考えると「えぇ、そうなの！？」となることがフランスでは定着し、それが多様性の一端を示しており、自由の国ならではの生き方なのかもしれない。　（丑久保行紀）

参考資料
クレア・パリホームページ　コロナ禍で振り返るパートナーシップ制度「PACS」
https://www.clairparis.org/ja/clair-paris-blog-jp/blog-2020-jp/1441-pacs
西川彩奈　フランス人の自信の秘密は「性教育」にあった!?
https://madamefigaro.jp/lifestyle/211130-frenchsecret.html
プラド夏樹　フランス人の性 なぜ「#MeToo」への反対が起きたのか　光文社　2018
プラド夏樹　フランス人が8歳から"性教育"をする理由 https://president.jp/articles/-/25975?page=2
プラド夏樹　中学生に避妊の方法を教えるフランスの性教育。日本との違いは？
https://www.huffingtonpost.jp/2018/08/23/sex-education-france_a_23507603/　（すべて2022年3月28日閲覧）

ソレンの家（青少年の家）
Maison de Solenn　MDA

講義日時：2022 年 1 月 24 日（月）
22:15-24:00（日本）・14:15-16:00（フランス）
受講場所：各自自宅や勤務先
所 在 地：97, boulevard de Port-Royal, 75679 Paris
講　　師：Ms. Marie-Rose MORO
（児童精神科医、創設者・代表）

代表のモロ医師は乳児や子ども、青少年、移民の子どもたちのケアを行っている。またフランスとヨーロッパの民族精神医学や多文化間精神医学の第一人者でもある。

「青少年の家（MDA）」と聞き、調査前の時点では、中高生の「放課後児童クラブ」みたいなものと認識していた。他の団員も「青少年の家」とは一体何なのかよくつかめない中で研修が始まった。対応してくださったモロ医師は多忙な中、限られた時間で青少年の家の概要と、ソレンの家の事業内容を丁寧に教えてくださった。

1．概要

（1）ソレンの家について

コシャン病院内に付設されている医療治療型 MDA である。施設の名前は、摂食障害により亡くなった少女「ソレン」の名前にちなんで名づけられている。

原則利用者の料金負担は無い。利用にあたっては、事前予約や親の同意も必要ないが、入院が必要となった場合には、親の同意が必要である。また、事前予約は 10 ～ 19 時まで受け付けている。ソレンの家での応接時間は、月～金曜日の 10 ～ 18 時である。

また、大学病院であるコシャン病院は「治療・教育・研究」を使命としている。ソレンの家では、その理念を共有し、学生に対する児童精神科領域の教育や、大学との共同調査研究、発表などを積極的に行っている。

青少年の家（MDA:Maison des Adolescents）とは

11 ～ 25 歳までの青少年に対する、主に精神面におけるケアを行う施設。青少年が、親の同意が無くても無料で利用できる。学校からの紹介で利用されることが多い。同じように精神面の治療を行う病院や CMP（心理医療センター）と異なる点は、①予約をしなくても青年が通えること、②複数の専門職が集まった機関であることであり、これらが MDA の特徴にもなっている。MDA は、(1)「医療治療型」と（2)「社会福祉型」の 2 種類に分けられ、(1）は病院など医療施設に付設されて、入院病床を有する場合が多い。全国に約 55 ヵ所ある。(2）は主に県の財源によりアソシエーションが運営し、全国に約 45 ヵ所ある。

1999 年に LeHavre という街で最初の MDA ができた。2002 年にフランスの一部の青少年が摂食障害や中毒、自殺企図、慢性疾患、性的リスクなどの危険に曝されているとの調査結果が発表されたことにより、青少年の地域医療の発展を目的とした 2004 年 10 月 28 日法が制定され、この施設が急速に普及した。その他、青少年医療ケアの改善が盛り込まれている 1988 年 3 月 16 日法、2004 年 10 月 28 日法、2006 年 3 月 31 日法を根拠法としている。フランスの 101 県すべてでの設置を目指し、まずは各県の主要病院に設置が打診され、難しい地区では社会福祉型の MDA が設置された。現在は人口密度や必要性に応じて設置されている（17 地区は未設置）。

モロ医師によれば、「MDA が普及し始める 2000 年代までは、地域に点在する公立の CMP が、児童精神医療の窓口となっていたが、CMP は外来のみで治療をする機関であり、青少年たちが気軽に相談できる場所とは言い難かった。また、CMP のみが受け皿となるには限界があった。一方、ソレンの家を含む MDA は青少年に特化した外来や入院設備があり、様々な専門職が集まっているため、青少年の症状に対する評価、治療、治療者の教育、研究といった青少年に関する全ての側面に携わることができる。CMP は診療予約をしても数ヵ月待ちの状態であるため、予約の必要がない MDA を利用する青少年は多い。MDA は、CMP と補完的な関係にある」とのことだった。

MDA に関する報告書によると、MDA は予防を含めた入口のケアを担い、早期発見・早期対応を行うことで、症状や状況の深刻化と児童の長期入院治療を防ぎ、費用面での削減を図るとされている。

(2) 施設環境

パリ南部の 14 区に位置し、周囲に病院や大学などの教育機関が比較的多い地域である。また公園など緑地化された場所も多い。コシャン病院はパリ市内の 3 ヵ所に分散しており、ソレンの家はコシャン病院・ポートロワイヤル（Port-Royal）にある。

(3) スタッフ

ソレンの家には約 100 名のスタッフが勤務しており、それぞれの子どもの悩みや症状に応じたケアを行っている。

ホームページによれば、小児科医、児童精神科医、摂食障害専門医、内分泌科医、看護師、心理士、ソーシャルワーカー、ケアワーカー、栄養士、エデュケーター、教師、ワークショップ担当職員、事務員などが勤務している。

(4) 設備、リソース

入院が必要と判断された子どものために、精神科 10 床、小児科 10 床の計 20 床の入院設備を備えている。入院には、週 1 回、朝来て夕方帰る日帰り入院のような形態もあれば、最長 6 ヵ月までの宿泊入院の形態もある。その他、若者の様々なニーズに対応するための「アドコシャン（Réseau-ados. cochin）」という支援ネットワークがあり、1,000 人近くの専門家が参加してソレンの家に助言などを行っている。

(5) 運営

創設にあたっては、シラク元大統領夫人（現在はマクロン大統領夫人）が代表を務める財団（La Fondation Hôpitaux de Paris-Hôpitaux de France）から支援を受けた。財源は、病院の治療費や社会保障費、ASE（児童社会扶助機関）から委託された子どもの委託料、教育研究事業に関する大学からの予算、移民支援に関するパリ市の補助金、寄付金など複雑多岐に渡る。また摂食障害の娘を持つ有名家族からの財政的支援も受けている。

連帯・保健省がまとめた 2013 年の MDA 報告書によると、フランスにある 10 ヵ所の MDA の年間予算は、1 ヵ所あたり 9.5 万～ 18.5 万ユーロと、活動内容や施設規模によって開きがある。

2. 事業内容

(1) 対象

ソレンの家では 11 ～ 17 歳までの子どもを対象としている。主訴は、精神科では摂食障害、自殺企図、うつ状態、学校恐怖症、不安神経症などである。小児科では肥満、糖尿病原因がわからない身体症状などである。また、未成年単身移民や国際養子縁組の子どもの心のケアも行っている。一日に約 50 件の電話がかかってきて、10 ～ 12 名の子どもが予約無しで相談に訪れる。年間約 3,500 人の子どもの診察を行っている。子どもだけでなく、その親やきょうだいに対する支援も行っている。

(2) 子どもに応じた治療計画の策定

ソレンの家を訪れた子どもには看護師等との相談を経て、個々に応じた治療計画を立てられる。計画から治療の実施まで、青少年自身の意思はもちろんのこと、親の協力も非常に重要である。治療プログラムには、スピーチ・セラピー、運動、瞑想、演劇、アートプログラムなどがある。症状が重いケースには、社会的アプローチに加えて、投薬治療や入院治療を用いる。入院児に対しては、病院内で教員免許を持つ教師、またはボランティアの教師が勉強を教える。

(3) グループ活動を通じた子どもや家族の支援

個別支援もさることながら、子ども同士によるグループ活動や、その親やきょうだいに向けたグループ活動も行っている。

【グループ活動の例】

- 摂食障害を持つ子どもの親のグループ活動（月曜 17:30-19:30）
- 摂食障害のきょうだいを持つ人のグループ活動（年齢制限無し 毎月第一火曜 18:00-19:00）
- 子ども同士のグループ活動（13 ～ 18 歳 木曜 18:00-19:00）
- 入院児同士のグループ活動（木曜 9:00-10:00）

3. 現状と課題

(1) コロナ禍による影響

子どもが抱える悩みに迅速に対応することで、自殺者や行動障害の子どもの数は一旦は減ったが、昨今のコロナ禍による影響で、その数もまた増えつつある。

(2) ケアニーズの高い児童への対応

18 歳未満の子どもを閉鎖病棟に入れるのはフランスの法律で禁止されているため、自殺願望や行動障害の子どもであっても一般病棟でケアを行い、見守りの職員を多く配置している。入院は、子ども自身の決断で行われる。親の同意が得られず、司法判断による入院もあるが、稀である。

4. 所感

日本でこれほど青少年に特化した支援体制は見たことがない。MDA のように、青少年が気軽に訪れることができ、そこで悩みを聞いてもらい、必要な支援へと繋がっていくシステムは、日本も学ぶべき点が多いと感じた。学校で心配のある子どもには MDA に通ってもらい、学校では支援ができない部分を MDA が代わりにフォローするなど両者の連携も図られているようだ。ソレンの家での当事者同士のグループ活動は、ピア・カウンセリングのような効果がもたらされている可能性があり、当事者のエンパワメントも図られているようである。また、ソレンの家では禁止事項が明確に規定されており、賠償や処分に関することも明記されているが、こうした点からもケアニーズの高い若者に日々対応していることがうかがえた。（松本幸治）

内部の様子（Maison de Solenn ホームページより）。家庭的な雰囲気でアートギャラリーなどもある。青少年の家は地域の学校や病院によく知られている。モロ医師がメディアによく登場することもあり、多くの青少年が訪れる。忙しい中でも質の高いケアを提供していくことが課題とのことだった。

参考資料
MDA Maison de Solenn ホームページ
http://www.maisondesolenn.fr/（2022 年 1 月 22 日閲覧）
MDA Maison de Solenn 活動報告書
http://www.maisondesolenn.fr/IMG/documents/4d3eb922dee39-projethdjversion8.pdf
Inspection générale des affaires sociales
Evaluation de la mise en place du dispositive<maison des adolescents（MDA）> RAPPORT 2013.
Laelia Benoit, Patrick Cottin, Marie R. Moro. What is a “Maison des Adolescents”? A history of integrated youth health care services in France. WILEY 2018;
Harf A, Moro MR. Houses for Adolescents（Maison des adolescents）. The International Association of Child and Adolescents Psychiatry Bulletin（IACAPAP）2009; 23 : 13.

コラム Colonne

CMPのソーシャルワーカー　カリンさん

インタビュー実施日 2022 年 1 月 20 日
安發明子氏紹介・通訳

フランスの精神医療は、WHO が推奨するセクター（※ 1）と呼ばれる 7 万人ほどの人口で区切られたエリアごとに提供されている。精神医療の入り口は CMP（心理医療センター）が担っており、受診のために、まずそこに行き、そこからデイケアや入院ケアなどに紹介される（※ 2）。CMP のサービスは無料で、経済的に厳しい状態にあっても、利用することができる。

CMP には子どもを対象にしたものと、成人を対象にしたものがある。フランス児童福祉の研究者である安發氏によると、学校場面において、心理面での心配だけでなく、他児にいやがらせをするような行動面での心配や、学習面での気になることなどがあると、CMP への受診を勧められるようである。その結果、パリ市内の CMP は常に予約待ちの状態で、診てもらうまでに数ヵ月待たないといけないようである（今回の視察先であるフラサティ小学校で、緊急の場合には、有料の民間医療機関を利用したり、つながりのある医師に頼ったりしなくてはならない、という話も聞いた）。

今回、安發氏の紹介で、子ども対象の CMP で、長年ソーシャルワーカーとして勤務しているカリンさんにお話を伺うことができた（2022 年 1 月 20 日）。

Q　自身について

A　現在はパリ近郊の CMP でソーシャルワーカーをしているが、それ以前は社会福祉事務所（Centre d'Action Sociale）で地区のソーシャルサービス（Service Social de Proximité: SSP）を行うソーシャルワーカーとして、住民のさまざまな相談に乗っていた。住居の問題を抱えている方が多く、転居先探しをよくしていたが、転居先が見つかった後も福祉事務所に相談に来られる方がいた。住居探しはきっかけにすぎず、当時は、その背景にある問題に気づかなかった。

Q　フランスの児童福祉の現状について

A　何もかも足りていない。日中に通う病院も待機期間（数ヵ月）が長く、ソーシャルワーカーは忙し過ぎる。また、CMP のように子どもの周りにある関係性などに対して包括的にアプローチするサービスの存続が危ぶまれるようになってきている。背景には、脳の発達に注目した学習障害への支援など、特定の問題解決に特化したアプローチが優先され、それに予算が割かれてきているという最近の動向が影響している。

Q　今後の自身の取り組みについて

A　今、心理学の勉強をしている。特定の問題に特化したアプローチではなく、子どもの周りの関係性に配慮したり学校などへの橋渡しをするなど、もっと包括的な支え方が大切である。そのため、精神分析学を学び、親の文化と子どもの文化の違いなどを踏まえて、ソーシャルワーカーとしてさらに成長したい。自分にとっては、人間について知りたいと思うこと、人と一緒に考えること、人と出会うこと、それらが根本にある。

フランスの現状について「何もかも足りていない」とおっしゃったように、カリンさんにとって、フランスは課題が山積みになっていると映るようである。そのような状況にあっても、自身の価値感をしっかりと持ち、常に学び続け、次のテーマに向かって取り組んでおられる。情熱的なエネルギーが、オンラインという状況を越えて、ひしひしと伝わってきた。フランスでは社会的信念を持ち活動や議論をする人を「ミリタン」（日本語に訳すと運動家）と呼ぶらしい（安發氏から聞いた）が、カリンさんはまさしく「ミリタン」と呼ばれるにふさわしい人だったのではないかと思う。カリンさんの情熱は、福祉に携わる「ミリタン」と呼ばれる人々が持つ精神的な土壌によって培われたものなのだろうか。あるいはフランスという土地の文化によって育まれたものなのだろうか。今回の研修を通して様々な刺激を受けたが、カリンさんのような、最前線で実務に携わる支援者の空気に触れられたのは、その中でも、とても印象に残る貴重な体験であった。（尾谷健）

参考資料
松田晋哉（1996）フランスの医療制度とその動向．医療経済研　究，3，143-156．（https://www.ihep.jp/wp-content/uploads/current/research/11/58/Vol.3_1996_11.pdf）
大島一成・阿部又一郎（2012）フランスにおける成人の精神科治療システムと法律―非自発的入院についての臨床的考察と提言―．精神神経学雑誌，114(4)，396-407．（https://journal.jspn.or.jp/jspn/openpdf/1140040396.pdf）
篠田道子（2011）フランスにおける医師と看護師の役割分担―看護師の「固有の役割」を中心に―．海外社会保障研究，174，30-41．（https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19455404.pdf）
和田（2008）「セクター制度の現状と日本の精神医療との比較」多賀茂・三脇康生編（2008）『医療環境を変える―「制度を使った精神療法」の実践と思想』．京都大学学術出版会，p.64-69.

※1　人口 6 万 7,000 人を一つの地域として、それぞれの地域ごとに、入院病床をはじめ精神医療に必要な施設を配置している制度。入院医療から地域医療に舵をきるため、1960 年代から導入された。入院治療は急性期に限定し、原則的に地域で精神病者を支える。同じ治療施設・治療チームが、あらゆる患者に、早期発見、院外治療、入院治療、入院後のフォローなど治療の継続を保証する治療システムである。地域医療を推し進めても、現実には、地域医療の枠組みでは支えきれず、長期入院を必要とする重症精神病者にどう応じていくかという課題がある。

※2　12 種類の治療構造がある。非住居型治療構造としては、1 心理医療センター CMP、2 常時受け入れセンター、3 デイケア、4 治療的アトリエ、5 部分的治療的受け入れセンター CATTP、6 自宅入院医療施設がある。住居型治療構造としては、1 入院ユニット、2 危機入院センター、3 夜間入院、4 治療的アパート、5 治療後受け入れセンター、6 治療的里親制度がある。

ロベール・ドゥブレ大学病院内移動チーム（児童虐待対応チーム）エキップ・モビール・エスパー Hôpital Universitaire Robert-Debré Equipe Mobile ESPER

講義日時：2022 年 1 月 13 日（木）
17:00-19:00（日本）・9:00-11:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：Bd Serurier,75019 Paris
講　　師：Dr Tania IKOWSKY（責任者、小児科医）
Mr Rodrigue LAPORTE（ソーシャルワーカー）

左からイコフスキー医師、ラポルト氏。
終始穏やかな表情で
取り組みについて話してくださった。

病院のホームページやインターネットで視察先について調べても、ほとんど情報がない状態であった。移動チームという言葉から、当初は、病院を中心にチームが結成され、院外でも幅広く活動するものと推察していた。

1. 概要

病院内の複数の診療科にまたがり、児童虐待などの危険な状況にあることが疑われるケースに対応をし、各科のスタッフに対して研修や助言とサポートを行う、機動力のある多種協働の組織である。「エキップ・モビール」という名称は、児童虐待に対応するチームだけではなく、終末期医療に対応する学際的なチームにも使われている。「Equipe」はチーム、「Mobile」は移動する、機動力がある（軍）という意味である。

（1）設立の経緯

医療現場では 20 年前から児童福祉への関心が高まっていたが、医師や医療関係者の声は、社会や政治に十分に届いていなかった。2020 年 4 月、コロナ禍において児童虐待が注目を浴びたことをきっかけに、小児科を中心に特別なチームが作られて対応を始めていたが、2021 年 4 月に正式にエキップ・モビール・エスパーとして発足した。

（2）財源

PACTE（下記）のスポンサーである財団 Fondation des Hôpitaux から、年間 20 万ユーロの資金援助を受けているが、資金繰りは厳しい。

2. 活動内容

（1）児童虐待対応

活動は月～金曜日の午前中。

院内スタッフが身体的、精神的、性的な虐待、DV、児童買春、貧困などにより危険な状況に置かれた可能性のある子どもを発見すると、チームに連絡する。チームは、保護されるべき子どもの初期評価、行政機関や司法機関への情報提供、その後の円滑な対応のための援助を行う。対応件数は月 40 件ほどである。

援助にあたっては、行政、医療機関、学校、警察、司法機関、アソシエーション（施設、母子保護施設、ＤＶシェルター、性暴力被害者支援施設）などと緊密に連携する。また移民の背景を持ち貧困状態にある子どもも多いため、医療パスポートを発行したり、継続的に無料でケアを受けられるようにしたりしている。

対応をしても救えないケースもある。そのため、

パクト（PACTES）とそのプロジェクト「エキップ・モビール」
PACTES（Parcours Coordonné Territorial pour les Enfants et leur Santé）

PACTES（子どもとその健康のための地域連携）は、虐待を受けた子どもたちの健康状態の改善のため、セリーヌ・ラファエル医師（75 ページ）がコーディネートしているプロジェクトである。プロジェクトのスポンサーは、マクロン大統領夫人が会長を務める財団（Fondation des Hopitaux）である。

エキップ・モビールは、PACTES が近年、新たに始めた病院内児童虐待対応ユニットプロジェクトである。現在、イコフスキー医師とラポルト氏が勤務するロベール・ドゥブレ大学病院を含むパリの 5 つの病院、及びブレストとグルノーブルの病院に設置されている。それぞれ、虐待を特定するために訓練された医師、心理士や看護師、ソーシャルワーカーなどから成り、主に各病院内で活動している。

医療関係者からの虐待通告は、これまで 5% に過ぎなかった。エキップ・モビールの活動は、虐医療関係者への虐待に対する啓蒙と確実な対応、及び外部との連携が期待され、今後、各地域の医療機関からの協力要請がくることについても想定されている。

院内の小児科医、BPM（112ページ）、検察、CRIP（43ページ）、他のエキップ・モビールチームが集まる会議を年に数回行い、解決策を探っている。

(2) 虐待予防活動

親への支援にも力を注ぎ、周産期ケア機関と協議しながら、養育面・医療面でのサポート体制の構築を図っている。

ロベール・ドゥブレ大学病院は、フランス最大規模の小児科病院である。

(3) 院内研修

医師、看護師、ソーシャルワーカーが、幅広い視野を持ち児童虐待への意識向上を図れるように、虐待早期発見に向けた研修を実施している。特に新人小児科医への研修を重点的に実施している。

また、虐待死に至らないように、予防的な観点で検討を重ね、研修を行う。

3. チームメンバー

小児科医、小児看護師、ソーシャルワーカーの3人で構成されている。今後、虐待を受けた子どもとその親への継続的な援助や、スタッフの心理的な不安に対処するため、メンバーに心理士を加えたいと考えているが、現在はそのための資金がない。

(1) 医師

児童福祉分野と法医学分野の知見を活かして対応するため、ソーシャルワーカーの評価した内容をもとに、診断と危険度のチェックを行っている。

(2) 小児看護師

早い段階で予防に関わる。母親の状態を把握し、アタッチメント形成ができているかを確認している。問題があれば、他職種と連携･情報共有を行い、乳幼児が安心して暮らせる環境を整えるべく、月1回のフォローをしたり、対応策を協議する。

(3) ソーシャルワーカー

多職種、他機関と連携を密にし、厳しい状況にある子どもたちを支援する。また、精神的な問題を抱えている子どもも多いため、CMP（心理医療センター。107ページ）と連携し、予防の段階か、治療すべき段階かのアセスメントをする。支援している子どもの多くは、ホームレスや保護者がいない子ども、不登校の子どもたちである。

4. チーム発足の効果

チーム発足以前は、エキップ・モビールが児童虐待対応に役割を果たせるのか疑問があった。それは、小児科医には危険な状態を発見しても後回しにする傾向があり、また施設で働く児童精神科医は多くのケースを抱えて、行政機関へ通告する時間的な余裕がないといった現状があったからである。

しかしチーム発足直後から、虐待の恐れのある子どもを診療した医療関係者の相談が数多く寄せられた。またこのネットワークを通じて、子どもに関わるさまざまな専門職が、共通の話題に対して多元的な視点で話し合えるようになってきた。

5. 今後の目標

チームを作る時には、弁護士、看護師、心理士、ケアワーカー、医者等がいるアメリカなどのチャイルドアドボカシーセンターを参考にした。そのような多職種の専門家が協働して子どもを支援する環境づくりを目指している。さらに、小児救急があるすべての病院に共通の虐待対応のガイドラインがあるが、学校や産婦人科等関連施設用のビデオをさらに作成して配布し、児童虐待の早期発見に繋げていきたいと考えている。

6. 所感

まず、言葉の壁を思い知らされる視察となったのは明らかであった。エキップ・モビールは、病院移動チームという事前の情報から、児童福祉の先進国フランスにおいて、縦横無尽に駆け回る存在だと考えていたが、直接お話をうかがうと、「司令塔のような存在」であった。事前の調査と実際が違うというのも、海外視察研修ならではと思った。研修を経て、ひとりでも多くの子どもを救うために動くという視点でモビール（機動力がある）という言葉が使われていたように感じた。言葉の意味やその背景を推察するのも、オンライン研修で事前の調査があったからできた賜物であり、自身の推察が当たっているのか、そうでないか、答え合わせのような研修になったことは個人的に非常に面白さを覚えていた。

さて、肝心の視察先についてだが、組織的対応として、現場レベルへの研修・訓練（一貫性ではなく、柔軟に研修内容を変えている）の重要さ、個人の虐待への知識や判断力、各機関との連携などの取り組みが参考になった。また、医療分野においての子ども虐待対応は、漠然とした理解であったが、本視察

を通してフランスのみならず日本での状況も調べる良い機会になった。

チームの発足後、コンタクトが多くあったということからも、医療的知見をもとに初期的対応を行うニーズの高さや、これまでの判断に対する責任と負担の存在がうかがえた。しかし、医療分野では人材不足もあるという話もあり、更なる人材確保・育成が求められているのは、日本と同じなのかもしれない。

日本においては、病院内子ども虐待対応組織 (CPT：Child Protection Team、以下 CPT) を設置し対応に努めている。CPT は、院外への窓口や対応が一本化されることで関係機関との連携を円滑に行うことができ、個々の責任と負担を軽減し、役割を明確にするという利点がある。また、設置の際に最低限必要なのは、連携の中心となるコーディネーター、リーダー医師である。2010 年の改正臓器移植法の施行によって、「虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制の整備」および「児童虐待の対応に関するマニュアル等の整備」をすることが法律の中で努力義務化された。この法的な影響もあり、現在では CPT を設置する病院は 90％以上に至る。しかしながら、子ども虐待医学の知識や技術を学び、専門レベルの対応が可能な医師は少ない現状であり、子ども虐待医学の専門家を養成していくことが求められる側面もあるようである。

（丑久保行紀）

参考資料
ロベール・ドゥブレ大学病院
https://robertdebre.aphp.fr/
AP-HP 財団（Assistance Publique-Hôpitaux de Paris）
https://www.aphp.fr/contenu/hopital-universitaire-robert-debre-1
フランスインテル　2021.4.13「児童虐待：トレーニング不足のため、こうした子どもたちを見分ける方法がわからない」セリーヌ・グレコが悔やむ」
https://www.franceinter.fr/emissions/l-invite-de-6h20/l-invite-de-6h20-13-avril-2021
（すべて 2022 年 1 月 13 日閲覧）
日本小児科学会　子どもの生活環境改善委員会 子ども虐待院内組織　2014 子ども虐待診療の手引き　改訂第 3 版 p.90

パリ警視庁　パリ地域圏司法警察局 未成年保護部隊 BPM(Brigades de Protection des Mineurs de Paris)

講義日時：2022 年 1 月 20 日（木）
18:00-20:00（日本）・10:00-12:00（フランス）
受講場所：エコール・ド・ハヤマ
所 在 地：36 Rue du Bastion, 75017 Paris
講　　師：Mr Christophe MOLMY
（未成年保護部隊責任者）

モルミー氏

視察の一週間前に、映画「パリ警視庁未成年保護部隊」を視聴した。未成年保護部隊警察官の公私にわたる人間模様がリアルに描かれており、衝撃を受けた。実際に BPM を取材して制作されたようだが、モルミー氏によると、現実とは違い、映画はあくまでもフィクションとのことだった。また、講師のモルミー氏はフランスでは有名人で、パリで起きた同時多発テロの時、襲撃犯が人質をとって劇場に立てこもった事件の総指揮者であった一方で、推理小説家として活躍もしている。

1. 概要

BPM（未成年保護部隊）では、未成年者が被害者となる強姦、強制わいせつ、虐待、売春あっせん、小児性愛犯罪等の事件の捜査、未然防止に取り組んでいる。設立は 1945 年。BPM という名称の中には「Protection；保護」という言葉が入っており、文字通り保護することが最重要任務である。大きく分けると①家庭内犯罪捜査班、②家庭外犯罪捜査班、③サイバー犯罪捜査班、④その他捜査班（人身売買、児童買春摘発など）の 4 つの班で編成されている。

2. スタッフ

（1）人員体制

捜査官は、100 名おり、そのほとんどが警察官である。BPM で働くには司法警察官の資格を取得する必要があり、子どもの取り調べを行う訓練を受けている。

警察官の男女比は、女性が 60％である。捜査チームは 9 チームに分かれており、1 チーム 8 名で構成されている。24 時間体制でチームごとのローテーション勤務だが、夜のみ勤務する人もいる。

心理士が 1 名在籍しており、家族の心のケアにあたる。

1945 年の設立当初はソーシャルワーカーが多かったが、時代の変遷の中で、ソーシャルワーカーの役割は薄れていった。今はインターネット犯罪や性的搾取などが増加しているため、インターネットによる子ども犯罪のエキスパート集団になっている。

（2）課題

BPM メンバーの平均在籍年数は 6 ～ 7 年と短い。子どもの性被害、虐待に関わる仕事は、精神的に摩耗するからである。特にサイバー犯罪担当部署は、四六時中ポルノ画像と向き合わなければならない。業務として定期的に外部の心理士によるメンタルヘルスのケアを受けなければならない。

3. 犯罪の種類と傾向

子どもに関する深刻な犯罪ケースを扱うのが BPM である。子どもが殺されたケースが一番深刻である。子どもへの殺意があるものと、そうでないものにはっきり分けられる。年間 2,000 件のケースを扱い、昨年は性暴力に関する案件だけで 400 件あった。

BPM に通報されたケースについては、当事者、近親者の取り調べを迅速に行い、対応する必要がある。隣人などできるだけ多くの人から情報収集を行い、立件のための証拠を固めていく。

主な犯罪の種類は以下の通りである。

（1）家庭内犯罪

①深刻な教育的体罰。教育的体罰で死に至るケースは多くないが、死に至ってしまった場合、またそれに近いことが起こった場合は、殺意があったと判断される。
②揺さぶられっ子症候群。結果的に子どもが亡くなったケースとして扱う。パリでは年間 5 ～ 6 件と少ない。背景として啓発活動が行われており、その効果が出ていると考えられている。
③性暴力。なかでも近親姦を最も深刻な犯罪として扱う。

(2) 家庭外犯罪

家庭外での犯罪が、この 10 年で大きく増加している。特に顕著なのは、10 歳以上の子どものインターネットによるポルノ犯罪への関与（加害と被害）である。子どもたちは大人の真似をしているという認識で、ことの重大さを理解できていない。インターネットや SNS の普及により、親の目が届かない状態で、未成年の犯罪が行われている。

また、以前にはあまりなかった未成年間の性暴力、レイプも増えている。学校内でグループでレイプを行い、それを録画して脅迫するケースもある。スマートフォンの登場で子どもの犯罪は大きく変わってきている。

(3) サイバー犯罪

女子の SNS を使った売春行為が問題になっている。大人が未成年と偽って子どもと親しくなり、ヌード写真を送らせ、その写真を使って脅迫するようなケースが増えている。

インターネットによる性的搾取の検挙数は、2013 年には 12 件だったが、最近では年間 60 件にのぼっている。

(4) その他の犯罪

パリでは、北アフリカ地域出身の移民による犯罪も問題となっている。特にパリの北エリアで深刻になっている。身分証明書がなくて年齢がわからなかったり、名前を複数もっていたりして取り締まりが困難である。フランスでは、写真を撮る、指紋をとることは強制できず、取り締まりができない原因の一つになっている。更生施設に入所しても、施設から抜け出し、何度も犯罪を繰り返す。ひったくり、泥棒、脅迫、薬物使用も多い。出身地国の警察官を呼んで取り締まる対応をとっている。

4. その他

2009 年、家庭内暴力のケースに早期介入、対応できるよう、BPM は BPF（Brigade de Protection de la Famille：家族保護部隊）と名称が変わったが、パリ市では BPM が例外的に存続し、BPF と並存している。パリ市の BPF は各区に配置され、夫婦間 DV 等の家族問題に対応している。BPM は家族、子どもという区別ではなく、特に重篤なケース（命にかかわること、家族間性的暴力など）を扱う。BPM と BPF とで扱うケースが区別されている。

5. 所感

まずは、多忙であるにもかかわらず視察を受け入れてくださったモルミー氏に感謝したい。警察署内の見学では、サイバー犯罪担当部署というなかなか外部には見せない部署の様子や情報を見せていただき貴重な体験だった。また、児童保護の観点で取り調べや捜査にあたっては、警察内の部署ではあるが、子どもの気持ちに配慮されていた。

命にかかわる重篤なケースを扱う部署であり、所属する捜査官の肉体的、精神的な疲労などがうかがわれたが、実際の現場には語ることのできない、もっと生々しい現実があるのだろうと想像する。

児童福祉機関と警察との連携については、日本では警察署の生活安全課と連携するイメージだが、それは BPF の管轄であるように感じた。この BPM は、フランスにおいて特別で重要な役割を果たしている部署であることが学べた貴重な時間になった。

（坂口泰司）

メスの狼が子どもを守っている様子をイメージしている。

参考資料
家族保護部隊 BPF
https://www.police-nationale.net/brigade-protection-famille/（2022 年 1 月 20 日閲覧）
映画「Polisse パリ警視庁未成年保護部隊」2011 年 Canal+
WIKIPEDIA 「Christophe Molmy」（2022年1月20日閲覧）
ONPE 2021 Chiffres clés en protection de l'enfance au 31 décembre 2019

BPM 見学

BPM は、パリ市北西部の 17 区に位置する。パリ地方圏司法警察局（パリ DRPJ）の本部がある 8 階建て建物の 3 階が BPM のフロアになる。

まずは、7 歳までの子どもの取り調べを行う部屋を見学する。おもちゃなどは一切ないが、取調室のように感じられない。取り調べ中にパソコンで記録をとることはせず、ビデオ録画をして、後で子どもの態度を確認し、記録を整理する。取り調べは、子どもの集中力を考慮して 30 分以内で終えるように配慮している。室内には性別の違う人形があり、その人形を使って起きた出来事を再現できるようにしている。また、マジックミラーの裏側の部屋に捜査官、心理士もおり、場合によっては面接中のスタッフに指示することもある。被害者だけでなく加害者の子どもの取り調べをすることもある。

次に、サイバー犯罪担当部署を見学する。広い部屋にはパソコンが何台も並び、インターネット犯罪に関する押収品を分析している。証拠（児童のポルノ画像など）はすぐに出てこず、たいていは隠してあるので、この部署で押収品を詳しく分析する。インターネット犯罪については、フランス国内だけではなく海外の機関とも連携し、国内外の犯罪者の特定や検挙にあたる。それとは別に、リアルタイムで児童ポルノ画像をダウンロードしている人をインターネット上で見つけ、捜査や逮捕に向けた活動もしている。また、捜査員が子どもなどになりすまして、インターネットサイト上で、犯人を突き止めることもしている。児童ポルノ犯罪にはインターネットが大きく影響しており、サイバー犯罪担当部署は非常に重要な部署となっている。

司法警察局本部

子どもの取り調べを行う部屋

押収品のスマートフォンを分析している様子

サイバー犯罪担当部署

児童ポルノ画像をダウンロードしている場所が分かる（濃い色のポイントほど件数が多い）

コラム
Colonne

研修団の心強いサポーター　安發　明子さん

現在、パリに在住し、現地の児童保護と児童家庭福祉の調査研究や発信をされている安發（あわ）さん。今回、研修の随所でご協力いただきました。なぜフランスで生活するようになったのか、どのような背景や思いがあって、我々をサポートしてくださったのかについてインタビューを行いました。

<幸せを感じることができなかった幼少時代>

両親とも鹿児島出身でしたが、父の仕事の関係で、東京の中目黒で育ちました。私は国内移民の２世です。幼少時代は生き生きと過ごすことができませんでした。したくないことをさせられ、みんなに合わせなければならない、嫌なことも我慢しなければならないといったプレッシャー、そして暴力的な言葉が日常的にある環境を息苦しく感じていました。その気持ちを受け止めてもらえる機会もありませんでした。恵まれた環境で育ちましたが、子ども時代に幸せだと感じていたとは言い難く、またそのことを周りに相談しても、一見、恵まれている環境であるがゆえに否定されました。今思えば、自分の気持ちや自分自身を大事にしてもらえない環境でした。

<国によって子どもの育ちが違うと知ることになったスイスでの生活>

小学校２年生の時、父が大使館に出向し、家族でスイスのジュネーブに引っ越しました。スイスの小学校では男女の隔たりや差異への攻撃がなく、またクラス替えもなく、クラスがまるで一つの家族のようでした。それぞれの個性を認め合う雰囲気で、私にとって学校は安心できる環境でした。周囲の期待に沿うことが求められがちな日本とは違い、自分がどう思い、どう感じ、どう考えるかを大切にしてもらえる場所だったと思います。

<日本で見た現実>

父のスイスでの勤務が終わり、帰国しました。そこで自分が想像していた豊かな日本のイメージには程遠い現実を見ることになります。家に鍵もお風呂もなく、洋服も一着しか持っていない同級生。新幹線が通るたび震度４くらい揺れる家。学校に火炎瓶が投げ込まれたり、掃除道具の柄にコンドームがついていて、暴力団にバイク２人乗りでひったくりをさせられた同級生が亡くなったりしました。私は都心の私立中学校に入学しましたが、よかったという思い出はありません。思い出すのは日常的に痴漢にあうことです。車内で助けを求めても誰も助けてくれない、親や先生に訴えても「気をつけなさい」と言われるだけでした。車内の中吊り広告の10代のビキニ姿が目に入り、日本人にはもっと子どもを守ってほしいと悔しくてたまりませんでした。理不尽さや、子どもの気持ちやウェルビーイングを軽視する社会に対する反発が育ち、幸せな人がもっと幸せに

なる仕事よりも、理不尽な辛い思いをしている人が幸せになることを仕事にしたいと考えるようになりました。
大学は社会学部に進みました。児童自立支援施設で学習ボランティアをしましたが、そこでも子どもたちが置かれている環境にショックを受けました。たくさんの才能のある子どもたちが機会に恵まれず、そのまま大人になっていく不公平さも感じました。当時、大学では国際協力が流行っていて、開発途上国の支援には熱心でも、日本国内で起こっている不幸に対しては関心の薄い学生がいたり、自己責任論や子どもに関することも親の責任だけを問う風潮がありました。国内の不遇な状況にある子どもたちの生活や、虐待に関する関心もそれほど高くはありませんでした。そのような中、施設や少年院を訪問し、特にスイスの児童保護関連施設との比較から、子ども時代にたくさんチャンスを与えられるか、あるいは家庭環境がそのまま子どものチャンスに影響するかは、生まれる国の福祉や社会状況によって違うことを知りました。日本でも、どのような家庭に生まれてもチャンスをつかんだり幸せになる方法があるようになってほしい、と思うようになりました。

<バーンアウト>

現実に起きていることを知りたくて東京近郊の市役所に就職し、生活保護担当として働きました。さまざまな人の人生に触れることになりました。その中で、実現できる福祉の制約が大きく、人々の力になっていると感じにくい苦しさがありました。特に、母子家庭は就労へのプレッシャーが大きく、生活保護家庭において、子どもの福祉に十分優先して取り組めない状況の中で、どんどん子どもの調子が悪くなっていく家庭もありました。そのような中、私自身、うつ症状が出て、病気退職しました。

<フランスに移り住んだ転機>

退職後は、子どもの福祉の重要性を伝えたい、そのために施設にいる若者たちの生き様を広く知ってもらいたいと、日本国内とスイスの施設で暮らす子どもたちのライフヒストリーを集めた『親なき子』(ペンネーム島津あき)という本を書きました。

日本から見たスイスの福祉に魅力を感じながらも、実際に海外移住をする方法は見当もつかないままでした。転機となったのが2011年に起きた東日本大震災でした。直後にフランスに避難した日本人富裕層が大勢滞在するホテルで日本人スタッフを募集しており、ワーキングホリデーを利用して渡仏しました。

左からエデュケーター、日中入所の若者、施設長、安發さん。日本好きの若者が日本の里親宅に滞在しながらフリースクールに3週間留学。帰仏後、報告会を開いたときの写真

その後はフリーランスで通訳や翻訳の仕事、日本の研究者の海外調査の手伝いをし、その後大学院に入学して、フランスの児童福祉についての学びを深めていきました。大学院では、まずは健康社会政策学科で「パリ郊外の子どもの育ち－施設の子どもから見た家族・学校・福祉」という論文を書き、その後社会学学科で「パリ郊外の社会的養護—どのように社会化を経験するのか」という、施設に入ってから子どもが受ける福祉と子どもの変化についての論文を書きました。卒業後は、もっと広く子どもの育ちについて知るべく、産科、保健所、学校、地域福祉、警察と広く調査を続けました。

フランスの福祉業界で一番魅力に感じていることは、現場の職員が支援する相手のために憤り、自分たちが福祉を築いていく気持ちで戦っていることです。自分たちの実践の発展のためには、外の目が貴重であるとして、ドアを叩くと必ず歓迎してくれます。会いに行くとその熱に触れ自分も燃える、あるいは久しぶりに会いに行って話を聞きたいと思う現場職員をリストにしたら書き終わらないと思います。私にとっても社会的親のように感じる、いつも気にかけてくれる人たちがいます。

<伝えることの難しさ>

日本の現場職員にとって刺激になるような、違った視点が得られるような内容をフランスから発信したいと、執筆や講義に取り組んでいますが、一方で、伝えることの難しさに常にぶつかっています。専門職に見守られながらみんなで子育てをし、子どもはみんなから豊かな資源を得られるのが良いという考えのフランスと、子育ては親の責務、子どものことは親が決めるという考え方が強い日本。社会の中での「子ども」の存在が大きく違うので、丁寧に紐解く重要性を感じています。「なんてひどい親なんだ」と親を責めることはあっても、「親への支援が十分ではなかったからこのような事件が起てたのではないか」という視点は十分共有されていないように感じます。子どもが幸せに育つことができればもっといい社会になるということを、戦略的に伝えていきたいというのが私自身の課題です。

フランスの福祉現場で議論される価値の中に、自分にとっての答えを見つけ出す瞬間があります。自分が幸せでないと感じていたのはそういうことだったのか、生活保護の仕事で葛藤を抱え苦しんでいたのはこういうことかと、宝物のようなヒントをもらえるのがフランスでの調査をやめられない理由です。

全ての子どもに幸せに暮らす権利がある。子どもも自分が幸せになるため、よりよく生きられるために主張

をしていい。それを汲むのが専門職の役割である。常に元気でなくていい、ありのままの感情を表現してもいい。親もサポートを受けていたら、子どもが遠慮したり、親を助けなきゃと思うことなく、子ども自身が自分の人生を主体的に生きられる。まずは子どもが幸せに過ごせることが何より大事、という前提をどう守っていけるのかと考えています。個人的には幸せな子ども時代を過ごしていないと子育てをとても難しく不安に感じること、また楽しく遊んだ経験がないと子どもと遊ぶことすら簡単ではないことも、日本で理解され、そうした人が支えてもらえるようになっていってほしいです。

<日本の現場で働く方々へのメッセージ>

私は日本で戦えませんでした。今、皆さんの後方支援を行っているようなものです。日本でも児童福祉の現場で頑張っている人が多くいますが、この分野がいかに大事であるか、広く社会に伝えることが必要だと思います。障害者には、これまで自らの権利を訴え、戦い、勝ち取ってきた歴史がありますが、子どもが自ら戦うことは難しく、子どもの権利擁護のため声を上げることが現場職員の役目だと感じます。日本の場合、児童保護の世界はどのようなものなのか、現場がどのように子どもを守っているのかということや、現場で蓄積された知識が社会に共有される機会は十分ではありません。現場の人たちからの情報発信や知識共有の機会が必要です。

また現場同士の議論の機会をさかんに持って、現場発の福祉の発展を推し進めてほしいです。公的機関や民間がみんな一緒に、複数の業種で連帯して声をあげ、大きな流れを作れたらと。フランスではよく、児童福祉に関する幅広い集まりがあり、自分の職場の外から学ぶ機会が多くあります。学びあい支え合う、刺激を受け改めて考える機会はとても大切です。ミリタン（社会的信念を貫く人）として、批判精神を養い、広い視野を持ち、クリエイティブに、能動的に取り組んでほしいと思います。自分で自分の人生をつくっていっているわけですから。

これからも子どもたちがより幸せに暮らせるために、現場で生まれゆく価値や実践を、蝶を追いかけるように集めていき、希望を発信し議論を喚起していきたいです。

（インタビューとまとめ：松本幸治）

サブリナさん（107 ページ）も通った第二のチャンス高校にて。第二のチャンス高校は全国にあり、子どもたちは、3 週間の進路指導と勉強のフォローアップ、3 週間の毎回違う職場での実務研修を繰り返す。

コラム Colonne

ここが私たちのanother skyパリ

1月から始まった研修も2月12日が最終日。フランスとはオンラインでつながってはいるが、フランスの雰囲気を感じないまま研修は終わろうとしていた。最終日の最後に、プログラムにはなかったお楽しみ企画を提案していただき「オンライン企画:パリの街ぶらツアー」が開催された。研修では多くの学びがあり、充実した日々であったが、どこか物足りない気持ちを埋める時間となったことは言うまでもない。

本研修で通訳を務めてくださった大町さんとカメラマン中川さんのガイドで凱旋門に登り、シャンゼリゼ通りを歩き、エッフェル塔までの約2時間のツアー。やっとフランスの空気感を体験できる、と楽しみにしていた。

ツアーのスタートはよく晴れた昼下がりの午後、凱旋門の展望台から見えるパリの街並みの美しさに一気に引き込まれていった。美術専攻であった大町さんから凱旋門の装飾彫刻の説明があり、中川さんがシャンゼリゼ通りを歩きながら「オー・シャンゼリゼ」を熱唱された。素晴らしい美声が響き渡り、団員一同がびっくりした。

シャンゼリゼ通りにはたくさんの店が並んでいた。シャンゼリゼ通りもCOVID-19の影響を受けていると言われたが、ハイブランドの旗艦店には行列ができていた。また、以前のような人出はないそうだが、観光客の姿があり、マスクを着用していない人も多くいた。高級店が立ち並ぶ中で、「カフェ・ジョイユー」という精神障害をもつ人々を雇用しているコーヒーショップがあり、大盛況だったのが印象的だった。

また、人気のマカロン店をめぐり、勝手にオンライン上で、ピエール･エルメ VS ラデュレ論争が繰り広げられ、盛り上がった。

午後4時、セーヌ川岸に到着。セーヌ川の向こうにはエッフェル塔が見え、ツアーも終盤であることを告げていた。夕暮れが近づき、その幻想的な風景に、私たちは画面越しであることを忘れて実際にセーヌ川の畔にたたずんでいるような錯覚に陥っていた。そして、団員みんなでパリの空気を味わいに戻ってきたいと思ったのだった。研修の最後を締めくくるのにふさわしい時間になった。

研修の準備、調整をはじめ、通訳、ツアーのガイドなど多岐にわたりお世話になった、大町さん、中川さん、東武トップツアーズ株式会社の皆様、資生堂社会福祉事業財団の白岩さん、田中さんに感謝いたします。ありがとうございました。

（坂口泰司）

凱旋門の彫刻にもそれぞれ歴史と物語がある。

カフェ・ジョイユーでくつろぐパリジャンたち。

シャンゼリゼ通りから見える凱旋門。

セーヌ川とエッフェル塔。この風景をまたみんなで見たいと思った。(2022.2.12)

今回のフランス研修でお世話になったカメラマンの中川さん（左）と通訳の大町さん。

参考　研修国の紹介
フランス共和国　French Republic

フランスは、ヨーロッパ西部に位置し、南西にスペインと、東にベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、スイス、イタリアと国境を接し、西は北海、英仏海峡、大西洋に接し、南は地中海に接する。山岳地帯が東部と南部にあり、セーヌ川が北部を、ロワール川とガロンヌ川が西部を、ローヌ川がスイスと地中海の間を流れている。国土面積は、欧州連合（EU）においては最大で、日本の 1.7 倍ある。人口は、第 2 次世界大戦後から、高出生率や移民の流入によって増加を続け、2020 年の人口は 6,700 万人あまりであった。パリ、北部及び東部の工業地帯、リヨン並びに地中海岸東部などの都市部に人口が集中している。ヨーロッパの本土以外に、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ギアナ、フランス領南極地域など世界中に数多くの海外領土を有している。

産業と経済

世界 6 位の経済規模のフランスでは、労働力人口の 70％近くがサービス業部門に従事している。農業については、西ヨーロッパ最大規模の農業国である。特にワイン・スピリッツの生産国として有名で、ブドウ栽培は特別な位置を占める。工業部門は農産食品産業、自動車産業、建設産業、化学工業、鉄道産業、航空宇宙産業、エネルギー産業、医薬品・化粧品産業などが特に発達している。高級品部門と観光産業でも知られ、世界最多の観光客数を誇る。

2019 年 12 月、中国武漢市で感染者が報告されてから数ヵ月で世界的流行に拡大した新型コロナウィルス感染症（以下、Covid-19）の影響で、2020 年の GDP の成長率はマイナス 7%（日本はマイナス 4.5%IMF）となった。これは第 2 次世界大戦後、最大の下げ幅であった。しかし 2021 年夏には、2019 年平均の水準まで回復し、2021 年の GDP 成長率は 7 % (日本は 1.6%　IMF) であった。

2022 年のロシアのウクライナ侵攻による経済への影響については、対ロ貿易がフランスの GDP に占める割合が 1％未満とロシアとの経済関係は希薄なため、フランスの貿易面における影響は限定的とみられ、今後の成長率も他の EU 諸国より高くなると予想されている（日本総研）。

地方自治制度

フランスは、市町村（コミューン）、県（デパルトマン）、地域圏（レジオン）の 3 レベルの地方自治体で構成される。各自治体は定められた権限に基づいて、それぞれのレベルで自治を行う。児童、障害者、高齢者に対する支援を含む社会福祉は、県が責任を負う事業である。県は海外県 5 つを含めて 101 ある。もともと、県の区画は、ナポレオン統治時代に、本庁舎の所在地から馬車で 2 日以内で往復できる範囲として人為的に設定された。そのため、多くの県は、本庁舎を中心として半径約 40 キロメートル、面積 6,000 平方キロメートル前後の大きさになっている。県の執行権は、公選の県議会議長に付与されている（日本総研）。

歴史

中世 －「フランス」のはじまり

フランスの国名は、5 世紀に国を征服したゲルマン民族のひとつフランク族に由来する。フランスは、「カロリング朝フランク王国」の分割によって 9 世紀に誕生した。この時イタリアやドイツの原型となる国とともにできた「西フランク王国」が、現在のフランスの原型である。10 世紀末、この地域が「フランス」と呼ばれるようになった。14 ～ 15 世紀は、フランス領内で戦いが展開された百年戦争をはじめとする戦争、黒死病やペストなど伝染病の流行、社会的混乱などの動乱の時代であった。16 世紀後半、宗教戦争で問題とされた王権が立て直されて中央集権化が進み、絶対的な権力に成長して絶対王政となった。しかし周辺国との戦争や豪華な宮殿の造営などによる増税、国力の低下などで国民の不満が増し、1789 年のフランス革命につながった。

フランス革命

革命以前のフランスでは、聖職者を第一身分、貴族を第二身分、平民を第三身分とする身分制度が敷かれていた（この旧制度をアンシャン＝レジームという）。人口の9割は第三身分だったが、国土の3～4割は第一身分と第二身分が所有し、聖職者は課税が免除されていた。18世紀のフランスでは、封建社会とキリスト教的な世界観を批判し、合理性や人間性の開放を目指した啓蒙思想が興っていた。革命では、第三身分が独自に組織した「国民議会」が、封建制の廃止を宣言し、「人権宣言」を採択した。フランス革命では、「おかみさん」たちが先頭に立って数千人の市民がパリからヴェルサイユに行進をし、国王一家をパリに連行するなど、女性が民衆蜂起に大きな役割を果たした。革命によって、第一身分は力を失い、結婚は教会が司るものではなく市民契約となり、禁止されていた離婚が法制化されるなど家庭内における男女平等が保障された。しかし、人権宣言で掲げられた平等は階級間の男性の平等であった。1792年、男性選挙による国民公会が成立し、王政の廃止と共和政（第1共和政）が宣言された。

ナポレオンとナポレオン法典

1804年、ナポレオンが皇帝に即位した。ナポレオンは、法の前での平等、信仰や労働の自由、私的所有権と契約の自由などの近代市民法の基本的原理を示し、他国の模範となった世界初の法典を制定した。しかしここで謳われた「個人の自由」「階級間の平等」も、「男性の自由」「男性間の平等」であった。法典はアンシャン＝レジームの価値観や慣習を一定程度容認した内容となっており、夫権と父権を優位とした封建的な家長制が明文化された。（ナポレオン法典は、全面的に改正された家族に関する部分をはじめとして、内容に修正が加えられているが、「民法典（Code civil）」として今日でも生き続けている）。

ナポレオンは10年あまりで失脚し、王政復古の試みと革命が交互に繰り返された。1870年に第2帝政が終わって以来、フランスは、共和政をとっている。

近現代

フランスは、第1次世界大戦では戦勝国となったが、数百万人の死傷者を出し、戦場となった本土は甚大な被害を受けた。第2次世界大戦中は、対独協力を進める政権（ヴィシーフランス）が存在したが、イギリスに亡命したド・ゴール将軍を首班とした自由フランスをはじめとして多くのレジスタンス組織が政治運動や活動を行っていた。戦後は、それまでのレジスタンスが新しい政治階層の形成につながり、第4、第5共和政の政府を組織して国の復興に取り組んだ。現在まで続く政治体制である第5共和政の初代大統領ド・ゴールは、アルジェリアの独立を承認するなど非植民地化や経済の近代化を推進した。

1958年10月4日に公布された第5共和国憲法は、フランスを「不可分の、非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である」と定めた。共和国大統領は任期5年で、国民による直接普通選挙によって選出される。2022年4月の大統領選では、現職で中道与党「共和国前進」のマクロン大統領が、極右政党「国民連合」の党首ルペン候補を下し、再選された。

憲法

憲法の精神

第33回（2007年）資生堂海外研修報告書における記載を下に抜粋する。

フランスの憲法は（フランス共和国憲法）は、1958年に制定された。その全文には1789年のフランス人権宣言と1949年の第4共和国憲法を踏まえ、「自由・平等・友愛」の精神をうたっている。

この精神は国旗のトリコロール(3色)によっても表されている。この旗は、1789年のフランス革命の際、国民軍が資料したものをもとに作られた。

フランスの憲法は「人民の、人民による、人民のための政治」を原則に掲げ、「共和国、法の前の平等」と「国民主権」「政党活動の自由」をそれぞれ認めている。この憲法を基にさまざまな法律や制度が展開されることになるが、それらは時代の変化と国民の状況にあわせ、見直しや強化、改正などが柔軟に行われている。こうしたフランスのあり方は、数多くの戦いと革命の歴史に翻弄されながらも、そこに生じる数々の難問を乗り越えてきた、人権の国としての国民性を強く感じるものである。

過去200年余りの間で10の憲法が制定され、現在の憲法も1958年から24回もの改正が行われているフランスは、「憲法の実験室」と呼ばれる。憲法の改正を通じて、人の権利の保障の強化や、大統領と国民議会のバランスの再編（フランスは大統領が強力な権限を有する）などを行っている。最後に改正がなされたのは2008年で、職業等社会的関係における男女平等参画、諸意見の多元的表明、国民投票の機会の拡充、権利擁護官（Défenseur des droits　権利擁護機関などと訳されることもある）の創設などが規定された。

現行憲法の前文には、「1946年憲法前文により確認かつ補完された人の諸権利と国民主権の諸原理に対する至誠、・・・・を厳粛に宣言する」とある。その1946年憲法前文には「国は、個人と家族にその発展に必要な諸条件を保障する。」「国は、すべての者、とりわけ子ども、母親および高齢労働者に対して、健康の保護、物質的安全、休息および余暇を保障する。年齢、身体的もしくは精神的状態、経済的状況ゆえに労働することができない境遇にある人はすべて、相当な生存手段を共同体から取得する権利を有する。」「国は、子どもと成人が教育、職

業訓練および教養を平等に受けることを保障する。あらゆる段階で無償かつ非宗教の公教育を組織することは、国家の義務である。」とある。フランスが「人権の母国」と呼ばれる所以だろう。（法律の条文と言葉はすべて高橋和之編 .2014.［新版］世界憲法集 . 岩波書店より抜粋、引用した）。

家族のかたち

フランスの婚姻と PACS、親子関係などについては、第 I 章 17 ～ 20 ページ、第 II 章 103 ページもご参照ください。

PACS の増加

フランスでは、1960 年代まで、法的な婚姻が主要な夫婦の形態であった。しかし、ユニオン・リブル（union libre 同棲）や 1999 年に制度化された PACS（連帯市民協約、民事連帯契約制度などと訳される）の利用者が増え、2020 年には、PACS の件数（17 万）が法的な結婚件数（15 万件）より多くなった（図 1）。（後述するが、結婚件数が少なかった背景には、パンデミックで結婚式が開かれなかったという事情もある）。

図 1. 同性･異性間の結婚と PACS の数の推移 (1990 ～ 2021 年）
2021 年の結婚、2018 ～ 2020 年の PACS の数は 2021 年末の暫定データ。
2013 年まではマヨット島を除く、2014 年からはマヨット島を含むフランス。
出典 : INSEE, statistiques de l'état civil (mariages) ; SDSE, fichiers détails (Pacs) ; calculs INSEE pour la répartition des Pacs selon le sexe entre 1999 et 2006.

2016 年、フランス本土では、3050 万人がカップルとしてパートナーと一緒に暮らしていた。そのうち 72％が結婚しており、7％が PACS を結んでおり、21％がユニオン・リブルとして同棲していた。法的な夫婦の割合は 1990 年には 87％を占めていたが、減少している。ユニオン･リブルは、1990 年の 13％であったが、PACS の法制化以降、法的な夫婦の割合が減るにつれて増加している。PACS の割合は、2011 年から 2016 年の間に 4％から 7％へと増加した。

（同棲から始め、パートナーとの関係を選択していく若者たち）

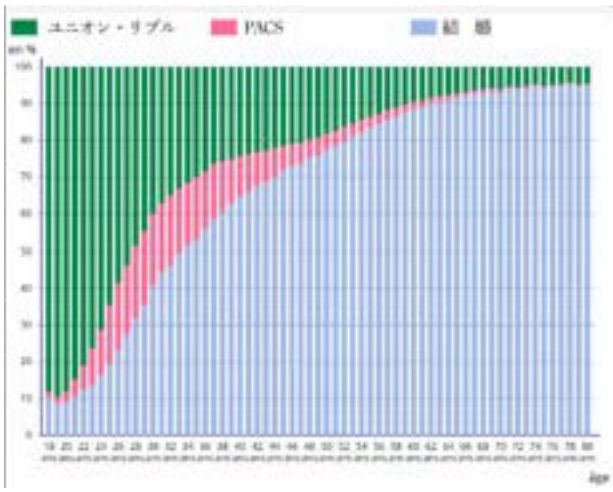

図 2. 同居人（カップル）との関係（年齢別）（2016 年）
マヨット島を除くフランス
出典 : INSEE, Enquête annuelle de recensement 2016.

図 2 は、同居カップルとの関係（2016 年）を年齢別に示した図である。20 歳以下は 9 割がユニオン・リブルであった。若者はカップルとして成立すると、ほとんどの場合、ユニオン・リブルで同居を始め、その後、PACS を結んだり、結婚したりする。その後ユニオン・リブルを継続するカップルもいる。PACS は 26 ～ 35 歳の間で利用される割合が高く、各年齢で 17 ～ 20％が PACS であった。結婚は、特に 30 歳から広く普及している形態である。2016 年、30 歳でパートナーと同居をしている人のうち、結婚している人は 41％、ユニオン・リブル関係にある人は 40％、PACS は 19％であった。

表 1 にパートナーとの関係と、25 歳未満の子どもの有無及びその数を示す。法的婚姻関係にある夫婦の 41％、PACS の 65％、ユニオン・リブルの 52％に子どもがいる。そして子どもの 3 割弱は、法的夫婦以外のカップルの子どもである。

表 1. パートナーとの関係と 25 歳未満の子どもの数別カップルの関係（2018 年）

	子ども（25 歳未満）はいない	子ども（25 歳未満）がいる	子どもの数				合計
			1 人	2 人	3 人	4 人以上	
法的夫婦	6,473,372	4,626,335	1,628,804	1,945,116	787,671	264,744	11,099,707
PACS	437,987	807,449	358,361	368,633	68,424	12,031	1,245,437
ユニオン・リブル	1,314,711	1,434,536	658,339	551,846	163,936	60,415	2,749,248
別に配偶者がいる	161,043	107,000	47,775	36,649	15,062	7,514	268,043
合計	8,387,113	6,975,320	2,693,280	2,902,244	1,035,093	344,704	15,362,434

出典：INSEE, RP2018 additional exploitation, geography on 01/01/2021.

出生率

2016 ～ 2018 年の期間平均で、マヨットを除くフランスでは、合計特殊出生率は 1.89 人だった。国立統計経済研究所（INSEE）によれば、大都市圏の中心的な自治体では出生率が低く、女性の平均出産年齢も高い。地域間の出生率の格差は縮小している傾向にあるが、平均出産年齢は地域による差が大きくなってきている。特にパリがあるイル・ド・フランスでは、他の地域よりも平均出産年齢が高く、かつ高齢化が進んでいる。

結婚と出生率への Covid-19 の影響

2020 年のフランスにおける結婚件数は 154,600 組で、Covid-19 の流行の影響で歴史的に低い数字となった。過去 20 年間、結婚件数は減少傾向にあったが、2019 年から 2020 年にかけてはほぼ 3 分の 1 まで減った。ロックダウンや結婚式への招待客数の上限等の規制により、結婚式の祝宴がストップしてしまったためである。2021 年は 22 万組の法的夫婦が誕生し、その数は 2020 年より 42%増えた。

また出生数については、2021 年、フランスで生まれた赤ちゃんは 73.8 万人で、2020 年より 3,000 人多かった。2020 年春の最初のロックダウンから 9 ヵ月後の 2021 年初頭は出生数が減少したが、その後、増加した。2020 年に 1.8 まで低下した合計特殊出生率は、2021 年には 1.83 人とわずかに上昇した。

子どもが暮らす家庭

INSEE によれば、2020 年、未成年の子どもを養育していた世帯数は 800 万世帯あった。このうち 4 世帯に 1 世帯がひとり親家庭であり、その数は 2011 年から増加している。ひとり親家庭で暮らす子どもは一人っ子であることが多く、他の家庭よりも貧しい場合が多い。子どものいる家庭の 9%が混合家族（カップルのどちらか一方または両方が、以前のパートナーとの間にできた子どもと同居している状態）である。

子どもの姓

INSEE によれば、2014 年、フランスでは 818,565 人の赤ちゃんが生まれ、これら赤ちゃんの大多数には父親の姓がつけられた（83%）が、10 人に 1 人は両親の姓がつけられた。INSEE はこれについて、子どもの姓のつけかたは、両親の婚姻状況や出身国、住んでいる地域を反映しているかもしれず、例えば両親がスペインやポルトガル出身の場合、子どもは二重姓になる可能性が高いと解説していた。親子のあり方も、パートナーとのあり方も多様なフランスで、夫婦はどのような姓を使い、子どもにはどのような姓をつけているのだろうか。以下、研修期間中、研修団員が独自にオンライン講演会を依頼した、フランス在住のジャーナリスト、プラド夏樹氏の著作（『夫婦別姓―家族と多様性の各国事情』第 2 章『フランス　多様なカップルの在り方が少子化に終止符』から抜粋をして、カップル間の姓の選択と子どもの姓のつけ方についての制度を紹介する。

・・・・・・・・

P67　2 女性の権利獲得と制度改革　―― 20 世紀以後　†通称の法制化

……1985 年「姓の継承に関する夫婦の権利と平等改革」を実施し、通称使用が法制化された。

現在は、私生活で、家族生活で、社会で、職場で、出生姓ではない次の四つの姓の中から一つを選択し、正式に通称使用し、身分証明書上で出生姓の横に明記することができる。当然、行政機関はこの通称を尊重する義務がある。

①出生姓と、継承できなかった親の姓を出生姓にハイフンでつなげる連結姓（順番は自由）

②出生姓と、婚姻関係にあるパートナーの姓をハイフンでつなげる連結姓（順番は自由）

③女性による夫の姓使用

④男性による妻の姓使用（2013 年から）

P76-77　3. 子どもの姓をどうするか　†姓の継承と男女平等

1978 年、欧州評議会は加盟国に、「子どもへの姓の継承に関して両親には同じ権利を」と男女平等を考慮に入れた法を採択することを勧告した。また 1979 年、国連は「姓に関する権利における性差別を撤廃するように」加盟国に要請し、以降、欧州では、子どもへの姓の継承に関して父親の姓が優先されることを不平等とみなすようになった。

遅ればせながらフランスでも、2005 年以降、次の姓を子どもに継承させることができるようになった。ちなみに両親が結婚しているかどうかは子どもの姓には影響しない。

①父の出生姓
②母の出生姓
③両親が合意した順序でのハイフンなしの併記姓（例：DupontMorel あるいは MorelDupont）
また、両親が合意できなかった旨を申告した場合は ABC 順で併記姓になり（2013 年から）、両親が希望を表明しなかった場合は父親姓にと定められた。
しかし、選択する権利は存在しても、知らなければ行使することができないというのが実態だ。
国立統計経済研究所（INSEE）の発表によると、2019 年に生まれた 75 万 3383 人の子どものうち 61 万 3377 人が父親の姓を継いでいる。子どもに父親の姓を継がせる習慣は相変わらず多数派だが、その中には、情報が乏しく、子どもに継承させる姓にはいくつかの選択肢があることを知らない人も多いのではないだろうか？

以上、栗田路子 ; 冨久岡ナヲ ; ブラド夏樹 ; 田口理穂 ; 片瀬ケイ ; 斎藤淳子 ; 伊東順子 . 2021. 夫婦別姓 ――家族と多様性の各国事情 (ちくま新書) . 筑摩書房 . より。

産休 / 育児休暇

母親の出産前後の出産休暇は、第 1 ～ 2 子の場合に 8 ～ 16 週間、第 3 子の場合に 26 週間である。多胎妊娠やリスク高い妊娠の場合には日数が増え、双子の妊娠の場合は 34 週間に、三つ子の妊娠の場合は 46 週間になる。2021 年、出産時の「父親休暇」が 14 日から 25 日に増えた。父親は、これに 3 日間の法定休暇をあわせて最大 28 日間、休むことができる。多胎出産の場合には休暇は 32 日になる。

育児休暇については、子どもが３歳になるまでの間、最長３年間の休業が可能である。

移民

INSEE によれば、2020 年、人口の 10%（670 万人）は移民（フランス国外で、フランス人以外として生まれ、フランスに住む者）であった。そのうちの 36%がフランス国籍を持っていた。

フランス本土に住む移民の数を過去から振り返ると、1910 年には 110 万人、1954 年には 230 万人、1975 年には 390 万人と増加していた。1975 年から 1999 年にかけての増加は緩やかで、人口に占める移民の割合はおおよそ 7%あまりで一定していたが、1999 年以降再び増加し、2018 年には 900 万人（人口の 14%）の移民が暮らしていた。

第 2 次世界大戦後から 1970 年半ばまでの移民は主に男性で、「栄光の 30 年（Trente Glorieuses）」（経済が繁栄し、社会福祉制度が飛躍的に発展した）における労働ニーズを満たしていた。1974 年のオイルショックによる経済不況を契機に、フランスは移民の積極的な受入れを停止したが、その後は、家族再統合のほか、母国で取得した学位に適した仕事に就くため、研究活動を継続するため等の理由でフランスに移住する女性が増えている。

2006 年以降、人口増加に対する移民の貢献度が高まり、移民の純移動（流入数と流出数との差）は 21% 増加し、なかでも移民の未成年者の純移動が大きく増加している。なお、2017 年 1 月から 1 年間の間に、フランスの人口は 31.7 万人増加したが、そのうち 44%の 13.9 万人が移民であった。

移民の出身地

2020 年、フランスに住む移民の 47%は、アフリカ大陸生まれであった。30%はチュニジア、アルジェリア、モロッコ（マグレブ）出身で、この割合は 1980 年代からほとんど変わっていない。過去 10 年間で、アフリカからの移民の数は、年平均 2.9%ずつ増加している。ヨーロッパ出身の移民は、現在、移民全体の 33%だが、1975 年は 66%だった。かつてはヨーロッパ圏内からの移住者は、スペイン、イタリア、ポルトガルからが多かったが、現在は、EU 非加盟の国など多様化している。アジア出身の移民は、移民全体の 15%である。なおアジアからは女性の移民が多くなっている。

労働時間

フランスは、2002 年から週 35 時間労働制をとっている。法定労働時間は週 35 時間で、これを超えると、原則として賃金割増の対象となる。しかし 2005 年、法定労働時間を週 35 時間制に据え置くことを前提としつつも、収入増を望む労働者の時間延長を可能とする「時短緩和法」が成立している。現在、例外はあるが、労働時間の上限は、1 日 10 時間、週 48 時間、かつ 12 週平均で 44 時間である。さらに夜間の就労については 8 時間を超えてはいけない。

週 35 時間働くフルタイムの従業員は、毎年最低 5 週間の有給休暇を取得する権利がある。法定有給休暇は、1 カ月ごとに 2.5 日、年間で 30 労働日（法律上、土曜日は労働日であるため、実質的には 25 日）である。これは、パートタイムの従業員であっても、フルタイムの従業員と同じである。また 5 月から 10 月の間に、一定期間の休暇を一度に連続して取らなければならない。企業によっては、週 35 時間の労働時間を週 39 時間にして、その超過分を休暇で消化する（つまり休暇が増える）という運用をしているところもある。病欠と有給休暇は分けて管理され、使わない有給休暇は次の年に持ち越しできない。

フランスの週 35 時間労働制は、ひとり一人の労働時間を短縮化し、多くの人たちに雇用の機会を創出すること、生活の質や健康を改善し医療費を削減すること、経済生産性を上げること等を目的にしていたが、効果は限定的だっ

たという意見もある。もともとの目的への効果はともかく、この制度は、夫婦が家で過ごす時間を増やし、出生率の回復にも効果をあげているという評価もある。

貧困

格差問題

フランスにおける貧困率や可処分所得における所得格差は、日本のそれよりも小さく、ヨーロッパの中でも中程度の所に位置している。貧困のリスクは失業者、若年層、片親家庭で高く、経済的な不平等は、パリを中心とした地域圏であるイル・ド・フランスと海外領土、人口密度の高い自治体、都市部においてより顕著にみられる。

INSEE によれば、2018 年、フランス本土の一般住宅に住む住民の 14.8％である 930 万人が、貧困の閾値以下で生活していた。フランス全体では、190 万人が極度の貧困状態にあり、17 万人が極度の貧困に陥る可能性があった。極度の貧困状態にある 190 万人のうち、35％が子どもで、7％が 65 歳以上であった。また 24％はフランスの海外領土の居住者であった。老人ホーム等の医療・社会福祉施設に住む 7.9 万人、寮やホステルに住む 8.6 万人は、特に低所得者が多く、極度の貧困状態にある可能性が高かった。一般の住宅に暮らす人々の場合、極度の貧困は、低所得と深刻な物質的・社会的剥奪の組み合わせとして定義されるが、彼らは、貧困状態にない人に比べて、7 倍もの物質的・社会的な困窮に苦しんでいた。極度の貧困状態にある成人の 3 分の 1 は、健康状態が悪いために日常生活に制限を受けている。また 3 分の 1 以上が失業中で、5 人に 1 人が就学・就業をしていない・職業訓練を受けていない（NEET）状態（かつリタイヤもしていない）で、働いている 3 分の 1 は、ブルーカラー労働者やパートタイム従業員、あるいは断続的労働に従事する人たちであった。

若者の貧困－ Covid-19 の影響

フランス労働省の報告によると、26 歳以下の若者の 3 ヵ月以上、または期限を定めない契約による雇用数は、2019 年から 2020 年にかけて 15％近く減少し、新卒の求人数も激減している。フランスでは、日本の生活保護にあたる積極的連帯所得手当 RSA（Revenu de solidarité active) の受給対象者は、原則 25 歳以上となるため、若者の貧困がパンデミックで深刻化した。

貧困状態にある人々は 2020 ～ 2021 年の間に 3 度実施されたロックダウンの間、社会的援助や医療サービスへのアクセスが困難となった。この期間は、家族と親族関係のつながりで互いに扶助しあう、新しい形の連帯が示された（Duvoux, 2021）。しかし、親族のつながりは脆弱でもあり、ロックダウンや夜間外出禁止令の期間中、家庭内の暴力が問題にもなった。※

※フランスにおけるパンデミック中の DV についての対応や状況については PRESIDENT ONLINE　髙崎順子 2020.5.26 「外出禁止」の 3 日後に DV 対策を出したフランス、1 カ月以上かかった日本 https://president.jp/articles/-/35577　に詳しい。

パリ

フランスの北中部に位置する都市であり、首都である。パリは県であり、市でもあり、市長を議長とする市議会が県行政も行っている。

紀元前7600年頃には、既にセーヌ川沿いにある現在の市街地に人々が住んでいた。パリの名称の由来は、紀元前1世紀頃にパリシイ人という人々が住んでいたことから名付けられたと言われている。フランク王国が5世紀末に首都を置いて以来、パリはフランス政治の中心地となっている。日本では「花の都」と言われるが、フランス語では「光の都」(la Ville Lumière)と称され、啓蒙主義時代から、教育、芸術、文化、華やかな社交の場として人々の憧れと注目を集めてきた。現在も、美食、ファッション、アート、ビジネス、学問、エンターテインメントに多くの機会を提供している。

フランス・パリの旅行ブログより

面積105㎢のパリは、20の行政区から構成されている。行政区は、ルーヴル美術館がある第1区を中心に、カタツムリの殻のように螺旋状に広がっている。移民、住宅、社会インフラ、公共事業、郊外開発など、都市化の問題への適応によってパリは拡張されていき、現在のような都市群となっている。

2021年、パリの人口は218万人であった。パリには高い賃金や、活発な社会･文化生活を求めて若い人が集まってくるが、パリジャンは定年を迎えると地方に戻る傾向がある。そのためパリは、他の都市に比べて働く世代が多い地域である。また住民の大多数はフランス人であるが、移民の比率も高い（表2)。パリの外国人居住者の3分の1はEU諸国出身者だが、アルジェリア、モロッコ、チュニジアなどのアフリカ諸国からの移民も多い。

表2. フランス全土とパリの人口（年齢層、法的地位別）(2016年)

		15歳未満	15~24歳	25~54歳	55歳以上	合計	
フランス全土	移民	312,390	527,930	3,348,249	2,038,002	6,226,571	9%
	移民以外	11,805,884	7,315,146	22,109,729	18,904,258	60,135,016	91%
	合計	12,118,274	7,843,075	25,457,978	20,942,260	66,361,587	100%
		18%	12%	38%	32%	100%	
パリ	移民	12,666	37,246	250,883	144,751	445,546	20%
	移民以外	294,537	252,451	741,008	456,785	1,744,781	80%
	合計	307,204	289,697	991,891	601,536	2,190,327	100%
		14%	13%	45%	27%	100%	

出典：Insee, RP2016

フランスと日本の概況

	フランス	日本
総人口(18歳未満)	6,706万(1,442万)(2020.01)仏国立統計経済研究所(INSEE)	1,2617万(1,860万)(2019.10)統計局
面積	54万4,000㎢	約37.8万㎢
政体	共和制	立憲君主制
首都・人口・面積	パリ・218万人(2021.01)INSEE 105㎢	東京・約1,402万人東京都 2,194㎢
合計特殊出生率OECD	1.80(2020)	1.36(2019)
GDP(2021)IMF	2.94兆USドル	5.1兆USドル
一人当たりGDP(2021)IMF	4.53万USドル	4.07万USドル
国民負担率(2018)財務省(租税負担＋社会保障負担)/GDP	68.3%	44.3%
個人所得に対する課税(2020)OECD	GDPの9.56%	GDPの6.02%
18-65歳 ジニ係数 (2018)OECD ※1	0.301	0.334
貧困率/子どもの貧困率(2018)OECD	0.085/0.117	0.157/0.140
女性への暴力に対する意識(2019)OECD ※2	6.6	8.9
ジェンダー・ギャップ指数(2021)WEF 153ヵ国中 ※3	16位	120位
親しいパートナー(近親者)による身体的・性的暴力を受けたことがある女性	26%(2014)EU	NA
過去12ヵ月の間に、近親者による身体的・性的暴力を受けた女性	5%(2014)EU	NA
ジェンダー不平等指数ランク(2020)UNDP 167ヵ国中 ※4	167ヵ国中	24位

※1：0に近いほど格差がない
※2：ある状況下では、夫／パートナーが妻／パートナーを殴ることは正当化されることに同意する女性の割合
※3：「ジェンダー間の経済的参加度および機会」「教育達成度」「健康と生存」「政治的エンパワーメント」の指標を基にランキング付けしている
※4：人間開発の基本的な側面「健康」「知識」「生活水準」における男女間の格差を測定している

（文責：田中）

参考資料
IMF France https://www.imf.org/en/Countries/FRA
出雲 祐二 2007 フランスの所得格差と RMI 海外社会保障研究　Summer 2007 No. 159 p48-58
INSEE Working time and working at home during the lockdown: significant differences depending on occupation https://www.insee.fr/en/statistiques/4806682
LSE　Nicolas Duvoux 2021.1.16. France is in the midst of a poverty crisis https://blogs.lse.ac.uk/europpblog/2021/06/16/france-is-in-the-midst-of-a-poverty-crisis/
OECD France https://www.oecd.org/france/
外務省　フランス共和国　https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/france/data.html#section1
クーリエ・ジャポン　2020.3.29. 外出禁止令のフランスで急増する DV ―政府が対策を発表 https://courrier.jp/news/archives/195448/
高等学校世界史 B/ フランスの宗教戦争と絶対王政　https://ja.wikibooks.org/wiki/%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E4%B8%96%E7%95%8C%E5%8F%B2B/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%81%AE%E5%AE%97%E6%95%99%E6%88%A6%E4%BA%89%E3%81%A8%E7%B5%B6%E5%AF%BE%E7%8E%8B%E6%94%BF
コトバンク　フランス憲法　https://kotobank.jp/word/%E3%83%95%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%82%B9%E6%86%B2%E6%B3%95-126556
STATISTA Economic impact of the coronavirus (COVID-19) in France - statistics & facts　2022.6.7.　https://www.statista.com/topics/8035/economic-impact-of-the-coronavirus-covid-19-in-france/#topicHeader__wrapper
STATISTA Violence against women in France - statistics & facts　https://www.statista.com/topics/8875/violence-against-women-in-france/#dossierContents__outerWrapper
世界史の窓　http://www.y-history.net/appendix/wh1003-031.html
男女共同参画局　男女共同参画に関する国際的な指数　https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html
内閣府ホーム　2005　平成 17 年版少子化社会白書　3 働き方の見直し―ヨーロッパで様々な動き（労働時間の短縮）https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2005/17webhonpen/html/h1420300.html#:~:text=%E3%81%9D%E3%81%AE%E4%B8%AD%E3%81%A7%E3%80%81%E5%8A%B4%E5%83%8D%E6%99%82%E9%96%93,%E3%81%8B%E3%81%A8%E8%A8%80%E3%82%8F%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82
内閣府男女共同参画局　各国の男女共同参画に係る主な取組の流れ（年表）（フランス）https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/iv/02.pdf
日経 BP 神田憲行 2016.11.2. 憲法改正の流儀［フランス編］現行憲法を 24 回改正している「憲法の実験室」から学ぶ教訓 https://business.nikkei.com/atcl/report/15/120100058/102400008/
日本総研　2022 年 4 月 28 日　ウクライナ危機下でも好調を維持するフランス経済 ～インフレ圧力の弱さと希薄な対ロ関係が背景～ https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=102618
パリコンパス　2021.3.3. 有給休暇が 8 週間！ 35 時間法の光と影【フランス人の働き方と休み方 3】https://pariscompass.net/france-job-rtt/
プラド夏樹　2021　フランス　多様なカップルの在り方が少子化に終止符　栗田路子 ; 冨久岡ナヲ ; プラド夏樹 ; 田口理穂 ; 片瀬ケイ ; 斎藤淳子 ; 伊東順子 . 夫婦別姓　――家族と多様性の各国事情　筑摩書房
Ma French Life PACS: Benefits and Obligations of the French Union - ma French Life
UN WOMEN France https://evaw-global-database.unwomen.org/en/countries/europe/france
Légifrance Constitution du 4 octobre 1958　https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000571356/2019-07-01/
Paris, France Population (2022) - Population Stat
労働政策研究・研修機構 2004 議論が続く「時長」-35 時間労働制の見直し
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2006_2/france_01.html
労働政策研究・研修機構 2005 労働時間と働き方：フランス 労働時間をめぐる動き～週 35 時間労働制の見直し https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2005_5/france_01.html

パリ
Britannica Paris https://www.britannica.com/place/Paris
コトバンク パリ　https://kotobank.jp/word/%E3%83%91%E3%83%AA-116834
INSEE https://www.insee.fr/fr/accueil

(すべて 2022 年 6 月 13 日閲覧)

＜資料＞フランス（パリ）児童保護の流れ

第46回研修内容から研修団が作成

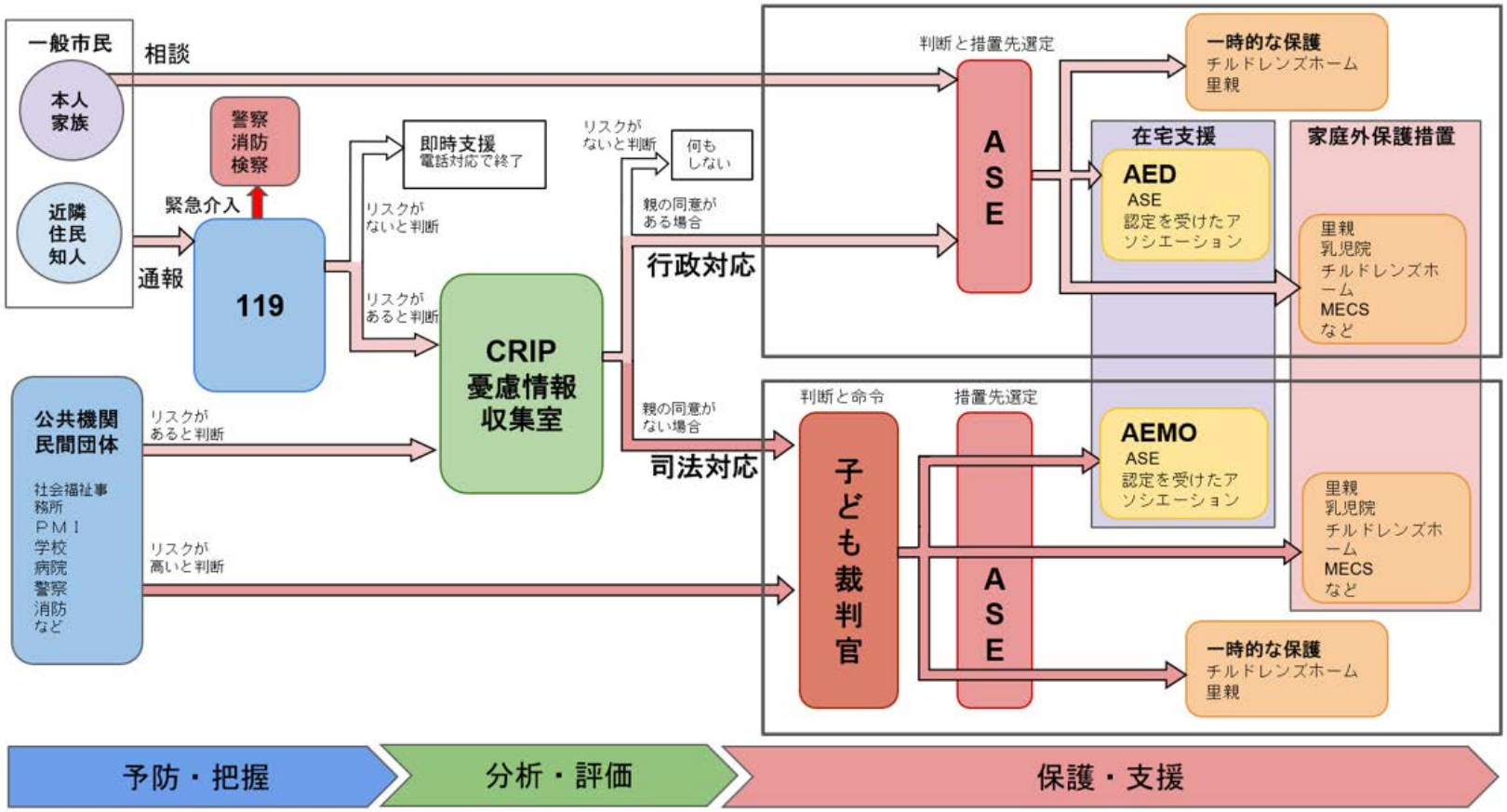

＜予防・把握＞

本人や家族が保護について相談する場合、ASE（児童社会扶助機関）に相談する。ASEで支援の判断や、措置先の選定を行う。

近隣住民や知人が危険な状態にある児童を見つけた場合、119全国電話サービス（「もしもし危険な状態にある児童」）に通報する。

119全国電話サービスは、通報を受けるとリスクの評価を行う。そこで緊急介入が必要と判断された場合は、警察・消防・検察へ連絡する。リスクがあると判断された場合は、CRIP（憂慮情報収集室）に情報が送られる。リスクがないと判断された場合は、助言等の電話対応で終了となる（即時支援と呼ばれる）。

地域の公共機関や民間団体など地域にいる専門家が危険な状態にある児童を見つけた場合、CRIP（憂慮情報収集室）に情報を送るが、中でもリスクが高いと判断されたケースは、子ども裁判官に情報を送る。

＜分析・評価＞

CRIP（憂慮情報収集室）は、情報の一次アセスメントを行う。リスクがないと判断した場合は、それ以上の対応はしない。リスクがあると判断した場合に対応を行うが、支援に対する親の同意の有無によって、対応が分かれる。親の同意がある場合は、行政対応としてASE（児童社会扶助機関）に情報が送られる。親の同意が得られない場合は、司法対応として子ども裁判官に情報が送られる。

＜保護・支援＞

行政対応の場合、ASE（児童社会扶助機関）が、一時的な保護、在宅支援、家庭外保護措置などの中から必要な支援を判断し、それらの支援を行う支援機関を選定する。この行政措置における在宅支援は、AED（在宅教育支援）と呼ばれる。

司法対応の場合、子ども裁判官が、措置に関して判断と命令を行う。その後、ASEが措置先の選定を行う。この司法措置における在宅支援は、AEMO（施設外教育支援）と呼ばれる。

措置の割合は、行政措置が2割、司法措置が8割である（件数についてはP.23およびP.46を参照。司法措置の多さの課題についてはP.88-89を参照）。

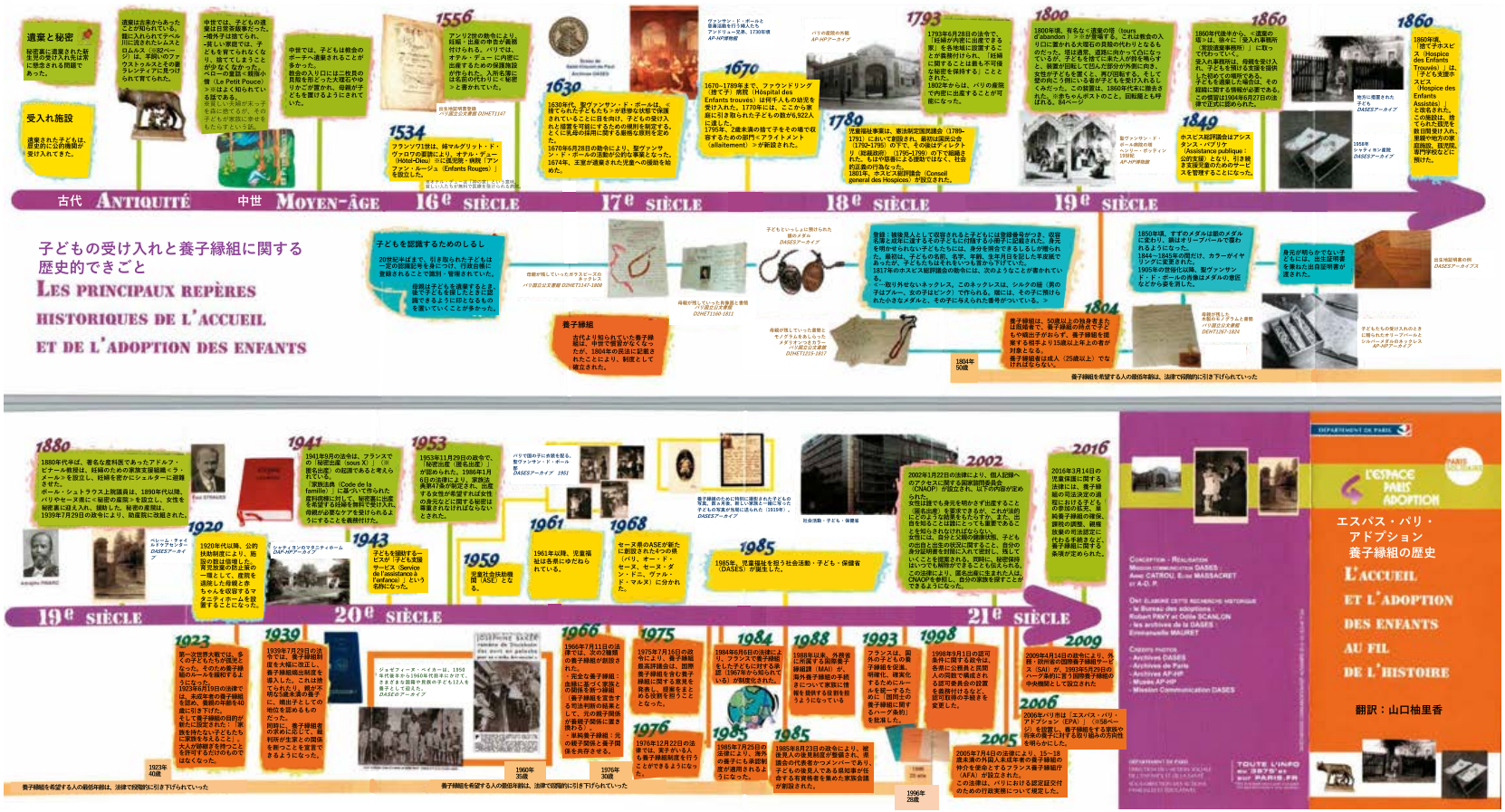
遺棄と秘密
秘密裏に遺棄された赤ん坊は保護される問題があった。
遺棄は未来からあったことが知られている。親に入れられてオールドにされたシュメールのムルス（※2ページ）は、不妊いのファウストゥルスとその妻ファシティアに育てられて育てられた。
受入れ施設
遺棄されたチャンスは、歴史的に公的機関が受け入れてきた。
中世では、子どもの遺棄は日常茶飯事だった。→絶外子は捨てられ。→貧しい家庭では、子どもを育てられなくなり、捨ててしまうことがかなくなかった。ペローの童話＜親指小僧（Le Petit Pouce）＞※はよく知られている話である。※話しの主人公がオッ子を森に捨てるが、その子どもが家庭に幸せをもたらすという話。
中世では、子どもは教会のポーチへ遺棄されることが多かった。教会の入り口には二枚目の扉を設けることで大雑色やゆりかごが置かれ、母親が子どもを置けるようにされていた。
古代 ANTIQUITÉ
中世 MOYEN-ÂGE
16e SIÈCLE
1534
フランソワ1世は、姉マルグリット・ド・ヴァロワの要請により、オテル・デュー（Hôtel-Dieu）※に医師聖・姉妹「アンファン・ルージュ（Enfants Rouges）」を設立した。
1556
アンリ2世の勅令により、貧困・出産の年齢が義務付けられる。パリでは、オテル・デューに内部に出産するための保護施設が完成された。内部屋には各部の代わりに「秘密＞と書かれていた。
17e SIÈCLE
1630
1630年代、聖ヴァンサン・ド・ポールは、一緒でられた子どもたちが修修な結果で保護されていることと目を向け、子どもの受け入れと措置を可能にするための規則を制定する。とくに孤身の妊娠に関する最初な規則を定める。
1670年6月28日の勅令により、聖ヴァンサン・ド・ポールの活動が公的な事業となった。
1674年、王室が遺棄された児童への援助を始めた。
1670
1670-1799年まで、ファウンドリング（捨て子）病院（Hôpital des Enfants trouvés）は何千人もの幼児を受け入れた。1793年には、ここから家庭に引き取られた子どもの数が6,922人に達した。
1799年、2度未満の捨て子をその場で収容するための部門＜アライトメント（alitement）＞が新設された。
18e SIÈCLE
1780
児童福祉事業は、憲法制定議民議会（1789-1791）において創設され、最初は国民公会（1792-1795）の下で、その後はディレクトリ（総裁政府）（1795-1799）の下で組織された。もはや宗教による援助ではなく、社会的活動の行為なった。
1801年、ホスピス総評議会（Conseil general des Hospices）が設立された。
1793
1793年6月28日の法令で、「妊娠の内密に出産できる家」を各地域に設置することが義務付けられた。「妊娠に関することは最も不可侵な秘密を保持する」ことと定められた。
1802年からは、パリの産院で内密に出産することが可能になった。
1800
1800年頃、有名な＜遺棄の塔（tours d'abandon）＞※が登場する。これは教会の入り口に置かれる大型石の貝殻のそれから、塔は通常、道路に向かって凸になっているが、子どもを捨てに来た人が安心もっと、鎖置が回転して凹んだ部分が外側に向き、女性が子どもを置くと、奉仕団員を呼ぶ。そして受の向こう側にいる奉仕団員が子どもをくみだった。この装置は、1860年代末に撤去された。※捨てられたチャストのこと。印刷版とも呼ばれる。84ページ
1849
ホスピス総評議会はアシスタンス・パブリック（Assistance publique：公的支援）となり、引き続き支援児童のための サービスを管理することになった。
1860
1860年代末から、「捨て子のホスピス（Hospice des Enfants Trouvés）」は、「子どもを支援ホスピス（Hospice des Enfants Assistés）」と改名された。この頃設は、捨てられた孤児を教育国家引き入れ、集団や他方の家庭施設、慈善団体、専門学校などに預けた。
1860
1860年頃、「捨て子のホスピス（Hospice des Enfants Trouvés）」は、「子どもを支援ホスピス（Hospice des Enfants Assistés）」と改名された。この頃設は、捨てられた孤児を教育国家引き入れ、集団や他方の家庭施設、慈善団体、専門学校などに預けた。
子どもを認識するためのしるし
20世紀半ばまで、引き取られた子どもは一定の認識記号を身につけ、行政台帳に登録されることで識別・管理されていた。
母親が残していったガラス製ビーズのブレスレット
パリ国立公文書館 DO1ET1147-1808
子どもといっしょに預けられた銀のメダル
DASESアーカイブ
母親が残していった銅製のメダル
パリ国立公文書館 DO1ET1160-1811
母親が残していった銅製とセラミックをあしらったメダリオンとカラー
パリ国立公文書館 DO1ET1215-1817
養子縁組
古代より知られていた養子縁組は、中世で衰退がなくなったが、1804年の民法に記載されたことにより、制度として確立された。
1804年 50歳
登録：被後見人として収容されると子どもには登録番号がつき、収容名簿と成年に達するまの子どもに付随する小冊子に記載された。身元を明かされない子どもたちには、身分を明白できるしるしが贈られた。男児は、子どもの名前、名字、年齢、生年月日を記した羊皮紙であったが、子どもたちはそれをいつも首から下げていた。
1817年のホスピス総評議会の勅令には、次のようなことが書かれている。
＜一取り外せないネックレス、このネックレスは、シルクの紐（男の子はブルー、女の子はピンク）で作られる。紐には、その子に預けられた小さなメダルと、その子に与えられた番号がついている。＞
1804
養子縁組は、50歳以上の独身者または既婚者で、養子縁組の時点で子どもや既出子がおらず、養子縁組を提案する相手より15歳以上年上の者が対象となる。
養子縁組は成人（25歳以上）でなければならない。
1850年頃、すずのメダルは銀のメダルに変わり、銀はオリーブバールで覆われるようになった。
1844-1845年の間だけ、カラーがイヤリングに変更された。
1905年の世俗化以降、聖ヴァンサン・ド・ポールの肖像はメダルの表区などから姿を消した。
身元が明らかでないチェックしたは、出生証明書を兼ねた出自証明書が渡された。
出生地証明書の例
DASESアーカイブス
子どもたちの受け入れのときに使われたオリーブバールとシルバーメダルのネックレス
AP-HPアーカイブ
養子縁組を希望する人の最低年齢は、法律で段階的に引き下げられていった
19e SIÈCLE
1880
1880年代半ば、著名な産科医であったアドルフ・ピナール教授は、妊婦のための家族支援組織＜ラ・ポールを設立し、妊婦を密かにシェルターに避難させた。
ポール・シュトラウス上院議員は、1890年代以降、パリやセーヌ県に＜秘密の産院＞を設立し、女性を秘密裏に迎え入れ、接続した。秘密の産院は1939年7月29日の政令により、助産院に改組された。
Adolphe PINARD
Paul STRAUSS
1920
1920年代以降、公的扶助制度により、貧困の妊婦に生育支援費の助成金額の一環として、産院を退院した母親と赤ちゃんを収容するマターニティホームを設置することになった。
ベレット・ナイティングケイルマターニティホーム
DASEアーカイブス
1941
1941年9月の法令は、フランスの「秘密出産（sous X）（※匿名出産）の起源であると考えられている。
「家族法典（Code de la famille）」に基づいて作られた妊娠療法として、秘密裏に出産を希望する妊婦を無料で受け入れ、母親が必要なケアを受けられるようにすることを義務付けた。
シャティヨンのマターニティホーム
DAP-AHPアーカイブ
1943
子どもを預かるービスが「子ども支援サービス（Service de l'assistance à l'enfance）」という名称になった。
1953
1953年11月29日の政令で、「秘密出産（匿名出産）」が認められた。1986年1月6日の法律により、家族法典第47条が制定され、出産する女性が希望すれば女性の身元などに関する秘密は尊重されなければならないとされた。
1959
児童社会扶助機関（ASE）となる。
パリで初の子ども表彰を受ける、聖ヴァンサン・ド・ポール賞
DASESアーカイブ 1951
1961
1961年以降、児童福祉は各県にゆだねられている。
1968
セーヌ県のASEが新たに創設されたその他の県（パリ、オー・ド・セーヌ、セーヌ・ダン・ドニ、ヴァル・ド・マルヌ）に分かれた。
養子縁組のなかに特別に指定された子どもの写真。若い女性、美しい表情と一緒にいたずらとの不安が性格に読められた（1919年）。
DASESアーカイブ
社会活動・子ども・保健省
1985
1985年、児童福祉を担う社会活動・子ども・保健省（DASES）が誕生した。
2002
2002年1月22日の法律により、個人記録へのアクセスに関する国家諮問委員会（CNAOPF）が設立され、以下の内容が定められた。
女性は誰でも本元を明かさず出産すること（匿名出産）を要求できるが、これが法的にどのような結果をもたらすかを、また、出自を知ることは誰にとっても重要であることを知らされなければならない。
女性には、自分と父親の健康状態、子どもの出自と出生の状況に関すること、自分の身分証明書を封筒に入れて提出し、残していくことを提案される。同時に、秘密保持はいつでも解除することもできるが、この法律により、匿名出産に生まれた人は、CNAOPFを参照し、自分の家族を探すことができるようになった。
2016
2016年3月14日の児童保護に関する法律には、養子縁組の司法決定の場合における子どもの参加の拡充、養子縁組の確保、調査の調査、縁組数量の明法調査に代わる手続きなど、養子縁組に関する条項が定められた。
21e SIÈCLE
1923
第一次世界大戦では、多くの子どもたちが孤児となった。その中養子縁組のルールを厳格化するようになった。
1923年6月19日の法律では、未成年者の養子縁組を認め、最低の年齢を40歳に引き下げた。
そして養子縁組の目的が新たに設定された：「家族を持たない子どもたちに家族を与えること」。大人が縁組を持つことを許可するだけのものではなくなった。
1923年 40歳
1939
1939年7月29日の法令では、養子縁組制度を大幅に拡充した。養子縁組地法制度を導入した。これは地方でられたり、見かず明るい縁未来の養子に、縁組子としての地位を認めるものだった。
同時に、養子縁組者の定めに応じて、裁判所が生家との関係を断つことを宣言できるようになった。
ジョセフィーヌ・ベイカーは、1959年代末から1960年代初頭にかけて、さまざまな国籍や民族の子どもを12人も養子として迎えた。
DASEのアーカイブ
1960年 35歳
1966
1966年7月11日の法律では、次の2種類の養子縁組が創設された。
・完全な養子縁組：血縁に基づく家族との関係を断つ縁組
・「養子縁組を宣言する司法判断の結果として、元の親子関係が養親子関係に置き換わる」
・単純養子縁組：元の親子関係と養子関係を両立する。
1975
1975年7月16日の政令により、養子縁組諮問評議会は、国際養子縁組を含む養子縁組に関する意見を発表し、提案をまとめる役割を担うこととなった。
1976
1976年12月22日の法律では、養子がいる人も養子縁組制度を行うことができるようになった。
1976年 30歳
1984
1984年6月6日の法律により、フランスで養子縁組をしたお子どもに対する条項（1967年から知られている）が制度化された。
1985
1985年7月25日の法律により、海外の養子にも承認制度が適用されるようになった。
1985
1985年8月23日の政令により、被後見人の後見制度が整備され、児童会の代表者カンメンバーであり、子どもの後見人である県知事が任命する有資格者を集めた家族会議が創設された。
1988
1988年以降、外務省は、海外養子縁組の手続きについて家族に情報提供する役割を担うようになっている。
1993
フランスは、国外の子どもの養子縁組を促進、明確化、確実化するためにルールを統一するために「国際社会養子縁組に関するハーグ条約」を批准した。
1998
1998年9月1日の認可条件に関する政令は、各県に公務員と民人の同数で構成される認可委員会の設置を義務付けるなど、認可取消の手続きを変更した。
1996年 28歳
2005
2005年7月4日の法律により、15-18歳未満の外国人未成年者の養子縁組の申介を受ける子をフランス養子縁組庁（AFA）が設立された。
この法律は、パリにおける認定証交付のための行政実務について規定した。
2006
2006年パリ市は「エスパス・パリ・アドプション（EPA）」（※58ページ）を設置し、養子縁組をする家族や将来の養子に対する取り組みの方向性を明らかにした。
2009
2009年4月1日の政令により、外務・欧州省の国際養子縁組サービス（SAI）が、1993年5月29日のハーグ条約に基づ国際養子縁組の中央機関として設立された。
養子縁組を希望する人の最低年齢は、法律で段階的に引き下げられていった
養子縁組を希望する人の最低年齢は、法律で段階的に引き下げられていった
DÉPARTEMENT DE PARIS
L'ESPACE PARIS ADOPTION
エスパス・パリ・アドプション
養子縁組の歴史
L'ACCUEIL ET L'ADOPTION DES ENFANTS AU FIL DE L'HISTOIRE
翻訳：山口柚里香
CONCEPTION - RÉALISATION
MISSION COMMUNICATION DASES :
ANNE CATROU, ELISE MASSACRET ET A.O.P.
ONT ÉLABORÉ CETTE RECHERCHE HISTORIQUE :
- le Bureau des adoptions :
Robert PAVY et Odile SCANLON
- les archives de la DASES :
Emmanuelle MAURET
CRÉDITS PHOTOS
- Archives DASES
- Archives de Paris
- Archives AP-HP
- Musée AP-HP
- Mission Communication DASES
TOUTE L'INFO SUR DASES.FR ET SUR PARIS.FR

第 46 回資生堂児童福祉海外研修研修団名簿（敬称略）

氏　名		〒	勤務先住所	職　掌	種　別
団　長	西田　篤	732-0052	広島県広島市東区光町 2 丁目 -15-55 広島市こども療育センター愛育園 TEL:082-263-0683	園長	児童心理治療施設
特　別 講　師	川﨑　二三彦	245-0062	神奈川県横浜市戸塚区汲沢町 983 子どもの虹情報研修センター TEL:045-871-8011	センター長	研修研究機関
団　員	井口　和美	204-0022	東京都清瀬市松山 3 丁目 12-17 子供の家 TEL:042-491-4876	児童指導員	児童養護施設
団　員	丑久保　行紀	348-0044	埼玉県羽生市上岩瀬 370 あゆみ学園 TEL:048-562-1221	事務長	
団　員	坂口　泰司	680-0061	鳥取県鳥取市立川町 5 丁目 417 鳥取こども学園 TEL:0857-22-4206	総括主任・家庭支援専門相談員	
団　員	松本　裕子	703-8274	岡山県岡山市中区門田本町 4-2-30 新天地育児院 TEL:086-272-1353	家庭支援専門相談員	
団　員	松本　幸治	856-0811	長崎県大村市原口町 591-2 大村子供の家 TEL:0957-55-8319	児童指導員 （副施設長）	
団　員	山口　柚里香	830-1226	福岡県三井郡大刀洗町山隈 377 清心乳児園 TEL:0942-77-3132	心理職	乳児院
団　員	林　佳世子	732-0052	広島県広島市東区光町 2 丁目 15-55 広島市こども未来局児童相談所 TEL:082-263-0683	心理療法士	児童相談所
団　員	尾谷　健	245-0062	横浜市戸塚区汲沢町 991 横浜いずみ学園 TEL:045-871-1511	セラピスト （心理職） ファミリーソーシャルワーク担当	児童心理治療施設
事務局	白岩　哲明	104-0061	東京都中央区銀座 7-5-5 資生堂社会福祉事業財団 TEL:070-3859-0263	常務理事・事務局長	
事務局	田中　恵子	104-0061	東京都中央区銀座 7-5-5 資生堂社会福祉事業財団 TEL:090-1260-2543	事務局	

資生堂児童福祉海外研修の実績一覧

開催年度	研修先	団員種別（人数）	期間（日数）	研修内容
第1回（1972）	ヨーロッパ（含北欧）	養・保・児（5）	28	海外福祉事情視察
第2回（1973）	アメリカ・カナダ	精・重・肢（29）	29	大学・病院及び付属研究所各種施設の視察
第3回（1974）	ヨーロッパ（含北欧）	養（23）	22	ヨーロッパ6カ国での児童福祉事情視察
第4回（1975）	ヨーロッパ（含北欧）	養・教（25）	22	ヨーロッパ5カ国での児童福祉事情視察
第5回（1976）	アメリカ・メキシコ	乳・虚（25）	26	地域ぐるみの子育てと里親制度、アメリカ・メキシコの児童処遇
第6回（1977）	アメリカ	養・母（26）	24	養護施設及び母親制度、母子福祉の視察研修
第7回（1978）	ヨーロッパ	養・子どもの国（25）	16	児童健全育成に関する民間施設活動
第8回（1980）	アメリカ	養・母・乳（25）	15	児童処遇における施設と地域社会・児童の特性に応じた生活指導方法
第9回（1981）	オーストラリア	養（18）	14	分散小舎制の運営、地域社会関係
第10回（1982）	アメリカ・カナダ	養（18）	17	アメリカ・カナダの要養護児童に対する居住型施設の形態及び機能についての調査研究
第11回（1984）	オーストラリア（含タスマニア）	養（15）	15	児童養護のネットワークづくり
第12回（1985）	ヨーロッパ（3カ国）	養（15）	15	家庭の病理からくる情緒障害児・家族への指導
第13回（1986）	アメリカ	養（15）	15	施設養護と家庭養護
第14回（1987）	アメリカ	養・教（17）	14	非行傾向を示す児童の処遇問題
第15回（1988）	アメリカ	養・教（17）	15	非行傾向を示す児童の処遇問題 ～ファミリープログラムを含めて～
第16回（1989）	オーストラリア	養・教・情・母・精（17）	15	児童福祉施設と地域社会とのかかわり方について
第17回（1990）	オーストラリア	養・教・情・母・精（17）	15	地域社会での児童福祉の在り方を探る

開催年度	研修先	団員種別（人数）	期間(日数)	研修内容
第18回（1991）	ヨーロッパ	養・教・情・母・精（23）	15	児童の権利と児童養護活動
第19回（1992）	ヨーロッパ	養・教・情・母・精（25）	15	児童の権利と家庭機能支援活動を探る
第20回（1993）	アメリカ・カナダ	養・教・情・母・乳・精・肢（25）	15	家庭と子どもの権利を考える
第21回（1994）	アメリカ	養・教・情・母・肢（13）	15	子どもの権利と家庭への支援について
第22回（1995）	ヨーロッパ（含北欧）	養・教・情・母・乳（12）	14	児童の最善の利益について
第23回（1996）	オーストラリア・ニュージーランド	養・教・情・母・乳（17）	11	日本の児童福祉施設の将来の在り方を探る
第24回（1997）	イギリス	養・教・情・母・乳（14）	12	地域社会が求める福祉サービスのあり方
第25回（1998）	アメリカ	養・自立・情・母・乳（13）	14	アメリカの児童虐待の実態について
第26回（1999）	カナダ	養・自立・情・母・乳（15）	13	子どもの権利擁護と福祉と福祉サービス
第27回（2000）	カナダ	養・母・児家・自援・情・知（13）	14	自助、共助、公助による自立支援教育など
第28回（2002）	アメリカ	養・母・自立・情（13）	15	里親制度と被虐待児への対応
第29回（2003）	オーストラリア・ニュージーランド	養・乳・自立・情（15）	14	地域社会を巻き込んだ家族支援
第30回（2004）	カナダ	養・母・乳・自立・情・自援・里親（19）	15	家族の重要性を重視し、コミュニティをベースにしたより柔軟なサービス
第31回（2005）	カナダ	養・乳・自立・情・児家セン（14）	15	カナダ東部地区における児童虐待予防策の研修と児童福祉現場の実態研修
第32回（2006）	アメリカ	養・母・乳・自立・情・児家セン（15）	15	「愛着の絆～その結び方と修復について」及虐待予防策「ヘルシースタートプログラム」の研修
第33回（2007）	フランス・イギリス	養・母・乳・自立・情・児家セン・自援（14）	15	「フランス・イギリスにおける児童養護の考え方と被虐待児及びその保護者への対応について」
第34回（2008）	ニュージーランド	養・母・乳・自立・情・児家セン・里親（15）	15	「ニュージーランドが推進する地域支援型被虐待児への対応について」

開催年度	研修先	団員種別（人数）	期間(日数)	研修内容
第35回（2009）	アメリカ	養・母・乳・自立・情・児家セン（15）	15	「アメリカで推進されている児童虐待防止活動及び虐待を受けた子どもたちの心の傷を癒す最新知識とその実践方法を学ぶ」
第36回（2010）	アメリカ	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	15	「トラウマの癒しの様々な治療形態と、それらの施設における応用」「愛着を深める家庭訪問事業を支える、ラップアラウンドプログラムの見学と研修」
第37回（2011）	スウェーデン・デンマーク	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	15	「北欧の子ども虐待対応及び、社会的養護のあり方を学び、日本の実状に照らし合わせ、将来の児童福祉の姿を探る」
第38回（2012）	ドイツ・イギリス	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	15	「ドイツとイギリスの児童福祉と社会的養護の歴史と実情を学びながら、『今後の児童福祉施設の機能と特長』や『里親と施設とのパートナーシップ』を探り、日本のあるべき将来像について考える」
第39回（2013）	フィンランド・オランダ	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	15	二国の子どもと家族に対する予防的支援、児童福祉施策の展開と関連機関の現状と課題、多分野協働の実情を把握し、日本の児童福祉施設のあり方と子ども家庭支援の方向性を探る
第40回（2014）	アメリカ	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	15	米国の福祉施策の展開とともに、予防的支援や介入の現場で活用される最先端の知識を学び、地域の予防的拠点としての施設の役割も含め日本の児童福祉のあり方を振り返り、今後の方向性を探る
第41回（2015）	カナダ	養・母・乳・自立・情・児家セン（11）	13	子どもの権利擁護の現状、児童福祉制度、子育て支援及び保育政策、虐待やメンタルヘルス対応、里親と養子縁組に係る制度政策を具体的施策に併せて学び、日本の施設における子どものケアや家族支援の質的向上、子どもと子育てをサポートするコミュニティづくりを進めるうえで果たすべき役割を考える
第42回（2016）	カナダ	養・母・乳・自立・情・児家セン（12）	13	BC州の児童福祉の状況について、多角的、総合的に学ぶ。日本でも重視されるようになってきている周産期の予防支援に主眼をおき、「乳幼児対応」「虐待予防支援」「人材育成」を中心的テーマに据え、昨年のオンタリオ州研修と今回の研修で得られた知見とを踏まえ、日本の現状と今後のあるべき方向性について検討を深める
第43回（2017）	ルーマニア・ドイツ	養・母・乳・自立・児家セン（12）	13	ルーマニア：1989年以降の児童家庭福祉制度と施策の概況、子どもたちへの支援を学び、子どもの回復を支え、さらに一歩踏み込んで次の世代へ負の連鎖を断ち切るため、日本の児童福祉現場に求められるビジョンと支援のあり方を考える ドイツ：児童家庭福祉制度・政策の理念と歴史的変遷、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本の次世代育成と児童家庭福祉政策を振り返り、社会的養護に関わる立場で果たすべき役割を考える
第44回（2018）	イギリス	養・母・乳・自立・児心・児家セン（12）	13	イギリス児童福祉の制度・政策の概要および日本の政策への影響、システムの運用についての現状と課題、ケアの実際、児童福祉の歴史的背景と近年の傾向、子どもをとりまくイギリス社会の実情を学び、日本の児童福祉の促進と発展のためイギリスから学ぶべきは何かを見直し、これからの児童福祉のあり方を議論する

開催年度	研修先	団員種別（人数）	期間(日数)	研修内容
第45回（2019）	ポーランド・ベルギー	養・母・乳・自立・児心・児家セン（12）	16	「子どもの権利」を研修テーマの中心に据え、その起点となるポーランドと、権利擁護の推進に力を入れてきたベルギーの二つの国を視察し、子どもの権利擁護の原点と展開、今後の展望について深く学び、日本の子どもの権利擁護のこれからを考える 研修のポイント：権利擁護、ベルギーの予防的支援、ベルギーとポーランドの児童保護対応と社会的養護
第46回（2021）	フランス	養・乳・児心（8）	12（研修実施日）	＜オンライン研修＞ フランスの子どもと家族をめぐる制度・政策とその背景、現状と課題、施策の具体的展開を学び、日本の次世代育成と児童家庭福祉のあり方を考える

編　集　後　記

資生堂児童福祉海外研修において初めてのオンライン海外研修は今までの研修の中で一番長期間の研修だったと思います。報告書の完成まで入れれば、気持ちは半年以上フランスに渡航していたことになります。フランスの児童福祉は子どもの権利を基に、子どもが何を必要としているのかを考え、安心安全に暮らせること目的にして考えられていました。また、必要とされるならすぐに検討し変化していくことは、フランスの文化の中に培われており、私たちもイノベーションという言葉を使い、日本の児童福祉に新たな価値と創造していかなくてはいけないと感じました。本研修に参加するにあたり、支えてくださったすべての皆様に感謝いたします。（坂口泰司）

報告書を無事作成し終えることができて、ほっとしています。フランスの児童福祉の制度は複雑で、日本の制度に置き換えることが難しく、それぞれの視察先が制度全体の中でどのような位置にあるのかわからなくなることが何度もありました。団員で話し合う中で、断片的であった情報同士がつながり、つながりが積み重なって、まとまりができていきました。今回の報告書はその成果です。複雑な制度のいくらかを、皆様にお伝えできるものになっていれば幸いです。視察も大変刺激的な時間でしたが、報告書の編集作業も学び多き時間でした。今後は、研修で学んだことを報告する中で、さらに理解を深めていきたいと思っております。研修に送り出してくださった職場の皆さま、協議会の皆さま、貴重な研修の機会を作ってくださった資生堂財団の皆さま、ありがとうございました。（尾谷健）

コロナ禍での事前研修を含め６回に分けてのリモート研修。「明日からフランスに行ってきます」と伝えるたびに、職場の皆さんから笑顔で送り出されました。時差が８時間もあったため、時には睡魔とも戦いながら…無事に研修を終えることができました。研修で得た情報の量は膨大でした。報告書作成にあたっては、視察先で得た情報をより正確に伝えるために議論を重ねる編集委員の仲間の姿に感奮しました。視察先の報告はもちろん、合間のコラムなども、団員や協力してくださった方々の想いが込められたものになっていると思います。今回の経験を生かし、今後「子どもが中心にいる支援」を考え実践していけるよう努力していきます。ご協力、支援してくださった皆様に感謝致します。(松本裕子)

初めて触れるフランスの児童福祉の世界は、研修中の事前準備と視察、そして振り返りを行っても疑問が増える一方でした。しかし編集作業を行う中で、事前準備で得た情報や研修中に頂いた情報などを再度読み直し、また調べ直すことでより理解を深められたと思います。フランスの方々は学ぶことに対してとても意欲があり、熱意を持って児童福祉に携わっていると研修の随所で感じました。私も学ぶことへの意欲と熱意を持って、子どもにとってよりよい支援をこれからも行っていきたいと思いました。貴重な研修に参加する機会を与えてくださった関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。（山口柚里香）

研修では「イノベーション」とか「実験室」といった言葉が聞かれ、さすが、保守的な考え方や体制に挑戦をしたフランス革命の国だけあって、革新性に好んで挑む気概を感じました。「調和」や「統制」はあまり感じられませんでしたが、課題があれば誰かがその解決を図ろうとし、取組みや体制が実状に合わなければ調整や修正を加えていくという活動の繰り返しは、イノベーションの介在によって独特の展開をみせているようにも思われました。コロナ禍で渡航をせず、そして後半は皆で集まることもできなくなった今研修でしたが、皆さんの知恵と工夫と努力でイノベーティブな研修を実現できました。研修を終えたこれからは、深められた見識を活かされ、子ども一人ひとりが豊かな人生を送ることができる社会の実現のために、日本の児童家庭福祉に新たな価値を生み出されますよう。皆さんのますますのご活躍を祈念しております。（田中恵子）

＜表紙について＞
現地には行かない「海外研修」となりました。初のオンライン研修の様子とパソコンの画面越しにみたフランスの風景をお伝えしたくて試行錯誤し、このような表紙になりました。「enfants」は「子どもたち」の意味です。そしてフランスへの敬意を込めて「liberte 自由」「egalite 平等」「frantemite 友愛」という文字を加えました。

第 46 回（2021 年度）資生堂児童福祉海外研修報告書

初版　2022 年 7 月 11 日
第 2 版　2023 年 4 月 15 日　128 頁目 < 資料 > 変更

公益財団法人　資生堂子ども財団
〒 104-0061　東京都中央区銀座 7-5-5

制作　ジャパンプリント株式会社
〒 170-0005　東京都豊島区南大塚 3-46-3

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団